

平成31年第1回(3月)波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内 容
第1日	3月4日	月	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 町長の施政方針及び提案要旨の説明 議案審議（委員会付託・質疑・討論・採決） （施政方針に対する一般質問通告開始）
第2日	3月5日	火	本会議	予算審議（各新年度予算：特別委員会付託）
第3日	3月6日	水	委員会	予算特別委員会（一般会計） （施政方針に対する一般質問通告期限）
第4日	3月7日	木	委員会	予算特別委員会（一般会計）
第5日	3月8日	金	委員会	予算特別委員会（特別会計及び企業会計） 議会運営委員会（施政方針質問内容審査）
第6日	3月9日	土	休 会	
第7日	3月10日	日	休 会	
第8日	3月11日	月	委員会	予算特別委員会（予備日） 常任委員会（付託事件の審査等）
第9日	3月12日	火	休 会	
第10日	3月13日	水	委員会	常任委員会（付託事件の審査等）
第11日	3月14日	木	休 会	
第12日	3月15日	金	休 会	※議事整理（閉会中の継続調査申出期限）
第13日	3月16日	土	休 会	
第14日	3月17日	日	休 会	
第15日	3月18日	月	本会議	一般質問
第16日	3月19日	火	本会議	一般質問

第17日	3月20日	水	本会議	各委員長報告（質疑・討論・採決） 議案審議（質疑・討論・採決）
------	-------	---	-----	------------------------------------

平成31年第1回（3月）波佐見町議会定例会会議録目次

第1日目（3月4日）（月曜日）

1. 開 会	2
1. 諸報告	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 町長の施政方針及び提案要旨の説明	2
1. 総務文教委員長報告	20
30請願第1号 「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を 政府に対し提出を求める請願	
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	26
・平成30年度補正予算（6件）・条例改正 ・東小学校プール改修工事請負契約の変更について	
1. 散 会	75

第2日目（3月5日）（火曜日）

1. 開 議	78
1. 予算特別委員会付託	78
・平成31年度各会計予算	
1. 散 会	118

第15日目（3月18日）（月曜日）

1. 開 議	120
1. 一般質問	
堀池 主男 議員	120
(1) 庁舎建設について	
(2) 教育行政について	
(3) 施政方針について	
城後 光 議員	138
(1) 波佐見町職員の勤務環境について	
横山 聖代 議員	154
(1) 社会的弱者を取り巻く環境整備について	
北村 清美 議員	172
(1) 平成31年度予算について	
(2) 特定健診等について	
(3) 施政方針について	
脇坂 正孝 議員	190

	(1)町の公有財産に設置されている自動販売機について	
	(2)施政方針について	
1.	散 会	204

第16日目（3月19日）（火曜日）

1.	開 議	206
1.	一般質問	
	太田 一彦 議員	206
	(1)産業振興について	
	(2)防災訓練について	
	(3)施政方針について	
	三石 孝 議員	223
	(1)歴史文化交流館（仮称）について	
	(2)ふるさとづくり応援寄附金の取扱いについて	
1.	散 会	242

第17日目（3月20日）（水曜日）

1.	開 議	244
1.	諸報告	244
1.	提案要旨の説明	244
1.	議案審議（質疑・討論・採決）	244
	・発議第1号 「消費税率10%への引き上げ中止」を求める意見書	
	・平成31年度各会計予算について	
	・条例改正・工事請負契約の締結について	
1.	閉会中の継続調査	277
	（総務文教委員会・産業厚生委員会・議会運営委員会）	
1.	閉 会	278

第1日目（3月4日）（月曜日）

諸報告

1 諸般の報告

(1) 例月現金出納検査結果の報告（11、12、1月分）

(2) 定期監査報告

(3) 委員会報告

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 町長の施政方針及び提案要旨の説明

第 4 30請願第1号 「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府
に対し提出を求める請願

（以上1件 総務文教委員長報告）

第 5 議案第8号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）

第 6 議案第9号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
3号）

第 7 議案第10号 平成30年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
号）

第 8 議案第11号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

第 9 議案第12号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3
号）

第 10 議案第13号 平成30年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）

第 11 議案第14号 波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例

第 12 議案第16号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第 13 議案第15号 波佐見町中小企業・小規模企業振興基本条例

第 14 議案第24号 東小学校プール改修工事請負契約の変更について

第1日目（3月4日）（月曜日）

1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	城後	光
3番	横山	聖代	4番	三石	孝
5番	北村	清美	6番	脇坂	正孝
7番	百武	辰美	8番	中尾	尊行
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	石峰	実	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中村 和彦 書記 山田 清

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬	政太	副町長	松下	幸人
総務課長	村川	浩記	商工振興課長	澤田	健一
企画財政課長	前川	芳徳	税務課長	朝長	哲也
住民福祉課長	山口	博道	健康推進課長	本山	征一郎
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長	義之	建設課長	楠本	和弘
水道課長	堀池	浩	会計管理者兼 会計課長	宮田	和子
教育長	中嶋	健蔵	教育次長	福田	博治
給食センター所長	林田	孝行	総務班係 課長	松添	博
企画財政課 財政管財係長	坂本	昌俊			

午前10時 開会

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成31年第1回波佐見町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

これから、諸般の報告を行います。

例月現金出納検査結果の報告、定期監査報告及び委員会報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

また、今定例会までに受理いたしました陳情書については、配付にとどめておきますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今井泰照君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番 石峰実議員、1番 福田勝也議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（今井泰照君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの17日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月20日までの17日間と決定しました。

日程第3 町長の施政方針及び提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第3．町長の施政方針及び提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに平成31年第1回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

開会に当たり、町政運営についての所信を申し述べますとともに、本日提出しました平成31年度各会計の予算及びその他の議案について御説明申し上げます。

私は、平成10年9月町長就任以来、開かれた町政のもと、「至誠実行、不易流行、温故創新」を町政の基本理念とし、常に町民皆様が安心して希望が持てる元気で住みよいまちづくりを目指して、行財政改革、地場産業である窯業・農業の振興、「来なっせ100万人」のスローガンのもと、観光交流人口の拡大、企業誘致による雇用の創出等を主要政策として精力的に推進してまいりました。

この間、議員の皆様をはじめ町民の皆様には、町政全般にわたって御理解と御支援、御協力を賜り、事務事業が円滑に推進しておりますことに心から感謝申し上げます。

おかげをもちまして、今、その成果が顕著にあらわれてきており、元気のある町として広く認知されるようになりました。今後もこれまでの施策に加え、福祉保健の充実、教育・文化・スポーツの振興、自治会活動の支援推進、女性と若者が活躍できる環境づくり、誘致企業との連携等を町政運営の柱とし、「子供たちがはつらつと」「青壮年が伸び伸びと」「高齢でも生き活きと」波佐見町が輝くまちづくりに職員と一丸となって取り組んでまいります。

さて、ことしは4月30日に天皇陛下の退位と5月1日には皇太子殿下が天皇に即位される記念すべき年であります。

平成の30年間は、昭和のアナログ社会からデジタル社会へと発展し、膨大な情報を瞬時に送ることができるようになり、社会生活も格段に便利になりましたが、その反面さまざまな弊害を生みました。また、戦争のない平和な時代でありましたが、地球温暖化が進み、自然災害が猛威を振るった時代でもありました。

来るべき新しい元号の時代はどのような時代になるのか。少子高齢化は急速に進展し、経済が縮小するなどの不安を覚えますが、反面、科学技術はますます発展し、AIロボットの活躍や自動運転自動車の普及による交通事故の減少、また、がんなどの病気が制圧され、人

生100年の時代が到来するともいわれています。

そのような時代の入り口であることは、4月には統一地方選挙、7月には参議院議員選挙、10月には消費税率が10%にアップされるなど、大きく変革される年であります。現在、第198通常国会で審議されています平成31年度予算をはじめ、消費税率アップに伴う各種施策等、国の動向を的確に捉え、簡素で効率的な行財政運営に努めてまいり所存であります。

それでは、平成31年度の主要な施策の概要を第5次波佐見町総合計画の施策に従い、御説明申し上げます。

1、快適で住みよいまちづくり。

(1) 環境保全と景観整備。

本町の豊かな自然を後世の子供たちに引き継ぐためには、町民一人一人の自然保護意識の高揚が不可欠であり、自然と調和した快適な生活環境の保全に努める必要があります。そのためにも、懸案となっております波佐見町環境保全条例につきましては、町民や議員皆様方からの御意見をもとに十分な調査、研究等を行い、本町にふさわしい条例となるよう、早期の制定に向けて取り組んでまいります。

また、郷自治会や集団資源回収団体、河川愛護団体などの活動により、地域環境の維持・向上が図られておりますが、今後につきましても地域の環境美化活動へのさらなる支援を図ってまいります。

(2) 快適環境づくり。

民間住宅の整備について。

定住と安心して子供を産み育てることができる住居環境の整備を促進し、住宅性能向上リフォーム支援事業、3世代同居・近居促進事業についても、引き続き実施してまいります。

次に、上水道・下水道の整備について。

水道法の改正により、水道事業は、「計画的整備」から「基盤強化」へと移り、維持管理の時代に入りました。時代の変化に対応した、より安全で強靱な水道を持続するため、中長期的な経営戦略や施設整備計画を策定し適切な資産管理を行い、合理的な管理運営と施設整備を進め健全経営に努めてまいります。

公共下水道事業は、供用開始後15年が経過し、これまで中央処理区315ヘクタールが整備済みで、下水道普及率は45.7%、水洗化率では88.1%になっており、公共下水道区域では、下水道への早期接続を促し下水道普及に努めます。

公共下水道区域外においては、個別処理の浄化槽設置補助事業を推進しており、平成30年度末現在で設置数が1,359基、普及率にして31.1%と見込んでおり、浄化槽の普及を一層図ってまいります。

工業用水道事業については、企業のニーズに応じた工業用水を安定的に供給し、公営企業として健全な事業経営に努めます。

次に、都市基盤の整備について。

西ノ原土地地区画整理事業は、平成9年に国の事業認可を受け、進めてきましたが、本町の財政事情等により限られた予算の範囲で整備を進めており、平成30年度末での事業進捗の見込みは26.8%となっています。平成31年度も引き続き、建物移転補償や住宅造成工事等を計画しておりますが、依然として厳しい財政状況にありますので、今後の事業実施に当たっては、国、県並びに地元とも十分協議・調整を図りながら進めてまいります。

2、働く喜びを持てるまちづくり。

(1) 商工業の振興について。

窯業の振興について。

近年、波佐見焼の知名度が全国的に向上してきており、メディア等にも取り上げられ、他産地と比較すれば、非常に元気で活性化していると実感するところであります。これは、窯業界の各組織と行政が縦横断的に連携し、顧客の視点に立って発想し、波佐見焼への共感、信頼、価値観を高めてきたこれまでの取り組みの成果であるといえます。

先般、東京ドームで開催された「テーブルウェア・フェスティバル」では、波佐見焼の特集企画展も開催され、さらに波佐見焼の人気も高まり、にぎわいを見せ、平成31年度も新しい視点を加えながら引き続き取り組んでまいります。

この事業以外にも、「波佐見焼サクセッサー養成講座」では引き続き芸術系大学で開催し、東京や地方都市など消費地での波佐見焼フェアをはじめ、その他の催事出展など今後も業界と一体となって積極的に取り組み、あらゆる角度から団体・組織・大学等と連携し、他産地との差別化を図るとともに、販路拡大など波佐見焼の振興とブランド化に努めます。

また、伝統工芸士会40周年記念事業への支援のほか、若手伝統工芸士の活躍の場つくりのための「伝統工芸士チャレンジ事業」にも引き続き取り組み、陶磁器産業の振興と窯業一大産地としての認知度向上を図ります。

なお、「窯業人材育成事業」は、平成31年度から制度を一新して、新たなクールの中で事

業を行っていきます。

次に、商業の振興について。

町内の小売商店等を取り巻く環境も、大型店舗との競合、交通網整備による移動時間の短縮、購買形態の多様化などにより、引き続き大変厳しい状況にあります。

地域経済の活性化のためには地域を支える中小企業、小規模企業の振興が不可欠で、その対策の一層の推進を図る必要があります。商工会と連携した支援を行うとともに、各店の個性を引き出し、購買力の向上対策として、商工会が実施する各事業に対しても支援し活性化を図ります。

また、商工会と行政の連携事業で実施した「はかたdeはさみ」についても、引き続き取り組んでまいります。あわせて、「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、中小企業・小規模企業振興施策の一層の推進を図ってまいります。

また、平成27年度から制度改正した中小企業振興資金制度や創設した創業支援資金に対しては、非常に大きな反響があり、多くの御利用をいただいたことから、引き続き商工業者の皆さんの経営基盤の安定に寄与してまいります。

創業支援については、相談者の相談内容や状況を把握し、相談者の状況・ステージに応じた支援を的確に実施できるように、県や商工会、金融機関、産業振興財団と連携した創業支援体制を構築し、町や商工会を相談窓口としてさまざまな課題解決に向け支援していきます。

次に、企業誘致について。

町営工業団地は平成29年度に完売となりましたので、今後は誘致企業や地場企業のフォローアップ、小規模空き工場や空き店舗の紹介などを行い、少しでも多くの雇用の場が創出されるよう中小企業の誘致に努力してまいります。

次に、消費者行政について。

情報や商品があふれる現状の中で、特殊詐欺や訪問販売などの多様化する悪質商法や商品から消費者の安全と安心を確保するために、県と連携した相談体制の充実に努めるとともに、被害防止のための啓発活動をなお一層強化し、積極的に取り組んでまいります。

(2) 農林業の振興。

農業の振興について。

国内の農業を取り巻く状況は、依然として、農畜産物の国内需要の減少、農業従事者の高齢化、遊休農地の増加等により農業生産基盤の弱体化が続いており、さらなる農業構造の改

革、新規雇用就農者などの担い手確保や、農業経営者の経営力向上が喫緊の課題となっています。

そのような中、国においては、農業者の負担軽減を図るためのスマート農業の展開や、労働力確保のための外国人労働者の受け入れ体制の整備、制度発足後5年を経過した農地中間管理事業の見直しなど、農業の競争力強化を目的とした新たな政策が展開されます。

駄野地区においては、既に基盤整備事業が進捗中ですが、あわせて、基盤整備後の営農活動が本格始動できるよう、現在、国の支援を受けながら園芸作物の実証試験に取り組みされており、引き続き関係機関と連携し支援してまいります。

農地の維持・保全策としては、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業など、国や県の制度を有効に活用し、持続的な営農活動が展開できるよう支援してまいります。

また、鳥獣被害対策においては、防護柵の設置範囲が拡大したことや猟友会員による地道な捕獲活動により、農作物への被害も減少傾向にあります。

近年では、ジビエ料理が注目されており、本町に開設された食肉処理加工所との連携を図りながら、捕獲したイノシシ等の有効活用について支援を図ってまいります。

次に、林業の振興について。

林業の振興については、森林は地球温暖化防止や災害防止など多面的機能を有し、国民一人一人に恩恵を与えていますが、木材価格の低迷や所有者不明の森林の増加などにより、森林所有者による適正な森林管理には限界があるとして、平成31年度から新たな森林経営管理制度がスタートします。あわせて、森林整備等に必要な恒久的かつ安定的な財源を確保するための「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されますので、関係機関と連携し効果的な活用策を検討します。

また、「生涯現役」を合い言葉に、日本一のハラン産地を目指し、活発な活動を展開されている「東彼林業研究会」の活動が充実・発展するよう支援に努めてまいります。

3、人に優しい福祉のまちづくり。

(1) 福祉環境の充実。

高齢者福祉の充実について。

本町の高齢化率は、平成31年1月末現在30.6%と昨年よりも0.5ポイント増え、毎年増加の傾向にあります。このような中、高齢者が生涯元気で、生きがいを持って社会参加できる

まちづくりを推進するため、老人クラブの活動支援、シルバー人材センターの運営支援を引き続き行ってまいります。

また、一人暮らしの高齢者等が、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、またシルバーボランティア連絡会等による見守りや、さらに緊急通報装置などの活用により、安心・安全な暮らしを確保するための支援を行います。

次に、児童福祉・子育て支援の充実について。

子供たちを取り巻く環境等が大きく変化する中、平成25年度に開設した「子育て支援センター」については、多くの利用をいただき、好評を得ているところですが、今後も子育て家庭の親と子供が気軽に集い交流を行う場所として、また、子育てについての相談、情報提供、助言を行う場所としてセンター運営の充実を図り、子供の健やかな育ちを支援していきます。

また、現在国が進めております平成31年10月からの保育料の無償化制度へも的確に対応してまいりますとともに、認定こども園や保育所の運営費及び延長保育、一時保育事業への補助、放課後児童クラブへの運営支援など、保護者が安心して就労できる環境づくりに努めてまいります。

福祉医療制度につきましては、これまで対象を乳幼児から中学生までとしておりましたが、平成31年度からさらに高校生まで引き上げ、他市町に先駆けての医療費助成を行うこととしております。

さらに、虐待等の未然防止と情報交換を目的とする「要保護児童等地域対策協議会」を開催し、養育に不安を抱える家庭等への支援の充実に努めてまいります。

次に、障害者福祉の充実について。

東彼地区保健福祉組合が3町共同事業として実施している「東彼地区障がい者地域生活支援センター運営事業」においては、相談支援や意思疎通支援、活動支援センター事業などの地域生活支援事業が実施されており、利用者も年々増加の傾向を見せるなど、順調な運営をなされております。

今後も、障害のある人がその能力や適性に応じた日常生活や社会生活を営むことができるよう、適切なサービスの提供に努めるとともに、障害者福祉団体の活動支援についても引き続き取り組んでまいります。

(2) 保健・医療・介護環境の充実。

健康で活力ある生活を送るためには、町民一人一人が日ごろから健康に対する意識を持つ

ことが重要です。国は、これから訪れる人材不足の問題を元気な高齢者が担うことを考えており、健康であることがより重要になっています。そのために、特定健康診査や各種検診の受診率向上を図り、特定保健指導の充実に努めます。

また、母子保健は生涯を通じた健康づくりの出発点です。次世代育成のため、妊娠期から育児期までに十分な健康相談や健康診査等で状況把握に努め、安心して出産・子育てができる環境づくりを目指し、妊婦健康診査・乳幼児一般健康診査などの費用助成、妊婦教室、乳児健康相談、5歳児発達健康診査、歯科健診など事業の充実に努めます。

健康増進対策については、高齢化や生活環境が変化する中で、健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病の発病予防、重症化予防、がん検診の受診率向上等、自治会・老人会・婦人会・壮年会などの各種団体とも連携を図りながら、啓発及び実施に向けた取り組みを進めます。

また、「健康はさみ21」における施策の普及啓発を行い、町民の健康づくりの意識の高揚と関係機関、団体等と協働し、生涯にわたって健康づくり活動ができる環境整備を図ります。

介護保険制度が始まって19年が経過しました。高齢者の急増に伴う介護サービス利用者の急増やニーズの多様化により、介護保険給付費は大幅に増加しています。このため、「波佐見町第7期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が本人の能力を生かし、生きがいを持って暮らすことができる「生涯現役社会」を目指してまいります。

2025年を見据えた在宅介護への転換の流れの中、医療と介護の連携を密にする多職種連携の体制づくりや、「自助、互助、共助、公助」の考え方に立った「地域包括ケアシステム」の充実・推進など、地域全体で支え合う仕組みが重要であります。

このようなことから、地域包括支援センターが中心となり、庁内横断的な連携・協力をさらに発展させ、地域住民等と協働して地域課題の把握・解決を図る仕組み、いわゆる生活支援体制整備に取り組み、身近な地域で支える「地域包括ケアシステム」の構築に向け、さらなる充実に努めてまいります。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県も共同保険者となりました。さらなる医療費適正化並びに保健事業の取り組みにより、健全で安定的な運営を図ってまいります。

4、豊かな心を育むまちづくり。

(1) 生涯学習の充実。

社会が多様な変化を見せている中、次世代を担う波佐見町の人づくりに重点を置き、学校教育と社会教育が一体となって、生涯にわたり学習し、学び合える教育環境を構築するため、

地域、家庭、学校が一体となって教育行政を推進してまいります。

学校教育の充実について。

未来を切り開き、将来の波佐見町の担い手となる児童生徒の「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」を育成し、いわゆる「生きる力」を育む教育を推進していきます。

また、礼儀と社会規範を身につける「道德教育」や、郷土波佐見を学ぶ「ふるさと教育」を推進し、「知・徳・体」のバランスのとれた人間形成に努めてまいります。

さらに、来年4月から完全施行される新学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」が実践できるよう、児童生徒一人一人が「学ぶ力」を身につけ、厳しい社会に出ても自ら行動し、問題解決を行う主体的教育力の育成を図るとともに、地域とともにある学校運営を図る「コミュニティスクール」の設立準備を進めます。

一方で、「就学援助」の制度周知を進め、学習環境の充実を推進するとともに、きめ細やかな教育支援が必要な児童生徒に対する「特別支援教育支援員」の配置、「外国語指導助手」の増員や「学力向上支援員」を配置し、子供たちの確かな学力向上対策に努めます。

また、学校施設の計画的な改修を進めるため、「学校施設の長寿命化計画」策定を行うとともに、県が選定した「統合型校務支援システム」導入により教職員の働き方改革を支援し、児童生徒や教職員が学習に集中できる教育環境の整備を進めます。

さらに、学校給食については、郷土の食材を使った給食内容の充実と給食センターの設備改修と衛生管理により、心身ともに健やかでたくましい児童生徒の育成と家庭における「食育」を進め、安心安全な学校給食の推進を図ります。

次に、社会教育の充実について。

少子高齢化等、社会構造が急激に変化する中であっても、誰もが学び合える多様な生涯学習に取り組み、生きがいや喜びを感じる社会教育の充実を図ります。

中でも、英会話、やきもの文化体験、郷土学習など、本町独自の取り組みである「人づくり推進事業」を継続し、人材育成を進めるとともに、「生涯学習のつどい」や「いきいき大学」、「自治公民館指定活動」などを通じて、子供から大人までが「ともに学び、ともに実践する」地域教育・家庭教育の醸成を図ります。

次に、青少年の健全育成について。

青少年の心身とも健やかな成長を図るため、社会環境の健全化活動を積極的に推進します。

また、児童生徒の安全対策においては、学校での安全指導、安全管理の一層の推進と、地

域における「地域の子供は地域で守り育てる」との共通認識を深め、各種関係団体との連携を図ってまいります。

一方で、いじめ・不登校・体罰・虐待など、幼児や児童生徒に対する問題事案が大きな社会問題になっていることに鑑み、「波佐見町子育て5カ条」を基本に、家庭・地域の教育力を高めるとともに問題事案に迅速に対応できるよう、関係機関との連携を深め、地域全体で子供たちを守り・育む環境づくりに努めます。

次に、生涯スポーツの推進について。

幼児から高齢者まで、それぞれの年齢や体力に応じた生涯スポーツの推進を図るとともに、町民相互の親和、親睦や交流の場づくりに努めます。

また、体育協会、スポーツ少年団や中学校部活動等、関係団体の組織充実や、「鴻ノ巣テニスコート」の全面改修をはじめとする社会体育施設の計画的な改修を進めるとともに、「九州・全国大会への出場支援」を拡充し、競技力向上に努めます。

さらに、「町民大運動会」や「町一周駅伝大会」などの実施により地域の一体感を養い、町民の総親和や地域活性化を進めます。

(2) 文化・芸術の推進。

地域文化・芸術の継承と創造について。

文化協会をはじめとする各種文化団体との連携を図り、町民文化祭や町民音楽祭等を開催し、町民の文化意識の高揚と芸術活動を支援します。

また、本町に内在する貴重な文化財の保存、研究を進めるとともに、保存会等の運営支援や中尾・鬼木地区について、国の「文化的景観」指定に着手し、波佐見町の貴重な地域文化を将来に継承します。

これら波佐見町の貴重な文化財を子供たちや町民皆さんが見て・触れて・学び、郷土の歴史・文化を学べる施設として、そして町内外への公開と交流の拠点として「歴史文化交流館(仮称)」の整備に着手し、「波佐見町の文化の継承と創造」を進めます。

(3) 人権教育の推進。

人権教育の推進については、価値観が多様化する現代社会において、町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別なく人格と個性を尊重し合える共生社会の実現が求められています。

このため、人権尊重思想の普及高揚のための広報活動や、人権擁護委員による毎月1回の人権相談の開設、小学校に花の種を配布し、命の大切さや思いやりの心を育む「人権の花運

動」の実施など、今後も人権擁護活動に積極的に取り組んでまいります。

次に、男女共同参画社会の推進について。

昨年策定しました第2次男女共同参画計画に沿って、男女が互いに尊重し合い、ともに活躍できる社会の実現を目指して、より一層暮らしやすいまちづくりに努めます。

5、安心・安全なまちづくり。

(1) 安全対策の充実。

交通体系の整備について。

平成30年度に見直しを行った「予約制乗合交通」も順調に運行されており、引き続き利用者の利便性向上のために、利用方法の説明や意見要望を丁寧かつきめ細やかに聴取し、路線バスとタクシーとの3層での交通システムの連携確立を図ります。

県道の整備については、本町道路網の骨格をなす最も重要な幹線道路であり、県への要望を行いながら重点的に取り組んでいます。

九州新幹線長崎ルートで最寄り駅となる嬉野駅への交通アクセスとして、主要地方道佐世保嬉野線の上永尾バス停付近から嬉野方面への約1キロについても、交通安全の確保を図るための改良工事を推進します。

一般県道波佐見山内線野々川工区は、上野々川付近の部分改良等が計画されています。

町道については、町の振興実施計画に基づき計画的に整備を進め、町道南部線志折工区の波佐見温泉から志折交差点までの整備を引き続き進めてまいります。

また、橋梁については、法定の定期点検を行い、老朽化による必要な措置を実施し、大規模改修等は年次計画により進めてまいります。

安全対策の充実について。

交通安全に関しては、第10次交通安全計画に基づき、警察をはじめ関係機関、団体と連携し、交通安全思想の普及徹底を図るとともに、危険箇所の点検や道路整備にあわせ、地元の要望等を踏まえながら安全施設の整備を進め、交通事故のない明るい社会を目指します。

また、防犯対策についても、高齢者等を狙った特殊詐欺の被害防止など、警察との連携を強固にし、犯罪のない社会の実現に努めてまいります。

非常備消防では、消防団活動のさらなる拡充を図るため、実働団員の確保に努めるとともに、年次計画による第4分団の詰所建て替えを行うほか、防火体制の強化、さらに常備消防との連携を図った訓練等を実施し、災害のない・災害に強い「安心して暮らせるまちづくり」

を推進します。

(2) 情報社会の充実。

情報基盤・電子自治体の推進について。

マイナンバーカードの普及は、まだ推進の余地が多いところであり、今後も国の方向性を見きわめ、情報共有・伝達関係のシステム強化対策を講じていきます。

また、防災行政無線と自治会有線放送システムのあり方について研究をしてきましたが、平成31年度から2カ年計画により、戸別受信機の整備を図ることとしており、自主防災組織との連携強化とあわせ、コミュニティ活動の活性化も含めて拡充してまいります。

6、人が交わるまちづくり。

(1) 交流の推進。

観光の推進については、平成29年に本町の観光交流人口は念願の100万人を達成し、111万人もの観光客に来町いただきました。30年も好調に推移しており、平成31年はさらに拡大することが見込まれます。

近年の旅行動向としては、個人旅行が主流となっており、本町では窯業・農業を中心とするなりわいや、人物、生活、文化などあらゆる素材を資源と捉えて、人と人が交わることを主眼に、これまでどおり体験型観光を推進してまいります。

今後は、体験型観光事業「とうのう」の磨き上げをはじめ、「地方創生推進交付金」や「21世紀まちづくり推進事業」を活用し、昨年度に引き続き有田波佐見間の乗り合いタクシー運行や町内を周遊する観光タクシー事業、航空会社と連携したPR事業、観光ガイド育成、産学官連携、誘導看板など受け入れ環境の向上やPRを図り、より一層の観光人口拡大に努めます。

また、平成29年度に策定した波佐見町観光振興計画に基づき、平成31年度において、観光窓口である観光協会の人員体制の増強と、DMOなどの法人化を視野に入れた組織強化を図ります。

あわせて、観光客の滞在時間や消費単価の増加を目指し、民泊の拡大や宿泊施設の活用など、滞在型観光に力を入れ収益性や消費額のアップを図り、観光客数も人数から質を重視した施策に努め、観光を通じて地域ブランドの確立を目指します。

次に、国際交流・地域間交流の推進について。

平成31年度は、本町が事務局となり「天正遣欧少年使節ゆかりの地交流事業」で、中学生

の海外派遣事業としてイタリアを訪問します。

また、韓国・康津郡や大阪・枚方市など、国内・国際交流事業や地域活性化事業等を積極的に支援するため、「波佐見町人づくり・まちづくり事業」により、個性豊かな人材育成とともに地域間交流を推進してまいります。

次に、定住の促進について。

人口減少社会に対応するため、「波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しを行い、新たな5カ年計画策定に着手し、移住定住の促進、雇用の創出、人材の育成、子育て環境の向上など、波佐見町に住みたくなるようなまちづくりに努めます。

また、国・県の施策と連動した移住定住事業にも積極的に取り組みます。

7、健全で効率的なまちづくり。

(1) 効率的・効果的な行財政運営。

福祉施策拡充に伴い、社会保障費等の増加や経年に伴う施設改修に多額の経費を要するために、基金からの繰入金で財源不足を賄う厳しい予算編成となっておりますが、多様化する行政ニーズに対応するため、効率的で効果的な行財政運営に努めます。

「ふるさと納税」については、国の指導にのっとり取り組みを行いながら、町の活性化や次世代支援など、ふるさとづくりに資する事業の貴重な財源として、その確保に努めます。

人口減少、少子高齢化社会に対して、将来に向けた圏域の一体的かつ持続的発展を図ることを目的に、ことし1月、佐世保市を連携中枢都市として、本町を含む長崎・佐賀両県の10市町が、それぞれ「西九州させぼ広域都市圏」の連携協約を締結しました。これにより、4月1日から福祉や観光、移住定住をはじめとする連携事業に取り組み、施策の効果と効率化を高めてまいります。

また、本町最大の懸案事項であります庁舎の建て替え計画につきましては、平成27年10月に外部検討委員会を設置し、検討していただいておりますが、去る2月26日に答申をいただきましたので、これを最大限尊重することとし、新庁舎の基本計画・基本設計に取り組んでまいります。

また、波佐見有田インターチェンジ駐車場は、有料化に取り組み適正な管理に努めます。

以上が、平成31年度の主な施策の概要であります。

次に、今回上程しております議案について、まず、議案第1号から議案第7号までの平成31年度各会計予算についての説明を行います。

まず、一般会計。

平成31年度一般会計予算については、その総額を68億9,700万円、前年度比2億600万円、率で3.1%増としております。これは各施設の経年に伴う改修費等による普通建設事業費の増が影響しています。

歳入の主なものでは、町税は固定資産税の減収などにより、前年度比約1,500万円減の12億5,226万5,000円としております。

地方譲与税、交付金等の各種交付金は、平成30年度決算見込み額等に国が示した地方財政計画を考慮し算定しておりますが、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の補填措置として、子ども・子育て支援臨時交付金4,313万円を地方特例交付金として新たに計上しております。

地方交付税の総額は、国の地方財政計画で約1,700億円増額されましたが、本町でもこれまでの決算状況や独自要素を加味して、普通交付税、特別交付税とも1,000万円増の総額17億7,000万円としています。

分担金・負担金は、幼児教育の無償化に伴う保育料の減などにより、1,776万7,000円減の6,120万円を計上しています。

国・県支出金については、各種事務事業の事業費に対する所定の率や額により算定し、2,707万3,000円増の15億8,022万円としています。

寄附金は、ふるさと納税の動向が気になるところでありますが、総額5億2,200万3,000円を見込んでいます。

財源不足に伴う繰入金は、財政調整基金を含め、各種基金から総額4億3,022万円を繰り入れることとしています。このうち、ふるさとづくり応援基金からは2億2,400万円を繰り入れて、まちづくりの各種事業で寄附者の意向に沿ったものに活用することとしています。

町債では、普通交付税の振替財源として、臨時財政対策債を1億5,180万円のほか、交付税措置があるものを優先に、総額で6億1,120万円を計上しています。

次に、歳出の主なものを款別で申しますと、総務費では一般管理費や電算管理費、定住促進事業費、徴税費、選挙費など総額11億3,471万2,000円とし、そのうちふるさと納税管理費は前年度並みの約5億円を計上しています。

民生費では、老人福祉費2億8,325万3,000円や障害者福祉費4億6,470万4,000円、児童手当や認定こども園などの児童措置費9億5,667万5,000円など合計23億4,954万4,000円を計上しています。

衛生費では、予防接種委託料及びがんや健康診査委託料、そのほか清掃費など合計3億707万5,000円を計上しています。なお、東彼地区保健福祉組合への負担金の総額は、民生費経常分も含め1億4,735万7,000円となっています。

農林水産事業費では、各種施策として、国や県と連携した有害鳥獣対策、多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、土地改良費など合計2億5,839万6,000円を計上しています。

商工費では、地場産業である窯業等の支援策を中心に商工振興費や観光費のほか、消費者行政に対応するための消費者行政推進費など2億4,175万1,000円を計上しています。

土木費では、道路橋梁改良及び維持改修費、都市計画費、住宅費など8億2,486万5,000円を計上しています。そのうち西ノ原土地区画整理事業費は3億1,908万3,000円を計上しています。

消防費では、広域消防委託料や消防団経費、消防団詰所建設費、防災行政無線戸別受信機設置費など2億8,515万9,000円を計上しています。

教育費では、総額7億5,939万4,000円を計上しています。（仮称）歴史文化交流館建設をはじめ、鴻ノ巣公園テニスコートや総合文化会館、給食センターなどの施設改修工事費などを予定しています。

公債費は、過去の借り入れ分の償還が徐々に進展し、前年度より約3,900万円少ない6億523万円となっています。

以上が歳出の主なものであり、その他に通常年度の経費に経済状況を考慮し、所要の経費を計上しております。

次に、国民健康保険事業特別会計。

国民健康保険の事業運営は、高齢者や比較的所得が低い方が多く加入していることや、少子高齢化の伸展、被保険者構成の変化、医療技術の高度化等による高額医療費の増加により厳しい財政状況が続き、不安定な運営を強いられています。このような状況の中、これまでの施策とあわせ、医療費の中で大きな割合を占める生活習慣病の予防のための保健事業に積極的に取り組むなど、医療費の伸びを抑制するための事業を進めてまいります。

また、負担の公平性を確保し、県内上位の徴収率の維持、向上を図るために、適切かつ積極的に滞納処分を行い、さらなる収納率向上を図るよう努力します。

歳入では、各市町から集められた納付金と国及び県からの補助金が事業費交付金として一

括交付される県支出金を11億9,761万2,000円見込んでいます。

一般会計繰入金等については、示された基準で算定しています。

保険料の算定につきましては、医療費その他の歳出総額から県からの支出金等を控除した3億830万3,000円を計上しています。

歳出では、保険給付費、保険事業費等で12億1,843万3,000円を見込み、県への納付金4億1,726万9,000円をあわせて計上し、予算の総額を16億4,000万円としています。

次に、後期高齢者医療特別会計。

長崎県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の決定や保険給付費等、適切な運営を行っています。

内容的には、広域連合が積算した事業費等により予算計上しており、広域連合納付金1億5,838万3,000円の財源として、保険料1億420万9,000円、一般会計からの繰入金5,485万8,000円を見込み、予算の総額を1億6,300万円としています。

次に、介護保険事業特別会計。

要介護認定者の増加に伴い、居宅介護サービスを中心に利用者が増えてきており、介護保険給付費が増大しています。第7期介護保険事業計画による介護保険料基準額及び直近の介護保険給付実績等に基づき、介護保険料及び介護保険給付費を計上しています。

歳入においては、介護保険料及び介護保険給付費をもとに算出した国・県支出金及び支払基金交付金、繰入金等を見込み、歳出では、介護保険給付費12億5,600万円、介護予防日常生活支援総合事業を含めた地域支援事業費に9,420万円その他を計上し、予算の総額を13億6,300万円としています。

次に、公共下水道事業特別会計。

前年度に引き続き、稗木場地区の整備を行うとともに、村木地区の実施設計等を行うこととしております。

歳入では、国庫補助金2,000万円、一般会計繰入金1億9,910万円、下水道事業費2,520万円、使用料及び手数料8,411万9,000円等を計上しています。

歳出では、一般管理費をはじめ、管渠管理費、処理場管理費、汚水管渠工事費、起債償還等を計上し、予算の総額を3億3,700万円としています。

次に、上水道事業会計。

給水件数5,870件、年間給水量128万立方メートルを予定しており、安全で安心な水道水を

安定的に供給するため、引き続き、老朽施設の更新及び道路改良工事に伴う配水管の布設かえ工事等を計画しています。

収益的収入及び支出の予算額は、収入で2億9,002万3,000円、支出は2億8,706万8,000円とし、資本的収入及び支出の予算額は、収入で3,200万円、支出は1億4,673万2,000円としており、収入の不足額1億1,473万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することになっています。

次に、工業用水道事業会計。

収益的収入及び支出の予算額は、収入で1,457万9,000円、支出で1,393万5,000円とし、資本的収入及び支出の予算額は、収入で950万円、支出で948万4,000円としています。

次に、その他の議案について説明をいたします。

議案第8号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）は、国・県補助事業の決定や確定に基づくもののほか、事務事業については実績を見込んだ補正であり、その財源となる国・県支出金や町債などの特定財源の増減と財政調整基金の繰入金の減額調整により、今回、3億200万円を減額し、予算の総額を73億1,100万円としています。

また、不測の理由で年度内完了が見込めない事業については、繰越明許費として西ノ原土地地区画整理事業などの12事業分、3億7,300万円を計上しております。

議案第9号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、実績を見込み、歳入では、県支出金、一般会計繰入金の増額、歳出では、保険給付費の増額及び保健事業の減額等が主なもので、今回、1,800万円を追加し、補正後の予算総額を16億1,460万円としています。

議案第10号 平成30年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、実績を見込み、歳入では、後期高齢者保険料の増額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なもので、今回、440万円を追加し、補正後の予算総額を1億6,640万円としています。

議案第11号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、実績を見込み、歳入では、国庫支出金繰入金の増額、支払基金交付金、県支出金の減額、歳出では、地域支援事業費の減額が主なものであり、今回、300万円を減額し、補正後の予算総額を13億5,145万円としています。

議案第12号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、実績を

見込み、歳入では、一般会計繰入金の減額で、歳出では、管渠の管理費と建設費の減額が主なものであり、今回、2,349万6,000円を減額し、補正後の予算総額を3億861万2,000円としています。

議案第13号 平成30年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）は、決算を見込み、収益的収入及び支出では、水道加入金等の増により104万6,000円を増額し、収入総額を2億8,718万8,000円とし、支出では、営業費用181万1,000円を増額し、支出総額を2億8,003万5,000円としています。

議案第14号 波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例については、波佐見町講堂の設置及び管理について必要な事項を定めるため、本条例を定めるものであります。

議案第15号 波佐見町中小企業・小規模企業振興基本条例については、本町の中小企業等の振興に関して基本理念を定め、経営基盤の強化と健全な発展を図る等を目的に、本条例を定めるものであります。

議案第16号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例については、波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例の制定に伴い、その使用料を定めるために所要の改正を行うものであります。

議案第17号 波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の改正により、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準」の改正により、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 波佐見町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の改正により、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第24号 東小学校プール改修工事請負契約の変更については、9月開催の第3回議定例会において工事請負契約締結の決定をいただき、工事も順調に進んでいるところでありますが、工事内容に変更が生じたために、変更契約の締結を行うものであります。

以上で、町政運営並びに本日提案いたしました議案要旨の説明を終わりますが、詳細については議案審議の折、御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議いただき、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

しばらく休憩します。11時15分より再開いたします。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 30請願第1号

○議長（今井泰照君）

日程第4. 30請願第1号 「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願を議題とします。

付託しておりました総務文教委員会から審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

尾上委員長。

○総務文教委員長（尾上和孝君）

それでは、委員会の報告をいたします。

平成31年2月27日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

総務文教委員会

委員長 尾上和孝

委員会報告書

本委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記

整理番号、30請願第1号。

付託年月日、平成30年12月10日。

件名、「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願。審査の結果、不採択とすべきもの。

別紙

付託事件審査報告書

さきに総務文教委員会に付託されておりました30請願第1号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願の審査結果を報告いたします。

本請願は、平成30年第4回12月波佐見町議会定例会において総務文教委員会に付託されたものであります。

請願の趣旨は、安倍首相は臨時閣議で2019年10月に消費税率を10%に引き上げることを表明しました。しかし、前回8%増税後の経済への深刻な影響は続いており、さらなる増税は日本経済にとって大きな打撃になることは必至です。しかも、社会保障負担は増すばかりで、必要な医療や介護、子育て支援などが受けられないと多くの国民から悲鳴が上がっています。

増税と同時に（複数）軽減税率の導入が予定されておりますが、軽減とは名ばかりで、食料品や新聞など一部を8%に据え置くだけであり、1世帯当たり8万円もの大增税になります。

また、適格請求書（インボイス）の導入により、約500万の免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。インボイスに対応するには自ら課税事業者を選択することになり、日本税理士会連合会や日本商工会議所をはじめ、多くの業者、団体が実施反対の声を上げています。

消費税は、生活費非課税・応能負担というあるべき税制の原則から最も離れた、低所得者ほど負担が重い税金です。

私たちは、地域住民の暮らしや中小企業の営業、地域経済に深刻な打撃を与える消費税率10%への引き上げを中止することを求めます。

以上の趣旨から、地方自治法99条に基づき、「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出していただきたいというものであります。

委員会では、平成31年1月31日、2月6日の計2回の審査を行いました。

1月31日に、請願者の東彼民主商工会の柘原事務局長より請願の趣旨の説明を受けた後、戸崎会長よりインボイスについて説明を受けました。その後、紹介議員の三石議員の補足説明を受けた後、審議に入りました。

消費税の流れといたしましては、1989年4月1日に導入され、その後、1997年4月から消費税は3%から5%に引き上げられ、2014年4月1日からは8%へと引き上げられ、さらにことし10月1日から10%への引き上げが予定されようとしています。

また、請願の趣旨としましては、消費増税は、景気を底から冷やし、中小企業者の国民の働く場を奪う税金。二つ目は、低所得者ほど負担が重いこと、憲法の法の負担原則に反すること。三つ目は、徹底した大企業優遇税ということ。四つ目は、大企業のリストラ推進税制ということ。五つ目は、中小企業の営業破壊税制であるということ。六つ目は、膨大な滞納を招く欠陥税制ということ。国税の滞納額で最大の税金は消費税であり、滞納者に対し納税を強制すれば倒産や廃業が増える。このような国民や業者に負担が重くのしかかっている消費税をことし10月、さらに10%にすることは反対との説明を受けた。

委員会としては、波佐見の町民の方には個人事業者の方が大変多く、特にインボイス制度に関してはまだ調査研究する必要があるとの意見もあり、継続調査とした。

2月6日も引き続き調査を行い、前回の調査内容を確認し、審査を行った。

委員からは、毎年社会保障費が1兆円ずつ上がっていくということの中で、その経費は消費税でなくては厳しいというような意見や、年金、医療、介護、子育ての財源は消費税しか

ないのではと意見が出されました。

反面、10%引き上げる意味としましてはこうした少子高齢化に基づいて社会保障が必要ということは理解できるが、今回、10%の引き上げが軽減税率とインボイス制度のセットということに違和感がある。税金の3原則である「公平・中立・簡素」、この簡素に反しているのではないかと。また、インボイス制度が35年度からスタートすることであるが、免税事業者への配慮として、35年度から3年間は免税事業者への課税仕入れに対する控除割合が8割、それからまた3年間は5割というような措置ではあるが、免税事業者に不利になる点は否めないということであります。こういったセット法案であるため10%引き上げに反対であるため、この請願に対しては賛成との意見もありました。

採決の結果、30請願第1号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願は、挙手少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

○議長（今井泰照君）

これから、総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

まず最初に、1月31日に第1回目のこの付託案件の調査が実施され、請願者の説明と質疑が行われたということですが、2回目の2月6日に委員会としての結論を出されたということですが、どうして1回目の調査で結論を出せなかったのかというのが、ちょっと疑問に残りますので、その辺はどうでしょうか。

○総務文教委員長（尾上和孝君）

今お尋ねがありました、1回目の調査で結論がなぜ出せなかったかということですが、インボイスについての説明を受けた後、このシステムが私たちのほうもよく納得していなかったということで、各議員がインボイスについて勉強する必要があるということで、第1回目の調査で結論を出せませんでした。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

次にですけれども、波佐見町は、地場産業の事業形態から、他町と比べて事業者数が多い町といわれております。特に、売り上げが消費税の標準課税額の1,000万円に満たない家内

労働個人事業者も多数存在していると伺っておりますが、このような町の特質の中で、2回目の委員会までの間に、インボイスの中身について勉強するというものではございましたが、町内の事業所の実態や状況調査等は実施されなかったのでしょうか。また、増税が実施された場合、どのような影響が発生するのかというのは協議されませんでしたか。

○議長（今井泰照君） 尾上委員長。

○総務文教委員長（尾上和孝君）

まず、事業者の実態や状況調査等は実施されましたかということですが、事業者の状況調査は行っていませんが、まずこれに当てはまる業者は多分、多いものだと考えております。

それと、増税が実施された場合の影響などについて協議を行われたかということに関しましては、影響の話は一部、出されました。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

最後になりますけれども、今回の消費税の増税は、単に税率が8%から10%に変化するにとどまらず、先ほどから委員長の報告にもございますが、複数税率が採用されると同時にインボイス制度が採用されるようになっております。

サラリーマンには直接的には関係ないようでございますが、個人の事業者にとっては死活問題になりかねない点を含んでいる制度です。この点はどのような議論がされたのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 尾上委員長。

○総務文教委員長（尾上和孝君）

インボイスについての議論としては、事業者にとって大変な問題ということは各委員が十分にわかっていると思っております。しかし、年金、医療、介護、子育て、この負担の財源はやっぱり10%の消費税しかないとの意見も多く、いたし方ないという意見の結果だと思えます。

今後、委員会としても、インボイスについては特に注視していかなければならないと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、30請願第1号 「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願に対し、討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものとの決定です。

請願に賛成者の発言を許します。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

私は、30請願第1号 「消費税10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願に賛成する立場で討論を行います。

東彼商工会の資料によりますと、平成31年1月末現在の会員数は約106名ということでございます。そのうち東彼杵町が194名、川棚町が308名、波佐見町は504名です。会員の半分以上は波佐見町の会員です。これは、やきものという地場産業の事業形態からすれば当然の数ではあります。商工会に加盟されていない事業所も入れると、波佐見町には相当な数の事業者が存在することになります。特に、個人で事業をされる方の多くは、売り上げが消費税の標準課税額の1,000万円に達しない家内労働個人業者も多く存在すると思われま

す。そういう中、今回の消費税増税は、単に8%が10%に増税されるだけでなく、複数税率が採用され、さらにインボイスという複雑な事務を伴う制度が採用されることになっております。この制度は、先ほど申し上げましたように、サラリーマンには直接的には関係ないものですが、事業者にとっては大変な制度です。一言で言えば、売り上げが1,000万円未満の事業者も消費税を払わざるを得ない状況になる可能性がある制度です。

現在、波佐見町の地場産業である陶磁器業が冷え込んでいるということを聞き及んでおります。このような中、今議会には中小企業・小規模企業振興基本条例の上程がされていますし、これまで、窯業界への人材育成事業ややきもの振興事業にも多くの予算が組まれ、補助がなされ、町が一丸となって支えているのが現状だと思います。

このような状況の中、各種の制度を盛り込んだ今回の消費税の増税は、個人事業の経営をさらに圧迫する可能性が大いに存在するものであり、波佐見町の取り組みと逆行する作用が働くものでございます。

確かに、消費税増税は国の政策であり、一地方の議会がどうこういう問題ではないという考え方もございます。しかし、この制度によって影響を受ける国民の立場からすれば、町民の代表である私たち議会がこの町の実情から判断して、消費税増税反対の意思表示を示すことが、民主的國家としては当然のことだと思います。

全国では、既に多くの議会が同様の請願を採択して、意見書の提出に動いております。どうか皆さん、やきものの町、波佐見という小さな町からも、町民を代表する議会の声として消費税増税反対の意見を発信しようではございませんか。

以上、30請願第1号「消費税10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願の賛成討論とさせていただきます。

○議長（今井泰照君）

次に、反対者の発言を許します。発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

次に、賛成者の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、30請願第1号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものと決定です。30請願第1号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手多数でございます。したがって、30請願第1号は採択することに決定しました。

日程第5 議案第8号

○議長（今井泰照君）

日程第5. 議案第8号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それでは、議案第8号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ3億200万円を減額し、総額を73億1,100万円といたします。

次に、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表の繰越明許費によります。

債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の補正は第3表によります。

地方債の補正につきましても、第4表によります。

今回の補正は、各種事務事業の実績を見込んでの補正を主に行いまして、あわせて、その財源調整を行うものであり、特に西ノ原土地区画整理事業費の減額による影響が大きなものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございますが、これら12事業は不測の理由により年度内の事業完了が困難となったため、次年度への繰越明許費と措置するもので、合計3億7,300万円としております。

続いて、次ページの第3表、債務負担行為補正でございますが、7ページに追加の2件、8ページに変更の1件を計上しております。

9ページをお願いいたします。

第4表、地方債の補正でございますが、交付税措置がございます起債の1件追加と、事業費や充当率の変更に伴いまして、8事業について限度額の補正を行っております。また、対象事業が発生しなかった1件については廃止いたします。

続いて、歳入の12ページをお願いいたします。

9款、1項、1目、地方交付税でございますが、普通交付税につきまして、調整率により減額されていたものが今回、追加交付となったもので、297万4,000円の補正増となっております。

次のページ、11款、1項、1目、農林水産業分担金につきましては、農林業施設災害復旧

費分担金で補助率の増嵩と、事業費割り当て減額に伴う受益者負担金の減額でございます。

続いて、16ページをお願いいたします。

16ページから22ページまでの13款、国庫支出金及び14款の県支出金につきましては、各事業費に所定の率や額で交付される金額を実績見込みにより増減しております。

なお、17ページの13款、2項、2目、1節の社会福祉事業費補助金の中で、低所得者・子育て世帯支援交付金（プレミアム付商品券事業）は、消費税率アップに伴います事業に対するシステム改修費相当額の補助金でございます。

それから、同じページの5目の2節、3節の小学校費補助金、中学校費補助金で、空調設備対応臨時特例交付金及びブロック塀対応臨時特例交付金につきましては、補助対象の拡大等に伴うものでございます。

続いて、25ページをお願いいたします。

17款、繰入金につきましては、充当する事業費の増減、それから財源の組み替え等により、全体で5,300万円を減額としております。

次に、28ページをお願いいたします。

9ページの第4表でも御説明しましたとおり、起債の対象となる事業費やその財源に連動いたしまして、それぞれ増減しております。

以降、歳出につきましては、担当課が御説明をいたします。

まず、私、企画財政課分を御説明いたします。

30ページをお願いいたします。

2款、1項、5目の財産管理費でございますけれども、まず役務費で172万9,000円の減、それから15節で133万6,000円の減等を行っておりますが、これらの主な要因は低濃度PCBの処分料に係る手数料であったり工事費でございますが、これは今回、中学校のほうで空調設備の改修を行いますが、それにあわせて次年度、新年度においてあわせて行うということで、今年度の執行は見合わせているものでございます。

次、32ページ、15目のふるさと納税管理費でございますが、これにつきましては、寄附額の9億円に対する歳出のそれぞれ組み替えを行っております。

それから、17目、地域づくり事業費につきましては、地域おこし協力隊に係る経費について、当初3名分計上していたものを現在の2名分に見合う費用について、調整を行ったものでございます。

続いて、53ページをお願いいたします。

8目、5項、1目。住宅管理費の中で、15節の工事請負費の250万円を減額しておりますが、これは当初、空き家の除却・整地工事を予定しておりましたが、所有権移転が未了のため今年度事業については取り下げを行うものでございます。

続いて、65ページをお願いいたします。

12款、1項の公債費でございますが、対象事業債の区分の再編と年度末の過不足の調整を行っております。

以上で、企画財政課の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

続きまして、総務課関係の補正の主なものを説明いたします。

予算書の31ページをお願いいたします。

2款、1項、13目。電算管理費の中の13節。委託料は、システム改修委託料155万6,000円追加をいたしておりますが、低所得者・子育て世帯支援交付金に係りますシステムの改修費でございまして、今年度予算を計上いたしておりますが、年度内の完了は難しいということでございますので、繰越明許費のほうにも計上いたしております。

続いて、32ページ、2款、1項、14目。地域情報化管理費の中で委託料178万9,000円を減額いたしておりますが、主にはイントラネットのシステム保守料の137万7,000円の減額でございまして、セキュリティ関係の保守が実績で下がったということでの減額でございます。

総務課関係は以上です。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それでは、住民福祉課関係の補正予算の説明を申し上げます。

まず、38ページをお開きください。

3款、1項、3目。障害者福祉費、20節。扶助費、訓練等給付費で1,300万円の増額補正としておりますが、これは障害者が自立訓練とか就労移行支援等のサービスを利用する際に給付しておりますけれども、平成30年度の報酬改定及び新規利用者の増によりまして予算不足が見込まれるために、今回、増額補正するものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

3款、2項、1目。児童福祉総務費、19節。負担金、補助及び交付金でございますけれども、上から2番目の、認定こども園特別支援教育事業費補助金で235万1,000円の減としております。その下の、保育体制強化事業費補助金で225万円の減、そして最後の、障害児保育事業費補助金でも192万8,000円の減としておりますが、これは30年度の実績見込みによりまして減額補正するものでございます。

その下です。20節。扶助費、福祉医療費で300万円の増額としておりますが、これは中学生までの子供を持つ家庭の医療費の助成を行っておりますが、今年度の11月以降の伸び率が高く、このままでは予算不足になることが見込まれましたので、今回、300万円の増額を行ったものでございます。

その下の、2目。児童措置費、20節。扶助費でございます。1番上の、公立保育所施設型給付費で234万3,000円の減、次の児童手当につきましても504万5,000円の減としておりますが、これも30年度の実績見込みによりまして減額補正するものでございます。

その次のページです。41ページです。

4款、1項、3目。母子衛生費、20節の扶助費、未熟児養育医療費で231万円の増額としておりますが、これは未熟で生まれて入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を町が負担するものでございますけれども、10月の補正後に、双子の未熟児を含む複数の申請がありまして、予算不足が見込まれるため、増額補正するものでございます。

次の42ページをお願いします。

4款、2項、2目。じん芥処理費、19節。負担金、補助及び交付金で、東彼地区保健福祉組合負担金（じん芥処理費）で584万9,000円の減としておりますが、これにつきましては、清掃工場建設に係る起債の借り上げで償還に係る利子を、年度当初0.6%で計上していたということでございましたけれども、実際の支払い額は0.1%に下がっておりまして、金額にしますと3町で1,540万円の減となると。本町分で584万9,000円が減額となっております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、健康推進課分について御説明いたします。

38ページをお願いいたします。

3款、1項、1目。社会福祉総務費、28節。繰出金でございます。国民健康保険事業特別

会計繰出金を423万4,000円増額しております。保険基盤安定負担金の増額決定及び、出生見込みの増に伴う出産育児一時金の負担増が主な要因となっております。

続いて、2目. 老人福祉費、28節. 繰出金でございます。介護保険事業特別会計繰出金を200万円増額しております。介護給付費の増に伴う定率負担の増が主な要因となっております。

41ページをお願いいたします。

4款、1項、2目. 予防費、13節. 委託料でございます。委託料を192万円増額しております。内容としましては、予防接種件数の増加見込みに伴う予防接種委託料の増加が主な要因となっております。

続きまして、3目. 母子衛生費、13節. 委託料を110万円増額しています。母子健康診査の受診者の増によるものです。

以上で、健康推進課所管の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

それでは、農林課関係の補正の主な内容について御説明をいたします。

46ページをお願いします。

6款、1項、6目の19節、287万3,000円の減でございますが、その中の農業次世代人材育成投資資金150万円の減でございますが、これは当初、新規就農者の見込みを立てておりましたが、実績がなかったということでの減額、1人分でございます。

それから、その下の11目. 多面的機能支払交付金事業費でございます。274万円の減でございますが、その内訳で、長寿命化の263万円の減でございます。これは内示額に伴いまして、交付率が80%ということで、そのための減額でございます。

それから、62ページでございます。

災害復旧費でございます。農林業施設災害復旧費でございますが、これは国庫補助金の決定あるいは町単独事業の実績見込みによる補正でございます。農地農業用施設関係が総額の431万6,000円の減、それから林業施設関係が228万3,000円の減でございます。

以上で、農林課関係を終わります。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

続きまして、商工振興課関連の補正の主なものを説明いたします。

49ページをお願いいたします。

7款、1項、4目。陶芸の館管理費の11節であります光熱水費100万円の減については、新電力会社への切りかえにより減少したものであります。

同じページで、続きまして、7款、1項、5目。企業誘致推進費の19節、企業誘致奨励金の500万の減ですが、これについては、空き工場利活用奨励金を1件分計上しておりましたが、対象物件がなかったということで減額するものであります。

以上で、商工振興課関係を終わります。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

それでは、続きまして、建設課関係について御説明を申し上げたいと思います。

51ページをお願いいたします。

8款、2項、2目。道路橋梁維持費でございますけども、道路橋の定期点検業務の入札の実績によりまして、13節の委託料を265万1,000円減額しまして、橋梁の修繕工事費ということで15節に227万8,000円を増額しているものでございます。

次に、8款、2項、3目の道路橋梁改良費ですけども、ちょうど南部線を社会資本整備総合交付金事業によりまして整備しているところでございますけども、割り当て額が減額されまして、13節。委託料、17節の公有財産購入費、それから12節の補償、補填及び賠償金について、減額補正をしているものでございます。

次の52ページをお願いします。

8款、4項、3目の土地区画整理事業につきましても、同様の事業でありますけども、これも減額がありまして、13節。委託料で1,000万円の減額、それから15節の工事請負費で400万円の減額、それから22節。補償、補填及び賠償金につきまして2億800万円の減額を行っているものでございます。

次に、63ページをお願いいたします。

ここは災害関係でございますけども、公共土木施設災害復旧費につきましては、9月補正予算において概算で計上をいたしておりますけども、査定後等、その実績によりまして減額補正を行っているものでございます。

以上で、建設課関係の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

続いて、水道課関係1件を説明いたします。

52ページ、8款、4項、4目。下水道費、873万5,000円を減額するものです。内訳としましては、実績見込みにより下水道事業基金利子積立金を13万3,000円増、一般会計からの繰出金を886万8,000円減額するものです。

以上です。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

続きまして、教育委員会に特に関係する補正について御説明をいたします。

今回の補正については、小中学校空調機設置工事の実施設計完了に伴う各学校間の事業費の調整、ブロック塀撤去工事の追加及び年度末に向けての事務事業の整理が主なものとなっております。また、空調機設置工事及びブロック塀撤去工事については、31年度に繰り越すことで繰越明許費を計上しています。

それでは、一部重複しますが、予算書に基づき主な項目について御説明します。

歳入予算書、17ページをお開きください。

13款、2項、5目。教育費国庫補助金について、小学校費補助金に925万7,000円、中学校費補助金に701万1,000円を補正しております。内訳は予算に記載のとおりでございますが、先ほどあったとおり、空調設備については交付決定によるものでございますが、その理由とすれば、理科室等の特別教室も補助対象となったための増額、ブロック塀についても、新規に補助対象となったための追加でございます。

それでは、歳出、56ページをお願いいたします。

10款、2項、1目。東小学校管理費、15節。工事請負費に344万4,000円の増額、4目。中央小学校管理費、15節に49万円の増額、次ページ、7目。南小学校管理費、15節、355万4,000円の減額、さらに次ページ、恐れ入ります、58ページでございますが、3項、1目。中学校管理費、15節、365万7,000円の減額としております。主な理由は、先ほど申し上げました空調機設置工事について各学校と設置教室の協議を行い、実施設計が完了したことに伴う各学校間の事業費の調整です。総額は書いておりませんが、実績に基づいて調整を行っております。なお、設置教室は小中全体で、普通教室50、特別教室34、その他教室10、計94室

としております。

また、ブロック塀撤去工事について、東小学校と中学校にブロック塀がございますが、先ほど申したとおり、国の補助対象となったことから、既存ブロック全てを撤去することで増額を行っております。

なお、空調機設置工事、ブロック塀撤去工事費の内訳でございますが、現在、空調機設置工事について入札執行中でございますので、予定価格の推察につながりますので各説明の増減の内訳は差し控えさせていただきたいと思っております。

以上で、一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（今井泰照君）

しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第8号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありますか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

本を指してもよろしいですか。30ページの2款、総務費、1項、総務管理費、5目、財産管理費、15節に工事請負費として公立施設の高圧受電設備改修工事、133万6,000円の減額がありますけれども、これについて、どこの設備なのか、どのような内容なのか、まずは説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

30ページの5目、財産管理費の15節、工事請負費の減額についてですけど、その箇所についてでございますけれども、まず役場、それから東小、南小、中央小、鴻ノ巣公園のナイター、陶芸の館、これらの施設でございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

今、箇所はわかりましたけれども、新年度予算で、この名称と同じような内容で、公共施設高圧受電設備改修工事というのがあるわけですが、まず今年度でできなかった理由と、それから、新たに新年度予算で計上してある分と内容的にはどんな違いがあるのか、同じなのか、その辺をお願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

説明の中でも申し上げたと思いますけれども、学校の空調設備の取りかえ工事がございます。当然その中で、こういった高圧受電設備の改修も伴いますので、同一に工事したほうが施工性の問題と、それからまず今、このPCBの処理がかなり立て込んでおいて、年度内の受け付けが大変厳しいという業者からの報告もあっておりますので、そうであれば、空調設備とあわせたところで同一的に発注したほうが効率的にいいのではないかということで、新年度予算に反映させたところでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そうしますと、新年度予算では確実にPCB等の問題も解決して、実施できるということでございますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まだ新年度予算は成立しておりませんので何とも言えませんけれども、そのように取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

41ページ、4款、1項、2目の予防費、13節の委託料で、予防接種委託料ですが、件数が増加とのことでしたが、どのくらい増えたのか、そして何件になったのか、子供と高齢者で何件ずつとかわかれば、お知らせください。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

4款、1項、2目、予防費、13節、委託料、予防接種委託料の内訳のところだと思うんですけども、ここにつきましては、全体の数で聞いておりますので子供とか高齢者で分けたのはここには持っておりませんが、実績でいいますと、平成29年が3,160人に対して、現状で3,300人ほどになっております。ですので、この分の差分について計上したということになっております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

52ページの土木費、土地区画整理事業のことなんですが、減額は国の決定ですから、そこはどういうつもりはないんですが、ただ質問は、物件移転補償費を上げておられますが、今の時期の補正ですから、当然、どうなのかなと思って。今年度の対象者に移転補償の交渉をされたのか、例年ですけど。例えばされたとしたら、毎年のことですから想定してされるでしょうが、もし交渉されているとしたらどういう形で、予算ができないかもしれないという言い方をされるのか、その辺はどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

物件の移転補償関係の交渉ということでございますけれども、当初の早い段階で減額というのはわかったんですけども、割り当て額が今年度も26%しか要望額からついておりません。大体その中での見込みで取り組める方々、そういった人たちに交渉をいたしております、それ以外の、この減額分に関しての交渉というのは行っておりません。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

今、建設課長が申しましたとおり、本来であれば内示があった時点で、9月あるいは12月で減額すべきところではあろうかと思っておりますけれども、これは県全体にこの都市計画の事業

費の割り当てがありまして、県の中で各市町の執行残があった場合、年度末に予算配分があるわけでございます。そういったときに、その余裕枠としてとっておいて、なるべく本町で受け入れられるような態勢のために、年度末までこの予算を保留しておいたという事情もございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

48ページ、7款、商工費をお願いいたします。2目、15節の工事請負費についてですが、看板撤去工事を中止されたということですので、その理由と、どういったことが原因なのか、お願いします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

48ページの7款、1項、2目の看板の撤去工事については、中止ではなくて、当初の費用よりこれだけの分、安く済んだということで、工事自体は執行となっております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

56ページ、57ページ、58ページとありますけれども、10款、教育費の小学校または中学校のほうに、委託費の中にダムウェーター保守委託料というのがあって、ダムウェーターというのはどういうものなのかというのをお答えいただきたいというのが一つと、もう一つは、59ページの歴史文化交流館整備事業費の工事請負費の18万、これは西側と書いてありますので、原資的には道路側の外壁の撤去工事が以前上がっていましたが、その工事のほうの変更に伴う工事代として上がっているんでしょうか。その2点をお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

56ページ、10款、2項、1目、東小学管理費、13節をはじめとする各学校の13節、委託料にダムウェーター保守管理委託料とありますが、これは給食の食材等を各階に運搬するエレ

ペーターみたいなものでございます。今般、建築基準法の適用で、法定点検を行いなさいという通知が来たものですから、今回、所要額を上げているところでございます。

次に、59ページ、10款、4項、5目。歴史文化交流館（仮称）整備事業費の15節。敷地西側外塀撤去工事でございますが、これについては議員御説のとおり、町道側の塀を撤去したものでございますが、目隠しシートを追加をいたしましたので、その分の工事費の増でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

32ページ、2款。総務費、1項。総務管理費の15目。ふるさと納税管理費なんですけども、補正としては組み替えが主な理由ということなんですけども、今現在のふるさと納税の件数と金額を教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

2月末での申し込み状況を申しますと、件数が約2万5,700件、金額が8億7,000万という状況でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

石峰議員。

○13番（石峰 実君）

53ページの住宅管理費の中で、15節。工事請負費で空き家除去・整地工事を取り下げたということだったんですけども、ここらのその空き家の危険性とかそういったものがなかったのかどうか、この点についてはどうされるのか、お願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

53ページの8款、5項、1目の15節。工事請負費、空き家除却・整地工事の250万の減額でございますけれども、これは国の交付金事業を活用いたしまして、三股地区の、昨年も行

いましたがその1軒下の、三股地区の公民館前に危険な家屋がございまして、これは所有者からの寄附を受けて市町村名義にかえた後にできる事業でございすけれども、寄附行為まではいただいておりますけれども、その方の住所がいろいろ変わられたりしているものですから、その書類についてお願いをして文書を送ったんですけれども、その書類がついせんだってこちらに届いて、その手続が間に合わないと、国の補助事業に乗らないということで、国からの内示を受けておりましたが、国のその交付金につきましては、別の家賃低廉化事業と住宅の収入源に関するものに振りかえて、全ていただくようにしておりますので、この事業につきましてはまた次年度、新年度に取り組みたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

52ページ、8款、4項、3目の土地区画整理事業、先ほどもちょっと質問がありましたけれども、現在工事にかかっているところは、非常に危険道路の地域になっているわけですが、有田屋さんの前の信号からその次の大日方面に向かった信号までの間が、大体拡幅されるというイメージだと私は思っているんですが、途中にある建物の撤去といいますか、いつぐらいになされて、その信号から信号までの間の工事というのは大体どれぐらいで完了するのかを、わかれば教えていただきたいと思います。

それから、6ページ、繰越明許費の2款、総務費の中の西ノ原公衆トイレ設置関連事業に100万とついてますけれども、これは何なのかということの説明をいただきたいのと、トイレの供用開始を教えていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

お尋ねの西ノ原土地区画整理事業についてでございますけれども、52ページですね、これにつきましては、おっしゃるように、甲辰園グラウンドの入り口の有田屋さんのところの信号機から次のカミムラさんのところの信号機、これまでのところを今工事をやっているところでございます。

その中に、今4棟ほど建物がございます。今年度、29年度の繰越事業で手前のほうから2棟を今月末までに解体をすることになっておりまして、これは契約も済んでおります。次年

度は、さっきの、信号機のところの近くにありますが2棟を今年度の予算で繰り越しをしまして、31年度に、今後契約交渉を行いまして、解体除却という予定をいたしております。

次年度は、水路関係の工事とその道路の工事関係をいたしまして、今の状況で順調に行けば3年ないし4年程度、5年を見込んでおけば、道路の切りかえまでできるのではないかなというふうな状況でございます。

ただ、その事業の期間中に、平成33年度、2021年度まで、今、事業認可の変更をとっておりますので、途中で、2021年度には期間の延長等も行いながら取り組んでいく必要があろうかというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

6ページの繰越明許費の中の西ノ原公衆トイレの設置関連事業費100万円についてでございますけれども、公衆トイレそのものにつきましては、3月いっぱい完成をさせて4月からの供用開始を行いたいと思っておりますが、今の「福祉のまちづくり」関係で、身体障害者用に取りつけ道といいますか、進入路の舗装とか点字ブロックをしなくちゃいけないんですよ、佐々木商店側の接道からですね。そこら辺の舗装とかそういった関連する事業について、100万円を繰り越しさせていただいて早急に完了させたいと。これは、あと、今の舗装業者は非常に立て込んでおりますので3月に、私が確認しましたところ、とても受注できないということをいただきましたので、4月であれば何とか対応できますというふうな返事いただきましたので、この関連する事業につきまして繰り越しをお願いしたいというところでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

引き続き、その西ノ原のトイレのことなんですけれども、今講堂とトイレの間がすごく離れているんですけれども、将来的にあれば、例えば雨が降ったりしたときに講堂からそのまま行けるような状況がつかれるのかどうか、その辺のところをお知らせください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

目標としては、できるだけそういった、利用者の方が不便をこうむらないようなことで考えておりますが、一体的に今施工しますと、講堂の一体の附属物という捉え方をされて、講

堂の耐震の事業に対しても影響を与えますので、今は西ノ原のあくまでも公衆トイレという位置づけで工事を施工しております。一通り完成して、しばらく使った後、利便性を考えてつなぐような計画に進めていくような検討はしているところではございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

つなぐときの耐震の関係と今おっしゃいましたけど、私は火災のほうの関係なのかなと思ったんですけども、耐震の関係というのをもう少し詳しく教えていただけませんか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

本来であれば、講堂は都市計画区域内の建物でございますので、建築基準法に基づいたきっちりとした耐震改修が必要なんですけれども、あれは登録文化財ということで特例的な措置がございまして、今ちょっと詳しい情報は覚えておりませんが、そういった措置のもとで耐震補強工事を行ったところでございます。

ただし、そこに附属物がくっついてつくってしまうと、一つの建物ということで、同一的な建築確認申請が必要になってまいりますので、今もう進んでおりますけれども、改修工事はできなかったということでございますので、あくまでも建前上は別個の建物で、西ノ原の公衆トイレという整備をしているところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

済いません、48ページをお願いいたします。

48ページの7款、1項、3目、これの報償費の中に空恋プロジェクト航空機ラッピングデザイン賞品とございます。6万円ですね。これはこういった賞品でしょうかという説明と、それともう1点です。

54ページをお願いいたします。

54ページの9款、1項の3目、消防施設費の節が15節になります。工事請負費で消火栓の設置工事というのがございますが、これは、場所はどこなのかということと、何件分でしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

48ページ、7款、1項、3目、8節の報償費で、空恋プロジェクトのラッピングデザイン賞品ですけれども、これについては、ソラシドエアに中尾百花さんの作品が採用されましたけれども、その副賞としてソラシドエアで行く東京のペア宿泊券の相当分をここに上げておりまして、航空代についてはソラシドエアさんが出すということで話がついております。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

9款、1項、3目、消防施設費の15節、消火栓の設置工事でございますが、今回新たに消火栓ということではないんですけれども、井石郷の長田線の沿道に、以前福祉組合がし尿処理用の中継のタンクを持っておりましたが、その行政財産の廃止をされるということで、解体の予定だったんですが、解体は費用もかかるし、そうとしてはもったいないので、防火水槽に活用できないかということを手前どもで検討いたしまして、中の消毒等々も全てきれいに行われておりましたので、水をためるのには支障ないということで、防火水槽として活用することに決定をいたしました。

なお、防火水槽の活用をするために、水の供給をする給水関係の設置を含めて工事をいたしますので、その分をこの消火栓の設置工事の中で加えて計上しているものでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

41ページ、4款、1項、3目、母子衛生費の19節の中に不妊治療助成金の55万がありますが、実際、今何名の方がされていて、1回の助成額とか助成の回数とか、体外受精とか多分顕微授精とかあると思うんです。別々に、教えていただけたらなと思います。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

4款、1項、3目、母子衛生費、19節の不妊治療費助成金のところでございますけれども、現在、波佐見町のほうで申し込みがあらわれましたのは、人数にして11名、件数で14件、内訳としましては、これは県の決定がないとうちは出せないの、県の決定に基づくものでござ

いますけれども、うちのほうの助成としては10万円と5万円というふうな形のものを出しておりまして、それで、10万円相当の方が5人、そして5万円の方が6人ということになっております。

それで、今後の見込みとして、保健所とか、またこれまでの、2月以降の駆け込みによる申し込みとか申請がありますので、それを考慮して今回、10万円を4人分と5万円を3人分計上しております。

なお、先ほど項目をちょっと言われたんですけども、こちらで持ち合わせておりませんので、よろしければ後で事務所のほうでお尋ねいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

25ページですけど、繰入金、1項、目は四つございますが、説明のときには充当事業の変更というふうなことで、一言で御説明されていますが、変更というのは充当事業自体が安く済んだという意味なんでしょうか。その辺の御説明を簡単をお願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

事業の縮小といいますか、減額等もございまして、それから、新たに取り組む事業についても、幾らか充当させた事業もありますので増減がございまして、それぞれの目的に沿った事業に充当させていただいているというところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号

○議長（今井泰照君）

日程第6. 議案第9号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第9号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,460万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。4款. 県支出金、1項、1目. 保険給付費等交付金、1節. 普通交付金を1,922万8,000円増額し、2節. 特別交付金を548万3,000円減額するものでございます。普通交付金は療養給付費の増加等に対応するものとして県より追加交付されるもので、特別交付金は医療費適正化対策事業等の実績に伴う減をしております。

8ページをお願いいたします。

6款. 繰入金、2項、1目. 一般会計繰入金、1節. 保険基盤安定繰入金を588万1,000円増額しています。これは保険基盤安定負担金の増額決定による繰入金の増となっております。3節. その他繰入金では121万1,000円の減額となっております。主な減額要因は、交付税として措置される財政安定化支援分が減額決定されたことによるものです。

11ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款. 保険給付費、1項、1目. 一般被保険者療養給付費を2,300万円増額し、2目. 退職被保険者等療養給付費を2,100万円減額しています。それぞれ給付見込みから増減を行っているところです。

12ページをお願いいたします。

2項、1目. 一般被保険者高額療養費を1,950万円増額し、2目. 退職被保険者等高額療養費を277万2,000円減額しています。これらも、それぞれ給付見込みから増減を行っております。

13ページをお願いいたします。

4項、1目. 出産育児一時金を126万円増額しています。出産予定者の増によるものです。当初、15人見込んでおりましたが、見込みとして18名ということで、3名分の追加を行っております。

15ページをお願いいたします。

4款. 保健事業費、1項、1目. 保健衛生普及費、19節. 負担金、補助金及び交付金ですが、短期総合検診助成金を150万円増額しています。これは短期総合検診受診者の増によるものです。

3目. 保健事業費、13節. 委託料を108万2,000円減額しています。主なものとして、説明の一番下にあります、特定健診受診率向上事業業務委託料の減によるものです。こちらはAIを用いたタイプ別の未受診者対策を行ったもので、見積もり全体が下がったことによる減となっております。

以上で、平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

15ページの4款、1項、1目の19節に短期総合検診とありますが、この短期総合検診とはどういうやつですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

短期総合検診というのは、いわゆる人間ドックになります。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号

○議長（今井泰照君）

日程第7. 議案第10号 平成30年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第10号 平成30年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,640万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款、1項、1目、特別徴収保険料を518万4,000円増額し、2目、普通徴収保険料を197万3,000円減額しています。後期高齢者医療広域連合から示された数値によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金に364万2,000円増額しております。主な理由としまして、先ほど申しました保険料の分を納付金として納める必要がございますので、その分の増額によるものです。

以上で、平成30年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号 平成30年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号

○議長（今井泰照君）

日程第8、議案第11号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第11号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,145万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款. 保険料、1項、1目. 第1号被保険者保険料でございますが、現在の実績に基づき、特別徴収分と普通徴収分をそれぞれ増減いたしております。

次ページ、7ページをお願いいたします。

4款. 国庫支出金、1項、4目. 保険者機能強化推進交付金を270万円追加しています。これは、今年度から新設された交付金ございまして、高齢者の自立支援、重度化防止等に対する市町村の取り組みの評価指標に基づき、交付されるものでございます。

8ページをお願いいたします。

5款. 支払基金交付金、1項、2目. 地域支援事業支援交付金を413万円減額しております。これは平成30年度概算交付決定によるものです。

次ページ、9ページをお願いいたします。

6款. 県支出金、1項、1目. 介護給付費負担金を132万円減額しています。平成30年度の概算交付決定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

6款. 県支出金、2項、1目. 地域支援事業交付金を115万円減額しています。平成30年度実績見込みによるものでございます。

11ページをお願いいたします。

8款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金、1目. 介護給付費繰入金を325万円増額し、2目. 地域支援事業繰入金介護予防事業分125万円を減額しています。それぞれ実績見込みによる増減を行っているものです。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款. 保険給付費、1項、1目. 居宅介護サービス給付費を2,060万

円減額し、5目、施設介護サービス給付費を1,580万円増額し、8目、居宅介護住宅改修費を100万円減額しています。介護サービス等諸費の給付状況によりそれぞれ増減を行っております。

16ページをお願いいたします。

2項、3目、地域密着型介護予防サービス給付費を140万円増額し、6目、介護予防住宅改修費を100万円減額しています。これも、介護予防サービス等諸費の給付状況によりそれぞれ増減を行っております。

17ページをお願いいたします。

4項、1目、高額介護サービス費を260万円増額しています。これも実績見込みにより増額しているものです。

18ページをお願いいたします。

6項、1目、特定入所者介護サービス費を給付状況から100万円増額しています。

19ページをお願いいたします。

3款、地域支援事業費、1項、1目、総合事業費、19節、負担金、補助金及び交付金を273万円減額しています。これも実績見込みによるものです。

以上で、平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

7ページです。4款、2項、4目ですか、新交付金というふうな御説明がありまして、町村の取り組みに見合った交付がされるということです。ここにおけるその取り組み内容を教えてください。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

こちらにつきましては、この金額そのものは自由に使えるものとなっておりますが、この金額に対して事業を行ったというものではなくて、例えば波佐見町で在宅医療に向けた取り組みがどのくらい進んでいるのかとか、波佐見町における介護の認定者が何人だとか、そう

いったものに点数がつけられまして、その中でできた点数を全国で集めまして、それを全体の予算で割って交付されるというものでございます。

なので、この金額につきましては、何の事業を行っているというわけではなくて、先ほど言いました、評価に対する部分であって、今後、このお金についてはやりたい事業のほうに充てていいですよということになっておりますので、ただ、これが交付決定がなされたのが最近でございまして、事業としては今年度の事業に間に合うものではございませんでしたので、次年度の分に繰越金という感じでですけども、予算をとりまして、事業を考えていくつもりでございます。ちなみに、現状でもケア会議とかそういった形を行っておりますので、そういった費用にも充てていきたいと思っております。ただ、保険給付費、いわゆる介護のサービスのほうには充てることができないというふうになっておりますので、あくまでも地域の取り組みといったそういうところに充てる交付金となっております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

同じ質問の中身なんですけれども、ということは、この270万の金額というのは固定ではなくて、町村の取り組み内容によっては点数が大きくなって、国全体の配分からすれば多くもなるし、いろんな町村の取り組みからすれば金額的にはまた落ちる可能性があるかと、流動的な交付金ということでしょうか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

北村議員。

○5番（北村清美君）

6ページに特別徴収と普通徴収とありますが、この違いをちょっと教えてください。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

特別徴収と普通徴収の違いということでございますけれども、ここでいう特別徴収につき

ましては、年金からの天引きによるもので、普通徴収につきましては、年金からの天引きができない方を対象に賦課をして徴収をしているものでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

16ページ、2款、2項、6目の19節。介護予防住宅改修費が100万減になっていますけど、この介護予防住宅のこういった改修は手すりとか多分いろいろあると思うんですけど、こういった改修がどのくらい件数あったのか、ちょっと細かになりますけど、わかればお知らせください。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

今おっしゃった細かい中身については、現在資料を持ち合わせてございません。ただ、件数としましては、当初33件分を予定しておりましたけれども、利用実績として今16件という事で、今後見込まれる件数を想定して減額をしております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号

○議長（今井泰照君）

日程第9．議案第12号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

それでは、議案第12号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,349万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億861万2,000円とするもので、補正後の歳入歳出の予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。

4ページをお願いします。

公共下水道事業を目的に借入れを行うもので、当初2,700万の限度額を補正後1,640万に減額するものです。

それでは、補正の内容について説明をしますので、7ページをお願いします。

歳入でございます。1款、1項、1目．下水道負担金、補正額334万2,000円の増であります。内訳としましては、今年度受益者負担金と滞納繰越分下水道負担金、203万2,000円と131万円を増額するものでございます。実績見込みによるものでございます。当年度の受益者負担金200万の増額理由としましては、昭和金属工業の140万円ほどの受益者負担金の増が大きな原因となっております。

次ページをお願いします。

2款、1項、1目．下水道使用料、補正額108万4,000円の増であります。これは実績見込みによる増額であります。

次ページをお願いします。

3款、1項、1目．下水道事業費国庫補助金、補正額850万円の減であります。国の補助金割り当てによる減額補正をするものでございます。

次ページ、4款、1項、1目。一般会計繰入金、補正額886万8,000円の減となります。実績見込みにより減額するものでございます。

12ページをお願いします。

7款、1項、1目。下水道事業債、補正額1,060万円の減で、補正後を1,640万円とするものです。国の補助金割り当ての減額に伴い、あわせて町の単独工事も減額となり、当初予定していた借入金を減額するものでございます。

13ページをお願いします。

歳出でございます。1款、1項、1目。一般管理費、補正額267万1,000円を減額するものでございます。主なものは、人件費141万3,000円の減となります。休職中の職員給与の減額をするものでございます。

次ページをお願いします。

2款、1項、1目。管渠建設費、補正額2,137万5,000円を減とするものでございます。主なものとして、委託料439万5,000円の減額、工事費1,606万5,000円の減額となります。国の補助金割り当ての減額により減額するものです。

なお、手当等については、16ページから17ページに明細書を掲載しておりますのでごらんください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

収入のほうも支出のほうも減額措置をされている部分に関して、国の補助金割り当てによる減額の措置であるという御説明が各所に出てきているんですけども、結局、今回想定されている工事も、先に国の補助金割り当てが少なくなったことによる形で、工事自体も進んでないということと理解していいんですかね。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

議員おっしゃるとおり、国の割り当てが今度、51.4%ですね。それに伴い、工事費も当然、減となっております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

そうしますと、今後下水道を含めて、今実施されている稗木場郷地区、また、今後予定されている村木郷地区についても、工期含めて今後の予定というのは多少ずれてくることになるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

割り当てについては、どのくらいの割り当てになるかというのはちょっと予定をしておりますけれども、割り当てが少なくなったら工事の進捗率も当然遅くなっていくと考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号

○議長（今井泰照君）

日程第10. 議案第13号 平成30年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

それでは、議案第13号 平成30年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

総則。第1条、平成30年度波佐見町上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次の定めによるところによる。

収益的収入及び支出の補正。第2条、平成30年度波佐見町上水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入について、第1款、1項、営業収益、補正額95万円の増、第2項、営業外収益、9万6,000円の増となって、補正後を2億8,718万8,000円。

支出では、第1款、第1項、営業費用、補正額181万1,000円の増で、補正後を2億8,003万5,000円とするものです。

今回は、決算見込みによる営業収益、営業外収益と営業費用の増額補正となっております。

6ページをお願いします。

収益的収入及び支出について、まず収入の分ですが、1款、1項、3目、その他の営業収益、補正額95万円の増で、補正後を263万1,000円とするものです。これは加入金でありまして、新規件数の増となっております。13ミリで14件、25ミリで1件。25ミリは幸運トラックによるものです。13ミリは一般家庭です。

次ページ、支出の部ですけれども、1款、1項、1目、原水及び浄水費と2目、配水及び給水費については、それぞれ補正額を50万円と100万円を増額するものです。修繕費の増によるものです。

1款、1項、4目、総係費については、人件費の増額によるものです。

なお、補正予算給与明細書については、4ページから5ページに掲載をしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号 平成30年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。2時10分より再開いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11～12 議案第14号、議案第16号

○議長（今井泰照君）

日程第11. 議案第14号 波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例及び日程第12. 議案第16号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議案第14号 波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例について御説明申し上げます。

波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございますが、波佐見町講堂の設置及び管理について、必要な事項を定めるために、本条例を制定するものでございます。

本施設は、昨年5月末に耐震改修工事を完成させ、これまで普通財産として管理し、その利用状況を見てまいりました。今般、隣接地に建設しております公衆トイレが3月末に完成

予定であり、今後多くの利用が見込まれることもあわせ、行政財産として管理するものでございます。

別紙をお願いいたします。

条例は、基本的事項を規定した全10条で構成しております。

第1条には目的を、第2条では設置について記載しております。第3条には、名称を波佐見町講堂、位置を波佐見町井石郷2196番地2であるとしています。第4条は使用の許可、第5条は許可の制限、第6条は許可の取り消し等について規定しております。第7条は、使用料の納付について、第8条は、損傷等に対する損害賠償について規定しております。第9条は、施設管理の教育委員会への委任、第10条については、必要事項を規則で定めることとしております。

なお、条例の施行は平成31年4月1日からとしています。

引き続きまして、議案第16号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

波佐見町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例の制定に伴い、波佐見町講堂の使用料を定めるために本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお願いいたします。

まず、第2条中「別表第8」を「別表第9」に、それから「別表第9」を「別表第10」に改めます。

次に、本則の後に、別表第9を別表第10として、別表第8の次に新たな別表第9を加えるものであります。別表第9には、波佐見町講堂基本使用料と、割増等使用料について記載しております。

なお、この条例の施行を平成31年4月1日からとしております。

また、新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

議案第14号 波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例についての質問なんですけども、損害賠償の第8条、「使用者及び入場者が、講堂の建物、附属設備及び器具類を損傷し、又は滅失したときは、町長の指示に従い、直ちに原状に回復、又はその損害を賠償しなければならない」とあるんですけども、当該建物は歴史的な文化財でありまして、古い部材等が使われています。なかなか今の建物の部材では修復できないものも入ってくるかと思うんですが、その辺の取り扱いはどういうふう考えられているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり、築70年、80年以上たった建物でございますので、それらの部材を調達するというのは非常に難しいものがございますけれども、可能な限り現状に近い部材を調達していただく、あるいは、そういった素材、色合い等について調達していくしかないのではないかなと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

それに関して、同じことなんですけど、多分、今回この条例を制定されるに当たっては、ほかの公共施設の条例を前提とされて条文を考えられていると思うんですけども、特別古い建物だからということは条例の中にうたわれていないんですが、要するに、取り扱いが難しい部分もあるかと思うんですけど、その辺をあえてうたわなかった理由は特別あるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

特にはございません。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例の件ですけど、使用許可の制限のところの第5条ですが、第1項に、「法令に違反し、又はそのおそれがあると認められるとき」と書いて

あります。この法令とは何の法令なんですかというのが一つです。

もう一つは、使用料の第7条のところですが、使用料の第7条第2項ですけれども、「既納の使用料は、還付しない」ということで、ただし書きで、「町長が特別の事由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる」と。これは、キャンセルという行為が発生した場合にも還付しないということをやっているのか。また、町長が認める時というのはどういうときなのかをお聞きかせください。

もう一つですが、4条の使用の許可から8条の損害賠償に至るまでの文言、記載については、申請書をおつくりになると思いますが、その申請書にも明記される予定でしょうか、その確認です。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、第5条の「法令に違反し」は何の法令に違反しかと。今、即答はできませんが、もろもろの法令がございましょうから、そういったものに違反するような事案があれば、許可の制限をするということ。今、私が即思いつく法令はちょっとありませんけれども、例えば火災なんか法とかあるかもしれませんけれども、火気の使用を制限しておりますが、そういったものがあればあるのかなとも考えております。

それからキャンセル関係ですが、町長が認める時とはどういうことかということも、その使用者の、例えば急に親族が亡くなったりとか、いろいろ事例がございましょうから、一概にどういったものがあるかわかりませんが、いろいろなことが考えられますので、そういった状況を鑑みながら認めることもあろうかと思いますが、基本的には、キャンセルについては還付をしないというスタンスでおります。ただし、個々に特別の事由があるときは認める場合もあるということでございます。

それから、4条から8条までに関して、申請書に記載するのかと。これは、10条に必要な事項は規則で定めるということとしておりまして、規則の中で使用申請書の書式も定めるようにしておりますので、そこの中に、申請者に周知するようにしております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

今、最後にお答えになりました、4条から8条について申請書に記入をするようにしてまずということであれば、最初の法令とは何ぞやというふうな部分についても、大きく法令と

いうことを明記されてますから、申請を書かれる、使用を予定されている皆様方にわかりやすくしておかないといけないと思います。

また、キャンセルは還付しないとおっしゃいました。そこも、「既納の使用料は、還付しない」ということは、「キャンセルの場合は」と、やっぱり申請者がわかるような形で明記する必要があると思います。

その辺について、この4条から8条について明記されるのであれば、キャンセルの文言も用いて、しっかりと申請を予定されている人にわかるように説明をされたほうがよいと思います。

もう一つは、手数料の条例の一部を改正する条例の中なんですけども、ある町の施設の中で、個人の使用を予定されている方と法人の使用を予定されている方、いろいろその辺の区別をつけて取り扱いをされている事例が、昔ございました。この辺に関してはどのような扱いをされる予定になりますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

使用許可に当たっての説明あるいはキャンセルについて、もう少し条例で明記せよということですかね。じゃないですよ。もう少し説明をしたらということですか。申請書のほうには書くようにしておりますが、許可条件の中にそういったものも、利用者に対して周知が図れるような手続は図っていききたいなというふうに思います。

それから、使用料につきましては、個人であろうと法人であろうと申請者は1件という捉え方で、区分はしないという捉え方をしております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

だから、あくまでも利用を希望される皆さん方が、書かれている文言に従って申請書を書かれるわけですから、その点については申請書には明記をしていただきたいし、第7条の使用料のところの第2項に「既納の使用料は、還付しない」としっかりうたっていらっしゃったとの答弁で、キャンセルは還付しないということはおっしゃっています。こら辺はちゃんと明記をしなくちゃいけないし、そういうことをしないと、条例と使用料の申請書との整合性がとれないというふうに思うんです。こら辺をしっかりと、対応していただきたいというのを希望しておきます。

それと、個人と法人とは区別しないで一申請という形でやるということでございますが、こういう場合、割り増しの使用料という枠がございますが、ここに、使用者が入場料又はこれに類する費用等を徴収して使用する場合云々かんぬんで、割り増しを書いているらっしゃいます。

ある意味いろんな形で、ピアノとか習字とかそういう学習を子供たちがやって、その発表のためにこういう会場をお借りしたいというふうになった場合、例えばピアノの教室をされている方たちは、ヤマハとか、ああいう大手の教室を運営されているところも、実際、共催とかそういうのに入ってきたりするケースもあります。そういう場合であっても、実際は子供たちの発表会ですので、当然その場合はここにも書いてありますとおり、入場料等の割り増し料金は発生しないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

この条例でいく限りは、入場料をとった場合、この500円あるいは1,000円以上と、この条例に基づいて料金をいただくわけでございますけれども、文化団体とかいったものについては減免の措置をとるようにしておりますので、そういった対応でいきたいというふうに思います。

それから、使用料を還付しないということを申請書にはっきり書いたほうがということでございますけれども、条例の中ではっきり還付しないということを明記しておりますので、その取り扱いについてはこれに従いながら行いますけれども、利用者については、そういったことを説明しながら、あるいはもう少し申請書にも書くか、あるいはお知らせとしてちょっとつけるか。そういったもので周知ができればいいのかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

済みません、波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例について、ちょっとお尋ねいたしますが、まず基本として、町としては空調を入れないということで多分考えていらっしゃる、以前お聞きしたことがあります、今後、暖房器具あたりとか、夏の暑いときは扇風機とか、そうしたところの分は規則のほうで定めるのか。それとも、この条例には今回盛り込

まないということでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

冷暖房空調器具については、設置及び管理に関する条例については特に盛り込む必要はないのかなど。ただし、構造的にそういったものを備えた施設になってきた場合については、今後、使用料手数料条例の中で、冷暖房費の徴収あたりが加算という格好で盛り込まれてくるのかなというふうに思います。

現状では、設計をしたコンサルタントの話でいけば、非常に今の構造上は、エアコンの設置は、例えば天井型だとかいうのは設置が厳しいと。特に天井につきましては、ブレスを入れて鉄筋が入っておりますから、配管、配置が非常に厳しくなるだろうと。そうした場合、室内に据え置き型、縦型をすれば、今度は壁に穴をあけて室外機を取りつけるような格好になってくると。

それから、今まで数十年という長きにわたって木造施設としてあるわけですけれども、これに冷房あるいは暖房という乾燥の調整をとったりすると、木造の傷みが早いんじゃないかというふうな意見もいただいております。

ただし、利用者が非常に困難な状況であれば、今後の状況によってはいろいろな考え方があろうかと思いますが、ただ暑いときは暑い、冷たいときは寒いと、それを感じていただくのも、あの施設の一つの特徴かなというふうに現状では思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

おっしゃるのは重々わかっておりますけど、やっぱり、ちょっとこの前に講演会に行った場合も、本当にすごく寒くて底冷えするような感じでした。夏は扇風機をちょっと持ち込むぐらいの、使用させていただけるぐらいは憂慮していただきたいと思いますが、そこあたりのお考えはどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

扇風機あたりの持ち込み、あるいは場合によっては備品としてそろえたりして、利用者の幾らかでも利便性を図れるようなことは、今後十分検討していく余地はあろうかというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

一つお伺いしたいのが、この講堂についてなんですが、有事の際あるいは災害の際の避難所としての可能性というのはあるのかどうか。そこをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

災害発生の場合の避難所としての位置づけということですが、現在の波佐見町の地域防災計画書の中には、避難所としての位置づけはありません。ただし、災害の規模とか災害の状況、そういったものによっては指定をされていない避難所であっても、避難所として使用をすることが必要になってくる可能性は全くないとは言えないと思います。

特に、学校関係につきましては、現在は体育館の部分だけを避難所として指定しておりますが、非常に大規模な災害あるいは松浦市の原子力の防災で、非常に多くの方が町内に避難をしてこられるとそういう可能性が全くないわけでありませんので、現在の指定避難所では不足をする可能性があるかもしれませんので、そういった場合には、やむを得ず避難所として使うという可能性はあるかと思えます。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

設置及び管理に関する条例では、一応第9条で、町長は講堂の管理を教育委員会に委任することができるというふうなことでなっておりますけれども、これはもう教育委員会に委任される方向でございますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

この条例の制定あるいは使用料の条例、これらを協議する中で教育委員会と話をしておるわけですが、町民、使用者側からして、文化会館を使用するのか、あるいは場合によってはこの講堂がいいのかとなったときに、文化会館、いや、これは講堂がましですねとなった場合に、じゃあ教育委員会のほうに、じゃあ役場のほうにというふうなことを考えると、利用申請をされる方にとっては非常に不都合であろうということで、そういった利便

性を考えれば、教育委員会のほうで一括して管理していただいたほうがいいのではないかと
いうことで、方向性としては、この条例に載せておりますとおり教育委員会に委任というこ
とで考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

私もそういった方向で、教育委員会のほうが望ましいかなとは思っておるわけですが、
すけれども、教育委員会に委任されて、予算書では管理は委託されるというふうなことで予
定されているようでございますけれども、もうそこら辺も大体、委託先と申しますか、その
辺の予定はあるんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

管理そのものの委託については、所管としては教育委員会に委任をいたしますが、施設そ
のものの管理業務というのは、これからの話になっていこうかと思っておりますけれども、現在は
波佐見講堂ファンクラブの方をお願いをしておりますが、そういった経験も踏まえたところ
でどういった団体がいいのか、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

なれておられるから、いろいろと支障はないかとは思っておるんですけども、一つこの使
用料の中で、例えば、前回の一般質問でちょっと質問したと思うんですけども、あそこにバ
スが1台来られたと、中身を見たいと、外観だけやなくて中を。そういったときに、昼間な
ら昼間1時間1,000円、この規定を適用されるものかどうか。

それともう一件、使用料に関して言えば備品の使用、それから今度の予算には音響機器を
上げてありますけれども、その辺まではどのように考えておられるのか、お願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

視察等で中を見せていただきたいという場合については、現在のところは徴収はしており
ません。ただ、営業と申しますか、写真撮影等で中に入らせてくださいというふうな申請に
ついては、あくまでも業にかかわるものであるということで使用料はいただいているところ
でございます。今後そういった、すばらしい施設であるから視察がてらというのであれば、

考慮すべきところはあるかと思います。

それから、備品等についての使用料は、現在は考えておりません。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第14号 波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号 波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第16号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号

○議長（今井泰照君）

日程第13. 議案第15号 波佐見町中小企業・小規模企業振興基本条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

それでは、議案第15号 波佐見町中小企業・小規模企業振興基本条例について御説明いたします。

波佐見町中小企業・小規模企業振興基本条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございますが、国においても中小企業や小規模企業振興に対するさまざまな法律が近年相次いで制定されておまして、中小企業・小規模企業の重要性が再確認されている中、本町の中小企業等の振興に関して基本理念を定めるとともに、町の責務、中小企業等の役割を明らかにし、中小企業等の経営基盤の強化と健全な発展を図るとともに、地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展と町民生活の向上に寄与することを目的として制定するものであります。

別紙をお願いいたします。

この条例は、全体で12条で規定をしております。

まず第1条、目的ですけれども、先ほどの提案理由で申しましたけれども、この条例は、中小企業・小規模企業が地域の雇用と経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の振興に関しての基本理念を定め、町の責務、中小企業者等の役割を明らかにし、中小企業等の経営基盤の強化と健全な発展を図り、地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展と町民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条においては、用語の意義を定義づけております。（1）では中小企業者を、（2）では小規模企業者を、（3）では中小企業団体を、（4）では中小企業者等について、それぞれ定めているところであります。

第3条では、基本理念として、（1）で、中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること、（2）で、国、長崎県その他関係機関との連携を図り、協力を得ながら、中小企業等の振興に関する施策を町全体で協働して推進すること。

第4条では、基本的な施策を次の8項目で規定しているところであります。

（1）では経営の安定及び革新に関すること、（2）では経営基盤の整備に関すること、

(3)では人材育成及び雇用の安定に関すること、(4)では新たな事業の創出及び起業支援に関すること、(5)では資金調達の円滑化に関すること、(6)では支援・連携ネットワークの構築、(7)では情報の収集及び提供、(8)ではその他町長が必要と認める施策というふうに上げております。

第5条では、町の責務として、町は、中小企業等振興施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

第6条では、意見の反映としまして、中小企業等振興施策の策定に当たっては、中小企業者等その他の関係者の意見を反映させるため、当該施策に関する情報及び意見交換を図るために必要な措置を講じなければならない。

第7条では、中小企業等の役割について、中小企業等は自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。2項で、中小企業等は商工会等中小企業団体への加入に努めるものとする。3項では、中小企業等は地域社会の調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

第8条では、中小企業団体の役割ということ、中小企業団体は、中小企業等の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業等振興施策の実施について協力するよう努めるものとする。

第9条では、町民の理解と協力ということ、町民は、中小企業等の振興が町民生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。2項では、町民は、町産品及び町内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。

第10条では、この施策の公表ということ、町は、毎年度、中小企業等振興政策の実施状況を公表するものとする。

第11条では、財政上の措置としまして、町は、中小企業等振興施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

第12条では、委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

この波佐見町中小企業・小規模企業振興基本条例についてなんですけども、条例を定めるのが必要ということ考えた理由というか、その背景はどういうことなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、背景としましては、先ほど提案理由のところでも話しましたように、国が、中小企業の振興基本法が制定されたり、小規模企業活性化法が制定されるなど、こういった小規模企業の振興には行政も積極的に入って行って振興するべきだということであつております。また、こういった中小企業団体、商工会だったり民主商工会あたりでも、こういった法律についての策定の要望も上がっているところでございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

理念について、国が進める中小企業もしくは小規模企業振興基本法みたいな形の考え方を踏まえて、町でも制定するという考え方はわかりました。

それで、今回の条例案の第7条の2項に、「中小企業等は、商工会等中小企業団体への加入に努めるものとする」というふうな文言もありますけれども、条文を見てみますと、どちらかというところ、あくまでもこの条例は、商工会とかそういう中小企業団体を通じて市町村とかそういうもので支援をしていって、結果、企業に対していろんな事業施策をしていくという認識を、私は読んだんですけども、考え方はそういう形で合っていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

そういった商工団体に加入していただいたほうが、いろいろな部分で、情報を収集する上でも有利に働くので、こういった団体にも加入してほしいという意味合いで書いておりますけど、この施策全てが商工会に加入していないとできないというものではないということです。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

この条例を単純に読ませていただきますと、第4条で、第1条の目的を達成するためとい

うことで、第3条の基本理念に基づいて基本的な施策をというふうなことになっておりますけれども、中小企業等の経営の安定及び革新、それから経営基盤の整備、そして（5）では資金調達の円滑化、こういったことが載っているわけですね。

そして、第5条で、「第3条に定める基本理念に基づき、中小企業等振興政策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする」という文言があります。

さらに第11条で、「町は、中小企業等振興施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする」というふうなことになっているわけですが、努めるものとするということになっておりますので、若干その辺の範囲は減るかとは思いますが、このあたりを確実にするためには相当の予算措置が必要かと思うんですけども、今後の予算の積み上げ、その辺の予算措置についてはどんなものですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず第4条で、さまざまな施策について項目で上げておりますけれども、そして第5条において、その中小企業等振興施策を総合的かつ計画的に策定するというところで、むしろこの条例より、その後、次年度の平成31年度に予定しておりますこの計画書の策定というのが非常に重要になってくるというふうに思っております。

そして、そこで、第6条にも書いておりますけれども、意見の反映ということで、この策定に当たっては、関係者の意見をできるだけ反映させなければならないということです。そういったいろいろな意見を聞いて事業実施ができるように、第11条では予算措置ということですけど、これはうたってはいますけれども、そういった要望に対して全てに予算処置をしてできるというものでは当然ながらないものであって、それは優先順位をつけながら実施していくということにもなりますし、この第4条での施策についても、今現在、既に取り組んでいるような事項もたくさんございます。

そういうこともありますので、この辺はまたいろいろと関係団体等のネットワーク等を生かしながら振興がスムーズにいくように努めていこうということでの、意気込みの理念条例でございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

いろいろとここには掲げてあります。目的と申しますか基本的施策、こういった施策は金

科玉条と申しますか、非常にいいことが書いてあるとは思うんですよ。ただ、先ほど申しましたように、どうしても裏づけが必要ということになりますので、その辺の範囲をどこまで持っていくかということになろうかと思っております。

先日、商工会関係の会合があつて、懇談会の中でも相当支援、補助金的なことが必要だというふうな御意見も多かったわけでございますけれども、ただ、問題は、町の予算も限られておるといふ中でどこまでやっていくかということは、当然考えていかなければならないことですし、その辺はいろんな組織とか、いろんな人の意見を聞きながらやられるということでございますが、どうしても、この第4条に掲げてあるようなことの実現というのが私もちよっと気になりますので、こういった質問をしたわけでございますけれども、この後、要綱等はまだつくられる予定でございますかね。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

この中小企業・小規模企業振興基本条例に対する要綱というのは、特別予定はしておりません。先ほど言いました第4条の中の施策の中には、例えば資金調達の方では、中小企業振興資金の要綱があつたりとか、それぞれの施策において要綱もございます。

また、こういった計画の中で、全くゼロからこの計画をつくっていくのではなくて、既に商工会と連動した経営発達支援計画というのもございます。そういった部分で、意見をすり合わせながらやっていこうと思っておりますので、そのあたりは比較的スムーズに意見の聴取、意見の反映とかができてくるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

先ほどからの御説明がずっとあつておりますけれども、この波佐見町の中小企業・小規模企業振興基本条例ということをご提案されています。波佐見町の地域に合った施策を提供してもらいたいという希望は当然でございますが、この趣旨の段階で、国の法律また活性化法云々かんぬんと御案内いただきました。

当然ながら、この中小企業という概念の中には、農業の法人が波佐見町もたくさんございます。そういう農業の法人は、該当する企業の小規模・中小企業の範囲に入っておりますか、

入っておりませんか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

この第2条の定義に該当する範囲での適用ということで考えております。この第2条での中小企業者等の定義、中小企業基本法第2条第1項の規定だったり、第2条第5項の規定の小規模起業者の規定に、その農業法人の農業者のほうは、本来は該当しないと思いますけれども、この範囲内での適用ということで考えております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

確かに調べてみてもそうなんですけど、ある意味、農業も法人化を推進され、今、独自に生産をされています。仮にその生産物の販売という枠内の法人活動であれば、ここから外れてしまうんですけども、農業の法人の中で卸小売等を独立される場合には、多分この辺は入ってくるんじゃないかというふうに思っていますが、その辺の確認を一つ。

もう一つは、第6条の意見の反映の条文に上がっておりますが、こういう形で、今後、いろんな施策を含めて計画を練っていかれるというお話でございますが、このために何らかの、こういう意見聴取、反映のための組織づくりというのはお考えになっていませんか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

先ほど議員が言われましたように、小売とかそういった部分の商業活動につながる部分であれば、この法律に載っている以上は該当します。

そして、意見の反映に当たっては、また新年度予算でも御提案はいたしますけれども、そういう策定委員会を組織するように考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

この条例は理念的な意味合いも踏まえた条例でございましょうから、これからの中小企業等に御支援を大いに期待をしているところでございますが、ただ、その中で気になるのが、第10条でございます。施策の公表ということで、担当は大変でしょうが、「毎年度、中小

企業等振興施策の実施状況を公表するものとする」とあります。個人的には、行政側の仕事が増えて大変だろうとお察しは申し上げますが、もう書いた以上はあれですから、毎年どの段階でどういうふうな公表をされるのかというのが一つと、今行っている施策の中に、中小企業等振興施策という、ここにあるこれに該当するものがあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

施策の公表に関してですけれども、その年度が終わりまして実績が整った後で、恐らくホームページ上での公表になるかというふうに考えております。

あと、第4条で、これがそれぞれどのような施策に結びついているのかというものについては、まず第1と第2の経営の安定及び革新だったり経営基盤の整備については、今年度の6月の議会でも条例を制定させていただきましたけれども、生産性向上特別措置法に基づく支援、これは今年度非常に波佐見の事業所の方が利用されております。その他、国のものづくり補助金あたりを活用した施策であったりとか、あとは、人材育成については、今、本町で窯業関係でやっております窯業人材育成事業等もこれに該当するんじゃないかというふうに考えております。

あと、創出及び起業支援については、創業支援資金であったり、資金の調達は、中小企業振興資金、あとこういった情報の収集とかネットワークに関しては、常にこの東彼3町のほうで商工会の中での商工会と行政の会議だったり、それに金融会議というのも開催をしております。東彼3町の商工会と東彼3町の行政と十八銀行、親和銀行だったり、あと政策金融公庫、あとは保証協会等の集まりもあって、意見交換とかも年に一、二回ほどやっておりますので、そういった会議をこういったところに生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号 波佐見町中小企業・小規模企業振興基本条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第24号

○議長（今井泰照君）

日程第14. 議案第24号 東小学校プール改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、議案第24号について説明いたします。

東小学校プール改修工事請負契約の変更について。

平成30年10月5日付で請負契約を締結した東小学校プール改修工事について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。

提案理由でございます。

本件は、東小学校プール改修工事について、工事内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものでございます。

別紙をお願いいたします。

今回の変更でございますが、契約金額の変更として、現在の契約額8,093万8,440円に35万9,640円を増額し、変更後の契約額を8,129万8,080円とするものでございます。

今回の変更内容については、サブプール、小プールでございますが、周辺の塩化ビニールの送水管54メートルについて、凍結のおそれがあることから、凍結防止の効果がある保温材、被覆材を追加するものでございます。

以上で議案24号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

今回、35万9,640円の一応追加となりますが、これは凍結のおそれがあるということなんです、これはやっぱり初めのときに、これをつくるときに、こういうことはちょっとわからなかったものかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回の東小学校のプールの改修工事については、南小学校のプールの改修工事を踏襲して設計を行いました。南小学校はその被覆材、スポンジみたいなやつはなかったわけで、私も大丈夫かなと思っていたんですが、施工業者とプールの専門業者から、ちょっと失礼かもしれませんが、東地区は寒いものですから凍結するかもしれないと言われて、ちょっと私も悩んだんですが、凍結して管が割れるとこの金額では補修がききませんので、やはり今回追加させていただきたいという思いで変更するものでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第24号 東小学校プール改修工事請負契約の変更に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号 東小学校プール改修工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後3時2分 散会

第 2 日 目（3 月 5 日）（火曜日）

議事日程

- 第 1 議案第 1 号 平成31年度波佐見町一般会計予算
- 第 2 議案第 2 号 平成31年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 3 号 平成31年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第 4 号 平成31年度波佐見町介護保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第 5 号 平成31年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算
- 第 6 議案第 6 号 平成31年度波佐見町上水道事業会計予算
- 第 7 議案第 7 号 平成31年度波佐見町工業用水道事業会計予算

（以上 7 件 予算特別委員会付託）

第2日目（3月5日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 書 記 山 田 清

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 松 下 幸 人
総 務 課 長 村 川 浩 記	商工振興課長 澤 田 健 一
企画財政課長 前 川 芳 徳	税 務 課 長 朝 長 哲 也
住民福祉課長 山 口 博 道	健康推進課長 本 山 征 一 郎
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 朝 長 義 之	建 設 課 長 楠 本 和 弘
水 道 課 長 堀 池 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 官 田 和 子
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 林 田 孝 行	総 務 課 長 松 添 博
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長 坂 本 昌 俊	

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成31年第1回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第1 議案第1号

○議長（今井泰照君）

日程第1. 議案第1号 平成31年度波佐見町一般会計予算を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それでは、議案第1号 平成31年度波佐見町一般会計予算について御説明を申し上げます。

平成31年度波佐見町の一般会計予算は、次に定めるところによります。

まず、歳入歳出予算の総額は68億9,700万円といたします。これは、前年度が66億9,100万円と比較して2億600万円、3.1%の増、額では過去最高の規模となっております。

それから、歳入予算の款項の区分の金額につきましては、第1表歳入歳出予算によります。

債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為によるものといたします。

同じく、地方債につきましても、第3表地方債によることといたします。

一時金の借り入れの最高額につきましては、5億円といたします。

歳入予算の流用につきましては、同一款内で各項目の間の流用ができるのは、給料、職員手当及び共済費といたします。

次の2ページから6ページにつきましては、14ページ以降の歳入歳出の事項別明細において、その内容を御説明いたしますので省略いたします。

7ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為では、7ページから12ページまでに、債務負担が32年度以降にまで及ぶ7件の案件について計上しております。期間及び限度額は記載のとおりでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

第3表地方債では、それぞれの事業の財源として農業基盤整備事業4,250万円から、公共施設災害復旧事業40万円までの12事業の建設事業債4億590万円と、普通交付税の振替措置として臨時財政対策債1億5,180万円を合わせて、6億1,120万円を計上しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、16ページ以降に移ります。

事項別明細の歳出については、各担当課で説明をいたしますので、ページが前後する場合がございますので御了承をお願いいたします。また、事業費が大きいものや新規事業を中心に御説明いたしますので、あわせて御了承をお願いいたします。

16ページからの町税につきましては、後ほど税務課長が御説明をいたします。

それでは、21ページをお願いいたします。

2款、1項、1目、地方揮発油譲与税、この21ページの揮発油譲与税から28ページの地方特例交付金までは、それぞれ30年度決算見込額を参考に、国が示しました地方財政計画によります推計伸び率などを考慮いたしまして計上いたしております。

29ページをごらんください。

8款、2項の子ども手当支援臨時交付金は、今年10月から実施されます幼児教育無償化に係る経費として、地方負担分を全額国費により措置するもので、4,313万円を新規に計上しております。

次のページをお願いいたします。

9款、1項、1目の地方交付税につきましては、前年度比2,000万円増の17億5,000万円としております。

普通交付税は、標準的行政経費でございます基準財政需要額から一般財源を基本とした基本財政収入額を差し引いた、いわゆる財源不足をもとに算出するもので、国から示されました指数や本町独自の要素を考慮いたしまして17億円、特別交付税は7,000万円を計上しております。

33ページをお願いいたします。

11款、2項、分担金では、1,771万7,000円減の合計で5,925万円を計上しております。

1目、民生費負担金で、10月からの幼児教育無償化に伴います保育料減が主な要因でございます。

次のページをお願いいたします。

12款、1項. 使用料につきましては、各目に若干の増減はございますが、前年度並みの合計で8,704万円としております。

次の36ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金、1項. 国庫支出金の6億8,935万1,000円のうち、1目. 民生費国庫負担金につきましては、2,332万2,000円増の6億7,143万4,000円としております。その増額の主な要因といたしましては、認定こども園、保育所運営費などの給付費の増嵩によるものでございます。

3目. 土木費国庫負担金では、公営住宅建設によります家賃軽減措置の補填となります家賃低廉化事業費を減額見込みで計上しております。

次のページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金は2億7,830万6,000円とし、そのうち2目の民生費国庫補助金につきましては、1,541万5,000円増の5,085万5,000円としています。新規に消費税増税に伴います支援策として実施されるプレミアム付き商品券事業の低所得者子育て支援交付金等を計上しております。

次のページをお願いいたします。

4目. 土木費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の補助率削減の影響が大きく、3,004万3,000円減の1億9,934万2,000円としております。

40ページをお願いいたします。

14款、1項. 県負担金では、合計3億9,720万5,000円を計上しており、1目. 民生費県負担金につきましては、国庫負担金と同じく扶助費の増嵩等により、全体で809万3,000円増の3億9,305万8,000円としております。

2目. 衛生費県負担金では、従来2項. 補助金としておりました予防接種事故対策費を組み替えて計上しております。

次のページをお願いいたします。

2項. 補助金の1目. 総務費県補助金は、新規事業等により629万円の増額となっております。

2目. 民生費県補助金につきましては、各種福祉施策に対する補助金として、おおむね前年並みの5,474万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

3目. 衛生費県補助金では、先ほど御説明いたしました、予防接種事故対策費の県負担金への組み替えにより減となっております。

4目. 農林水産業費県補助金につきましては、農業施設整備費や各種農業施策に伴う補助金として334万円減の7,543万8,000円となっております。

次のページをお願いいたします。

5目. 商工費補助金も、商工振興や観光事業に対する補助金といたしまして334万円減の2,246万4,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

3項. 委託金で、1目. 総務費委託金に、選挙委託金として、ことし予定の選挙費について新たに計上しております。

46ページをお願いいたします。

15款、1項、1目. 財産貸付収入で、新たに岩峠インター駐車場の有料化を見込んで計上しております。

48ページをお願いいたします。

16款、1項、2目. ふるさとづくり応援寄附金につきましては、前年度と同額の5億円といたしました。なお、3目. 商工費寄附金の競艇事業協力寄附金につきましては、売り上げ減少から200万円減の2,200万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金につきましては、それぞれの事業に充当するため基金取崩額を計上しております。全体の財源不足が生じたために、1目. 財政調整繰入金は700万円減額して8,300万円を計上しております。また、ふるさとづくり応援寄附金繰入金につきましては、30年度積立額を約4億円と見込み、その2分の1以上となります2億2,400万円としております。

57ページをお願いいたします。

20款、1項. 町債につきましては、全体で5,620万円増の6億1,120万円を計上しております。各事業が起債対象となるかの見きわめを行い、交付税措置があるものを優先して、事業費に対して示された充当率により計上しております。

そのうち臨時財政対策債は、普通交付税の振替額として1億5,180万円を計上しております。

以上が歳入でございます。

歳出につきまして、最初に企画財政課分を説明し、引き続き各担当から新規事業や主な事業等について説明がございます。なお、委託料や工事請負費、備品購入費等におきましては、今後の入札や随意契約の関係から説明欄の金額を記載していない箇所がございますので、御了承をお願いいたします。

それでは、63、64ページをお願いいたします。

63ページの5目．財産管理費につきましては、主に役場庁舎等に係る経費について計上しており、1,053万1,000円増の4,899万2,000円としています。新規では今回、64ページの13節に新庁舎建設基本設計業務委託料を計上しております。

65、66ページをお願いいたします。

6目の企画費では、前年度比364万7,000円増の合計3,885万7,000円を計上しております。中学生の海外派遣事業実施のための遣欧少年使節ゆかりの地の負担金等として118万円、自治会活動の支援のための地域支援事業費補助金と自治振興補助金で合計2,800万円、その他、各種団体の助成事業を活用した事業の補助金などを計上しております。

70ページをお願いいたします。

15目．ふるさと納税管理費につきましては、歳入に計上しておりますふるさとづくり応援寄附金5億円に対します返戻品や事務経費及び基金積立金を計上しております。

71ページ、16目．定住促進事業費は、定住奨励事業を中心とした経費1,223万5,000円を計上しております。

17目．地域づくり事業費につきましては、地域おこし協力隊3人分の報酬や活動費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

72ページから73ページの18目．地方創生推進費につきましては、地方創生推進交付金や地域少子化重点推進交付金、これら国の交付金等を活用して観光や移住・定住、若者支援など、国や県と連携した事業などに3,318万5,000円を計上しております。

次に168ページをお願いいたします。

12款、1項．公債費は、31年度の定時償還分として元金5億5,407万6,000円と、一時借入分を含んだ利子5,115万4,000円を計上しております。

以上で企画財政課の説明を終わります。

○議長（今井泰照君）

次に、それぞれの款ごとに所管の担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、総務課関係の予算の説明をさせていただきます。

予算書では60ページからでございます。

一般管理費に、今年度2億3,004万6,000円を計上いたしておりますが、一般管理費の中での新規事業といたしましては、平成32年4月から運用を開始する予定でございます臨時職員関係の会計年度任用職員制度が始まりますので、これに係る準備経費を新たに13節の例規整備支援委託料を計上いたしております。また、19節に職員派遣負担金400万円を計上いたしておりますが、これは、町の職員と長崎県の職員との人事交流で1名ずつのやりとりを交流をする予定にいたしております、その職員の人件費の差額相当分を負担金として計上いたしております。

次に、予算書では64ページをお願いいたします。

財産管理費の中で、64ページの18節、備品購入費でございますが、ドライブレコーダー購入費を計上いたしております。これは、町が保有をしております公用車にドライブレコーダーを全て設置をするというものでございまして、消防車両を含みまして63台分を計上いたしております。

次に、77ページをお願いいたします。

2款、4項、総務費の選挙費でございますが、今年度は2目に参議院議員選挙費を計上いたしておりますが、7月に参議院議員の一般選挙が予定をされておりますので、関連経費を760万円、それから次のページの3目、県議会議員選挙費、これは、間もなく4月に行われる予定でございますが、これに係ります経費を430万円、それぞれ計上いたしております。

次に、131ページをお願いいたします。

消防費でございます。まず、9款、1項、1目、常備消防費でございますが、今年度は昨年度と比較いたしまして1,702万9,000円増額の1億8,902万9,000円を計上いたしております。対前年度と比較いたしまして多くなっておりますが、この中身につきましては、佐世保市に負担を委託をするものでございますが、佐世保市が計画をしております西署佐々出張所の建て替え事業、それから消防隊員の防火服の購入費用、あるいは通信指令システムの更新費用、

そういったものの費用の増額があつておりますので、増額した形での委託料を計上いたしております。

次に、2目、非常備消防費でございます。今年度は3,416万円を計上いたしておりますが、今年度の新規事業としましては、18節、備品購入費に小型ポンプを1台購入をする計画でおります。これは第2分団が来年度、平成32年度に計画をされております操法大会に出場を予定しておりますので、それに係るポンプの1台更新を予定をいたしております。

次ページの132ページをお願いいたします。

3目、消防施設費でございますが、今年度は1,848万7,000円を計上いたしておりますが、ここにつきましては、31年度は第4分団の消防詰所、並びにかねて併設をいたしております水防倉庫の建て替え工事を計画をいたしておりますので、実施設計費並びに工事費を計上いたしております。

次のページの消防費の5目、災害対策費でございますが、本年度4,189万2,000円を計上いたしております。新規事業といたしまして、13節と15節に実施設計業務委託料と防災行政無線戸別受信機の整備工事を計上いたしております。研究をしてまいりました戸別受信機を31年度から実施設計をいたしまして工事に着手をするという計画でございますが、今年度は、工事費でいえば2カ年にわたります工事費の全体の10%程度を工事費として計上して取り組む計画でございます。

なお、残りの32年度の費用については、8ページの債務負担行為に計上いたしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

総務課からの説明は以上でございます。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

それでは、税務課関係の御説明をいたします。

ページは16ページでございます。

歳入、1款、1項、1目、個人住民税でございますけれども、個人住民税につきましては給与、営業、農業、年金などの区分がございますけれども、昨年まで伸びていました営業、農業あたりがですね、30年の実績でそこまで伸びていないという状況がございましたので、全体を昨年比約98%で予算計上を行いまして、昨年比1,120万減の4億5,150万ということで計上させていただいております。

続きまして、2目の法人税でございますけれども、こちらにつきましては30年の見込み、現在の実績見込みで880万増の7,260万ということで計上させていただいております。

次ページの固定資産税でございますけれども、固定資産税につきましては、土地、住宅、償却資産の三つがございますけれども、土地につきましては、まだまだ下落傾向が続いております。それと、住宅につきましても、着工件数は伸びておりますけれども、町営工業団地等の減免の影響でマイナス、それと、償却資産につきましては、一昨年まで太陽光発電とか新規の大口の償却資産とかあっていたんですけれども、それと大企業の償却、新しい設備投資というのがございませでしたので、そちらについてもマイナスということで、全体的に1,240万減の6億30万で計上させていただいております。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと思います。

軽自動車税でございますけれども、こちらにつきましては、課税台数の増、それと経年重課、13年たちました自動車につきましては、ちょっと税額が改正があっておりまして、1万800円から1万2,900円ということで、13年たった部分が税額が上がる関係で、そういったところを考慮しまして257万円の増の5,420万で計上させていただいております。

続きまして、次ページのたばこ税でございますけれども、これはもう健康志向の関係で昨年比マイナス4%ぐらいの実績でございますけれども、ですので、マイナス277万9,000円減の7,191万円を計上させていただいております。

続きまして次ページ、入湯税でございます。入湯税につきましては、こちらについても日帰り客の減少が続いております関係で、マイナス4万9,000円の160万を計上させていただいております。

済みません、44ページをお願いしたいと思います。

44ページ、14款、3項、1目の2節、徴税費委託金でございます。こちらにつきましては、町のほうで県税も一緒に含めて徴収をいたしております。町県民税として10%をいただいておりますけれども、そのうちの4%が県税でございます。それを町のほうが徴収をしておる関係で、県から委託金という形で1人3,000円の7,100人分の予算を計上させていただいております。

税務課関係の説明は以上で終わります。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それでは、住民福祉課関係の予算の説明をさせていただきます。

住民福祉課が扱っております予算は、民生費、環境衛生費、それから土木費の中の河川公園管理費でありますけれども、今回新規に計上しているもの、また既存の事業で内容がこれまでと変わって予算が変動しているもの、その他説明を要すると思われるものについてのみ説明を差し上げます。

まず、82ページをお願いいたします。

3款、1項、1目、社会福祉総務費の13節、委託料、プレミアム付き商品券交付事業委託料で1,687万円の予算を計上しております。これは新規の事業になりますけれども、ことしの10月に消費税が10%に引き上げられますことから、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和することを目的として、商品券の交付事業を行うものであります。1人当たり2万5,000円の商品券を2万円で購入できることになっておりまして、5,000円分がプレミアム補助額ということになります。対象者は平成31年度の住民税非課税者、それから3歳未満の子供が属する世帯の世帯主となります。

次ページをお願いいたします。

2目、老人福祉費、これも一番最後の13節、委託料になりますが、これは、長野郷の生活支援ハウスいきいきの運営費を委託料として毎年支払っておりますけれども、これまで700万円だった委託料を減額しまして、今回500万円計上しております。減額の理由としましては、これまで9室だった生活支援ハウスのうち3室、3部屋をサービス付高齢者専用住宅へと用途変更がなされましたので、部屋数が減った分を減額したものであります。

また、その下にある敬老行事委託料につきましては、480万円を計上しておりますが、これまでよりも約140万円予算を増額しております。これは、敬老会参加者の1人当たり1,500円という委託料が20年以上も変わっていない状況がありまして、これにつきましては、各自治会あるいは議員さん方から経費の引き上げを要望されていたわけでありまして、そこで今回、1人当たり500円の引き上げを行いまして、その分を増額しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

19節、負担金、補助及び交付金でございますが、この説明欄に計上している項目の内容、金額はこれまでとほとんど変わりませんが、最後のシルバー人材センター育成事業補助金につきましては、若干の増額をしております。ここしばらくは340万円という金額を定額として補助してきましたけれども、31年度から理事長についても報酬を支払っていきいたい

ということで、その原資となる補助金の増額要望があったわけでありまして、今回そのような要望を踏まえまして、これまでの補助金に30万円上乗せをしまして370万円としたところがあります。

続きまして、86ページをお願いします。

3目. 障害者福祉費の20節. 扶助費であります。説明欄に上げている項目は、障害者が日常生活を送る上で必要となる、いわゆる障害福祉サービス給付費を計上しておりますけれども、内容はこれまでとほとんど変わりません。しかし、上から3番目、4番目の移動支援事業給付費、それから、その下の日中一時支援事業給付費、これは、これまでは委託料に計上しておりましたが、その事業の内容が扶助費的な性格が強いということで、今回よりこの扶助費の中に含めております。総額的には、やはり30年度と比較しましても800万円程度予算が上がっているような状況となっております。

続きまして、89ページをお願いいたします。

3款、2項、1目. 児童福祉総務費の13節. 委託料であります。

ここで大きいものを言いますと、学童クラブに対する委託料がありますけれども、これは学童クラブに対する運営費や職員人件費の加算、あるいは障害児受け入れの際に必要な経費などを委託料として計上しております。内容や費用的なものは昨年度とほとんど変わっておりません。ただし、この中で新たに加わったものが、上から2番目の大学連携委託料の45万円あります。これまで企画財政課で扱っていたものを、子育てに関する事業であることから所管がえを行ったものであります。

そして、一番下の子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料176万1,000円につきましては、30年度から31年度までの2カ年にまたがる事業でしておりますが、策定業務を委託するコンサルタントに対して支払うものでございます。

それから、その下の15節. 工事請負費、児童遊園遊具撤去工事と寺ノ下児童遊園フェンス改修工事ということで、新規で予算をつけておりますけれども、これは町内にある5カ所の児童遊園の遊具の撤去と、金屋郷の寺ノ下児童遊園のフェンス改修工事を計画しております。まず児童遊園の遊具につきましては、どの遊具についても設置した時期が一緒だったこともあって、20年以上が経過しておりますので、金具がとれたり、さびの侵食がひどかったりと、非常に危険な状態でありますので、まずは危険防止のために撤去を早急にすべきとの判断から、今回全ての児童遊園について遊具の撤去を行うものであります。撤去後の児童遊園の利

活用につきましては、地元と十分協議しながら進めていきたいというふうに考えております。また、寺ノ下児童遊園のフェンスについては、これも経年劣化で破損している部分があり危険な状態のために、これについては改修工事を予定しておるところでございます。

その下の19節. 負担金、補助及び交付金についてでございますけれども、ここでは町が実施する事業や学童クラブに対する補助金もありますけれども、主には認定こども園や保育園が行う各種事業に対する補助金を計上しております、これまでと内容はほとんど変わりません。ただし、30年度にアナンダこども園のトイレ改修工事に係る補助を計上しておりましたけれども、今回これがなくなったこと、また障害児保育関係の補助も、障害児の数が減ったことから、19節の補助金総額で見ると、30年度当初予算と比較して約700万円下がっているような状況であります。

その下の20節. 扶助費、福祉医療費に2,800万円の予算を計上しております。これにつきましては、現在、乳幼児及び小学生・中学生までの医療費について助成をしておりますが、これまで議会の中でも対称枠の引き上げ等について再三要望が上がっておりました。今回内部で協議しました結果、やはり県内の他市町に先駆けて医療費助成をやっていこうというふうに協議がまとまりましたので、31年度より高校生まで対象を引き上げ医療費の助成を行っていくということで、予算についてもその分の上乗せを行っております。

次に、2目. 児童措置費、13節. 委託料と20節. 扶助費についても一緒に説明申し上げますけれども、この13節. 委託料については、町内私立保育園の運営費に係る委託料、それから20節. 扶助費については、認定こども園に対する運営費の補助、そして児童手当や障害児通所支援給付費が特に大きな予算となっておりますけれども、30年度と比較をしまして、13節で約300万円、20節では約100万円の増額となっております。

続きまして、96ページをお願いいたします。

4款、1項、5目. 環境衛生費、7節. 賃金で環境美化作業員賃金1,122万5,000円を計上しております。これは環境美化作業員の賃金を計上しておりますけれども、これまで4名だった作業員を今回より6名体制に増員することとしておりますので、これまでよりも約380万円の増額となっております。増員の理由としましては、年々各課からの作業依頼が増えてきている状況があること、これにより特に夏場の繁忙期になると作業依頼が殺到しまして、現在の4名体制では全ての作業を賄い切れず、業者へ委託する部分が多くなったことが増員の主な理由でございます。

最後に、125ページをお願いいたします。

8款、3項、2目。河川公園管理費、15節工事請負費で桜づつみ河川公園路面改修工事2,100万円を予算計上しております。これにつきましては、今年度予算との比較で600万円増額となっております。今年度予算では1,500万の予算で、長野郷の西前寺橋から万年橋間の岳辺田側の路面補修工事を行っておりますけれども、31年につきましては、今年度補修工事ができなかった万年橋までの残りの区間と、その反対側、湯治楼側の全ての区間を補修しようとするもので、それに係る費用を計上しているところでございます。

以上で住民福祉課関係の予算の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、健康推進課関係の予算の説明を申し上げます。

83ページをお願いいたします。

3款、1項、1目。社会福祉総務費の28節。繰出金でございます。国民健康保険事業特別会計繰出金として1億170万1,000円を計上しております。内訳としましては、保険基盤安定繰出金、事務費繰出金、出産育児一時金相当分、そして交付税措置があります財政安定化支援分をそれぞれ計上したのになっております。

84ページをお願いいたします。

2目。老人福祉費、19節に介護認定に係る東彼保健福祉組合負担金として1,158万3,000円を計上しています。これは、東彼介3町で行っております認定審査会の共同設置の本町負担分を計上しているところです。

次に、28節。繰出金になります。介護保険事業特別会計繰出金として1億8,936万1,000円を計上しています。これは、介護給付費の地方負担分12.5%相当を計上したものです。

その他といたしまして、事務費繰出金、介護予防包括的任意事業分の負担分、低所得者保険料軽減繰出金、こういったものがこの中の内訳となっております。

次に、87ページをお願いいたします。

5目。後期高齢者医療費、19節。療養給付費負担金2億1,675万2,000円を計上しています。これは、長崎県後期高齢者医療広域連合が算定した本町の給付費総額として26億101万5,000円に対し、本町の負担分として12分の1を計上したものでございます。

28節には後期高齢者医療特別会計繰出金として5,485万8,000円を計上しています。内訳と

しましては、事務費繰出金、後期高齢者医療広域連合納付金の繰出金分、そして保険基盤安定繰出金となっております。

94ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項、2目. 予防費、13節. 委託料に2,900万円を計上しております。主なものといたしまして、予防接種委託料として2,869万6,000円、四種混合、小児肺炎球菌、日本脳炎、麻疹風疹混合、こういったものの予防接種委託料になります。

20節. 扶助費1,413万7,000円、インフルエンザワクチン接種費として1,000万円と予防接種事故救済給付金として413万7,000円を計上しております。

3目. 母子衛生費、8節の報償費に185万3,000円を計上しています。このうち新生児誕生祝い品100万円について、これまで出生時に紙おむつを渡してございましたけれども、これに加え、今年度から、31年度4月からの出生児を対象として、五、六カ月の乳児相談時に離乳食プレートの贈呈を予定しております。これは、ふるさとづくり応援金の事業となっております。

次に、95ページをお願いいたします。

3目の母子衛生費、13節の委託料のうち、母子健康診査委託料として120名分の妊婦健診及び85人分の乳幼児健診分として1,300万円を計上しています。

91ページをお願いいたします。

19節. 負担金、補助及び交付金に134万2,000円を計上しています。主なものとして不妊治療費助成金として90万円を計上しております。

96ページをお願いいたします。

4目. 健康増進費、この13節. 委託料1,549万8,000円を計上しており、このうち胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん等の健診委託料として1,350万円を計上しております。

健康推進課関係は以上になります。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

それでは、次に農林課関係の主な予算を御説明いたします。

103ページをお願いします。

6款、1項、3目. 農業振興費の13節. 有害鳥獣捕獲対策委託料750万円でございます。この委託料は、イノシシ、アナグマ、アライグマの捕獲対策として猟友会へ委託するもので

ございますけれども、それぞれ猟友会の捕獲頭数に応じて捕獲報奨金として猟友会へ支払うものでございます。捕獲頭数といたしましては、イノシシを700頭、アナグマ、アライグマを合わせて100頭分を見込み、前年度と同額の予算を計上いたしております。

同じページの18節. 備品購入費でございますが、イノシシ保管庫購入費60万5,000円を計上しております。これは、猟友会が捕獲したイノシシなどを一時的に保管するための冷蔵庫2台分でございます。これまで県の調査・研究用として役場に設置をいたしておりましたが、4月から撤去されるということでございますので、新たに購入するものでございます。

次のページをお願いします。104ページです。

同じく3目の19節の中の中山間地域所得向上支援事業補助金230万円でございます。昨までは鳥獣被害防止総合対策事業費補助金という名称でございましたけれども、この補助事業が採択が受けやすいということで、この事業に変更いたしております。この事業はワイヤーメッシュの設置事業でございますが、農業者からの要望に応じて新規に設置するものでございますが、現在のところ、まだ設置場所は未定でございますので、距離にして2,300メートル分の予算を計上いたしております。

同じくその下の農家民泊等推進事業費補助金200万円でございます。この事業は新規の単独事業でございますが、農家民泊数の伸び悩みを解消するために、住宅改修を行う場合にその一部を助成するというもので、1件分上限を100万円とし、2件分200万円を計上いたしております。

次のページをお願いします。105ページです。

4目. 畜産費の19節の中の一番上にあります県北農業共済組合家畜診療所運営費補助金200万円でございます。この事業は、大村東彼地区家畜診療所の運営費補助金でございますが、これは東彼3町同額の補助となっているものでございます。

同じページの5目. 土地改良費の13節. 委託料1,240万円でございます。実施設計業務委託料でございますが、これは、31年度に実施します小樽郷の仏坂ため池のしゅんせつ工事に係るものでございます。もう一つのため池調査業務委託料でございますが、これは防災重点ため池の基準の見直しによりまして新たに調査が必要となったため池に係るものでございます。

同じく15節. 工事請負費755万円でございます。これは、先ほど申しました小樽の仏坂ため池のしゅんせつ工事に係る工事費を計上いたしております。

同じく19節の中の県営土地改良事業費補助金、駄野地区基盤整備事業4,725万円でございます。これは、2年目に入りますの駄野地区基盤整備工事に係る事業費4億7,250万円の町負担分10%分を計上いたしております。

その下の県営石原地区自然災害防止事業費負担金1,200万円でございます。この事業は、平成28年度から実施いたしておりますが、野々川郷の石原地区の地すべり防止事業でございます。これまで地すべり経過観測をいたしておりましたが、工事の必要性が生じたということで、その工事に係る事業費6,000万円の町負担分20%分を計上いたしております。

次のページをお願いします。106ページです。

同じく19節の小規模農林事業350万円でございます。この事業は町単独補助事業でございますが、農道、水路、ため池などの整備、あるいは災害復旧工事など、国や県の事業に乗らない比較的小規模の事業に対応するものでございます。昨年より50万円ほどアップをいたしております。

次のページをお願いします。107ページです。

6目. 水田農業対策費の19節の中の儲かる長崎水田経営育成支援事業費補助金300万円でございます。この事業は、法人組織などが農機具等を導入する際の補助事業でございます。来年度は岳辺田法人が防除機、ブームスプレーヤー1台を予定をされております。

同じく、その下の経営所得安定対策等推進事業費補助金311万9,000円でございます。この事業は、水田農業の振興策を協議をします波佐見町農業再生協議会の事務費として助成するものでございます。

同じく、その下の環境保全型農業直接支払交付金532万円でございます。この事業につきましては、農薬、あるいは肥料の削減によって、環境に配慮した農業に取り組む集落法人などを支援するものでありまして、交付単価、作付面積に応じて国、県、町が助成するものでございます。

同じく、その下の農業次世代人材育成投資資金300万円でございます。この事業につきましては、以前は青年就農給付金という名称でございましたが、新規就農者を年間150万円、最長5年間支援するというものでございます。現在給付中の1名分と新規分1名分を計上いたしております。

その下の農地集積協力事業費補助金150万円でございます。この事業につきましては、農地中間管理事業によります農地集積に対する補助事業でございます。集積面積に応じて交付

単価が決まってまいります。当初予算につきましては頭出しという形で計上いたしております。

109ページをお願いします。

10目．中山間地域等直接支払交付金事業費の19節．中山間地域等直接支払交付金2,016万9,000円でございます。本町にはこの交付金に該当します13集落がありますが、その農業条件が厳しい地域に交付されるものでございますが、地域内の農地の面積、あるいは傾斜によって交付が算定されているものでございます。おおむね30年度と同額を計上いたしております。

同じページの11目．多面的機能支払交付金事業費の19節．多面的機能支払交付金でございます。この多面的事業には、軽微な補修や草刈りなどを支援します共同活動と、農業施設等の改修などを支援する長寿命化の二つがございますが、それぞれ共同活動に2,055万5,000円、長寿命化に1,315万3,000円を計上しております。これにつきましても農地の面積によって算定されておりますので、前年度と同額となっております。31年度は共同活動に13地区、長寿命化に9地区が取り込まれることになっております。

同じページの12目．担い手対策費の19節の中の強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金190万4,000円でございます。この事業は、これまで経営体育成支援事業費補助金から名称変更されたもので、担い手の農業機械導入等を支援する事業でございます。31年度は稗木場法人のトラクター1台を予定をいたしております。

次に、165ページをお願いします。

災害復旧費でございます。1目．農地・農業用施設災害復旧費に950万円、2目．林道施設災害復旧費に250万円を計上いたしております。いずれも頭出しの予算でございます。

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

説明の途中ですが、しばらく休憩します。

11時10分より再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長から発言の願いがっておりますので、それを許可いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

1カ所、私が説明した中で訂正をお願いいたします。

30ページの地方交付税のところでございますけども、私、合計を17億5,000万円と前年度の予算を申し上げましたが、17億7,000万円に訂正をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

引き続き、担当課長の説明を求めます。

商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

それでは引き続き、商工振興課関連の予算の説明を行います。

まず、68ページをお願いいたします。

2款、1項、8目、19節の中の新ICカード導入事業費補助金249万6,000円を計上しておりますが、これは、県内バス会社が共同で導入されます全国共通のICカードの導入事業に対する補助金でございます。

次に、80ページをお願いします。

2款、5項、2目。指定統計費でございますけども、前年度より138万円増の232万1,000円を計上いたしております。これは、5年に1回の調査であります農林業センサスが31年度当たっておりますので、その調査費で増額しております。

114ページをお願いします。

7款、1項、2目、13節。委託料の中の上から3番目ですね、排水溝リサイクル構築業務委託料130万1,000円ですが、これについては、平成30年度は商工会の補助事業を活用して実施しておりましたリサイクルの構築事業について、31年度は単独事業での実施ということで計上しております。

同じページの19節の下から5行目、窯業人材育成等産地支援事業費補助金2,409万円については、内訳としましては、東京ドームや波佐見焼フェアの実施の補助金と、あと人材育成事業に対する補助金であります。特にこの人材育成事業については、平成31年度より県の補助金が2分の1、町の補助金も2分の1ということで計上しております。ただし、8月から

3月までの8カ月間の3名分ということで計上しているものであります。

次のページ、115ページをお願いします。

7款、1項、3目、観光費ですけれども、13節、委託料の中の下から5行目、岩峠駐車場管理委託料、岩峠の駐車場の有料化に伴う分での経費の計上を行っております。

次、116ページをお願いします。

7款、1項、3目、同じく観光費の委託料ですけれども、上から3行目のお土産品開発アドバイザー業務委託料については、波佐見のお土産品というのが余りないという状況の中で、お土産品の開発をするための委託料を計上しております。これについては21世紀まちづくり補助金を活用する予定でございます。

同じく、15節、工事請負費410万円を合計で計上しておりますけれども、この中身で言いますと、西九州自動車道の広告看板の整備、あと岩峠駐車場の多目的トイレの整備、あと岩峠の大看板の照明の整備を、これも、それぞれ21世紀まちづくり補助金を活用した事業で実施をする予定としております。

商工振興課関連については以上でございます。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

それでは、続きまして建設課関係の予算について御説明を申し上げます。

122ページをお願いいたします。

8款、2項、2目、道路橋梁維持費の13節、委託料でございます。2,442万5,000円となっております。その中で道路橋の定期点検業務につきましては、5年に1度の定期点検ということで国のほうからの指定があつておりまして、154橋のうち、31年度につきましては8橋を予定しています。30年度で一回りいたしましたので、31年度から2巡目になります。

跨道橋定期点検業務委託料につきましては、西九州道路をまたぎます橋4橋につきまして、この点検を委託するようにならしてあります。

橋梁長寿命化修繕計画更新業務につきましては、平成25年度に策定しました計画の見直しを行いまして、長寿命化を図るということでございます。

次の、橋梁修繕実施設計業務につきましては、点検によりまして修繕が必要と診断されました3橋につきまして、修繕設計を行うものでございます。

15節の工事請負費については、橋梁2橋の修繕を計画をしておりまして、うち1橋は継続

して修繕を行います。新たに1橋を修繕を行うというふうに計画をいたしております。

続きまして、次ページの3目の道路橋梁改良費でございますけれども、お手元のほうにお配りをいたしておりますけれども、改良と舗装ということでお渡ししているところでございます。補助路線、南部線でございますが、これが1路線、その他の路線が単独で14路線、合わせて15路線を計画をいたしております。13節. 委託料に596万2,000円、15節. 工事請負費に1億39万6,000円、公有財産購入費に1,296万7,000円、次ページになりますが、補償費等につきまして4,402万5,000円を計上しております。補助事業で整備している南部線につきましては、交通安全施設等の整備でやっておりますけれども、志折交差点から波佐見温泉交差点のところまでの約640メートルの整備を計画をしております。本年度、31年度は、主に物件移転の補償を予定をしております。舗装につきましては7路線ということで予定をしております。

次ページをお願いします。

19節の負担金でございますけれども、県道波佐見山内線の野々川工区の中の上野々川付近です、久保田製茶さんの上のところですが、その測量設計費の負担金等々として716万7,000円を計上しております。里道等の改修費補助金については、前年並みの200万円を計上しております。

127ページをお願いいたします。

8款、4項、3目の土地区画整理事業費ですが、13節. 委託料で1,600万円を計上しておりますが、内訳としましては移転補償調査で7件を予定しております。

次のページをお願いいたします。

15節の工事請負費4,950万円ですが、都市計画道路の波佐見中央線、西ノ原環状線と7街区の道路工事費を計上しています。

22節につきましては、物件移転補償費として2億3,500万円を予定しております。建物7件、NTT1件分を計上をしているところでございます。

次のページをお願いいたします。

8款、5項、1目の住宅管理費でございますけれども、13節. 委託料にシロアリ防除業務委託料を計上しています。協和団地の一部におきましてシロアリの発生が見られていることから、29年度から順次行っておりますが、あと4棟が残っております、その分を計上いたしております。

工事請負費には850万円を計上しております、住宅補修工事費等を計上しております。

次のページをお願いいたします。

19節の負担金等につきましては、3世代同居・近居促進事業費について、新築分の3件、改修分の3件分で180万円を計上しております。住宅性能向上リフォーム事業につきましては、1件当たり事業費が50万円以上で採択になりますが、10万円を補助いたしております、300万円、30件分を計上しております。

166ページをお願いいたします。

災害関係でございます。

11款、2項、1目の公共土木施設災害復旧と、次のページの公共施設災害復旧事業費、これは毎年でございますけれども、今後、災害が起きた場合に備えるということから、30年度当初と同額であります、それぞれ1,100万円と100万円を計上しております。

建設課関係は以上でございます。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

それでは続きまして、水道課分の予算について御説明申し上げます。

97ページをお願いします。

4款、1項、5目。環境衛生費の中の19節。負担金、補助金、下から5番目ですね、浄化槽設置整備事業補助金2,018万4,000円。これは昨年と同額としております。浄化槽35基ですね、昨年同様の補助金を計上しております。なお、これについては国の補助金と県の補助金をいただくようにしております。

119ページをお願いします。

7款、2項、1目。工業用水道費、本年度予算額1,500万、昨年と同額となっております。工業用水道事業会計の補助金です。工業用水は供用から7年目に入ります。工水料金は1社のみの収益で限られておりますので、事業運営の予算が不足するために、昨年実績により1,500万を計上しているところです。

以上で説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会事務局関係の説明を行います。

予算書135ページをお願いいたします。

10款、1項、2目、事務局費、1節、報酬でございます。外国語指導助手、いわゆるALTでございますが、現在の2名体制から3名体制にすることで増額を行っております。

次ページをお願いいたします。

7節、賃金でございます。スクールソーシャルワーカー、心の相談員賃金でございます。141万5,000円を計上しております。これについては、県から週3日派遣されておりますが、相談業務が増加しておるため、残り週2日を町で単独で雇用いたしまして、中学校の心の相談員と兼ねて相談業務を行うものでございます。

二つ下の行の学力向上支援員賃金について、新規で986万1,000円を計上しております。これについては、その上の行の特別支援教育支援員賃金について、これまでは県の補助金となっておりますが、県の補助金の対象外となったことから、教職員の免許保持者を学力向上支援員として組み替えて雇用するものでございます。この学力向上支援員については県の補助事業の対象となりますので、そういったことで配置替えを行うものでございます。なお、この特別支援教育支援員と学力向上支援員の合計の人数は13名ということで、前年度と同じでございます。

次ページをお願いします。

137ページ、12節、手数料でございますが、今回新規に133万2,000円を計上しております。主なものとして、学力向上のためにリーディングスキルテストを導入いたします。読解力を試験をするものでございまして、小学校6年生以上、中学生全員について、今回読解力をはかってみたいというふうに考えております。

次、13節、委託料でございます。統合型校務支援システム導入業務委託料でございます。統合型校務システムとは、教職員の方が学校で日々行う指導の経過、または成績管理、通知表作成、そして保健指導等を一括してシステム化するものでございます。このシステムについては、県内、導入がまちまちでございまして、教職員さんが異動をする際に大きな負担になっておりましたので、今般、県が新たにシステムを選定し、県下統一したシステムを導入するということで決まっております。そのシステムを31年度から導入することで、学校関係のネットワーク改修について、今回業務委託を上げるものでございます。

下の行、学校施設長寿命化計画策定業務でございます。国においては、学校施設を末永く使うために長寿命化計画を策定しなさいということで通知があつているところでございます。本町についても、中央小学校が中心として、今後改修を予定をしておりますので、国の指導

に倣って、今回長寿命化計画を策定したいというふうに考えております。

次ページをお願いいたします。

19節. 負担金、補助金及び交付金でございますが、下から2行目、島への修学旅行補助金でございますが、昨年同様、これも補助をしたいというふうに考えております。

140ページをお願いいたします。

2項. 小学校費、1目. 東小学校管理費、15節. 工事請負費でございますが、今回190万を計上しております。一般的な維持補修経費というふうになっております。

次、14節、2目. 東小学校教育振興費でございます。今回、教育用コンピューターリース料ということで、前年236万1,000円から578万2,000円ということで大きく伸びておりますが、これは、30年度にパソコン室、教職員のパソコンを更新をいたしましたので、リース開始に伴い増額をするものでございます。あわせて、第2表の債務負担行為に、教職員のタブレット、そしてパソコン室の残りのパソコンを31年度に更新をすることで債務負担行為を計上しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

その下、統合型校務支援システム関連使用料でございますが、先ほど御説明をいたしました統合型校務支援システムの各学校の使用料になります。この教育用コンピューターリース料と統合型校務支援システム関連使用料については、各学校の14節にそれぞれ計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次ページをお願いいたします。

20節. 扶助費でございます。要・準要保護児童就学援助費でございます。これについては周知を行いまして、かなり申請が増えております。今回、全体で中学校も含めて167名分をそれぞれ学校ごとに計上しております。参考までに、予算上の認定率は13.8%ということで想定をしております。

142ページをお願いいたします。

4目. 中央小学校管理費、13節. 委託料でございます。欄の一番下、実施設計業務委託料でございます。先ほど長寿命化計画の中で申し上げたとおり、中央小学校については、平成7年の開校以来25年を経過いたしますので、外壁等が傷みが目立っております。平成32年度に大規模修繕を行うということで、実施設計業務を計上しておりますところでございます。

15節. 工事請負費でございます。480万円を計上しておりますが、主なものは、既存の焼却炉の撤去と通常ベースの維持補修工事となっております。

145ページをお願いをいたします。

7目. 南小学校管理費、15節. 工事請負費でございます。750万円を計上しておりますが、うち学校設備改修工事については、既存の焼却炉の撤去と音楽室の床の改修工事が主な内容となっております。

148ページをお願いをいたします。

3項. 中学校管理費、1目. 中学校管理費、15節. 工事請負費でございます。610万円を計上しておりますが、主なものとして、トイレの小便器の取り替えの2年目の工事費、そして教室の後ろにあります収納棚の改修工事、3カ年計画の1年目の工事費を計上しておるところでございます。

151ページをお願いをいたします。

10款、4項、1目. 社会教育総務費、19節でございます。欄の下から4行目、総合型地域スポーツクラブ育成助成でございます。これは、NPO法人波佐見ルピナス倶楽部に対する補助金でございますが、その内容は、職員、臨時職員の社会保険料相当額を助成しているものでございます。

次に、2目. 文化財保護費、1節. 報酬でございます。今回、新規として、文化的景観保存検討委員会委員報酬を計上しております。町長の施政方針でありましたとおり、今回、中尾地区、鬼木地区の両地区を国の文化的景観に指定するため、今回、委員会を設置をするものでございます。

次ページをお願いをいたします。

13節. 委託料でございます。先ほど申し上げました文化的景観保存調査業務委託料について計上しております。指定を受けるための基礎調査、または地域住民さんとの意向調査等を行う費用でございます。この文化的景観事業については、その地域の風土、歴史に根差した景観を将来に保存するため、国が指定をするものでございます。指定を受けると、景観保全のための改修費等に国の補助が使えるようなメリットがございます。

次の、下の行の無形民俗文化財映像記録業務委託料については、野々川浮立を撮影することとしております。

次ページ、153ページをお願いをいたします。

19節. 負担金、補助金及び交付金でございます。指定文化財補助金でございます。前年度30万から307万円と大きく伸びておりますが、この主な要因は、皿山人形浄瑠璃保存会につ

いて、車両購入費について補助を行うためでございます。

下の3目. 国指定史跡管理整備費でございます。これについては、中尾上登窯保存整備工事の事業費でございまして、1,554万9,000円のうち、補助対象は1,100万円でございます。それぞれ実施設計費、工事管理費、そして次ページ、154ページの15節に整備工事費をそれぞれ計上しておりますが、工事の内容については、史跡保護のため、鳥獣被害防止の防護柵の設置または看板の設置が主なものでございます。

次ページ、155ページをお願いいたします。

4目. 総合文化会館管理費でございます。13節に掲げていますそれぞれの委託料については、総合文化会館の必要な維持管理に伴う委託料でございます。

156ページをお願いいたします。

15節. 工事請負費でございます。今回、合計で1,741万3,000円を計上しております。トイレの洋式化工事については2階のトイレ、そして、冷温水器設備冷却塔取替工事については、昨年度も行いましたが、2カ年目の工事でございます。あと、非常用照明器具取替工事については、総合文化会館ができてから20年近く経過をしておりますが、非常用設備について老朽化が激しく、消防から指摘を受けておりますので、3カ年計画で取り替えを行うものでございます。その下の、ホール音響設備取替工事については、電波法の改正に伴いまして、ホール周りのワイヤレスの設備が使えなくなりますので、更新を行うものでございます。

157ページをお願いいたします。

5目. 歴史文化交流館（仮称）整備工事でございます。歴史文化交流館については、約2年間にわたり整備計画の見直しを行ったところでございます。先般、基本構想の変更、そして基本構想の変更に伴う実施設計の変更が完了いたしましたので、31年度から32年度にかけて整備を行いたいということで、債務負担行為とあわせて31年度の予算を計上しております。31年度の工事については、工事管理費、そして13節の工事管理業務委託料、そして15節の工事請負費が主なものになりますが、それぞれ前金相当の4割相当を計上しているところでございます。

次、6目. 講堂管理費でございます。これについては、昨日、条例改正の折、御審議もいただきましたが、所管を教育委員会が受けるということで、所要額を計上しております。なお、18節. 備品購入費でございますが、講堂については据えつけの音響設備がございませんので、可搬型、移動ができるスピーカーとアンプ等の音響設備を購入することで所要額を計

上しております。

159ページをお願いします。

5項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費でございます。

19節、159ページの下欄から行きますが、4行目、スポーツ少年団補助金でございます。昨年の63万円から100万円と増額しておりますが、これは、加盟団体の運営を安定化を図るため増額を行ったものでございます。

下の行の中学校部活動振興会補助金について、昨年の200万から300万円の増額を行っております。これについては、部活動が保有する備品の老朽化が目立つため、その更新を促すため、今回100万の増額で300万円としたところでございます。

その下の、全国大会等出場補助金でございます。これも、昨年の50万から150万ということで大きく伸びておりますが、これについては単価の見直しを行ったことに伴うものでございます。内容とすれば、18歳以下の高校生以下でございますが、九州大会について5,000円を1万円、そして全国大会を1万円から2万円に増額することで、増額の予算計上を行ったところでございます。

次、2目. 保健体育施設費でございます。13節. 鴻ノ巣テニスコート改修工事管理業務委託料と、15節. 工事請負費、鴻ノ巣公園テニスコート改修工事でございますが、30年において全面改修をすることで実施設計が完了しましたので、31年度において工事を行うため、それぞれ管理費と工事費を計上をしているところでございます。

160ページをお願いいたします。

4目. 保健体育振興費でございますが、これは2年に1度の町民大運動会に係る費用でございます。

以上で教育委員会事務局関係の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

続きまして、給食センター関連を御説明いたします。

162ページをお願いいたします。

10款、6項、1目. 管理費、本年度予算額といたしまして1億2,289万3,000円といたしております。前年度と比較いたしまして6,347万7,000円の増となっております。増額の主な要因といたしまして、15節. 工事請負費に5,900万円、蒸気ボイラー設置及び蒸気配管改修工

事、また空調設備設置工事をそれぞれ計上し、工事に伴い、13節. 委託料で実施設計及び工事管理業務委託料もあわせて計上いたしております。内容を申し上げますと、蒸気ボイラー設置及び蒸気配管工事は、経年劣化に伴う改修工事であります。また、空調設備設置工事につきましても、新たに調理場、洗浄室、米飯室、研修室にそれぞれ空調機を取りつけるものであります。また、新たな事業といたしまして、164ページの19節に地産地消推進事業費補助金50万円を計上いたしております。これは、大量調達による価格低減が期待できない地元産の食材について、その購入時に生じる価格差を補助金によって補填するものであります。

以上が、給食センター関連であり、平成31年度一般会計当初予算書の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

説明漏れなどありませんか。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号 平成31年度波佐見町一般会計予算は、議長を除く13名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号については、13人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

再開の時刻は追ってお知らせいたします。

午前11時44分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の委員長に石峰実委員、副委員長に尾上和孝委員が決定した旨、報告を受けましたのでお知らせします。

日程第2～7 議案第2号～議案第7号

○議長（今井泰照君）

日程第2. 議案第2号 平成31年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算から、日程第7. 議案第7号 平成31年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの6件を一括議題とします。

日程に従って順次内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第2号 平成31年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度波佐見町の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億4,000万円とするものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表によります。一時借入金については、地方自治法第235条の3第2項の規定による借入金の最高額は5,000万円とするものでございます。今回の予算につきましては、前年度比8,000万円の増額となっております。主な理由としまして、医療費の増加に係る保険給付費及び県への納付金の増加に伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款. 国民健康保険料、1項、1目. 一般被保険者国民健康保険料は、前年度比4%増の3億784万円、2目. 退職被保険者等国民健康保険料は、退職保険制度の廃止に伴いまして、基本的には新規の加入者がいないことから、前年度比74%減の46万3,000円として、合わせて3億830万3,000円を計上しております。なお、退職被保険者の項目につきましては5年の経過措置がございまして、今年度、31年度で終了となります。

11ページをお願いいたします。

4 款. 県支出金、1 項、1 目. 保険給付費等交付金を、前年度費 4 % 増の 11 億 9,761 万 2,000 円計上しております。普通交付金は、保険給付費に係るものとして 11 億 5,906 万 7,000 円を計上しています。都道府県下により県が算定を行っておるものでございます。特別交付金は、医療費適正化や収納対策などの事業に係るものや努力支援制度に係るもの、特定健康診査等の負担金分として 3,854 万 5,000 円を計上しています。

14 ページをお願いいたします。

6 款. 繰入金、2 項、1 目. 一般会計繰入金ですが、保険基盤安定に係る保険料軽減分 5,155 万 7,000 円、保険者支援分 2,813 万 9,000 円、その他一般会計繰入金に係る事務費相当分、出産育児一時金相当分、財政安定化支援分等、2,200 万 5,000 円とするもので、前年度比 397 万 5,000 円、4 % 増の 1 億 170 万 1,000 円を計上しております。

20 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款. 総務費、1 項、1 目. 一般管理費は、国保事業に係る事務費経費を計上しているもので、前年度比 59 万 5,000 円減の 483 万 2,000 円を計上しています。昨年は都道府県下に係るシステムの改修があったため、その分が減額されているものです。

22 ページをお願いいたします。

同じく、1 款、2 項、1 目. 賦課徴収費でございますが、昨年度まで 5 項、2 目. 収納特別対策事業費で計上しておりました予算につきまして、徴収に関する事業であったことから、今回から賦課徴収費に統合し計上させていただいております。合わせまして 332 万 7,000 円を計上しております。徴収嘱託員夜間納税相談、徴収職員のスキルアップ研修、そういった適正賦課及び収納率向上業務など、国民健康保険財政の安定化を目的としております。

25 ページをお願いいたします。

5 項、1 目. 医療費適正化特別対策事業費は、増嵩する医療給付に対処するため町が実施する医療費通知、レセプト点検、健康相談など、医療費適正化業務に対して県が必要な助成を行うものです。国民健康保険事業の円滑、適正な運営を確保することを目的としております。前年度比 12 万 7,000 円減の 328 万 1,000 円を計上しています。なお、収納特別対策事業費は、先ほど申しましたとおり賦課徴収費と統合しておりますので、廃目となっております。

次に、下の 26 ページをお願いいたします。

2 款. 保険給付費ですが、全般的に被保険者の減少はございますが、1 人当たりの医療費

が高い傾向にあります。30年度の給付見込みを含めた過去の実績から推計し、1項、1目、一般被保険者療養給付費は前年度比7,000万円増の10億円、2目、退職被保険者療養給付費は前年度比2,800万円減の300万、3目、一般被保険者療養費は前年度比較130万円増の760万円を計上しております。

27ページをお願いいたします。

2項、高額療養費も、先ほどと同様に30年度の給付見込みを含めた過去の実績から推計し、1目、一般被保険者高額療養費は前年度比1,200万円増の1億4,300万円、2目、退職被保険者等高額療養費は前年度比800万円減の200万円を計上しております。

29ページをお願いいたします。

4項、1目、出産育児一時金、これにつきましては前年度と同額の15名分を計上し、630万4,000円を計上しております。

31ページをお願いいたします。

3款につきましては、都道府県下に伴う納付金となっております。これにつきましては、県が算定し示したものになっております。

1項、医療給付費分は、1目、一般被保険者分として2億9,931万円、2目、退職被保険者分として34万4,000円計上しております。

32ページをお願いいたします。

次に、2項、後期高齢者支援金等分につきましては、1目、一般被保険者分を8,284万1,000円、2目、退職被保険者分を10万7,000円計上しております。

33ページをお願いいたします。

3項、1目、介護納付金分を3,466万7,000円計上しております。1項から3項までを合わせた県の納付金は、全体で3,785万9,000円増の4億1,726万9,000円となっております。

34ページをお願いいたします。

4款、保健事業費、1項、1目、保健衛生普及費は、健診や保健指導、健康教室などを実施することにより被保険者の健康の増進及び生活の質の向上、さらに財政運営の健全化のための重要な事業として位置づけています。脳ドック助成を含む短期総合健診、人間ドックの助成金ですが、あと健康づくり事業委託金、こういったものが構成されておまして、前年度比較31万3000円減の827万1,000円を計上しております。

3目、保健事業費は、特定健診、特定保健指導実施率の向上に関する事業など、被保険者

の健康づくり、医療費の適正化により国保の険財安定化のための事業となっております。ここにつきましては、直接健康に直下する事業等もここに入っております。前年度354万6,000円減の1,897万6,000円を計上しております。

36ページをお願いいたします。

2項、1目．特定健康診査等事業費は、高齢者の医療の確保に関する法律により実施が義務づけられている特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する経費を計上しています。前年度比63万6,000円減の1,222万5,000円を計上しています。

事業の主なものといたしまして、13節で特定健診の委託料1,138万円を計上しています。

以上で、平成31年度波佐見町国民健康保険特別会計の説明を終わります。

引き続きまして、議案第3号 平成31年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度波佐見町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,300万円とするものでございます。歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表によります。この後期高齢の予算につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合が示した資料がもとになっているものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款．後期高齢者医療保険料、1項、1目．特別徴収保険料7,609万4,000円、2目．普通徴収保険料2,811万5,000円、合わせて1億420万9,000円を計上しております。前年度比で722万3,000円、7.4%の増となっております。これにつきましては、被保険者数の増が要因となっております。

8ページをお願いいたします。

3款．繰入金、1項、1目．事務費繰入金は、前年度比173万6,000円減の865万3,000円を計上しています。前年度におきまして広域連合のシステム更新がありました。これにつきまして費用負担が減額、減少しているものです。

2目．保険基盤安定繰入金は、前年度比371万9,000円減の4,620万5,000円を計上しております。

12ページをお願いいたします。

5款．諸収入、3項、2目．雑入でございますが、342万7,000円、このうちの主なものが、

健康診査委託に係る広域連合からの収入を上げております。前年度とほぼ同額となっております。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款. 総務費、1 項、1 目. 一般管理費は、前年度比46万7,000円減の406万5,000円を計上しております。主なものは健康診査委託料でございます。

16ページをお願いいたします。

2 款. 後期高齢者医療広域連合納付金、1 項、1 目. 後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療保険料として1億421万1,000円、保険基盤安定負担金として4,602万5,000円、広域連合事務費負担金として796万7,000円、対前年度比で170万円増の1億5,838万3,000円となっております。これにつきましては、広域連合の試算によるものです。

以上で、平成31年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

引き続きまして、議案第4号 平成31年度波佐見町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度波佐見町の介護保険事業特別会計の予算は次に定めるところによります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億6,300万円とするものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表によります。一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を2,000万円とするものでございます。今年度の予算につきましては、前年度までの実績に伴う伸び率及びサービス状況を考慮したものとなっております。前年度と比較し6,600万円の増となっております。この主な理由は、地域密着型施設の増及び経年の伸びによる保険給付費の増加によるものです。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款. 保険料、1 項、1 目. 第1号被保険者保険料は、1 節. 現年度分特別徴収保険料を2億6,800万円、2 節. 現年度分普通徴収保険料を1,870万円、そして3 節. 滞納繰越分普通徴収保険料を60万円としまして、前年度比較850万円、2.9%の減、2億8,730万円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

4 款. 国庫支出金、1 項、1 目. 介護給付費負担金、前年度比1,356万4,000円増の2億

3,591万6,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

2項、1目。財政調整交付金は、前年度比1,586万円増の7,537万円、2目。地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分は、前年度比100万円減の1,000万円、3目。地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業は、393万円増の1,627万3,000円、4目。保険者機能強化推進交付金は、平成30年度に創設された交付金として今年度は当初から230万円を計上しております。

12ページをお願いいたします。

5款。支払基金交付金、1項、1目。介護給付費交付金は、前年度比1,782万1,000円増の3億3,912万1,000円を計上しております。

2目。地域支援事業支援交付金は、前年度比268万4,000円減の1,201万6,000円を計上しています。

13ページをお願いいたします。

6款。県支出金、1項、1目。介護給付費負担金は、前年度比788万5,000円増の1億7,228万6,000円を計上しています。

14ページをお願いいたします。

2項、1目。介護予防・日常生活支援総合事業に対する地域支援事業交付金は、前年度比124万3,000円の減、556万2,000円の計上、そして2目。包括的支援事業・任意事業に対しては、前年度比199万6,000円増の813万6,000円を計上しています。

17ページをお願いいたします。

8款。繰入金、1項、1目。介護給付費繰入金は、前年度比825万円増の1億5,700万円、2目。地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に対する繰入金は、前年度比125万6,000円減の556万3,000円、3目。包括的支援事業・任意事業に対しては、前年度比196万5,000円増の813万7,000円、4目。低所得者保険料軽減繰入金は、前年度比645万7,000円増の810万7,000円、5目。その他一般会計繰入金は1,055万4,000円を計上しております。

22ページをお願いいたします。

10款。諸収入、3項、1目。介護予防サービス費収入は、前年度比62万円減の743万円を計上しております。

24ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款. 総務費、1 項、1 目. 一般管理費は、介護保険の事務に係る経費として145万8,000円を計上しています。

26ページをお願いいたします。

3 項、2 目. 認定調査等費は、認定調査員に係る賃金等として848万6,000円を計上しています。

27ページ、28ページをお願いいたします。

2 款. 保険給付費ですが、先ほど冒頭にも申しましたとおり、実績等に基づくもので計上させてもらっているもので、1 項、1 目. 居宅介護サービス給付費は、前年度比750万円減の5億2,450万円、3 目. 地域密着型介護サービス給付費は、前年度比4,100万円増の3億1,900万円、5 目. 施設介護サービス給付費は、前年度比1,920万円増の2億4,490万円を計上しております。8 目. 居宅介護住宅改修費は、前年度比140万円減の410万円、9 目. 居宅介護サービス計画給付費は、前年度比220万円増の5,600万円を計上しております。

29ページ、30ページをお願いいたします。

2 項、1 目. 介護予防サービス給付費は、前年度比400万円増の2,700万円、3 目. 地域密着型介護予防サービス給付費は、前年度比720万円増の1,120万円、6 目. 介護予防住宅改修費は、前年度比較130万円減の170万円を計上しております。

30ページに行きまして、7 目. 介護予防サービス計画給付費は、前年度とほぼ同額の410万円を計上しています。

32ページをお願いいたします。

4 項、1 目. 高額介護サービス費は、前年度比148万円増の1,748万円を計上しています。

33ページをお願いいたします。

5 項、1 目. 高額医療合算介護サービス費は前年度とほぼ同額の300万円を計上しております。

34ページをお願いいたします。

6 項、1 目. 特定入所者介護サービス費、前年度比190万円増の3,990万円を計上しております。

35ページ、36ページをお願いいたします。

3 款. 地域支援事業費、1 項、1 目. 総合事業費は、前年度比1,005万円減の4,450万円を

計上しています。主なものといたしまして、13節に介護予防普及啓発事業委託料244万8,000円、通所型サービスC、わくわく広場でございますが、この委託料240万円、地域介護予防活動支援事業委託料207万円を計上しております。

36ページの19節ですが、介護予防ケアマネジメント事業費として350万円、訪問型サービス事業費600万円、通所型サービス事業費補助金2,250万円を計上しています。

37ページをお願いいたします。

2項、2目。総合相談事業費ですが、地域包括支援センターの社会福祉士に係る人件費等550万5,000円を計上しております。

38ページをお願いいたします。

4目。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、こちらも包括支援センターの保健師等に係る人件費、そして介護予防日常生活支援事業を計上しております。事業の充実を図るため増員分を新たに加え、442万3,000円増の2,116万7,000円を計上しております。

39ページをお願いいたします。

5目。任意事業費、主に介護給付費の適正化のためのケアプラン点検業務の費用として、139万2,000円を計上しております。

下の40ページでございます。

6目。包括的支援事業費（社会保障充実分）は、相談支援センターの設置に係る在宅医療介護連携事業関連費用、この分を228万6,000円、支え合いのまちづくりに向けた生活支援体制整備事業の推進として、この費用を730万5,000円、認知症施策事業の費用として237万3,000円、自立支援に係る地域ケア会議等関連費用を111万2,000円、これの合計として1,307万6,000円を計上しております。

41ページをお願いいたします。

3項、1目。指定介護予防支援事業費は、事業に係る、これも包括の職員の人件費等及び臨時職員の賃金、これらの分を計上しております。743万円の計上となっております。

以上で、平成31年度波佐見町介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

続きまして、議案第5号から7号までの説明を行います。

議案第5号 平成31年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算について説明いたします。

平成31年度波佐見町公共下水道事業特別会計の予算は次に定めによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,700万円と定めるものとございます。前年度と比較して420万円の増、率にして1.26%の増となっております。

地方債について。地方自治法第230条の第1項の規定により、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によるものとございます。

一時借入金について。地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は2億円と定める。

4ページをお願いします。

第2表、地方債でございます。起債の目的は公共下水道事業を目的にしたものです。

限度額2,520万円としております。起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同様になっております。

それでは、7ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

1款、1項、1目。下水道負担金、本年度予算額264万円、前年度と比較して69%、お金にして118万5,000円の減額となっております。前年度工事による供用開始の賦課件数が減少するものと見ております。

次ページをお願いします。

2款、1項、1目。下水道使用料、本年度予算額8,374万3,000円、内訳としまして、下水道使用料8,344万3,000円、滞納繰越分下水道使用料30万円を予定をしております。

10ページをお願いいたします。

3款、1項、1目。下水道事業費国庫補助金でございます。本年度予算額2,000万円を予定しております。汚水管渠整備に係るものとございます。事業費としては4,000万円となっております。

次ページをお願いします。

4款、1項、1目。一般会計繰入金、本年度予算額1億9,910万円、前年比1.8%増、360万円の増となっております。増額については、公債費の増額によるものとございます。

次ページをお願いします。

4款、2項、1目。上水道事業会計繰入金、上水道事業会計から497万5,000円を繰り入れ

るものでございます。課長の人件費の2分の1を負担金として繰り入れております。

15ページをお願いします。

7款、1項、1目。下水道事業債、本年度予算額2,520万円、前年比180万円の減となっております。

16ページをお願いします。

歳出でございます。

1款、1項、1目。一般管理費、前年度比168万円の減で、本年度予算額3,014万9,000円となっております。下水道管理業務の職員3名の人件費をはじめ、事業運営費を計上しております。減額について主なものは、人件費と委託料の減によるものです。

次ページをお願いします。

下の段、2目ですね、管渠管理費、本年度予算額531万9,000円、前年度比79万7,000円の減となっております。中継ポンプ場とマンホールポンプ場の維持管理費となっております。

3目。処理場管理費、本年度5,374万1,000円、前年比235万円の増となっております。これは、中央浄化センターの維持管理費になっております。増額の主なものとしては、需用費の中の光熱費が110万7,000円の増となっております。これは、有取水量の増によるOD槽の運転時間の増と、昨年夏期ですね、異常高温により電気室のエアコン使用料が高かったことから、実績による増額をしております。

次ページをお願いします。

2款、1項、1目。管渠建設費、本年度予算額7,358万2,000円、技術職員3名の人件費と委託料、工事費を計上しております。

21ページをお願いします。

3款、1項、1目。公債費の元金、本年度1億2,932万8,000円、前年度比657万1,000円の増、2目。利子、4,488万1,000円、前年度比223万8,000円の減となっております。

22ページから28ページは、職員6名の給与明細書で、人件費を計上しております。

29ページをお願いします。

地方債の前々年度、29年度末における現在高並びに前年度、30年度末及び当該年度、31年度末における現在高等の見込みに関する調書でございます。公共下水道事業費、平成29年度末現在26億3,814万9,000円、平成30年度末現在見込額25億1,539万3,000円、平成31年度中に増減見込額、当年度中起債見込額2,520万円、当年度元金償還見込額1億2,932万7,000円、平

成31年度末現在高の見込額24億1,126万6,000円となります。

30ページをお願いします。

債務負担行為で平成31年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

中央浄化センターの機械警備委託料、ポンプ場警備委託料、中央浄化センター及びポンプ場維持管理業務委託料の3件でございます。限度額5,910万6,000円となっております。

以上で下水道の説明を終わります。

次に、上水道事業会計の予算について説明いたします。

議案第6号 平成31年度波佐見町上水道事業会計予算、第1条、平成31年度波佐見町上水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

業務量の予定量、第2条、業務量の予定量は次のとおりとする。(1)給水件数5,870件、(2)年間給水量128万立方メートル、1日平均給水量3,515立方メートル、主要事業の内容、配水施設等整備事業を6,900万円、機械、電気設備事業を1,100万予定をしております。

次ページをお願いします。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定は次のとおりとする。収入、第1款、水道事業収益2億9,002万3,000円。支出、第1款、水道事業費用2億8,706万8,000円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,473万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金に1億1,473万2,000円で補填するものとする。収入、第1款、資本的収入3,200万。支出、第1款、資本的支出1億4,673万2,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費。

(企業債)第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、配水施設整備事業、限度額3,000万円、起債の方法、利率、償還の方法については、一般会計同様の取り扱いとなっております。

たな卸資産の購入限度額、第7条、たな卸資産の購入限度額は500万円と定める。

8ページをお願いします。

8ページは給与費明細書でございます。8ページから13ページは、給与明細書の内容について掲載しているところでございます。

14ページをお願いします。

14ページから19ページについては、平成31年度予算書調製のため、予定損益計算書及び予定貸借対照表を掲載しているものでございます。ごらんいただきたいと思っております。

21ページをお願いします。

平成31年度波佐見町上水道事業会計予算説明資料について、予算内容を説明いたします。

収益的収入及び支出、収入の部、1款、1項、1目。給水収益本年度予定額2億7,700万。

3目。その他の営業収益169万1,000円、この内訳としまして、加入金109万円を予定をしております、見込んでおります。

次ページをお願いします。

2項、3目。長期前受金戻入、本年度1,037万2,000円を見込んでおります。昨年度の実績による見込みとなっております。

次ページをお願いします。

支出についてでございます。1款、1項、1目。原水及び浄水費、本年度5,253万3,000円、前年度比較847万9,000円の増となっております。増額は委託料の増によるもので、ろ過池の砂入れ替えの量の増と、調査業務で川内郷の深井戸調査と、それにマッピングシステムの向上のために調査業務を上げております。

次ページをお願いします。

一番上のほうから、修繕費300万、これは前年度並みです。動力費1,860万、薬品費207万4,000円、材料費467万8,000円、これは前年度より284万3,000円増額となっておりますが、これは先ほど説明しました、砂入れ替えですね、昨年度は川内と皿山の浄水場27立方メートルでしたけども、本年度は湯無田の浄水場の3号ろ過池で137立方メートル、この砂の量の違いで増額となっております。

次ページをお願いします。

2目。配水及び給水費、本年度1,430万7,000円、前年度比70万4,000円の減、この費用は浄水場から各家庭や事業所までの配水管の維持管理費を計上したものです。

次のページをお願いします。

中間のほどですね、4目。総係費、本年度7,705万6,000円、前年度費224万4,000円の増となっております。上水職員の人件費や運営事務の費用を計上しております。

次に、27ページから下、2段目、委託料として2,060万9,000円を計上しております。これ

は、前年度から引き続きの業務で、総合計画業務を行っております。

次ページをお願いします。

5目．減価償却費1億1,122万9,000円、6目．資産減耗費405万円。

次ページ、2項、1目．支払利息及び企業債取扱諸費として、本年度1,891万9,000円、前年度比101万5,000円を計上しております。

30ページをお願いします。

資本的収入及び支出であります。まず収入の部として、1款、1項、1目．企業債、前年度並み3,000万円を予定をしております。

2項、1目．工事負担金200万円、前年度と同額となっております。

次ページ、支出。

1款、1項、1目．固定資産購入費850万円、2目．建設改良費8,000万円、前年度と同額となっております。

2項、1目．企業債償還金5,823万2,000円、前年度比191万2,000円の減となっております。

以上で説明を終わります。

引き続き、議案第7号 工業用水道事業会計予算について説明をいたします。

議案第7号 平成31年度波佐見町工業用水道事業会計予算について説明いたします。

第1条、平成31年度波佐見町工業用水道事業会計予算は次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。（1）給水事業の箇所数1社、（2）年間給水量19万6,000立米、（3）1日平均給水量400立米、供用開始から7年、安定供給するための維持管理費が主なものとなっております。業務予定水量、事業予算も前年並みとなっております。

収益的収入及び支出、第3条、収入では、第1款、工業用水道事業収益1,457万9,000円、支出では、第1款、工業用水道事業費用1,393万5,000円となります。

次ページをお願いします。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入として、第1款．資本的収入、出資金950万円、支出では、資本的支出、建設改良費110万円、企業債償還金838万4,000円となります。

他会計からの補助金、第5条、事業運営のため一般会計からの、この会計へ補助を受ける金額は1,500万と定めるものでございます。昨年の実施見込みにより計上をしております。

なお、31年度工業用水道事業会計予算の調製にあたり、6ページにキャッシュフロー計算書、7ページに30年度の損益計算書、8ページから11ページに予定貸借対照表を作成し、掲載をしております。

それでは、13ページをお願いします。

平成31年度波佐見町工業用水道事業会計予算説明資料について説明いたします。

収益的収入及び支出について、収入の主なものですけども、1款、1項、1目。給水収益、本年度予定額907万6,000円、これは水道料金ですね。2項。営業外収益、1目。他会計補助金550万円、一般会計からの補助金となっております。

次ページをお願いします。

支出でございます。

1款、1項、本年度予定額1,001万5,000円、前年度比較8万7,000円の増で昨年並みとなっております。

次ページ、第5目。減価償却費806万4,000円、前年度比較6万4,000円の増となっております。

次ページをお願いします。

1款、2項、1目。支払利息及び企業債取扱諸費、本年度予定額372万円を計上しております。

次ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入の部、1款、1項、1目。出資金950万円、元金償還金に伴うものです。

支出、1款、1項、2目、110万円、工事請負費、緊急の場合の工事費として計上をしております。

2項、1目。企業債償還金838万8,000円。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号 平成31年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算から議案第7号 平成31年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの6件については、予算特別委員会に付託し、審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第7号までの6件は、予算特別委員会に付託して、審査することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後1時55分 散会

第15日目（3月18日）（月曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第15日目（3月18日）（月曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 書 記 山 田 清

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 松 下 幸 人
総 務 課 長 村 川 浩 記	商工振興課長 澤 田 健 一
企画財政課長 前 川 芳 徳	税 務 課 長 朝 長 哲 也
住民福祉課長 山 口 博 道	健康推進課長 本 山 征 一 郎
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 朝 長 義 之	建 設 課 長 楠 本 和 弘
水 道 課 長 堀 池 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 官 田 和 子
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 林 田 孝 行	総 務 班 係 課 長 松 添 博
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長 坂 本 昌 俊	

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成31年第1回波佐見町議会定例会第15日の会議を始めます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから、通告に従い、順次発言を許します。

12番 堀池主男議員。

○12番（堀池主男君）

皆さん、おはようございます。

私は、さきに通告しておりました3項目について質問をいたします。

初めに、役場庁舎建設について。この件につきましては、平成28年12月と平成29年3月定例会一般質問でも質問をいたしましたが、今回改めて質問いたします。

平成22年に行った耐震診断では、大規模地震に耐えられない構造体であることが判明し、建て替えがよりよい方法と判断したと。これに伴い、庁舎建設の基本構想の策定に当たり、平成27年10月5日に産業振興団体や社会団体などの代表者8名、地域経験者として各界、各層から4名、公募による3名、合計15名の委員を委嘱され、庁舎建設検討委員会を設置されましたが、次の点について質問いたします。

（1）委嘱された15名の委員の異動はありませんでしたか。また、委員会への出欠の状況はどうなっておりましたか。

（2）庁舎検討委員会はこれまで何回されましたか。また、内容はどのようなことになっておりますか。

（3）平成29年度末の基金は約5億6,100万円ですが、今年度はどのくらいの積立額を見込まれておりますか。また、庁舎建設に要する財源で、国の補助金や地方債等はどうなっておりますか。

（4）今後の建設計画はどのように考えておられますか。

次に、教育行政について。

(1) 千葉県野田市立小学校4年生10歳の女子児童が、父親から暴行を受け、自宅の浴室で死亡する痛ましい事件が報道されておりますが、本町の対策はどのようになっていますか。

(2) 事件後、保護者や児童生徒との話し合いをされたか。されたとしたら、どのような内容ですか。

(3) 今年度も残り少なくなりましたが、いじめや不登校の児童や生徒がいませんでしたか。

(4) 各小学校、中学校の教室などの蛍光灯と白熱灯をLED化する計画はないか。

(5) 各学校で児童、生徒に貸し出す雨傘は何本ずつありますか。また、現状等はどのようになっていますか。

次に、施政方針について。

(1) 虐待等の未然防止と情報交換を目的とする要保護児童等地域対策協議会を開催し、養育に不安を抱える家庭への支援の充実に努めるとありますが、具体的にどのようなことですか。

(2) マイナンバーカードの普及はまだ推進の余地が多いとのことですが、今後も国の方向性を見きわめ、情報共有、伝達関係のシステム強化対策を講じてまいりますとあります。具体的にどのようなことですか。

(3) 波佐見有田インターチェンジ駐車場は有料化に取り組む適正な管理に努めますとありますが、町民や利用者への周知方法や有料駐車料金等はどのようになっておられるか、伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 堀池議員の御質問にお答えいたします。

まず、庁舎建設について。庁舎建設の基本構想の策定に当たり、平成27年10月に15名の委員に委嘱され、庁舎建設検討委員会を設置されたが、委員の異動はないか。また委員会の出欠の状況はどうかという御質問ですが。

委員の委嘱に当たり、その任期については、団体の代表などで交代があっても、町に答申

するまでは変更しないということをお願いしており、異動は当初から考えておりませんでした。ただし、途中で亡くなられた委員もおられましたので、そこはその団体の後任の方をお願いした経緯はあります。

出欠状況については、全員がそろうということにはなかなかできませんでしたが、平均12人の出席はいただいております。特に今年度は会議終了間際に次回開催日を委員皆さんにお諮りして、なるべく都合がつくように日程調整して開催してきたところであります。

次に、庁舎建設検討委員会の開催回数と内容等についての御質問ですが、通算で10回開催しており、別途、先進事例として参考にするため、武雄市役所の視察を行っております。内容等につきましては、現状の確認のもと、課題を洗い出し、建て替えの方向性を決定して、まちづくりの観点から検討すべきとの認識のもと、新庁舎建設における基本理念の設定と庁舎に求められる機能や建設位置について検討を進めてきたところです。そして、それら検討結果をまとめたものを委員会答申として先般2月26日に町に提出していただき、その任務を終了されたところであります。

次に、平成29年度末の基金は約5億6,100万円だが、今年度はどのくらい積立額を見込んでいるのか。また、庁舎建設に要する財源で国の補助金や地方債はどうなっているのかという御質問ですが、今回御承認いただきました一般会計補正予算第3号までの平成30年度予算では、庁舎建設基金への積立金は計上しておりません。これは現時点での収支が基金への積み立てまで行えるような余裕のある状況ではないことによるものです。ただし、これから決算時期を迎えてまいりますので、決算時における余剰金については、可能な限り庁舎建設基金への積み立てを行いたいと考えております。

次に、財源についてのお尋ねですが、庁舎建設は基本的には単独事業とされていることから、国の補助金等はありません。しかし、国は熊本大地震を機に、耐震化が未実施の市町村本庁舎の建て替えを推進するために交付税措置を講じる市町村役場機能緊急保全事業を創設し、公共施設等適正管理推進事業債という地方債の対象としました。一定の要件があり、事業費全てが対象とはなりません。このような財源の活用により、可能な限り後年度負担の軽減を図りたいと思います。

次に、今後の建設計画はどのように考えているのかという御質問ですが、施政方針でも述べましたとおり、庁舎建設検討委員会からの答申を受けましたので、これを尊重し、また参考にしながら、新年度は新庁舎建設に向けてスタートの年にしたいと考えております。まず

は新年度に基本計画、基本設計を行い、順調に進めば2020年度には実施設計に着手したいと考えているところであります。これは先ほど申しました交付税措置が講じられる公共施設等適正管理推進事業債の対象となるためには、2020年度までに実施設計に着手という条件が付されていることを考慮したものであります。

失礼しました。次に、施政方針についての御質問ですが、虐待等の未然防止と情報交換を目的とする要保護児童等地域対策協議会を開催し、養育に不安を抱える家庭等への支援の充実に努めていくとは具体的にどのようなことかという御質問ですが。

要保護児童対策地域協議会とは、児童福祉法に定められている協議会であり、保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない家庭の要保護児童等について、関係機関がその対象者や家族に対する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくことを目的として開催しています。本町の場合、協議会は町の子育て支援係が事務局を務め、母子保健や教育部門のほか、保育所、認定こども園、民生委員児童委員、児童相談所等で構成し、事例に合わせ参加者を調整し、適宜開催しております。協議会では、情報共有のほか、支援が必要な世帯に対し、職員による訪問等を行うなどの対応を決定しています。

次に、マイナンバーカードの普及はまだ推進の余地が多いところであり、今後も国の方向性を見きわめ、情報共有、伝達関係のシステム強化対策を講じていくとは具体的にどのようなことかという御質問ですが。

マイナンバーカードの発行実績では、人口に占める割合でも2月時点で7.5%にすぎません。カードの機能としては、身分証明書や税務申告、その他公共団体に対する申請等に活用できるもので、国としては住民情報や所得情報の紹介等に自治体間の連携が可能なことから、必要な事務手続から住民の手間を省略できるため、発行を推奨しています。

カードの利用事務はさらに拡大される可能性があり、それらの国の方針を捉えていく必要があります。さらに平成31年度は中間サーバーを管理する地方公共団体情報システム機構がシステムや機器の更新を計画されているため、必要な費用の負担も増額して予算計上しているところでございます。

次に、波佐見有田インターチェンジ駐車場は有料化に取り組むと周知あるが、周知方法や駐車料金等どのように考えているかという御質問ですが。波佐見有田インターチェンジ駐車場については、公有地の適正管理の観点などにより、平成31年10月からの有料化を目指しているところですが、有料化に当たっては、できるだけ早い段階で町民や利用者の皆さんに

広報誌やホームページなどでお知らせするとともに、現地駐車場にもお知らせの看板等を設置し、周知を図っていきたいと考えています。なお、駐車料金については、今後、近隣市町の類似施設を参考にしながら決定していきたいと考えています。

以上です。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

おはようございます。堀池議員の質問にお答えをいたします。

2、教育行政について。（1）千葉県野田市立小学校4年生10歳の女兒が父親から暴行を受け、自宅の浴室で死亡する痛ましい事件が報道されている。本町の対策はどうなっているのか。（2）事件後、保護者や児童生徒との話し合いをされたか。されたとしたら、どんな内容かについてですが。

千葉県野田市で発生した事件は町教育委員会としても大変悲しく残念な事件と考えています。事件の概要については新聞やテレビ等で報道されている内容のとおりと思われませんが、国においては、野田市をはじめ関係機関に事件の検証を求めていることから、今後詳しい内容が明らかになってくるものと考えています。

本町のこれら虐待の対策については、学校におけるアンケート実施、教諭による日々の児童生徒の観察や話し合い等を通じてその事象の把握に努めており、少しでも懸念される場合は、学校を通じ教育委員会に報告があるとともに、関係機関と連携を図りその対応を行っているところです。

また、事件後、保護者や児童生徒との話し合いをされたかとの質問ですが、この事件によらずこれまでの対策の中で行っているところです。

（3）今年度も残り少なくなったが、いじめや不登校の児童や生徒はいなかったか。

いじめについては、昨年度（平成29年度）の調査では6件となっており、この件数は児童生徒に対するアンケート等により児童生徒がいじめられたと申告した数字です。その内容はからかわれた等軽微な内容がほとんどであり、その都度学校において児童生徒に面談の上、内容確認と相手児童生徒との話し合いを通して解決しており、深刻化している事案はございません。

一方、不登校については18名となっていますが、その定義は病気や経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいは

したくともできない状況にあるため年間30日以上学校を休んだ児童生徒の数となっており、その後、不登校が改善した児童生徒も含まれていますが、より長期90日以上学校を休んだ児童生徒は18名のうち4名となっています。不登校の要因としては、学業不振、身体的な比較、友人関係、部活動、先生との関係など学校生活に起因するものに家庭状況等が複雑に絡んでいるのが大多数であり、特定の原因で不登校になっているのは少ないのが現状です。

(4) 各小学校、中学校の教室など、蛍光灯と白熱灯をLED化する計画はないかについてですが、LED電灯は蛍光灯や白熱灯に比べ消費電力が少ない上、寿命が長く、交換が少なくなる等の利点があります。本町においては平成26年度に波佐見中学校の照明を老朽化に伴いLED化していますが、小学校においては図書室等の一部の教室にとどまっており、大規模な交換は行っていないのが現状です。今後照明の老朽化が顕著になった場合、他の設備とあわせ大規模改修の計画を行い、その中でLED化を進めたいと思っています。

(5) 児童生徒に貸し出す雨傘は何本ずつあるのか、現状等はどのようになっているのかについてですが。各学校に問い合わせたところ、東小学校は20本、中央小学校は30本、南小学校は37本、波佐見中学校は10本でありました。現状については、これらの本数でおおむね対応はできているとのことでありました。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

大体15名の委員の状況とその後のことについてちょっと答弁いただきましたが、ここで、この委員会に事務局として職員が出ておられるか、ちょっとお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

委員会には毎回事務局として担当課の職員が参加しておりました。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

していないということでございますけども。あ、している。そしたら、議事録はありますか。そして、議事録をいつ公開できるか。委員会での。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議事録はとっております。公開については、必要に応じて公開できればと思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

その委員会の議事録の閲覧ができますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議事録と申しますか、現に答弁しましたように、町長が答弁しましたように、答申書の中に主な建設検討委員会の開催の経過についても記載しております。これはうちのホームページにも、答申をいただきました次の日にホームページにもアップしておりますので、その中で主な意見等は拾い出されて上げておりますので、ごらんいただければわかるかと思えます。それから、詳細な議事録につきましては、どこまで開示できるのかは、内容を調査の上、開示できるものについては開示したいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、建設基金が大体約5億6,100万あったんですが、30年度はしていないということで、31年度の予算書の中には2,800万とあるわけですけれども、こういうふうな状況で進んでいくわけですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

新年度の予算に2,800万円の基金積み立てを予算計上しておりませんので、何かの勘違いではなかろうかというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ちょっと資料を見ますとね、もう、ちょっと今、答申ができましたもんですから、私が通告したのが大体2月の20日ですので、その後、大分変わってきて、ちょっとおかしい質問って思われるかもしれませんが、資料をもうずっと前にいただいとったわけですが、先ほど言いましたように、15名の委員でやられて、そして、19年3月末で答申ってしとったけれども、もう2月の26日で答申を受けられたちゅうこととございますので、そこには答申についての、まだこれも議事録かれこれは公開できませんか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

意味がちょっとよくわからないんです。答申についての議事録といたしますか、その議事録につきましては、それぞれの検討委員会の中の委員さんの御意見をずっと記録しておりますので、答申についての議事録といたしますか、それも最終の1月の13日ですか、第10回の検討委員会の中でその答申案について皆さんの御意見をいただいたことについては議事録として残っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

そしたら、答申をされたその内容についてはまだ見るできないちゅうことですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

いえいえ、その答申書をホームページに上げておりますので、どなたでもいつでもごらんいただけるという状況でございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

なぜか言いますと、もう場所が舞相から八島までというのが早くから出ておりましたもんね。そいけん、もう場所までそこに決まっとるのか。決まっておっても公表できないのか、わかりませんが、場所はその答申に載っておりましたか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

場所の決定といたしますか、検討委員会の中では、建設場所についてはいろいろな状況を鑑みてみれば、現在地が妥当であろうという答申をいただいております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

この委員会の中で成立するように町に要望しとありますが、内容はどうなったかということでございますけれども、答申の際に必要な機能や規模についての整理するように町に要望したってあるわけですよ、資料によりますと。その辺まで書いてありましたか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

御質問がその答申書を見ておっしゃっているのか、ちょっと理解が難しいんですけども、答申書の中には、現在の庁舎についてどういった点が不備だから、こういったものをもう少し整備したほうが良いというようなことを書いていただいておりますので、可能な限りそういった御意見を尊重して、基本計画を立てながら基本設計に反映させていければいいのかなというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

以前、大村市の建て替えと、そして、今度、大村と、そして今度の私が資料を見たところが佐賀県の神崎市、ここが最初からもうずっとして報告、そしてホームページに載ったわけですけども。また、そのときに合併特例債で使うからちゅうて、要するに大村市も合併で特例債を使うからちゅうことでございましたけれども。この前、新聞に載っておりました。佐々、そこが今度建設するようになっておるみたいですけども、その辺が状況がどんどん変わってきているもんですから。それから波佐見町も、今、町長から言われたように、大体22年ぐらいからということでしたかね。

そういうような状況ですので、この辺がどんどん進んでいくんじゃないかなと思うておるんですが、やっぱり議会とかなんとかにちょっとお知らせできる分は出していただかんと、町民の方もこの件についてはかなり関心を持っておられます。先ほど言いましたように、平成28年の12月と29年の3月に質問したときも、いろんな方が役場どがんなとねというようなことが出ておるわけで、そういうことから、今回は改めてしたわけですけども、答申を受けてからかなり進んでくるんじゃないかと思っておるわけで、それで今後の計画はちゅうて質問したわけですけども。もう一回、今後のことについてもう一回、ちょっと課長から。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、先ほどおっしゃった中に誤りがございまして、大村市は合併特例債はできません。使用できません。合併しておりませんので。

今後の計画についても、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、2月26日にこの建設検討委員会の答申をいただいたわけですね。それはすぐ町民の皆様に周知するために、翌日ホームページにアップさせていただきました。次の3月号、2月号でしたか、3月号ですかね。広報紙にも掲示をしております。内容についてはホームページをごらんくださいということ

で詳しくは載せておりませんが、そういう処置をとっております。

それから、今後の流れといいますか、大まかなスケジュールにつきましては、新年度におきまして基本計画、それから基本設計に入ります。できれば新年度で基本設計まで完了させたいところではございますけれども、いろいろな条件がありましようから、なるべく完了させたいという方向性を持っております。

それから、財源となります新しい起債、この対象となるためには、2020年度までには実施設計に着手することというふうな条件がございますので、2020年度には実施設計に着手したいというふうな意向を持っております。当然、その実施設計に入ります前に基本設計等も行わなくてはいけませんので、そういったものを、ぜひこういった基本的な計画ができましたということで、町民の皆様の意見等を伺うような場をつくらなければならないのかなというふうな思いでおります。

それから、2020年に基本設計に着手しても、それがすぐにいろいろな条件等、工事着手という流れにはいきませんし、当然財源の問題もございますので、可能な限り、その実施設計完了後に工事着手したいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

そしたら、もう1件、また戻るかもしれませんが、公共施設等適正管理推進事業債というのがあるわけで、これはまた旧と新と分かれて条件がちょっと変わってきていると思います。そういうことから、前回質問したときには、町長は現時点の活用は厳しいと思いますちゅうことで、企画課長も、早期の事業ですから、32年までの期間限定を非常に厳しいということでございます。ところが、今、大体進んでいると思いますけども、この制度を使わないということを、そこまで時間がないというようなことを、ちょっと32年までですね、言われつつたんですが、将来的なこの制度を使うようになるわけですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

たびたび答弁しましたとおり、この実施設計にかかれば起債の対象になるということでございますので、2020年、平成32年度に実施設計に着手するという方向性を持っております。それから、以前答弁の際には、2020年、いわゆる平成32年度までに事業を何か完了しなくてはいけないような情報が流れてきておりましたので、その当時の状況ではとても32年までに

庁舎を完成させるということは厳しい、物理的に不可能ということで、当時の答弁はそのように申したところでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、教育行政についてちょっとお尋ねしますけれども、私が何で今度質問したかという
と、町民の方がもう心配して、2日間にわたってこの新聞の切り抜き、要するにここの教育
委員にも電話したけど通じなかった。そういうことで、議会でも取り上げんばっちゃなかか
というようなことで、私もそのつもりでございました。そして私も切り抜きをいっぱいずっと
しております。そういうことから大分見てきたんですけども、これは大変厳しい状況になっ
てくるんじゃないかなと思っておるわけですけども。先ほど答弁いただきましたけども、こ
のいじめと虐待と、それと今度しつけを、親はしつけと言っておりますけども、これは虐待
になるんじゃないかということでございますけれども、その辺がやっぱり地域か、児童民生
委員の方か、いろんな方々から情報を聞かんと調べにくいと思うんですけども、今の状況は、
先ほども言われましたけども、まず、第一報はどこに言うんですかね。そういう状況を知っ
たときに。教育委員にいいんですかね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

さまざまな一報があるかと思います。児童生徒が先生に言う場合もあろうかと思えますし、
ほかの親族に言う場合もあるでしょうから、それぞれの一報に対応した対策を講じていると
ころでございます。学校であった場合は、教育委員会と学校が連携して対応するということ
もその一つだと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

いじめに対する、これを調べてみましたら、いじめ防止基本方針というのが各学校にある
わけですね。それを見てみますと、東小学校が1枚なんですよ、ちょっと言えばね。まだ別
にあるかはわかりませんが。それと、中央小が11枚、南小が3枚、中学校は5枚とい
うように、かなり中央小は細かく書いてあります。ここまでやっぱりせんばいかんとか
思うぐらい書いてあります。しかし、東小学校はこの1枚だけなんで、そういう学校によ
って違うかもしれませんが、この辺の指導はどうなっておりますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

町においては、いじめ問題対策連絡協議会、いわゆる法で決めるいじめ問題対策連絡協議会、波佐見町の場合は、波佐見町いじめ等学校問題サポートチームというのを設置しております。そこに各学校の校長先生もオブザーバーとして出席いただきまして、町の基本的な方針等について意見交換をし、理解をしていただいております。その結果、各学校のいじめの方針が定められていると思いますが、枚数の多い少ないじゃなくて、その内容については各学校しっかり理解されていると思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

新聞等によりますと、虐待にしろ、いじめにしろ、ずっと今報道されておりますし、波佐見町は余りないというようなこともあったんですが、これは地域柄じゃないかと思っております。そういうことで、これは油断はされないと思うわけですね。そいけんが、指導はやっぱり常日ごろからやっていたかかないかと思っておりますけれども。先ほども不登校もあった、いじめもあったちゅうようなことですが、少ないほうといえば少ないでしょうけども、この前も長崎県、全国のもかなり増えてきているというような話でございますので、十分注意してもらいたいと思います。大きな対策としては、先ほど教育長が言われましたように、今後も十分民生児童委員の方、そして教育委員に取り組んでいただきたいと思っております。

そしたら、次にちょっと進みます。

LEDについて、先ほどは図書館とか中学校、そして、大体ちょっとぐらいはされておりますけれども、一番最近は武道館はどうでしたかね。まだ水銀灯ですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

LEDでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

LEDについてもかなり勉強しました。というのが、以前は目にちょっと厳しいちゅうことと経費がかかる、いろいろ書いてありました。その中で、私、資料を見てみますと、もう

どこのメーカーもLEDに取り組んでいるということでございますので、まず今、年間にどのくらい蛍光灯をかえておるか、次長、わかりますか。わかれば。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

具体的な数字までは把握しておりませんが、教育長が答弁したとおり、今後LED化を考えていきたいと思っております。

また、平成31年度の予算にも上げておりますが、教室の蛍光灯が老朽化して、さらに蛍光灯に交換しても安定的に光が発光しないと、安定器が壊れているという状況であれば、随時LED化をしているというのが実態でございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

この前、中学校、小学校の体育館を見てますと、やっぱりぼーっとしたともありますし、やっぱりそれは電気は食うだけで、明るさはないと思います。そういうことで、改めてこれを工事をするとしたら莫大な金がかかるとは思いますけれども、将来的にはそういうふうになってくるんじゃないかなと思っております。というのが、水銀灯が使用、要するに水銀ですので、子供に害するんじゃないかという話も書いてありましたし、直接はそう影響はないと思いますけども、水銀灯の害、要するに水俣の水銀ですね。あれからかなり水銀に対する関心が出てきとるんじゃないかなと思っております。

そういうことで、今、蛍光灯の本数を聞いたんですけれどもね、各学校の備品についても、やっぱり中学校あたりは415万、中央小が少なくとも384万とか、南、東ってありますけれども、そういうふうで、蛍光管は取りかえる時期が、そして取りかえるとに手間がかかるというようなこと、いろいろ言われておるものですから、LEDが長もちするから、将来的にはそういうふうになるんじゃないかなっても書いてあります。その点は、幼稚園とかなんとかは女性の方がおられるからかえるのが大変とも書いてありますけれども、中学校は用務員さんのおったり、いろいろされるとは思いますけれども、業者に頼めばかなりの金がかかるそうですね。体育館にしてみれば、あれを組まないかんですね。そしてかえんばいかん。脚立といふかな、ゴロゴロするはしごみたいなどをいろいろ組み立ててされるんですけれども、そういうことであります。

また、蛍光管については、ちょっと見てみますと、パナソニック、もとのナショナルです

ね。これが18年度の蛍光灯の完全撤退を、19年3月末には生産を終了ということで、そこに東芝も17年3月をもって製造中止、そして、LEDに力を入れるということでございます。NECも18年3月に蛍光灯の生産を終了ということでございます。そういうことで、徐々に変わってくるのですが、やっぱりできるところから少しずつかえたほうがいいんじゃないかなと思っておりますけど、その点からどうですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁した内容と重複をいたしますが、今後、各小学校で大規模改造が発生した場合、その中でLED化を進めていきたいと思っております。また、議員お説のとおり、メーカーのLEDの製造が打ち切られるということであれば、その辺を考慮して、LEDのみでも大規模改造で着手して、国庫事業でそのようなことを推進していきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、児童に貸し出す傘、これについて今答弁が、大体東小が20本、中央小が30本ですか。南小が37本、中学校は10本と言われましたかね、そういうふうな状況でございますが、生徒数を考えてみますとね、29年の中で東小が141名、中央小が408名、南小が282名、中学校が378名になっておるわけで、これは前、29年ですから、そういうふうな状況から、この本数じゃかなり少ないんじゃないかなと思っております。というのが、朝出るときには、まだ雨が降っておりません。帰るときには、雨が降ったときに、私も時々会うんですけども、差さずに帰っておるわけですね。そういうふうな状況が続いておるわけで、そいけんが、必ず持ってこいと言っても、やっぱり朝から雨が降らんやったら持っていかんわけですね。そういうふうで、この本数は少ないんじゃないかと思っております。その辺、どんなですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員おっしゃるとおり、全体を見渡したときに、中央小が若干少ないかなと思うところがございます。また、朝の天気と夕方の天気は異なるということであれば、そういった学校の対応が必要かと思っておりますが、家庭でもやはり1日の天気は見て、夕方雨が降るよとなれば傘を持たせる、または折りたたみを持たせるというのも家庭の一つの対応じゃないかなと思っ

ております。

一方で、低学年を中心にこの雨傘の貸し出しは準備しているところがございますので、保護者等の要望があれば、今後増やす方向で検討してまいりたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

また、ちょうど教育長が中央小の校長のときですかね、二、三年前ですかね、3人ぐらいが傘を持って、それで、もう差さずに行きよるんですよ。どうしてかなと思って、あそこの学童保育ですかね、あそこに行ったときに、先生からちょっと言われました。もうこれは差されんごた状況ですよ。壊れたとを貸しとるわけですよ。そして、持っていくときにもう差さずに行かんばいかんとですね。そういうことから、私もその現状はどうかというのが、次長、現状は点検をされておるのか。ただ本数があるだけで。そして、壊れているのかどうか。そういうふうな貸し出すときにどういう状況で貸し出しをされておるのか、答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

貸し出し用の雨傘の状況までちょっと教育委員会のほうは把握はしておりません。ただ、先ほど私が申したとおり、基本的には低学年用に貸し出すというのが基本でございますので、そういった状況であるならば、やはり学校に指示して点検をしていきたいと思っております。

また、学校の指導でも、やはり折りたたみを持ってくるとかいうことを、今後新1年生も入ってきますので、あわせて指導していきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

傘の件は、やっぱり教育長が言われたように、次長が言われたように、家庭のしつけですね。やっぱり雨が降るかもしれんぞちゅうことで持たせてもいいんでしょうけれども、子供はすぐ飛び出して、朝から晴れとったものですから、親が言うても持っていけないと思うんですよね。そういうことから、やっぱり帰り、雨が降ったときはもう濡れて帰りよるわけですね。そこに一人、二人が傘を差して持ってきてとっても、やっぱり仲間っていいですか、友達で差さずに行っておる状況もあります。そういうことで、やっぱり雨が降ったりしたときは、どなたが貸し出しをされておるのか、ちょっとその辺がよくわかりませんが、その

辺を注意していただきたいと思います。

そして、傘は、もうちょっと本数を増やしてください。そう高いもんじゃないでしょうから。やっぱり濡れて帰るといのは、やっぱり大変私たちのときはもう当たり前のごとだったんですよ。最近はずっと道具を持って傘を差してといのは大変でしょうけれども、濡れて帰るのがもっと大変じゃないかなと思っております。それって時代の流れでしょうから、持っておっても差さない人もおりますけど、一概にちょっと言えませんが、そういうふうな管理をよろしく願いしておきます。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

今までお話しいただいたことにつきましては、各学校の校長と話を十分いたしまして、確認をとりまして検討していきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、マイナンバーカードについてお尋ねしますが、施政方針ですね。この前の町長の施政方針があったときに、ずっと書いて、今度の欄に入れました。というのが、マイナンバーカードを推進しますというようなことですが、まず足元からしっかりせないかんとおもうとととですが、

私も何回となくこの件については質問いたしました。そしたら、まず写真のふぐあい、写真がふぐあいのため、戻ってきたのがかなりあると思います。前回お尋ねしたときは二、三名相談に来られたというのがありましたけども、もう二、三名どころじゃないですよ。相談に行かずに戻ってきたのが、この前言いましたように、私も二人、家内と撮って送ったのが戻ってきて、まだ手続しておりません。そして、ほかの人に聞いてみたら、やっぱり、もうやぐらしかけんせんというのが、1回返ってくればそうしたもので。

それで、ちょうど12月に、一般質問でしたけれども、2月ごろ、西海市の住民の方がちょうど遊びに来られて、マイナンバーカードのお話があったんですよ。そしたら、西海市は、写真は市役所で撮ってやらすらしいですよ。そいけん、間違いのないわけで。そしたら、そこで手続して、送ってきたら必ず来るわけです。

そして、個人で撮ったり、デジカメで撮ったり、例えばいろいろこうしたときに、前回も言いましたように、縦と横の寸法じゃないんですよ。顔からあごとかっているいろいろあ

りますけれども、その制約に外れとるわけで、返ってくるちゅうことは。そういうことでございます。

それで課長は、答弁に1回言われたのが、住民課長、ちょっと確認ですけども、その写真を西海市は撮っていただいておりますかと聞いたら、はいと言われました。そして、5時過ぎ、要するに土曜、日曜は受け付けされておりますかと聞いたら、いや、4時半ごろから5時ごろ来ていただいて手続をしませんので、せんばいかんもんですからできませんと言われた。そして、この前、窓口で撮っていったんですよ。そしたら、もう土曜、日曜日でもいいんですかって、守衛さんで、警備員さんでと言ったら、いや、警備員さんではどうですかねというようなことから、課長、その後、まず、課長が言うたように、警備員さんでよかつちゅうて、土日に行かれた件数がありますか、1件ぐらい。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

マイナンバーカードの交付につきましては、全て戸籍の窓口で行っておりまして、土日等に警備員のほうにお尋ねして発行したというのはありません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

この前答弁したように、課長、土曜、日曜日、祭日でも連絡だけしとったら行かれるわけですかね。再確認です。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

基本的には、役場があいておる、その8時半から5時15分までの間に来てくださいということをお願いしておりますけれども、どうしてもやっぱり仕事の都合とかで来れない方もいらっしゃる。そういう場合には、来られる時間帯を聞いて、職員が残っておるような状態であれば、5時15分を過ぎてもその中でお渡ししておりますし、余り遅い状況であれば、警備員さんに預けて申請書あたり、来られたときに、警備員さんのほうでちょっと書いてもらうということも考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、波佐見有田インターチェンジの駐車場ですけども、大体この前の予算委員会の中

でもちょっと10月ごろと聞いております。開始をするように。あそこは、見てみますと、私も見に行きました、先日。そうしたところが、トイレの上にちょっとこのインターを使う、高速ですね。高速を使う人だけが利用できますよって書いてあったわけですよ。それで、今はもういろんな人がとめておりますけれども。今後、どういうふうな形式でされるのか。人を置いてするのか、機械でされるのか。ちょっともう一回。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

機械を置いてやるような方向で考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ここは高速に乗るときも、送り迎えに来るときも使うわけですよ。そういうようなことですから、かなりやっぱり住民に知らせんといかんじゃないかなと思っております。町長は、先ほど看板もするということでございます。これは大事なことですけども、やっぱりこの駐車場はとめられていいという人がおりますけれども、大体、長崎―佐世保間、それと佐世保から福岡ですかね、博多方面に行く便もあると思います。かなりの利用者が、この前も五、六名おりられておりました。そこに迎えに来られておりましたし。やっぱりこの辺が十分お知らせをしなければいけないと思いますし。

そして、陶器まつりが年に2回、ことしはもう5月ですから、駐車場は第2会場ですか、使う。この件はどがなりますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

陶器まつり期間中には第2陶器まつり会場として使用されますので、その間は有料化は除外をするという考えでございます。

○12番（堀池主男君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、12番 堀池主男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時5分より再開いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、2番 城後光議員。

○2番（城後 光君）

皆さん、こんにちは。まず初めに、長年にわたり波佐見町職員の先頭に立って働いてこられた課長さんが複数いらっしゃるんですけども、今月末をもって職を離れられることについて、一町民としてお礼をいたします。本当にありがとうございました。私自身、いろいろな学びを一町民としても議員としてもいただきまして、本当にありがとうございました。

きょう、その管理職がかわられるということと、あとは庁舎の検討が本格化するということを含めまして、職員のあり方について考える好機と捉えて質問いたします。

1、波佐見町職員の勤務環境について。本町の職員構成は、財政再建の影響があり、他自治体と比較して若い年齢構成となっています。このため、管理職を中心に実務経験が不足する面があるなど、今後問題が生じないとも限りません。そこで、現状を踏まえ、今後目指すべき本町の職員のあり方を考えるべく、以下を質問いたします。

（1）職員の現状はどうなっているのでしょうか。

①職員数は、正規職員、臨時職員それぞれ何名ずつでしょうか。また、男女比はどうなっていますでしょうか。

②正規職員における職務等級別の平均年齢はどのようになっているのでしょうか。

③正規職員、臨時職員それぞれの勤続年数はどうなっているのでしょうか。

④現住所は町内、町外比率はどうでしょうか。また、町外の主立った自治体はどちらにお住まいでしょうか。

⑤通勤時間の状況はどのような比率でしょうか。

⑥入庁時の属性、いわゆる高卒なのか、大卒なのか、社会人採用なのか、どのような比率でしょうか。

⑦過去5年間における離職理由は、定年退職、もしくはその他の理由、どういう状況でしょうか。

⑧過去5年間における再任用職員数の推移はどうなっているのでしょうか。

(2) 正規職員における所属課別の就業実態は平成29年度どのようになっているのでしょうか。

①時間外出勤状況はどうでしょうか。課別1人当たりですね。

②休日出勤の状況はどうでしょうか。

③出張日数はどうなっていますでしょうか。

④年次休暇の取得残日数はどうなっているでしょうか。

(3) 近隣自治体との比較を踏まえて、メリット、デメリットをどのように考えているのでしょうか。

①県内自治体で2番目に若い平均年齢についてどう考えているのでしょうか。一般行政職が、波佐見町が38.3歳になっています。

②近接5自治体、川棚町、佐世保市、有田町、武雄市、嬉野市に比べて高齢なトップである町長、副町長はどう考えていらっしゃいますでしょうか。

③近接5自治体に比べて少ない職員数についてどう考えられているのでしょうか。

④職員が協力している町内のイベント数、協力が有無を問わず、平成30年度の行事予定表上は60町行事がありますけど、これをどう考えているのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 城後議員の御質問にお答えいたします。

まず、波佐見町職員の勤務環境について。本町の職員構成は、年齢構成が若く、実務経験不足で今後問題が生じないとも限らない。そこで、現状の正規職員、臨時職員それぞれ何名ずつか。また男女比はという御質問ですが。正規職員の数は108人、男性は75人、69.4%、女性が33人、30.6%、臨時職員は総数88人、男性12人で13.6%、女性76人、86.4%となっています。

次に、正規職員における勤務等級別の平均年齢についての御質問ですが、正規職員の等級別平均年齢は、1級、23.2歳、2級、28.8歳、3級、36.2歳、4級、42.2歳、5級、47.9歳、6級、53.6歳です。

次に、正規職員、臨時職員それぞれの勤続年数についての御質問ですが、正規職員の勤続年数は平均で13.5年、臨時職員の場合は、正確なデータではありませんが約2年です。

次に、現住所は町内、町外比率はどうか。町外の主立った自治体についての御質問ですが、正規職員の場合、町内が77人、71.3%、町外が31人、28.7%となっており、町外では、佐世保市が18人、川棚町が6人、東彼杵町4人が主な所在地です。住所地です。臨時職員では、町内63人、71.6%、町外は25人、28.4%で、町外は、佐世保市10人、川棚町9人が主な住所地です。

通勤時間の状況はどのような比率かという御質問ですが、資料が通勤手当のデータを使用していますので、正規職員の通勤距離でお答えいたします。10キロ未満が80人、74%、25キロ未満が24人、22%、25キロ以上が4人、4%となっています。

次に、入庁時の属性はどのような比率か。高校卒、大学卒、社会人採用。採用試験時の試験区分で申しますと、高校卒業32.4%、大学卒業60.2%、社会人等経験7.4%となっています。

次に、過去5年間における離職理由は、定年退職、その他の理由。過去5年間では、定年退職16人、普通退職は9人、懲戒免職一人となっています。

次に、過去5年間における再任用職員数の推移はという御質問ですが、再任用職員数の実績は、平成26年度はありませんでしたが、27年度から30年度まで毎年二人ずつとなっています。

次に、正規職員における所属課別の就業実態は平成29年度どうなっているかという御質問ですが。

まず、時間外出勤状況でございます。課別に年間の時間外勤務総時間数と1人当たりの平均時間を申し上げます。総務課、総時間3,032時間、1人当たり平均433時間。企画財政課、1,812時間、平均302時間。税務課、1,202時間、平均172時間。住民福祉課、1,023時間、平均79時間。健康推進課、4,622時間、平均257時間。農林課、農業委員会、1,566時間、平均196時間。商工振興課、1,067時間、平均266時間。建設課、1,665時間、平均238時間。水道課、1,470時間、平均147時間。会計課、193時間、平均96時間。議会、監査事務局、25時間、平均25時間。教育委員会、2,626時間、平均292時間。給食センター、117時間、平均39時間となっています。

次に、休日出勤日数はどうか。課別の合計と1人当たりという御質問ですが、今申し上げました時間外勤務全体の内数に休日勤務として課別に総勤務時間として1人当たりの平均勤務時間は次のとおりです。なお、この時間はもっぱら所属課に関するものばかりではなく、

選挙事務やイベント協力に係るそれぞれの課の業務で勤務した場合も含んでいます。

総務課、総時間1,454時間、1人当たり平均207時間。企画財政課、858時間、平均143時間。税務課、428時間、平均61時間。住民福祉課、510時間、平均39時間。健康推進課、1,468時間、平均82時間。農林課、農業委員会、599時間、平均74時間。商工振興課、716時間、平均179時間。建設課、419時間、平均60時間。水道課、800時間、平均80時間。会計課、30時間、平均15時間。議会、監査事務局、17時間、平均17時間。教育委員会、1,239時間、平均137時間。給食センター、105時間、平均35時間となっています。

次に、出張日数はどうかということですが、出張日数は年間の課別に総日数と1人当たり平均では、総務課、総日数99日、1人当たり平均14日。企画財政課、136日、平均19日。税務課、29日、平均4日。住民福祉課、142日、平均11日。健康推進課、401日、平均22日。農林課、農業委員会、260日、平均26日。商工振興課、146日、平均29日。建設課、154日、平均19日。水道課、147日、平均7日。会計課、1日、平均0.3日。議会、監査事務局、46日、平均23日。教育委員会、122日、平均12日。給食センター、13日、平均3日となっています。

次に、年次休暇の取得残日数はどうかという質問ですが、年次休暇取得の取得可能日数から実際に取得した日数の残りは、年間で課別に総日数と1人当たり平均では、総務課、総日数242日、1人当たり平均30日。企画財政課、209日、平均30日。税務課、243日、平均35日。住民福祉課、348日、平均27日。健康推進課、576日、平均32日。農林課、農業委員会、270日、平均27日。商工振興課、191日、平均38日。建設課、238日、平均30日。水道課、309日、平均26日。会計課、77日、平均26日。議会、監査事務局、65日、平均32日。教育委員会、306日、平均31日。給食センター、96日、平均24日となっています。

次に、近隣自治体との比較を踏まえ、メリット、デメリットをどう考えているかという御質問ですが、県内自治体で2番目に若い平均年齢、一般行政職38.3歳という御質問ですが、年齢が若いことによりデメリットは顕著に感じていることは特にありません。財政的に人件費が少なく済むメリットはまずあります。早ければ相応に経験年数が少ない時点で係長や課長等の役職を任せられることは可能性として高くなります。在職年数が少なければ、経験や習得した知識も幾らか少ないかもしれませんが、それぞれに研修や自己研鑽に努め、知見を重ねることで、若い時期からその能力を高めることもできますので、プラス面に考えればその能力を後年に長く生かせるというメリットもあるのではないかと考えます。

次に、近接5自治体、川棚町、佐世保市、有田町、武雄市、嬉野市に比べて高齢なトップ、

町長75歳、副町長68歳と。私や副町長の年齢に関してメリットやデメリットを考えたことはありません。また、他市町のトップに関してもそのような意識は持ったこともありませんし、要は選任をいただいたことへの信頼に応えることのみを念頭に考えております。与えられた環境の中で最善を尽くすという意味でもっていききたいと、やっていききたいと思っております。

近接5自治体に比べて少ない職員数、人口に比較して178人に一人の職員数と、これをどう考えるかということですが、佐世保市、川棚町、有田町、武雄市、嬉野市の状況は、人口規模や担っている行政事務の内容も違いますので、一概に比較するのはどうかと思いますが、多い市では125人に一人、少ないところでも158人に一人という状況です。

本町は早くから行財政改革に取り組み、スリム化を図ってきたことから今日の状況になっており、メリットとしては、少なくて済んだ人件費を他の事業費に充当できるという財政の効率化に大きく貢献しているものと思っています。しかしながら、近年は国の権限移譲や多様な行政事務、住民サービスに対応しなければならないため、職員に対する量的負荷も増えているようですので、軽減のための方策を検討していかなければならないと考えています。

次に、職員が協力している町内のイベント数、協力の有無を問わず、30年度予定表上は60を超える行事があります。町内のイベントの中では、関係する担当課の職員として協力するものや、規模が大きいために職員の協力は不可欠で、所管を超えて協力するものがあります。本町は他市町に比べればイベントも多く、職員の協力を仰いでいるものも多いと思います。

デメリットでは、代休処置はとっているものの、休日の執務は家庭サービスやプライベートな事柄を犠牲にしている部分があると思っています。この点については職員に対しても常に労をねぎらい、その成果と感謝の意を伝えているところです。メリットは、職員に協力していただくことによって、スムーズな進行、経費の節減、参加者に対する効率よい配慮のほか、職員自身も社会性を身につけ、新たな情報を手に入れることができること、参加者やスタッフ、住民との交流ができ、人のつながりという貴重な財産も手に入れることができます。さらに、協力していることに高い評価をいただければ、職員としてのスキルアップだけでなく、以降の住民とかかわる事業等の推進にも大いに役立つものと考えています。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

済みません、まず、私、いろいろな形でデータを質問したのが、二つ理由があって、まずは職員さんの現状で、非常に大変な状況で働いていらっしゃるなというのを目で、データで

見たいなというのがあったのが1点。あとは、今、町長が長い間読んでいただいたんですけども、波佐見町は基本的に文書のやりとりと口頭での答弁という形なんですけど、もう今、いろんなデータを使うと、表とか数値とかビジュアルとか、そういうのを使っていないといろいろ説明がしづらいので、今後そういう何かモニターをつけるとか、タブレットを配るとか、何か検討しないといけないなという一つの材料にしていただければと思ひましてデータをちょっとお願いしたところです。

ちょっと質問、具体的にいくんですけども、まず、ちょっと1点、副町長にお伺いしたいんですけども、議会对応に重荷を感じて管理職に余りなりたくないというふうな職員さんがいらっしゃるというふうな声を聞いたことがあるんですけど、実際そういう声はあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

なかなか答えづらいところであるわけですけども。やはり管理職というのは責任が重いもんですからね、一言一言、1行動1行動に対しては責任が重いものですから、その点については、やはりこれまでその経験がなかなかないということもあって、そういうふうな声は一、二、聞いたことはあります。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

そうですね、今、副町長がおっしゃったとおり、若い人が、管理職になる可能性がある反面、やっぱりその大変な責務を負わないといけない部分で、議会とか、対外的な部分とか、大変なものがあると思いますので、私たち議員もそういう部分は十分考慮しながら議会对応を進めないといけないというふうに思います。

次、まず、いろんな形で職員さんの状況を町長から答弁いただいたんですけども、まず、職員さんの平均年齢が比較的ほかと比べて若い状況ということなんですけども、今の状況は引き続きこの若い年代が推移していくような想定なんでしょうか。それとも落ちついてくるというか、ほかと比べて年齢はそんなに若くなくなっていくんでしょうか、今後ですね、お願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

現在の職員の年齢構成は、いわゆる40代後半から50代の職員が少ないという状況があります。この状況は、今後の職員の採用のやり方によっても少し変わってくる可能性はあると思いますが、シミュレーションしたことはございませんが、これからは少しずつ平均年齢は、このままの推移でいけば、やめる職員が少なく、下も入ってくる職員も少ないということになる。年齢が推移していけば、少し平均年齢は少しずつ上がっていくという可能性が高いと思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

そうですね、もちろん職員さんの今後の採用とかで、例えば社会人枠で採用されるということになりますと、当然年齢は上がりますし、その辺は今後採用状況によってくると思うんですけど、今は周りと比べて、あとはその類似団体と比べても、若い状況というのは落ちついてくるのかなというのを思います。

一つ、今、答弁の中にあつたやつで、私、ちょっとだけ気になっているのが、離職理由を伺ったところ、定年退職16人で、普通にやめられた方が9人いらっしゃるということだったんですけども、具体的に、例えばその転職、もう全然公務員から離れるのでやめられるのか、それとも別の自治体に行かれるのか、その辺、何かわかれば教えていただきたいんですけど。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

過去5年間のデータで申し上げますと、若い職員が早期に退職をして、ほかの公務員になったという事例も二、三ございます。あるいは、普通退職の中には定年前で、定年前の1年、2年、3年ぐらい前にやめられるという方も五、六名か、六、七名か、その辺のレベルであるのではないかと思います。

それから、ある程度の年齢に達して結婚で退職をされたという方もいらっしゃいます。それから、若い職員の中で、4年とか8年とかという形で退職をされて、ほかの仕事、これはその先の仕事は何の仕事かまでははっきりわかっておりませんが、勉強したりとか、あるいは民間の企業に就職をされると、そういった方も何名かはいらっしゃるようです。

定年前でやめられた六、七名の方が、その16名だったですかね。16名の中にそういった数字が入っていると思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

そうですね、いろんな理由はあると思うんですよ。ただ、別に公務員に限らないと思うんですけども、ハローワークの調査、雇用保険の調査によると、今、大体、大卒とか高卒の方、3年間で3割ぐらいやめられるというふうなことが言われているんですけども、もう数年もこれは続いているわけですね。当然周りにそういう方はたくさんいらっしゃるので、公務員になられた方にとってもいろいろな環境が合わない、待遇が難しいとかいう形でやめられるケースというのもあると思いますんで。

ぜひ、先ほど、町長の答弁の中にもあったんですけども、教育とか、あとはほかのいろんな形でその他自治体とかと人事交流とか、いろんな形は、勉強の機会があると思いますので、そういう部分は積極的に職員さんに対応していただいて、できるだけ長く波佐見町職員としてやはり頑張りたいというふうな形を持っていける職員さんが増えるように、ぜひいろんな形で方策をやっていただきたいと思います。

私が今回なぜこの職員さんの状況について考えたか、提案したかということ、新庁舎が今後具体的に基本構想とかなっていきんで、いいタイミングだと思ったんですね。というのが、私、一つ、事例を探してあって、福島県の会津美里町というところが合併して、三つの町が合併して、もう2005年に合併しているんで10年以上たつんですけども、新庁舎を建設されるに合わせて組織も変えられるということをやられていまして、ことしの春にちょうど変わっていくみたいなんですけど、いいタイミングだと思うんですね。例えば、職員さんの環境、オフィスの環境も変わりますので、そのタイミングに合わせて組織自体も変えていくというのはいいタイミングだと思うんですよ。そのあたりは今現状で、今後は庁舎建設の具体的な検討が進むんですけど、今の段階でその組織について検討するという考え方はあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

社会も急速な少子高齢化に進んでおりますので、それに的確に対応するために、2年前から組織の改善についての、見直しについての検討をしていただいて、管理職にしておったんですけども、なかなかその結論が出ずに、今回も組織改編はできなかったわけですが、引き続き、そのような検討しながら、おっしゃるように、新しい庁舎をつくるという場合にお

いては、それまでの間、あるいはその前、前倒しにしても、組織の見直しちゅうのはやっぱりやっていかねばならないというふうに思っておりますので、引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

副町長がおっしゃったように、ぜひ検討していただきたいと思うんですね。というのが、会津美里町の場合だと、例えば、ここは結構抜本的に変えられていまして、産業振興課、要するに商工観光の部分と農林課をくっつけられているんですよ。その組織を見直しのときにですね。というのが、結果、例えばその新しい産業を育てるという側面で行くと同じ、ちょっと若干方向は違うんですけども、そういう部分で、観光を確認してやっていこうという部分でこういうことも考えられていますし、例えば、こちらは介護保険とか健康保険とかの窓口も全て統合されています。その統合することがいいとかじゃなくて、やはり来られた町民の方、窓口がどこに行ったらいいかわからないというところを基点に課もそれをあわせてつくっていこうという考え方で、2年ぐらい、2年半ぐらい検討されてこういう結論を出されたということなんですけども。そのあたりも十分踏まえながら考えていただきたいなと思います。例えば、ここを、建設課と水道課も統合されています。そこもやはり、どちらも建設にかかわる部分がある程度大きいということがその一つの要因だというふうに聞いていますけども、そういう形で検討をお願いしたいなと思います。

例えば、あともう一件、身近な例で言うと、長崎県庁が新庁舎をつくられるに当たって、職務の場所とお客さんが対応する場所というのを分けられているのですね。今回、建設検討委員会で武雄市に見に行かれていますと思うんですけども、そのあたりでも、やはり窓口に来れば全ての職員さんがおりてきて対応するワンストップでやられているんですけども、そういった、今後その庁舎を検討されるに当たって、何か職員さん、こういうふうな形で考えたらいいなというのは、検討委員会の中とか、そのあたりの動きとして、職員さんの中では声はあったんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

武雄市役所を視察させていただいたときに、うちの職員も数名ついていっておりますが、非常にコンパクトにできまして、それから、先ほどおっしゃったように、職員が窓口対応で、

そこでお客様の移動は余りさせないというふうな、非常に参考になったということで感じておりました。ぜひ、今後、庁舎の建設検討に当たっては、基本計画の段階、職員等の意見を吸い上げながら、そういったものも反映できればいいのかなど。ただし、職員数は限られておりますので、しょっちゅう窓口対応しおったら業務にも支障を感じますので、そこら辺の調整バランスが必要なのかなという感じはいたします。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

そうですね、一概に武雄市のやり方が波佐見町に全部踏襲できるとは思っていませんので。ただ、考え方としては、町民の方に、市民の方に沿った形の役場のつくり方だと思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいなというふうに思います。

いただいた答弁の中で、非常にやはり時勢絡みなんですけど、非常に気になった点が、臨時職員さんの86%は女性なんです。要するに別に役場に限ったことじゃないんですけども、女性が働きやすい環境というのは社会的に求められていると思います。今後、庁舎だけではなくて、役場の働き方としても女性に優しいものが求められてくると思うんですけど、そのあたりは今後どういう形で対応するかというのは考えてありますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

これは本町に限らず、ほかの団体でも最近特に臨時の職員さんが多いわけで、うちの場合、特に高齢者対策の専門の技術、専門の資格を持った人を臨時職員として働いていただいております。この辺は全部もう全て女性の方なんですよね。ですから、一例を申せばそのようなことになるわけなんですけども、全体を見れば、かなりの臨時職員さんがいらっしゃる。また、国の制度も今度変わってきてまして、期限付きの任用職員制度もございますので、そういったことの制度の中で、十分そのことについては検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

いろんな形で検討していただきたい。というのが、できれば、これはいろんなほかの、別に一般質問の中でもほかの議員もおっしゃるんですけど、国の後追いとか、ほかの自治体の後追いじゃなくて、女性に優しい波佐見町の役場という形でぜひやっていただければ、たく

さんの方が働きたいと思っただけの役場になると思いますので、ぜひほかよりも女性にいい環境という部分、検討していただきたいというふうに思います。

ちょっと話は変わってくるんですけども、いろんな形で職員さんの待遇を伺ったところ、やはり年次休暇が課によってはなかなか時間外の年休の残があったり、イベントが多い部署とか、致し方ない部分はあると思うんですけども、いろんな部分でいろんな課題を感じられている職員さん、多いかと思うんですけども、何かその全庁的に職員さんに現状を把握するためにアンケート、例えば、今の働き方がいいですかとか、そういうアンケートとかいうのはとられたことはあるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

職員に対しては、やはり少人数での、この本町の職員が少人数で働いているというようなことから、数年前からアンケート調査というのは無記名の状況の中でしております。ただ、中にはそういうことは必要ではないんじゃないかという意見も職員の中にはあったものから、ここ2年ぐらい中止をしまして、ことし、また新たにそのようなアンケート調査を行ったところであります。自分の今の職場に満足しているのか。今の仕事が自分に合っているのか、あっていないのか。それから職場内のコミュニケーションはうまくとれているのか。上司とのコミュニケーションはうまくとれているのかですね。それと、自分が次に異動するとしたらこの部署がいいのか。そういったところまで含めて、それから、さまざまな意見も述べてもらうようにしております。

現在、約40%、40%未満ですかね、40%をちょっと落ちるぐらいのアンケート回収率でございます。これをできるだけ職員には100に近いような形でやってもらうように今後していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

ぜひ、いろんな意見があると思うんですけども、とりあえず、まず現状で職員さんがこういうことを考えられているんだっていうのを、まず把握をするのは悪いことではないのかなと思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

というのが、大村市で早稲田大学の研修に3名の職員さんが参加されて、いろんな形でアンケートをとられたということなんですよ。ベテランの職員さんと若手職員さんではやっぱ

り考え方が違うというのがアンケートを通して見えてきたという話もありました。実際、管理職が考えられている環境でよいと思っていたことが、若手職員ではよくない。逆もあると思うんですね。若手職員としてはよいと思っていたことが、管理職としては違っているというケースはたくさんあると思いますので。今後、新しい庁舎ですとか、波佐見町の何十年後かを担っていくのは若い職員さんだと思いますので、その若い職員さんがずっと働きたい環境になっていただくためには、若い職員さんをメインに組織のあり方というのを考えていただく必要があると思いますので。ただアンケートをとられるだけじゃなくて、それを検討して生かすようなメンバーにもぜひ若手職員さんに入れていただきたいと思うんですけど、そのあたりは考えられていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

議員お説のとおり、確かにこれまでは、これまでも若い職員の意見を吸い上げた形で課長の組織をつくって、その中で検討してきたわけですね。これからも積極性にそういった若い人たちの意見というのを取り入れていかんばならんなと思っております。特に先ほど申しましたアンケート調査についても、我々が気づかないところを的確に指摘をする若い人たちの意見がありますので、そういったものを大事にしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

ありがとうございます。その中で、多分いろんな形で課題も出てくると思いますし、将来のこうやったらもっと町がよくなるという意見もどんどん出てくると思いますので、ぜひ積極的に活用していただきたいなと思います。

今までの質問の中でもちょっと触れたんですけど、今、波佐見町は長崎県と人事交流をされていると思うんですけども、今後、ほかの自治体とか、例えば民間企業、そういった部分の人事交流というのは検討はされないのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

うちの職員平均年数が若いということで、これまでもさまざまな対策を打ってきたわけですね。というのは社会人経験枠ということで職員を採用しました。今回もそうやっておりま

す。特にその技術部門が手薄になってきたきたということで、5年前ですかね、技術の社会人枠を採用しまして、2名ですね、かなりの技術力がありません。もう早速3年経過した後には係長に登用しました。そういう対策を打ってきましたし、さらに職員の質を向上するという意味で県との人事交流、これもずっとやっております。うちの職員が積極的に県等に行きたくて勉強したいというふうなことでありますので、それは今後も続けていきたいというふうに思っております。ただ、他自治体と、あるいは民間企業というのは今のところは考えていませんが、もし、そういった環境等が整えばやっていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

なぜこういう話をしたかという、今までも、例えばブリスヴィラさんの副支配人をお招きになって勉強会、サービスに関する研修会とかもされています。というのが、ぜひ、そういう外部の方に職員さんが学ぶ機会というのを継続的にやっていただきたいなと思うんですね。棚田サミットがあるからとか、そういう一過性のものじゃなくて、常にいろんな企業さんとやっていくことによって、職員さんという形も磨かれると思いますし、自分たちがやっている作業見直しの機会にもなると思いますので、ぜひそういうのは、人事交流がいいか悪いかは置いておいて、民間企業とかほかの自治体さんとの研修とかいうのも考えていただきたいなと思います。

1点、佐世保市との広域連携都市の中にも、一つ、人事交流という部分、人事交流というか、人事に対する教育の連携という部分もあるんですけど、そのあたりは具体的に何か考えられているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

先ほどちょっと答弁の中で他の団体等は考えておりませんということで答弁しましたが、おっしゃるように西九州させば広域連携の中で人事交流というのは十分考えられるというふうに思いますので、そういうことがあれば、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、外部の講師、社会経験をした研修会、これは継続的にやってはいるわけですね。新年度もある人を目星をつけておりますので、その人を招いて研修会を開きたいというふうに思っております。

それから、以上でございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

いろんな形で、今、国も一つの自治体でとどまるのではなくて、いろんな自治体が連携しているいろんなことを、事業をやってくださいという動きになっていますので、職員さんがほかの自治体の方とかかわる機会というのは増えていくと思いますので、積極的に参加していただきたいなと思います。

庁舎建設と密接にかかわってくるんですけども、紙をどうしていこうというのが絶対出てくると思うんですね。本町もそんなに大きい庁舎じゃありませんし、文書管理というのが結構大変だと思うんですけど、庁舎を新しくするのに当たって、できるだけ紙を減らすとか、そういう動きは検討はされているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

文書管理の中で、具体的に紙を減らすという方向性、これについてはまだ具体的な検討はなされていないというのが実態であります。ただし、先般も少し情報をいただきましたけれども、議会の中でのそのタブレットの導入であるとか、そういった方向性も少し出てきたとかいうのがありますので、そういった部分については、可能性を見きわめながら検討をしていくべきものだと思っております。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

ペーパーレス化については、やっぱりこれは進めていかんばと思っております。特に電子決裁ですね。ずっと文書が回ってきて決裁をするわけですけど、その電子決裁、これはもう県が既に導入しておりますので、これについてはそういったものも含めながら研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

長崎県が新庁舎になられて、複合機を課に持っているんじゃないかと、共通にされたみたいなんですね。そのあたりとか、いろんな形でその庁舎を新しくするに当たっては組織自体の紙の使い方というのも考える機会だと思いますので、いろんな形でほかの事例を踏まえなが

ら検討を行っていただきたいなと思います。

非常に気になる部分が、本当に町民の方からもたくさん御指摘を受けるんですけども、今までは波佐見町出身の役場の職員さんがたくさんいたんですけども、今、結構ほかから通っている方が多いみたいな話を聞くんですけど、何かいろんなとき大丈夫かという話を聞くことがたくさんあります。ひとつ、そういう形で3割、職員さんがほかから、約3割の方がほかから通われている。あとは波佐見町以外に生まれた方というのも相当数増えてくると思うんですけども、地域の特性とか、歴史文化の教育とか、その辺は何か特別職員さんになさっていることはあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃるとおりに町外出身の方が増えているという実態は当然あります。毎年実施をいたしておりますのは、新規の職員、あるいは若手の職員を対象にいたしまして、波佐見町内に点在しております史跡とか、あるいは公共の施設、そういったものを実際に見聞をすると、そういった研修は毎年実施をいたしております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

いろんな形でボランティアガイドさんも研修も非常に積極的にやられていますので、職員さんもそういった形でやられていると思います。本当に大切なことだと思いますので、今後も引き続きやっていただきたいと思います。

あと、1点、これは今すぐどうこうできるかは置いておいて考えていただきたいと思うのが、今、例えばその通勤手当とか、あとは住居手当とか、町外で住まれている方には手当があると思うんですけども、例えばほかの自治体から通われる方が町内に移住される場合に、何か職員さん、移住したことに對してメリットがあるような手当とか、そういう部分は今後検討される余地はないんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

職員の給与、あるいは手当関係につきまして、基本的に国の制度に準ずるという考えでございます。定住人口を増やすということで、できれば町内に住んでいただきたいというのはありますけれども、職員の人件費、手当関係にそこまで措置をするという考えは今のところ

持っておりません。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

ほかでは、何か移住したら何かしら検討されるということを考えている自治体も、移住促進の意味であるみたいに伺っていますんで、その辺は今どうこうではないと思うんですけど、将来的にはそういう部分も検討はしていただきたいなと思います。

あと、1点、あとは、今度、その職員さんのことを考えたときに1点思うのが、例えば消防ですとか、自治会ですとか、極力ほかで居住されている方も職員さんには入ってくださいという要望をされているんですけども、やはりその地区によっては結構負荷に、逆に職員さんの負荷になるケースというのもどんどん出てくると思うんですね。その辺は何か心理的な面も含めて、課題というか、その辺は考えられていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

消防に限らずですけれども、消防に関して言えば、新規の採用職員についてはほとんど分団、あるいは本部分団も含めてですけれども、団員として加入をしていただいております。これは一つは町の職員となった以上は、当然町の内情も知っていただきたいということもありますし、そういった住民とそういった活動を一緒にすることで、職員としての位置づけを認めていただきたいということもあります。それは当然あります。

ただし、きついのは大変だろうと思います。現実的にそういう意見を聞いたこともあります。ただし、若いときには苦勞は買ってでもせろじゃないですけども、いろんな経験を積むことについては個人の財産になることなので、できるだけそういうことで取り組んでくださいということをお願いしています。また、そういった御苦勞がある、あるいは困難があるという部分について、具体的な対策は今のところは講じる予定ではありません。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

今回、あくまでも町職員の勤務環境というふうにならなっているので、直接関係ないかもしれないんですけども、一つの中の職員さんの中で、教職員の働き方改革というのも国から言われているんですけども、教育委員会に関連して、特に学校の先生、負荷がたくさんあると思うんですけども、その辺を教育委員会としてもサポートというのは十分になされている

んでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

教員の働き方改革については、文科省、それから県のほうからも通知も来ております。特に中学校のクラブ活動に関して来ておりますので、そのことについては中学校の校長と話をしまして、週2日以上クラブを休みにするとか、それから月に何日間かは日曜日休みにするとかというような話については今現在進めているところであります。今年度、月曜日と水曜日を練習を休むというふうな形で、少しずつそういうふうな形をつくっていくようなことしております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

いろんな形で、今回、職員さんの就業の実態を伺ったんですけども、例えば、総務課で言うと、1人当たり時間が432時間多いと、商工振興課もかなり出張日数が多いとか、その辺の実態ってあんまり町民の方って実際わからないのかなというふうに思いますので、ぜひ何かホームページとか、こういう部分で一生懸命頑張っていますというのは情報公開できる部分はして、町民の方と職員さん、一緒になって町をつくり上げていきたいと思いますので協力をしていただける、後支えというか、そういう部分は積極的にしていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（今井泰照君）

以上で、2番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時2分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 横山聖代議員。

○3番（横山聖代君）

皆さん、こんにちは。3月も中旬が過ぎ、半ばが過ぎ、先週、小中学校にて卒業式が挙行され、私も出席させていただきました。これから大きく羽ばたいていく子供たちのまなざしを見ますと、私も二十数年前にタイムスリップしてあのころを懐かしく思い出してきました。これから本町を担うであろう子供たちに波佐見町を託したいなと感じた次第です。

さて、皆さん、本町が目指す将来像に、人と心が通い合うというスローガンがあることは御存じでしょうか。御存じだと思います。町民同士が心を通わせ、心から波佐見を大切にし、愛する心を持つという意味です。なら、多様な人たちが生活していることを理解しなければなりません。そこで、社会的弱者を取り巻く環境について4点質問いたします。

まず、1点目、平成30年4月に改正された障害者総合支援法に基づき、新たに就労定着支援が始まりました。本町でも第5期障害福祉計画が策定されています。ノーマライゼーションを具現化するという意味でも、障害者が働くことを生活の一部とし、当たり前地域で暮らしていくことへの支援は地域福祉の重要なテーマだと言えます。

①障害者就労施設である就労継続支援A型、B型や一般就労でどの程度就労されているのでしょうか。

②障害者の就労支援としての現状と課題をお聞かせください。

③就労定着に向けた支援が創設されましたが、具体的な支援内容はどのようなことですか。また、現状と今後の目標をお聞かせください。

2点目、自閉症スペクトラムや注意欠陥多動性障害、学習障害と言われる発達障害、またはこのような診断名がつかないが発達に不安がある子供の早期発見、早期療育が重要であると言われています。そんな中、本町にも初の児童発達支援施設である、さくらいろが開設しました。今後ますます保護者に対して療育の理解や必要性が深まってほしいと期待をしているところです。

そこで、本町として早期発見、早期療育の取り組みはどのようなことをしているのか、お伺いします。

3点目、先見的に色の見え方が違う色覚障害、色弱は、赤、緑、茶色が同じ色に見えたり、淡いピンクがグレーや白に見えたりします。男性の5%、女性の0.2%いると言われています。色弱の児童生徒は学校の黒板のチョークが見えづらく、悩んでいるケースもあるとのこと。

そこで、児童生徒の色覚の多様性に配慮し、見やすい配色をした色覚チョークの導入の考

えはないでしょうか。

最後に4点目、九州では那覇市、福岡市でパートナーシップ制度が行われており、長崎市や宮崎市、熊本市、北九州市も導入予定です。また、2月14日、国内初の同性婚訴訟が、東京、大阪、名古屋、札幌で一斉提訴され、セクシャルマイノリティーに対する関心が高まりを見せています。このように世間では知られるようになってきていますが、性別は男女という社会の認識が強く、ステレオタイプで植えつけられて、少なくとも変な人と偏見で見られがちです。そのため、多くの性的少数派の方は悩み苦しんでいらっしゃいます。これからはLGBTの方々が理解され、みんなと同じように同じ価値観で平等に生活できるような社会構築が必要だと考えます。

①LGBT（性同一性障害を含む）についての町と教育委員会の考えをお伺いします。

②教職員、児童生徒、保護者へのLGBTの理解と周知はどのようにしていくのか、お伺いします。

以上、登壇より質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 横山議員の御質問にお答えいたします。

まず、社会的弱者を取り巻く環境整備について。平成30年4月に障害者総合支援法が改正され、本町でも第5期障害福祉計画が作成されている。障害者が働くことを生活の一部とし、地域で暮らしていくことへの就労支援策についての御質問ですが。障害者就労施設A型、B型の利用者は何人か。また、社会で就労されている方は何人かという御質問ですが。

まず、就労継続支援施設A型の利用人数につきましては、平成29年度末の実績におきまして、延べ164人、B型につきましては、延べ621人であります。

参考までに、本年度の利用者数は、A型は昨年度と同程度ですが、B型につきましては、1月末時点で昨年度実績を既に上回っており、年度末の実績見込みは前年度よりも180人程度増となる約800人と見込んでおりますので、今年度におけるB型施設の利用は急激に増えている状況があります。

また、社会で就労されている方は何人かのお尋ねではありますが、一般の就労につきましては、特に雇用している事業所から報告があるわけでありませんので、就労者の実数は把握できておりません。

次に、障害者等就労支援の現状と課題についての質問ですが、就労支援の形態としては先ほど述べました就労継続支援A型とB型のほかに就労移行支援というものがあります。

まず、A型の施設は、通常の事業所で雇用されることは困難であるものの、雇用契約に基づく就労が可能な方で、1カ月に6万5,000円前後の賃金が支払われています。B型の施設は、通常の事業所で雇用されることや雇用契約に基づく就労も困難な方で、授産的な活動を行い、工賃をもらいながら利用されており、1カ月に1万4,000円前後が支払われています。

一方、就労移行支援施設については、一般の就労を希望している障害者の方に対して、一般就労に必要な知識、能力を養い、本人の適性に見合った訓練等を提供している施設ですが、利用者数は昨年実績で58人が利用されています。いずれも障害者の方々のそれぞれの希望や能力に応じたサービスを提供しているものです。

また、課題は何かというお尋ねですが、一部の就労継続支援B型の施設において、現在障害者の方に提供している簡易的な仕事が町内の企業1社から請け負ったものであり、100%その仕事に依存している状況となっています。将来的にその企業が規模縮小等の事情から現在の仕事を本社へ引き上げることとなった場合、それにかわる仕事を提供できないという状況が発生しますので、障害者に対して空白のない継続的なサービスを提供する上において、今後、他の企業からも仕事を請け負う状況をつくっていくことが喫緊の課題として上がっています。

次に、就労定着に向けた支援の具体的な内容と現状と今後の目標についての御質問ですが、障害者の就労における定着支援は、これまでも就職までを一貫してサポートする就労移行支援事業所や、生活と就労を一体的に支援する障害者就業生活支援センターなどが中心になって行っていましたが、働く障害のある方が増えてきて、働くことにまつわるさまざまな課題解決をサポートする需要も高まってきたため、2018年からは定着支援が独立した福祉サービスとして実施されることになりました。

新しい就労定着支援の対象者は、就労移行の支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練サービスを経て一般就労をした方で、実際に働いてみてそれまでの生活とは違った悩みがいろいろと出てきた場合、支援を行う事務所が就労上の問題解決を支え、また障害のある方を取り巻く社会的資源に対しても必要な連絡調整やアドバイスを行います。

具体的には、各支援事業所の担当者が月1回以上のペースで障害のある方と対面で話し、現在の職場での環境や生活リズムなどを聞き、どんな課題があるのかを把握した上で、障害

のある方に対する課題解決のためのアドバイスや勤務先への訪問、医療機関や福祉機関との連携を図って働きやすい環境へとつなげていきます。

本町の現状につきましては、今年度始まったばかりの事業でありますので、東彼管内にこの就労定着支援を行う事務所がなく、支援を行う事業所がなく、利用者もまだ出てきていない状況です。目標としては、郡内に1カ所でも就労定着支援を実施できる事業所が新たに設立されることが望ましいと考えますが、できない場合は、就労支援を行う既存の事業所へ新たな支援事業の創設を打診していくこととしています。

次に、発達障害、自閉症スペクトラム、ADHD、LD、またはこのような診断名がつかないが発達に不安がある子供の早期発見、早期療育が重要である。本町は早期発見、早期療育の取り組みはどのようなことをしているのかという御質問ですが。子供の発達は、親であれば誰もが心配をするところであり、健やかに問題なく成長してほしいと願うものです。また、自分の子供は問題がないと思われている親がほとんどだと思います。そのような中、議員お説のとおり、発達に問題を抱えている子供がいることも事実であり、早期発見、早期療育が重要だと言われています。

本町では、出産後の赤ちゃん訪問に始まり、5カ月から6カ月児と9ないし10カ月児を対象とした乳児相談、1歳6カ月健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児健診、就学時健診と、就学前にはステージごとに健診を行っており、健診ごとに保健師による保護者への確認、子供の観察、3歳児健診と5歳児健診では臨床心理士等の専門職による観察も行っております。その中で、いわゆる気になる子については、保護者へのアプローチを行い、3町合同実施の子育て相談や専門機関へつなぐようにしています。就学後についても、教育委員会、学校へ情報提供を行い、連絡をとっています。

しかしながら、前段でも申しましたとおり、問題意識がないことも多く、認めたくないと思われている保護者もおられることから、保育園やこども園、子育て支援センターとも情報を共有しながら、また、園などに通われていない家庭については訪問等を行いながら、子供たちの様子について把握し、機会を捉えて、繰り返し説明を行いながら理解してもらえよう努めています。

これからも保護者に対し、正しい知識と理解を深めてもらえるよう周知、啓発を行い、早期発見、早期療養につながるよう取り組んでまいります。

次に、九州では、那覇市、福岡市でパートナーシップ制度が行われており、長崎市も来年

度までに導入予定である。また、2月14日、国内初の同性婚訴訟が東京、大阪、名古屋、札幌で一斉提訴され、セクシャルマイノリティーに対する関心が高まりを見せている。このように世間で知られるようになってきているが、性別は男女という社会の認識が強く、ステレオタイプで植えつけられて、少なくとも変な人と偏見で見られがちである。そのため、多くのLGBTの方は悩み苦しんでいる。これからはLGBTの方々が理解され、みんなと同じように同じ価値観で平等に生活できるような社会構築が必要であると考え。そこで、LGBT（性同一性障害を含む）についての町と教育委員会の考えはということで、町としての考えを答弁します。

最近、新聞や雑誌、あるいはラジオやテレビ放送等のメディアを通じてしばしば目にするようになったLGBTですが、これは体の性別と心の性別が一致しない人たちなど、いわゆる性的少数者をあらわす英語の頭文字をとった比較的新しい言葉であります。性別に関して世の中の多くの人たちと異なることから、性別少数者と呼ばれていますが、全国的にはこのような多様な性のあり方を理解し、平等な社会参画を目指す動きが高まってきているようです。

本町におきましては、現在のところ、このLGBTに関して通常業務の中でかかわることはまだあっておりませんが、今後に向けた対応方針等も持ち合わせておりませんが、性の多様性を認識することは大切なことであり、御質問の中にあつた同性カップルを婚姻に準ずる関係として公的に証明するパートナーシップ制度の導入の問題や公文書等における性別の記入の問題、あるいは相談支援体制の整備等について、今後十分研究していく必要性を感じています。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

横山議員の質問にお答えをいたします。

1、社会的弱者を取り巻く環境について。本町が目指す将来像に、人と心が通い合うとある。町民同士が心を通い合わせ、心から波佐見を大切に、愛する心を持つという意味である。ならば、多様な人たちが生活していることを理解しなければならない。特に何らかのハンディキャップを持った方について以下を問う。

(3) 先天的に色の見え方が違う色覚障害、色弱は、赤、緑、茶が同じ色に見えたり、淡いピンクがグレーや白に見えたりする。男性の5%、女性の0.2%程度いると言われている。

色弱の児童生徒は学校の黒板のチョークが見えづらく悩んでいるケースもあるとのこと。そこで、児童生徒の色覚の多様性に配慮し、見やすい配色をした色覚チョークの導入の考え方はということについてですが。

学校現場においては、学校保健法施行規則の改正に伴い、平成15年度から児童生徒の定期健康診断の必須項目から色覚検査が削除され、任意の検査になりました。しかしながら、児童生徒が自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職に当たって初めて色覚による就業規則に直面する実態もあったことから、国においては学校保健法施行規則を改正し、平成28年4月から、児童生徒及び保護者に周知を行い、同意を得て個別検査をするようになっていきます。

このため、小中学校では個別検査を実施していますが、波佐見中学校においては平成30年2月に全保護者に対し色覚検査の実施について周知を行い、54名が個別検査を受けたところ。その結果、1名について、学校での個別検査の結果を踏まえ、病院受診を行ったところ。

一方で、国においてはこれら色覚の多様性に鑑み、学校ではチョークの色を白や黄色を主体に使用し、赤、緑、青、茶色を避けるような指導方針も出ています。

議員のお説のとおり、色覚について潜在的に悩みを抱えている児童生徒に配慮することは当然だと思われ。このため、色覚に対する周知を図り、悩みを抱える児童生徒がいる場合は、色覚チョークを導入することで検討したいと思います。

(4)九州では、那覇市、福岡市でパートナーシップ制度が行われており、長崎市でも来年度まで導入予定である。また、2月14日、国内初の同性婚訴訟が東京、大阪、名古屋、札幌で一斉に提訴され、セクシャルマイノリティーに対する関心が高まりを見せています。このように世間で知られるようになってきているが、性別は男女と認識が強く、ステレオタイプで植えつけられている。少なくとも変な人と偏見で見られがちである。そのため、多くのLGBTの方は悩み苦しんでいる。これからはLGBTの方々が理解され、みんなと同じような価値観で平等に生活できるよう社会構築が必要であると考え。

①LGBT（性同一性障害を含む）について、教育委員会の考えは。②教職員、児童生徒、保護者へのLGBTの理解と周知はどのようにしていくのかについてです。

議員のお説のとおり、個人の個性が尊重され、互いの個性を認め合い、多様な人たちがその能力を生かして活躍する社会を構築することは、教育委員会としても同感するところ。

児童生徒においては道徳の授業をはじめ、さまざまな場面で互いの個性を認め、尊重し、理解することが社会人の一歩であることを学習しており、その中で中学生は多様な性についても学んでいます。また、教職員についても、これら多様な個性に対応することは教育方針の本質部分であることから、きめ細やかな対応ができるよう指導してまいりたいと考えます。一方で保護者については社会全般として理解が進んでいると思われまますので、その中で多様な個性を享受し合える社会の構築に向け、教育活動の中でさらに理解を進むように考えてまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

それでは、関連質問に入っていきます。障害者就労支援についてからいきたいと思います。障害者の人が経済環境が厳しいというのが課題として挙げられていると思いますが、それを改善するためには工賃を上げていかななくてはいけない。事業所にとって仕事を確保することが大事になってきます。しかし、先ほども答弁でも外注先の企業が1社だったりとか、また、その会社の繁忙期であったりとか閑散期があるわけですから、工賃アップにはつながらないと私も聞いております。

例えば、農家さん、収穫期などの忙しい時期に猫の手もかりたいぐらいになっていると思うんです。そして、就労支援施設の事業所もいろいろと障害者の工賃アップのため、仕事を探していらっしゃいます。その二つをマッチングできれば、農家さんの人手不足の解消にもなるし、事業所も障害者の工賃アップにつながると思いますので、この両者にとってもいいことではないかなと思っております。なので、こういった農業関係の団体と連携して、農家さんの繁忙期の人手不足を改善するためにも、就労支援施設に外注ができるような動き、働きかけはできませんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

就労支援施設における外注につきましては、施設自らの努力で掘り起こしを行うというのが基本であると思っておりますけれども、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、1社の事業に100%依存していて将来的に不安になっておられるところもありますので、相談があれば、どういう形の仕事を希望されているのか。そういったところを聞いた上で情報提供を行ったりとか、場合によっては希望先のマッチングを行うことは可能だというふうにお

ります。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、次、平成25年から障害者優先調達推進法が施行されて、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するように多分努められていると思いますが、本県では長崎国体のときにのぼり旗の設置管理作業をやったり、プリンターの設置管理作業について、作業量が多く、短期間での人手に対応するため、障害者共同受注センターというのに発注されているという経緯があります。本町では、そしたらどのような取り組みをされているのか。また、今後どういったことが考えられるか、あわせてお伺いします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

今おっしゃいましたとおり、平成25年の障害者優先調達推進法の施行の後、役場内の各課に対しまして、物品については可能な限り県の共同受注センターを通じて調達を行うよう案内をしております。そのことで、役場全体でどのくらいの発注ができているかはちょっと把握できておりませんが、住民福祉課の実績を申し上げますと、昨年度実績で2件、金額にして9万9,360円ですから、約10万ということで、まだ件数も金額もまだまだ少ない状況ではあります。

といいますのは、役場が注文したいと考えている物品が、共同受注センターのほうで案内される物品の中ではごく一部に限られている状況があると。その印刷物についても、やはり一般の業者から購入する価格と比較してもそれほど安くはないというようなことがあるものですから、なかなか実績に結びつかないといったような状況があります。しかし、今後はそういう印刷物等については、できるだけ共同受注センターへの発注については配慮を行うよう、ほかの課に対しても再度要請を行っていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

私もそういったチラシとかの印刷物を、確かに高額になると思います。普通に発注したほうが安くはなると思うんですけど、本町はイベントが多いから、デザインはこっち側でして、印刷物を少し施設側に発注してとか、そういった考え方もあると思うので、それに限らず、行政が先頭に立ってそういう施設に発注することで、一般企業に向けて、一般企業の

方も理解が浸透していくと思いますので、積極的に取り組んでいっていただきたいと思えます。

次、行きます。じゃあ、次に（２）番の発達障害の早期発見、早期療育について入ります。先ほど答弁で言われてわかるように、早期発見のため、保健師さんが日々尽力されているというのがすごくわかりました。でも、しかし、保護者自身が認識不足だったりして認めなかったら早期療育にはつながっていきません。なので、支援を必要としている保護者が身近なところで支援を受けることができるような体制づくりや保護者支援に関する支援技術を学ぶ機会が必要と思っています。

例えば、発達障害児の子育て経験のある親で、その育児経験を生かして、子供が発達障害の診断を受けて間もないような親に対して相談を行うペアレントメンターという事業だったり、子供の観察方法を身につけるペアレントトレーニング、子供への対応方法を身につけるペアレントプログラムというのがあります。これについてどのようにお考えですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

先ほど言われましたペアレントメンターにつきましては、正直申し上げて、ちょっとふだんの業務の中でちょっとなじみがないといいますか、余りかかわる機会がありませんもんですから、果たしてそういった方が町内にいらっしゃるのか、あるいは近隣にいらっしゃるのか。もしいらっしゃるとすれば、同じ境遇を持たれている親御さんたちのその後の支援にぜひとも協力をいただきたいというふうには思っております。

ペアレントトレーニングとプログラムにつきましては、川棚にありますこども発達支援センター、ホープさんのほうで取り組まれておりますので、要望があればそちらのほうにつながることは可能だと思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

このペアレントトレーニングとペアレントプログラムは、その川棚町のホープさんがされているということで、保護者に対して積極的にちゃんと結びつけていっていただきたいなと思います。あと、そのペアレントトレーニングなんですけれども、これが県で事業でされています、ペアレントメンター派遣事業というのがですね。平成29年の実績で言いますと、県内で、29年の実績ね、県内で登録者数が29人いるということです。波佐見町は、多分県央、

県南地区に入ると思うから、12人いらっしゃるそうです。確かな情報かどうかわかんないんですけど、川棚の方で、そのペアレントメンターに登録したということのをちょっと聞いたことがあるので、もしよかったら確認していただいて、派遣事業もされているので。でも、29年の実績、大村、東彼地区で1回だけなんですよ、派遣されているのが。きっと波佐見ではないと思いますので、こういった県でもされているので、活用していただきたいなと思います。では、次。

そしたら、一般町民の方へ周知をしていかないといけないと思うんです。この必要性について伺いたいと思います。配付資料を見ていただいていいですか。発達障害というのはいろいろな障害がある中で、外見からぱっと見た感じでは判断しかねるところがあります。正直言って親も判断できない部分があると思うんです。そのため、健診とか保健師さんなどの助言で発見できるというケースも少なからずあります。そこで、一般町民や育児をしているそれぞれの保護者が一体どういう症状なのかという、正しい理解の浸透を図っていくことが必要だと思います。そのお子さんとどがんふうに対応したらいいとか、そういうところは一般の方はわからないですよ。確かにその保護者からしてみたらあんまり公にしたくないっていう気持ちがあると思うんですが、反対に何もわからないから誤解が生じるのであって、きちんとした理解さえあれば、正しくみんなで見守っていけるし、そういう社会が必要だと思うんですけれども、この周知の必要性についてお願いします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かに議員さんおっしゃるとおりだと思っております。町としても、毎年、気になる子供について考える講演会というものを専門機関の講師を招いて毎年実施をしております。参加者につきましては、一般の方にも呼びかけてはいるんですけれども、主には保育園、こども園の先生、あるいは小中学校の先生方が大半でありまして、一般の方々の参加というのがまだまだ少ない状況であります。そういったことから、やはり一般の方々にもっと障害に対する理解の浸透というのが図れるように、今後もっと啓発活動を進めていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

私もその気になる子供に対する講演会、昨年ではありますが、参加させていただいたんで

す。そのときにとてもわかりやすかったですし。でも、やっぱり参加者が、先ほど言われたごと、幼稚園の先生だったり、教育関係者、保護者がちょろとかなという感じで、すごく少ないなっていうのを覚えています。そこで、何でこうやって参加者が少ないんだろうって考えたことはありますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

町の周知の仕方に問題があったのかもしれませんが、もしくは一般の方の障害者の方に対する理解の不足というものがまだまだあるのかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

私も、それも一つだとは思いますが、私はその幼稚園の保護者のときとか、小学校に入ってから保護者のときに、チラシがこう入っているんですね。ああやって周知の仕方が余りにも広いのかな、対象が広いのかなっていうのが一つ、私、考えているんですよ。例えば、波佐見町内にもいろんな各団体があると思うんです。例えば民生委員さんの団体だったり、いきいき大学だったり、各学校のPTAの活動だったり、あると思うんですけど、その各団体で、研修だったり、講習だったり、されていると思うんですね。そういったところで、対象を今広くとっているから、そういった各団体に呼びかけるというような、こういった努力もしいはあるのかなって思います。検討の余地はあるのかなと思いますので、検討されてみてください。

次、行きます。次、行きますよ。

じゃあ、次、では、保育園とか幼稚園の先生、小中学校の先生や特別支援員さんに対しての研修について伺いたいと思います。気になる行動をする子供について、子供の困難さを理解し、子供にわかりやすい、具体的で効果的な対応についての研修は行われているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、教職員については、県の教育センターの研修を受けております。その後、研修を踏んだ後、特別支援教室の担任になったりということがなっております。また、町が雇用しています特別支援教育支援員については、事務局の指導主事がそもそもこの研修を受けており

ますので、指導主事から特別支援教育支援員さんについて指導を行っているところでございます。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

保育園、こども園につきましても、それぞれの園の中でも研修をされていると思いますけれども、こちらも県が主催しております研修会というものが随時やっておりますので、案内が来ましたら、その際は各園に呼びかけをしまして、参加者を出してもらっているような状況であります。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、次、我が子が発達に不安があったり、何かしらの診断がされると、子供もですけど、親もどんどん孤立していかれるんです。社会的、心理的な孤立を予防するためにも、同じ境遇の方々がお互いに悩みを言い合えたり、情報交換するピアサポート推進事業というのをすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

やはり気になる子供さん方の支援、療育というものにつきましては、家庭の中でも特に親御さんのかかわりというものが大変重要になってくると思いますので、その点で、家庭で悩みを持っておられるようなところがあれば、同じ境遇の方との情報交換の場というものが大変重要になってくると思っております。ですから、そういう意味におきまして、保護者の方と接する中で、そういった要望があれば、そういった場の設置につきましては十分検討していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そうしたら、色覚チョークの導入についてなんですけど、先ほど教育長から前向きな答弁をいただいたんで、次に行ってもいいんですけど、私、現物を用意してきたので、ちょっとだけ触れたいと思います。見てください。ごらんください。わかりますか。わかりますか、違い。これを見てわかるごと、人の色覚の多様性に配慮し、より多くの方が見やすい配色をした色覚チョークというのがあります。全国的に先駆けて、千葉県松戸市が本年度から全

小中学校で導入されております。これを受けて、子供たちからは、以前より文字が明るくて、図形の輪郭がはっきりするようになった。教職員からは、どんな色にも気にせず使えるようになったと、大変好評のようですので、前向きな答弁でしたので、なるべく早い段階で導入していただきたいなと思います。

済みません、では、次に参ります。

じゃんじゃん済みませんね。最後にLGBTについてちょっと質問していきます。最近よく耳にするようになってきていますけれども、まだ聞き覚えがない方のためにと、ちょっと解説してから質問に入ろうと思います。

先ほど答弁で、町長もそのLGBTの言葉の話をされたと思うんですけど、いま一度。これは発達障害やったね。済みません。こっちですね。配付資料を見ていただいているんですか。性といっても、単純に男性、女性だけではなくて、体の性別、心の性別、これを性自認と言います。誰を好きになるか、これを性的指向と言います。この三つの組み合わせによって決まると考えております。この組み合わせは無数の形が存在しますが、性的少数派の代表とされる上のレズビアン、次のゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、この頭文字をとってLGBTと言い、セクシャルマイノリティー、性的少数派の総称の一つです。

では、これを踏まえて質問いたします。このLGBTについて理解を求める研修や講習は行っているのかということをお伺いします。教育委員会、教職員、児童生徒についてお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今おっしゃったようなことについて、専門的な研修はまだ行っておりません。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

続いて、役場職員や一般町民向けに研修だったり講習だったりを行っているのか、お聞かせください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

本町においても、まだそういった研修を行っておりません。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

まだ、全然と言っていいほど、理解を求めるようなこういった研修だったり講習が開かれていない中で、理解を求めていくというのは難しいかと思います。でも、現在、テレビなどで活躍されている方々がいらっしゃるので、世間一般では大分認知されてきているとは思いますがけれども、それは都市部であって、地方でも田舎のほうにはおらっさんやろうと思われる方は多いのではないのでしょうか。では、どのくらいの割合でこのLGBTの方がいらっしゃるか、御存じでしょうか。教育委員会、町、それぞれお答えいただきたいです。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育委員会では把握しておりません。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

こちらでも把握はしておりません。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

もし差し支えなければ、この議場にいらっしゃる方、傍聴席も含めて、AB型という人、手を、挙手していただいてもよろしいですか。血液型がAB型という方。

○議長（今井泰照君）

質問をしてください。

○3番（横山聖代君）

この質問に入っていくんです、これが。質問に関係するので、よかったです。

○議長（今井泰照君）

町政に対する質問ですので、執行部に対して質問をしてください。

○3番（横山聖代君）

質問に関係あるんですけれども。まあ、いいや。

そしたら、このAB型の方と、このLGBTの方というのが同じ割合でいると言われております。AB型が9%、11人に一人の割合です。片やLGBTの方は約8%、13人に一人の割合です。AB型ということで、私、AB型なんですけど、今まで生きづらさを感じたことはありません。でも、このセクシャルマイノリティーの方は性を意識し始めるころからずっ

と生きづらさを感じられているそうです。昨年ですが、当事者の方とお話しさせてもらったときに一番衝撃だったのが、LGBTの方の約6割が自殺を考えたことがあると。現にまだ自殺願望があるとされていました。また、14%の方が自殺未遂をしたことがあるとのことでした。同じ人間であるにもかかわらず、少数派というだけでそこまで追い詰められないといけないなんておかしいと思いました。まさにこれは社会の無理解が根底にあるんだなと思いました。

では、本町ではまだまだ理解が進んでいないのが現状ですが、先ほどの私の話を踏まえて、今後どのような取り組みをしていかなければならないかとお考えですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

冒頭に町長が答弁しましたとおり、今後におきましてはパートナーシップ制度の導入とか、あるいは公文書等における性別の記入欄の見直し、あるいは相談支援体制の整備等について十分研究してまいりたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

私もこういった公的書類から性別欄をなくすというのも必要だと思います。でも、一番大事なのは、やっぱり相談する場所を設けることだと思います。その当事者に昨年聞いたときに、本当に相談するところがないと言われておりました。なので、すぐにはそういった相談する場所をつくるというのは、そういった専門的な知識も必要になってくるから難しいとは思いますが、既にある相談するところ、県にもあります。多分佐世保にもあるんですよね。そういうところに連絡が来たら、すぐスムーズに回せるような、案内できるようなことをされていってください。

では、次に教育委員会にお伺いしたいと思います。

ちょっと重複するところがあるかもしれませんが、平成28年に教職員向けに性同一性障害、性的指向、性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についての通知が文科省より発出されていましたが、その後、学校現場ではどのような取り組みをされているのか、お伺いします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

この話を受けまして、先生方にちょっとお話を伺いました。小学校の中では、先生方の中では、このLGBTに関しての話題をした職員会議、人権教育として話をされているというふうな話を伺っております。実際中身については十分まだ把握しておりませんので、今後、小学校、中学校あわせて、先生たちと集まって話を進めていきたいというふうに思っております。なお、中学のほうでは、保健の授業の中で、心と体の性についてというふうなことで、それぞれ学年の実態に応じた形で保健の学習として今取り組んでいらっしゃるというふうな話を伺っております。今後、特別活動とか道徳とか、そういったものの教科を含めて、心と体の性についても含めて話を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

今、そうやって学校現場ではそういった性の多様性について勉強されているということで、すごくうれしく思いました。でも、実際おらすとか、おらっさんとかはなしにして、もし、相談があったときには、相談すらできずに悩んでおらす児童だっておらすかもしれんというのを前提にして、この相談があったら、サポートがすぐできるような、いつでも相談に来てもいいよというような体制づくりをしっかりとしないといけないと思うんですけども、そちらのほうはどうお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

いじめに関して、体罰に関しても、いろんな形で、各学校、なかよしポストとか、それからアンケートとか、個人面談というふうなものに取り組んでおりますので、そういった中で子供たち、いろんな個性を持った子供たちがおりますので、そういったものも含めて、しっかりと教員の中で観察をして対応していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

じゃあ、次に、児童生徒がもしそういった自分は友達とちょっと違うなと思い出したころから学校生活が苦しくなってくるということを聞いたことがあります。実際、本町とかじゃないですよ。昨年お会いして、その方は大人になっていらっしゃるんですけども、自分がそういった人と違うんだと思い出したころが、やっぱり小学校高学年から中学校にかけてと言われていました。そしたら、この児童生徒が学校生活を苦しまなくていいように、いいよう

な環境整備といいますか、例えば制服だったり、名簿だったり、トイレ、更衣室とか、あると思います。各場面で支援が必要になってくるところがあると思いますが、今後そういうところ、どのようにしていこうと考えられているのか、お聞かせください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

町の方針なり、教育委員会の方針は、先ほど教育長が答弁したとおりでございます。今後、相談体制を充実しまして、また、児童生徒がそういった自分の性について気づくような教育、授業が必要になってくると思います。その中で、児童がやはり相談をして、その希望の中でここを改善してほしいということになれば、やはりその個人の意向を尊重して、教育委員会でできることをしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そうですね、教育現場ではそういったこれからますます多様性が求められてくると思います。そのときにはしっかりそういったサポート、支援ができるように、今後ともしっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

それと、もう一つ大切なのが、先ほども授業とかで取り入れられていると言われましたけれども、やっぱり教育が必要だと私も本当に思っております。昨年、当事者とお会いして、そういった、ずっと話を聞いたときに、学校の性教育とかで、男の体はこれ、女の体はこれだよと、異性を好きになってくるんだよって。それが当たり前かのように教育を受けたときに、すごくきつかったという話も聞きましたので。でも、先ほど、道徳とかで、そういったLGBTについて取り上げられているということはとても素晴らしいことで、うれしく思います。でも、もうちょっと早くてもいいのかなと思います。小学校高学年になったら、性を意識し始めるころだと思うんですね。そういうときに、LGBTを授業の番外編でもいいので取り上げていていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

今後、やはり共通理解を図って、先生たちのきちんとした認識を持つような研修を積み重ねて、そして児童生徒、そして保護者のほうにも理解は得られるような形で授業を進めていくような形をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そうですね、そうやってしていただきたいなと。こういうLGBTにかかわらず、性教育には賛否両論あるかもしれませんが、この性の多様性を学ぶことで、他者を尊敬するという姿勢も学ぶチャンスだと思っております。なので、子供のころから、そういったいろんな人がいるんだよ。十人十色という言葉があると思うんですけども、十人十色、一人一人考えも違う、体のつくりも違う、心も違うというのを教育現場で教育していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、3番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時15分より再開いたします。

午後2時 休憩

午後2時15分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、5番 北村清美議員。

○5番（北村清美君）

皆さん、こんにちは。通告に従い、次の質問をいたします。

1、平成30年度予算について。

○議長（今井泰照君）

31年。

○5番（北村清美君）

(1) 本町の創生につながる事業は何でしょうか。

(2) ふるさとづくり応援寄附金をどのように活用するのか。

2、特定健診等について。

(1) 30年度の対象者数と受診者数及び受診率の状況はどんなでしょうか。

(2) 特定健診による財源負担の割合はどのようになっているのか。

(3) 特定健診受診率向上達成自治会報奨金の周知はどのように行っているのか。

(4) がん検診において精密検査を要する方は種類ごとに何名でしょうか。

3、施政方針について。人口減少、少子高齢化社会に対して、将来に向けた圏域の一体的かつ持続的発展を図ることを目的に、ことし1月、佐世保市を連携中枢都市として、本町を含む長崎、佐賀両県内の10市町が連携協約を締結した。

(1) 本町は何を重点に取り組むのか。

(2) 本町になくて他市町にあるものは何か。

(3) 将来合併はあり得るのか。

以上、通告に従って壇上の質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 北村議員の御質問にお答えいたします。

平成31年度の予算について。本町の創生につながる事業は何かという御質問ですが、さきの12月定例会でも同様のお尋ねがあり、それに対しまして、波佐見創生なくして地方創生なしの気持ちを持って本町創生につながると判断した場合には、独自事業も積極的に取り組んでいく所存であると申し上げたところであり、その方針で新年度予算の編成を行っております。今回議会に提案しております一般会計予算は総額で68億9,700万円と過去最高の規模となっており、これはあらゆる角度から本町創生につながるような事業を検討し、予算を計上した結果であり、また、計上しました予算はどれ一つとして欠かすことができないもの、言いかえれば全てが本町創生につながる事業であります。

基本的には、波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた、1、人を育てる、2、産業振興を図り、安定した雇用を創出する、3、新しい人の流れをつくる、4、若い世代の結婚、出産、子育て環境の向上を図る、5、官民一体となって暮らしやすい町をつくるの五つの基本目標達成のため、必要な事業とその経費を計上しております。

その中であえてお答えすれば、地方創生推進費として計上しております事業について御説明をいたします。これらは国の地方創生推進交付金や地域少子化重点推進交付金を活用して、観光や移住定住、若者支援など、国や県と連携した事業に一部単独事業を加えて約3,300万円を計上しております。内容は、これからの町を担う人材育成や、感性を高める教育イベントの開催などのコンプラプロジェクト事業、本町独自の取り組みで注目を浴びている空き工

房バンク事業、観光振興につなげるソラシドエアとの連携プロジェクトや、有田波佐見間の乗合タクシー運行、東京大学や京都大学の学生との連携など、多方面にわたり各種事業に取り組みます。また、若い人の結婚につなげるための婚活事業や、結婚新生活支援事業費補助金の交付なども行います。東京への一極集中を解消し、地方への移譲施策を推し進める国の施策であるわくわく地方生活実現パッケージ事業や、地方での事業拡充や事業継承で雇用を支援するがんばる地域雇用応援事業にも取り組むようにしています。

地方創生推進費以外でも、人材育成の一環として、きめ細かな教育推進のため、学力向上支援員や特別支援教育支援員を配置し、外国語指導助手についても1名増員して、さらにイングリッシュキャンプやプログラミング体験などの人づくり推進事業などを計画しています。

また、住居を波佐見町に選んでもらえるように定住奨励金も継続しており、さらに福祉医療の対象を高校生まで拡大して、子育て環境の支援策を進めてまいります。少子高齢化社会の到来でも波佐見らしさを発揮したまちづくりを目指して、基幹産業の活性化や、地域の特性を生かした交流人口の拡大や、人口減少を少しでも食いとめるための移住定住対策、子育て支援策の拡充、町民に身近な行政運営により安心安全な環境整備を図るよう努めてまいります。

(2) ふるさとづくり応援寄附金をどのように活用するのかという御質問ですが、ふるさとづくり応援寄附金、いわゆるふるさと納税につきましては、2月末で2万6,000件、8億7,000万もの多額の寄附を全国の皆様から本町にお寄せいただいております。寄附金は、寄附があったその年度においては大きく三つの項目に分けて処理しております。一つ目は返戻品に係る経費、二つ目は各種事務経費、三つ目は残りを基金に積み立てて、次年度以降の事業の財源に活用するものです。

お尋ねは、三つ目の積立後の活用法と理解してお答えいたします。これまでの議会の折にもお答えしましたように、波佐見町ふるさとづくり応援寄附金条例には、ふるさとを元気にする活動や伝統文化の保存整備、次世代を担う子供たちの健全育成など大きく五つの項目を対象としており、寄附者にはその意向を申し込み時点で示していただいております。

これを踏まえ、新年度の一般会計予算には、公的施設の整備や緊急かつ重要な事業、これまで要望があっても財源が確保できずに取り組みなかった事業、また、地方創生につながる事業など、臨時的経費や事業の財源として2億2,400万円を繰り入れることとしております。

項目別に申し上げますと、ふるさとを元気に楽しくする活動に2,218万円、未来に伝えた

い伝統文化の保存に660万円、懐かしい景観、新しいまちなみの整備に2,100万円、次世代を担う子供たちの健全育成に8,822万円、その他町長が必要と認める事業に8,600万円となっております。今後も限られた一般財源の中ではすぐには取り組みにくい事業などで、地域活性化、まちづくり、子育て支援など、波佐見町創生につながるものに対して貴重な財源であるために、その確保に向けて努めてまいります。

次に、特定健診等について。まず、30年度の対象者数と受診者数及び受診率の状況は。2番目に特定健診に係る財源負担の割合はどのようになっているのか。3番目に特定健診受診率向上達成自治会報償金の周知はどのように行っているのか。4に、がん検診において精密検査要の方は種類ごとに何名かという御質問ですが。

まず、特定健診とは、正式には特定健康診査と言い、高齢者の医療の確保に関する法律により定められ、平成20年4月から始まりました。40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員が対象で、波佐見町においては国民健康保険の保険者として国民健康保険の加入者に対し実施する義務があり、国民健康保険以外の保険加入者についてはそれぞれが加入する医療保険において実施されています。また、がん検診については特定健診ではありませんが、早期発見、早期治療を目的に特定健診と同様に重要な取り組みの一つとして位置づけております。

さて、お尋ねの質問ですが、一つ目の30年度の対象者数と受診者数及び受診率の状況は。国民健康保険加入者で特定健診対象者は、平成31年1月末現在で2,265人、受診者数は1,241人です。受診率は54.8%となっています。

二つ目の特定健診に係る財源負担の割合は、今年度の見込みが全体額で約1,000万円、そのうち、これに伴う国、県からの負担金がおおよそ760万円と予想され、240万円が保険者負担となり、約75%が国、県の負担金、残りの25%、保険者である町の負担となります。

三つ目の特定健診受診率向上達成自治会報償金の周知についてですが、まず、この報償金は、本町が定めている特定健診の目標受診率を達成した自治会に対し、最大10万円を支出しているものです。この制度の周知については、毎年、年度初めの自治会長会と各地区の総会に出向き説明を行っているほか、広報波佐見や各地区での集団健診の放送依頼の際にも、報償金の基礎となる各地区の受診状況をお知らせし、報償金についての情報提供を行っています。

四つ目のがん検診において、精密検査要の方は種類ごとに何名かとのことですが、現在、本町では、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんの六つの検診を行っ

ております。平成29年度の実績では、胃がん41名、肺がん57名、大腸がん83名、子宮がん8名、乳がん31名、前立腺がん29名となっています。

次に、施政方針について、将来の人口減少、少子高齢化社会に向けた圏域の持続的発展を目的に、ことし1月、佐世保市を連携中枢都市として、長崎、佐賀両県の10市町が連携協約を締結した。そこで本町は何を重点に取り組むのかという御質問ですが。連携中枢都市圏は、圏域をコンパクト化とネットワーク化することによって、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、強化、そして圏域全体の生活関連サービスの向上の三つの取り組みを柱とし、各連携事業を効率的、効果的に推進することを目的としております。この中で、効果や効率化がより高いもの、中心市の機能拡充や経済活動により圏域への波及効果が高いものを重点事業と位置づけています。

本町では、佐世保市との連携事業として26事業に取り組むこととしており、そのうち広域連携による周遊観光の推進、させぼ移住サポートプラザによる広域圏サポーターの創出、大学等による地域課題解決に向けた研究の推進、この三つが重点事業に位置づけられております。

次に、本町になくて他市町にあるものは何かという御質問ですが、圏域全体では45の連携事業が計上されており、本町との連携事業が26であることから、それ以外は19事業となります。

主なものを紹介しますと、道の駅広域連携、地域医療の確保の取り組み、障害福祉サービスの充実、栽培漁業の広域連携、水資源の増殖対策など。（「水産資源」と呼ぶ者あり）水産資源の増殖対策など、本町とは直接関係がないものや、郡内3町共同で事務の効率化を図るため一部事務組合の事業として既に取り組んでいるものなどがあります。

次に、将来合併は考えられるのかという御質問ですが、連携中枢都市圏である西九州させぼ広域都市圏は合併を想定したものではありません。行政区域の枠を超えて、社会的、経済的に関係性のある自治体と横のつながりを築き、医療や交通、産業といった分野において圏域内の行政サービスや都心機能を効率よく活用しようとするものです。このようなことを踏まえ、本町行政の総合的な住民サービスの観点から、現在のところ合併は考えておりません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

ちょっと順番が違っていきますけど、2番目の特定健診から入っていきたいと思います。

今、先ほど説明もありましたけれども、ことしの分は大体わかりました。ここ過去3年ぐらいの受診率の推移はわかりますか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

過去の推移ということでございますけれども、27年度から申しますと、27年度で46.9%、28年度で45.6%、そして29年度で55.6%となっております。ちなみに、先ほど1月現在、1月末現在を申しておりますので、今さらに1カ月たちました、1カ月後では55.5%、今年度は55.5%ということでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

これは近隣町の、川棚、東彼杵、これは大体どのぐらいなんでしょうか。比較としては波佐見町はどうでしょう。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

近隣の市町ということでございますが、東彼郡内で申しますと、東彼杵町が29年度で55.3%、川棚町で43.7%、29年度の実績で申しますと、波佐見町は県内で4番目によいということになっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

県内で4番目ということですから、非常に効率がいい、今までの努力が実っていると思うんですが、川棚は別として、東彼杵と波佐見町はほとんど変わらないということですけど、現実に報償金というのが本町の場合は60%以上ということで行われておりますけど、川棚、彼杵は何%以上でしょうか。そして金額はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

郡内の状況でございますけれども、川棚町におきましてはこのような報奨金は行っていないということでございます。東彼杵町におきましては、東彼杵町の目標達成率を70%と設定されておりまして、その達成率の、その達成をした地区においては10万円、前年度比10%を超えたものについては5万円、前年度比5%を超えたものについては1万円ということで

報償金を出されているようでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

それじゃあ、ちょっと本町の場合は、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

本町におきましては、目標の受診率を60%、特定健診の計画が60%と設定をしておりますので、60%を目標に各地区取り組んでもらっているところです。それで、その60%をそれぞれの地区が超えますと、最大10万円ということで行っておりますが、その内容につきましては、均等割という形で5万円まず支給対象としまして、あと残りを、波佐見町全体の達成の人数から割りまして、そこの受診者の数によって若干変動がありますので、地区によっては10万円届かないところもありますが、おおむねそういった形で対応させてもらっているところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

29年度は9地区が、9部落が60%を超えたということで、報奨金を払われていると思いますが、満額10万払いましたか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

29年度におきましては、おっしゃるとおり九つの地区にお支払いをしたわけですが、満額支給と至りましたところについては5地区でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

あとの4地区はどの程度払われているわけですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

地区によって、10万円未満のところについては異なりますが、ここいきますと7万円から8万円の間で推移をしております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

本町のその達成率60%とは、どこから判断されているんですかね。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

本町が掲げます60%の設定の根拠につきましては、国及び県が60%という数字を出しておりましたので、それに準じて行っているものでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

特定健診の場合は非常に個人負担が少ないですよ。今の御説明の中では約8割は国と県が補助して、あとが個人負担だという説明を受けていますけれども、この周知がやっぱり努力で達成率がどんどん上がっていますよね、波佐見町の場合は、非常にいいことだと思うんですけども。今後、9地区以外は、9地区って、去年の実績は9地区ですけど、これが例えば15地区増えた場合、どうなるんですかね。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

この件数が増えた場合は、実はこれは県の補助事業の中で対応しているものでございまして、15地区においても対応可能だと考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

平均で、今、平均で55%と言われていましたけど、これをやっぱり平均で60%以上上げるためには、もっともっと周知が必要かと思うんですけど、その点はどのようにお考えですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

確かに60%の目標を掲げておりまして、そこに向かってはさらに周知を行っていく必要があると思っておりますが、ここにつきましては、現在、自治会のほうにおきまして、地区回りを行うということで、今、希望調査を行っております。これは毎回、自治会の総会の折にこちらのほうから出向きまして、この特定健診、そしてがん検診につきましても説明を行い、受診をしてくださいというふうな話をしております。その中で、この報償金についても説明をしておりますし、あと個人に対するインセンティブということで、連続受診をされた方に

おきましても、2年以上では500円の商品券、3年以上につきましては1,000円の商品券、こういったものをこちらのほうでもお渡しするようにしておりますし、また、平成28年度からにおきましては、受診される負担金、こういうところも無料ということで対応しております。

あと、啓発につきましても、広報で行い、各地区の状況だとか、そういったところもお知らせし、さらに特定健診、集団健診を行う際にも各地区のほうにこちらのほうから有線放送をお願いするなど、その文書をつくりまして、あと現在、各地区の状況はこうですよということをお伝えしながら推進をしております。

あと、未受診者対策ということでありませけれども、そこにつきましても、現状としては封筒の色を変えたり工夫もしながら、未受診者の方に届くような努力を今後も続けてまいりたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

今いろいろ商品券とかいう話が出ましたけど、その予算はどこから出ているんですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

こちらの予算につきましても県の有利な事業がありまして、100%補助となっておりますので、特に県がそういった受診率に対しての向上の対策に係る部分においては寛容でございまして、ある程度の部分が対応できるものと思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

周知のことに關していろんな努力をされて、自治会とか放送とか、あと広報とか、いろんな方法でされております。その景品のこともされております。そういうことがあって60%報奨金もあるということでは上がっていると思うんですが、やっぱり知らない人は知らないですね、これは。知っていても、高いんじゃないかとか、行かない人も結構あるわけです、固定して。それはもう事実なんですね。そのためには、国民保険に入っている方には、対象者には2カ月に1回、医療明細を送られると思うんですが、そのときに何かを一緒に入れて、特定健診の案内をするのも一つの方法じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

医療費通知につきましては、今現在、県の国保連合会のほうに委託をして作成をしてもらっているものでございます。ただ、今おっしゃったように、その中に封入して入れるとか、あるいはその送る封筒とかを工夫するだとか、そういったものはこちらの提案から可能じゃないかなというふうに考えますので、まず、そういったところを国保連合会とかにも働きかけをしながら協議をしてまいりたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

それが一番いい方法ではないかと思うんですよね。個人に行きますから。個人が、その本人が見ますので。医療費がどのくらいかかったかなど。それと、ここに案内あるけど、俺、行ったらんけど、行こうじゃないかとかいう話になるかと思うんですよね。ぜひそれは実行していただきたいと思います。

次に、3番目の連携中枢都市として本町も12月で議会が承認されまして、4月1日より参加するわけですがけれども、この中に、先ほど説明がありました周遊観光、移住サポートセンターとか、官学連携とかというのがありますが、それも含めて、逆に31年度の予算はあちこち、40万とかいろいろ予算がありましたけれども、この予算は、31年度予算で総額幾らで何の部門にされていますか、ちょっと教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

お尋ねの、西九州させぼ広域都市圏の連携事業についての31年度の予算でございますけれども、全部で4項目について計上させていただいております。

まず、広域連携による周遊観光の推進ということで、ここに51万円、これは事業の内容といたしましては、科学的なアプローチと専門的人材投入による現状分析を行い、ターゲットを明確にしたインバウンドセールスを行うとともに、日本版DMOである佐世保観光コンベンション協会の基盤強化と機能を強化し、圏域内の周遊観光を促進するというふうな事業になっているようでございます。

それから、次に、図書館の相互レベルアップ、それから相互利用サービスということで、4万5,000円の事業を、負担金を上げております。これは圏域の図書館職員を対象とした研修の共同開催、あるいは図書館利用者を対象とした講習会の開催、それから圏域内図書館の相互利用、利用者登録であったり、貸し出しを行う、そういったものの構築を進めたい

という事業でございます。

あと、防災行政に関する情報の共有及び職員の資質向上ということで、4万2,000円の負担金を計上いたしております。これは防災に係る定期会議開催や情報共有、圏域職員の知識、技能等資質向上を目的として研修会や訓練等を企画実施するという内容になっているようでございます。

次に、広域圏サポーターの創出ということで、これは重点事業に入っておりますけれども、この負担金が41万8,000円となっております。いわゆる移住予備軍とされる方々に対しまして、サポーター登録をしていただき、広域圏関係者との面談、あるいは移住体験を通じて移住意識を醸成させて、将来的にはこの広域圏内に移住してもらえるような仕組みづくりを行うということで、初年度の目標としてはサポーターの登録として180人を目標としているようでございます。

以上が主な内容でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

先ほど説明の中で、26の事業に対して提携を結ぶというふうにおっしゃいましたけれども、これは一応まだ4項目、4事業しかないですよ。31年度はこんなもんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これらのそれぞれの所管課で協議を行いまして、今回の当初予算計上までに事業費のある程度の見込みがついたものについて予算計上させていただいておりますので、今後それぞれの担当の中で協議が進んで、あるいは事業が確定してくれば、補正予算なり、あるいは新年度の、また次の年度の予算の中にそれぞれの負担金等が上がってくるものと思われま。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

本町も連携に、提携に入ったからいいようなものですがけれども、入らなかった佐々町は、町長の弁ですよね。これは新聞のあれですけど。町長の弁、持続的な行政サービスを提供するためには効率化や低コスト化が重要と言われております。まさしくこのとおりで、やっぱり人口減少が続くと、1町、1市ではなかなか対応が難しいと思うんですよね。そういうのを見計らって、我々議会も承認をしたというような形ですけど、その点に対しては町長はど

ういうお考えですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

何も言うことないような感じですけども、当たり前のことを当たり前に行ったということですね。やはり人口減少に対して一つの町で対応できるものが限られております。やりたくてもできない。しかし、やっぱり佐世保市の市との連携の中で、やはりこっち、我々が学ぶところもたくさんあるだろうし、そして、また同じような連携の市町村の皆さんとの連携協議の中でも、いいアイデアとか知恵も出てくるんじゃないかなと。そういう面では非常に当然もうこれは入るべきだというような思いをいたしているところです。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

特に何といいますか、波佐見町の場合は、川棚町、東彼杵、3町で連絡して、いろんな福祉施設もいろんな整備をされていますけども、現に、例えば佐世保市であって、福祉施設の場合、佐世保市にあって本町にないものが佐世保市にあるもの、そういう施設を使うようなことは今後できるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

現在、福祉の協議の中ではそういった相互利用は入っておりません。先ほど申しましたように図書館については連携事業として行うようにしておりますけれども。ただし、病後児保育関係については佐世保市との中で取り組むようにしております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

答弁の中にもちょっと合併はないだろうというようにおっしゃっていましたが、でも、これは遠い将来、近い将来じゃないですよ、町長、遠い将来はあり得るんじゃないですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

あり得る、あり得ないはわかりません。しかし、我々が今現在と将来を見通した中では合併は考えていないということです。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

これは佐世保の朝長市長が発言した言葉ですよ。将来は合併を考えているというふうにおっしゃった記事がちょっと載っていましたので、ちょっとそれを聞いてみたんです。その場合はどうされますか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

それは佐世保市長の見解であって、合併というのは双方が合意形成をきちんととらないかん。一首長がそういうふうなことを、あそこは母体になっているから言うわけですけども、我々はそういうふうなことで、変な誤解を招くというようなことはあってはならないというように思っておりますので。まずは住民の皆さんが国の状況、県の状況、波佐見の状況がこういうことであればこっちに進むよ、こっちに進むよというような、そういう意思表示ができるような社会情勢の変化になればそれはやむを得ないでしょうけども、今までの状況の中で合併しなくてよかったという。これが合併しなくてよかったというのは今の時点でありまして、やはり世の中の変化にどう対応して適応していくのが、やはり今からの我々リーダーの役目であり、町民の皆さんのレベルアップにつながっていくことじゃないかなというふうに思っております。可能な限り歴史文化を大事にしながら、波佐見町の独自性を出したまちづくりが大事じゃないかなというふうに思っております。そういうことをすることによって、何かがあったときでも、東彼3町との連携をとりながらきちんとやっていくというようなことでございますので、現在のところは考えていないということです。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

これからも人口減少、住民サービスというのが非常に問題になってきますし、逆にそういうものに真剣に取り組んでいくというのが今後大事だと思います。いろんな意味で人口減少というのが全てを破壊してしまいますので、そういうことで、一番大事なことはないかと思えます。その一環として佐世保市連携都市というようなこと、西九州の連携都市の一環だと思うんです。そういった意味では、いい選択だったなと私は思っております。

次に、平成31年度の予算について入りたいと思いますけども、創生につながる主な事業というのは、先ほど嫌というほど答弁で聞きましたので、余り聞かないと思うんですが、その2番目として、ふるさと応援寄附金のことに関してちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

直近のふるさと応援の寄附金も、先ほど答弁の中で聞きましたけども、それから変わっていませんか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

本日現在、本日といたしますか、これはきのう、昨日までの申し込み件数と申し込み金額ですから、確実に収納されるわけではございません。キャンセルもあつたりするものですから。その状況で申しますと、およそ件数でいけば2万6,360件程度ですね。申し込み金額が8億8,770万程度の申し込みがっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

昨年と比較して大幅に伸びておると思うんですが、昨年度実績とことしの実績、今の現時点の実績、増加率というのは、金額ベースで大体の金額と増加ベースを教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

およそ170%、1.7倍の寄附額になっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

はっきり言ってすごい伸び率ですね。関係者方の本当に大きな努力があつて、非常に商品の充実、返品品の充実ということもあつたと思うんですけど、これだけの増加率があるというのは、非常に本町にとってはありがたいことだと思います。

この中で、地場産業である波佐見焼の割合、件数と、割合といたしますか、金額の割合をちょっと確認をしたいんですが。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、業者に対して支払っております返品品の金額から逆算した数値でございますけれども、陶磁器関係で申しますと、件数で言えば約9割、89%、金額ベースで申し上げますと、76%という数字になっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

非常に地場産業に貢献をしているんじゃないかと思っていますけど、このうち、12月に集中する金額というのは大体どのくらいなんですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

平成30年度の12月の実績を申しますと、これは申し込み状況でございますので、必ずしも収納というふうにはなりませんけれども、申し込み状況で申しますと、12月が1万4,260件程度あります。寄附額が4億3,800万と、12月はもうほとんど、やはり駆け込みと、税制上の優遇措置を受けるために駆け込みの申し込みが多いと、これは全国的な動きだろうというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

商品に対する返礼品の金額というのは45%やったかな、50%やったですかね、約。申し込み金額の。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

返戻品の調達率につきましては、今、国からかなり厳しい指導がございまして、3割以下ということになっておりますので、現状、本町におきましては、9月か10月から全部3割に抑えております。ただし、それ以前、4月から8月、9月ぐらいまでにつきましては、送料を返礼事業者のほうに持っていておりましたので、送料込みで4割以下にお願いしていたという状況がございまして、ただし、9月以降につきましては、商品の発送についても町で一括して契約をしてお支払いをする、業者のほうにお支払いをするということで、調達の額がはっきりわかるような対応をとっておりますので、現状では3割以下という対応をとっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

寄附者の方は全国にまたがっていると思うんですけど、地区の割合、例えば東京が幾らか、大阪が幾ら、大体ベスト5ぐらいをちょっと教えていただけませんか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

やはり人口が多いところからの寄附が多うございます。まず1位は東京ですね。これが全体の3割、これは金額ベースで申し上げますけども、東京からが3割。それから神奈川が2位で、これが9%。それから大阪からが8%、愛知からが6%、福岡からが5.5%程度でしょうか。この都市圏だけで59%、およそ6割を占めております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

それから、使い道なんですけど、先ほど説明がありまして大体わかったんですけど、その中に景観整備ですか、が入っていると思うんですよね。道路、まちなみの景観とか。その中で、その大きな金額、幾らでしたっけ。8,800万ですか、かなり大きい金額ですけど。自治会が要望している、それで全然10年以上動かない道路とかあると思うんですよね。そういうものにも費用のかからない部分に関しては何とか目を向けていただけないか。その点はいかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、美しいまちなみですか。これにつきましては、町長答弁の中にございましたように2,100万円を充当しております。それと、今、議員が申された各自治会からの要望額の要望した事業に対する反映額はということで、今回、道路事業関係に若干充てておりますが、そういった臨時的な事業に充てることによって、一般財源が幾らか余裕が出てまいりますので、そういった一般財源を今後地区の要望等に回していければいいのかなという思いがいたしておりますが、必ずしも当初予算でその箇所が当たっているかどうか、ちょっとこちらで判断できませんけども、今後可能な限り、そういった地元の御要望にお応えできるような支援策を講じていきたいなというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

その言葉を忘れないでおりますから、よく補正予算なり組むなり、いろいろしてください。それは何でもかといえますとね、いつでも私は言っているわけですけども、やっぱり10年動かない案件があるわけですよ。多分、何千万、何億かかる事業というのは、それは無理ですけども、それはわかっています。でも、100万円以下でできる事業も多々あると思うんですよね。その事業に対しては、やっぱり目を向けてもらいたいと思うんです。そこをひとつ

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、当初予算のことなんですけども、ここ3年、29年、30年、31年と、31年は増加分ですけど、実績等、幾らずつ増加になっているかですね。ずっとその経過をちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、その前に、地元からの要望には応えてほしいということでございますので、新年度、私ちょっとおりませんので、その部分をしっかり引き継いでいきたいというふうに思っております。

それから、当初予算の動きにつきましては、大ざっぱに言いますと、平成12年から22年ぐらいまでは、大体四十数億で、50億を若干切るような予算が続いてまいりました。平成23年、2011年から、鹿山団地の建て替えであったり、あるいは老人ホームひさご荘の建て替え等の負担がございましたものですから、これが一気にもう五十二、三億の予算規模になってまいりまして、なかなか50億を越すということは、過去は、例えば小学校をつくったりとか、あるいは総合文化会館をつくったりということで、そういった臨時的な建設事業の場合はございましたけれども、10年ぐらいはほとんど四十数億、50億を切るような予算の流れでございましたけれども、23年ぐらいからそういったまた建設事業が出てまいっております。

それと、27年ぐらいに熊本の大地震があった関係で、通常の補助事業の割り振りといひますか、割落としがあったものですから、町が要望した金額に対する内示額というのは極端に落ちてまいりました。以前は8割、9割、ほとんどついておったわけですけども、町の要望額に対して、例えば1割だとか2割だとかということがあったものですから、西ノ原区画整理事業につきましては、27年度ぐらいから2億につきまして、2億当初予算で計上して、28年度から3億というふうな巨額の経常予算をしております。

それから28年度につきましては、幼稚園や保育所が統合された認定こども園への移行ということで、それらで、やはりそれまで50億円台で推移していた、四、五年は50億円台で推移していたものが、28年から62億7,100万と、28年度の当初予算、62億7,100万というふうになっております。

29年度につきましては、若干落ちておりますが、60億1,900万。

それから30年度につきましては、ふるさと納税がその前年、若干多く見られたということ

で、5億円の当初予算を計上しておりますので、この5億円が大きく影響いたしまして、66億9,100万という当初予算を計上しております。これはあわせて東小のプールであったり、中央小学校の間仕切り、あるいは学校の扇風機、あるいは道路改良というふうな普通建設事業費が1億7,400万円ほど増えているものが大きな要因でございます。

あわせて今度31年度の新年度の予算になりますと、ふるさと納税の5億円は変わっておりませんが、給食センターでの施設改修、あるいは鴻ノ巣公園のテニスコートの改修事業費、それから幼児教育の無償化に伴う支出の増、それから子育て支援であったり、障害者総合支援、こういったものの扶助費の増等がございまして、過去最大の予算規模の68億9,700万円という状況になっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

ここ二、三年、増加の一途で、非常に金額が急に上がって、これもふるさと寄附金のおかげかなと思っておりますが。その中で、これだけの積極予算といいますか、増額した予算を設定されていますけど、町長はこの積極予算というのほどのように考えていらっしゃいますか。あと5分ありますので、5分間しゃべってください。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

いろんな事業的に、国、県の動きですね。それと、波佐見町が必要とする事業、そしてまた将来必要になるだろうと。そのための布石を打つというようなことを中心としてやっておりまして、そういう、もちろんその雇用の創出のため、そして地場産業の振興、本当に必要なものばかりじゃないかなというふうに思っております。決して10年ほったらかしとつこの、これは億につくような金は簡単にはできませんけれども、小さなある程度のことには目配り気配りは十分やっております。小さなことでも本当に必要なのか、優先順位をやっぱり複数の目で確かめて、現場を見ながら、無駄のない、大きくなっても無駄のない、本当に効率的、効果的な事業、このときにこういう手を打つとつたらよかったと言われるような、そういう予算を組んでいるというふうに思っております。

○5番（北村清美君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、5番 北村清美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。3時25分から再開します。

午後3時11分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6番 脇坂正孝議員。

○6番（脇坂正孝君）

皆様、こんにちは。私は通告に従い、2件質問をいたします。

第1に、町の公有財産に設置されている自動販売機についてでございます。公有財産の敷地等の数カ所に自動販売機が設置されている。貸し付けや使用許可の手続等について次のとおり問う。

（1）貸し付け、使用許可された自動販売機は、箇所別にそれぞれ何台か。

（2）貸し付け、使用許可の手続はどのようにしているのか。

（3）貸付料、使用許可料は平成31年度予算額で幾らか。

（4）自動販売機設置を新規に希望する業者からの問い合わせはどうか。

（5）現行の貸し付け、使用許可の方法は公平性に欠け、使用料等も低額と思う。見直しの必要があると考えるがどうか。

2番目でございます。施政方針について。庁舎の建て替え計画については、2月26日に外部検討委員会から答申があり、これを最大限尊重し、新庁舎の基本計画、基本設計に取り組むと説明された。また、新年度予算に新庁舎建設基本設計業務委託料が提案されている。そこで、新庁舎建て替え計画について、次のとおり問う。

（1）外部検討委員会の答申はおおむねどのような内容だったのか。

（2）基本設計から竣工までの期間はどのぐらいを予定しているのか。

（3）場所はどこを予定しているのか。

（4）現庁舎と比較して新庁舎の規模（面積）はどうか。

（5）建て替えに要する費用は現時点でどのくらいか。また、財源はどうするのか。

（6）町民に対する公聴会等の開催はどうするのか。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

6番 協坂議員の御質問にお答えいたします。

まず、自動販売機の貸し付けや使用許可の手続についての御質問ですが、自動販売機は、箇所別にそれぞれ何台かという御質問ですが。これまで庁舎や公園敷地などに全部で14台の使用許可を出しており、その内訳は、役場庁舎2台、総合文化会館3台、体育センター3台、陶芸の館1台、農村環境改善センター1台、鴻ノ巣公園3台、やきもの公園1台となっています。

次に、貸付、使用許可の手続についての質問ですが、自動販売機を設置しようとする施設や敷地を管理する担当課において事務処理を行い、設置が妥当と判断した場合に使用許可を出しております。なお、都市公園は波佐見町都市公園条例に基づく公園使用許可となります。また、現在使用許可を出しております14台の申請者については、10台が福祉団体、4台が業者となっています。

次に、貸付料、使用許可料は平成31年度予算額で幾らかという御質問ですが、使用料や販売手数料、電気代相当額の使用料として約65万円を見込んでいます。

(4) 新規に希望する業者の状況ですが、最近になって岩峠駐車場への設置について問い合わせがっておりますが、その他の施設はほとんどあっていないのが現状です。

(5) 次に、現行の貸し付け、使用許可の方法は公平性に欠け、使用料等も低額と思う。見直しの必要があると考えるがどうかという御質問ですが、使用許可の申請人が福祉団体や社会教育団体を支援するような場合には、一部使用料を免除して、電気代相当額のみを負担していただいております。また、業者へ許可したものについては、売り上げに応じて販売手数料として納付していただいております。公平性に欠けるとの御指摘ですが、福祉団体にあつては、そこから発生する販売手数料が組織の運営や活動費に充当されて貴重な財源となっていること。また、業者許可分は社会教育団体への支援も行われていることなどを考えますと、一概に公平性だけでは論じられない部分もあろうかと思えます。また、見直すとなれば、それら団体への配慮も必要と思われますので、慎重に行うべきと判断いたします。ただし、御指摘をいただきましたことを貴重な御意見と受けとめ、取り扱い方の統一など、内部でも今後検討してまいりたいと思えます。

次に、施政方針について。新庁舎建て替え計画についての質問ですが、まず、外部検討委員会の答申はおおむねどのような内容だったのかという御質問ですが、庁舎建設検討委員会につきましては、これまで通算10回の会議により議論を深めていただき、お尋ねのとおり本年2月26日にその内容をまとめて答申書として提出していただいたところであります。

その内容につきましては、第1章に現状と課題、第2章に庁舎建設に向けた基本的な考え方、第3章に庁舎の想定規模、第4章に庁舎の建設位置、第5章にその他との構成になっております。まずは現状の確認と課題の洗い出しにより、方向性として、現庁舎の耐震補強ではなく、新たに建て替えることが必要であるとの結論のもと、新庁舎に求める将来像として五つの基本理念の設定が行われており、その基本理念に基づき、新庁舎の機能等について述べていただいております。

なお、答申書につきましては、直ちに町ホームページに掲載しており、どなたでもごらんいただけるように対処しておりますことを申し添えておきます。

次に、基本設計から竣工までの期間はどのくらい予定しているのかという御質問ですが、さきに12番議員の御質問にお答えしましたように、新年度は新庁舎建設に向けてスタートの年にしたいと考えており、基本設計委託料を予算計上しているところであります。まずは内部で基本計画を策定した後、基本設計を新年度に行い、順調に進めば2020年度までには実施設計に着手したいと考えております。

これは繰り返しの答弁となりますが、交付税措置がある公共施設等適正管理推進事業債の対象となるためには、遅くとも2020年度までに実施設計に着手という条件が付されていることを考慮したものであります。竣工までの期間については、実施設計が完了すればいざ工事発注となるわけでありますが、工事の規模、財源の見通し、建設位置などを基本計画で策定しながら決定していきたいと思っておりますので、現状では明確にお答えすることができませんが、おおよそ四、五年かかるのではないかと推測しております。

次に、(3) 場所はどこを予定しているのかという御質問ですが、答申書では現庁舎位置が最も望ましいとの答申を受けておりますので、これを基本に考えなければならないと思います。

(4) 現庁舎と比較して新庁舎の規模、面積はどうなるのかという御質問ですが、現庁舎はたび重なる増改築を経て、延べ床面積約2,400平方メートルで、これに付随する別館やプレハブ等を加えると、約2,800平方メートルとなります。検討委員会では、町民のための空

間確保や相談者のプライバシー配慮、防災拠点施設の確保などの必要性や、職員数や多様化する行政ニーズと業務に対応するためには約3,000平方メートルが妥当な面積であるとの答申をいただいておりますので、計画に当たってはこれらを尊重してまいりたいと思います。

(5) 建て替えに要する費用は現時点でどのくらいか。また、財源はどうなるのかという御質問ですが、庁舎建設に当たっては、庁舎本体の建築費のほかに、敷地造成費や解体費、外構工事費、備品購入費、その他不測の費用の発生も考えられますので、現時点で全体事業費の算定はしておりませんが、これから策定します基本計画の中で明らかにしていきたいと思います。なお、新庁舎建設費のみに限って申し上げますと、他の市町の基本計画を参考に、面積を3,000平方メートルと仮定して算出すれば、約12億から13億円になるのではないかと推計します。ただし、構造や使用資材価格によっても変動いたしますので、確定したものではないことは御承知いただきたいと思います。

財源については、さきにも述べましたとおり、国の補助金等はありませんので、交付税措置が講じられる公共施設等適正管理推進事業債を優先に、交付税措置がない一般単独事業債など、地方債の借り入れにより対応し、その他の部分については、可能な限り庁舎建設基金からの繰り入れ等により財源の手当てを行いたいと思います。このためにも決算時における余剰金については、可能な限り庁舎建設基金への積み立てを行い、後年度負担の軽減を図りたいと考えております。

(6) 町民に対する公聴会等の開催はどうするのかという御質問ですが、基本設計が完了した時点で、町民皆様のパブリックコメントを頂戴するなどの処置をとりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

まず、1番の自動販売機の設置のことから進めたいと思います。

まず、貸付使用許可されたと書いておりますけども、これは全て行政財産の使用許可でございませうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それぞれ各課がそのような処置をとっているものと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

各課それぞれの処置をとっているものというふうな御意見ですけども、財務規則では一応
手続として、行政財産の使用許可を使用するときはその目的を妨げない範囲、理由及び使用
料算定の根拠、その他参考となる事項を付しまして使用許可申請書を添付し、町長の決裁を
受けなければならないと、行政財産の場合はそうなっているんですけども、全部こういうふ
うな処理をされていますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

ほとんどがもう継続使用になっておりますので、当初の申請の段階においては、それぞれ
の行政財産を管理する所管課において申請書を受け付け、町長の決裁をとって許可を出して
いるものと判断しております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

それは1年1年改めて、あるいはもし要綱等をつくれれば3年とか5年とか、そういった長
期でもいいと思いますけども、やはりそれぞれの年度年度で確認すべきことだと思うんです
けども、その辺はされていないということですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

やはり今までの慣例によりまして、継続使用と、恐らく契約の中で双方に異議がなければ
継続という条項を盛り込んで今まで来ておるのかなというふうに判断をしております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

なかなか慣例を破るのは難しいところがあるかとは思いますが、やっぱりどうし
ても、恐らく当初から設置されている業者さんは、まず、変わりはないんでしょう。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

各課に確認しましたところ、設置当初からほとんど変更はあっていないようでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

私はそれは最後に言いたかったんですけども、やはり公平性に欠けるというふうに思うわ

けですね。自動販売機を持っておられる業者というのは、まず何社もありますし、そして、今の動きとして、各自治体でも相当一般競争入札を採用しているんですよ。それで、これは結論ということになるかと思うんですけども、やはりそれぞれ設置したくても設置できないという業者さんもおられることですし、先ほど岩峠の自動販売機を新規に希望したいというふうなことも答弁にありましたけども、設置したくても入れないというふうな業者も中にはおられるはずですから、その辺はオープンにできないものかというのが私の質問の趣旨でございます。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり、競争性を担保すれば、使用料については高い業者と契約をするということになってくるかと思えます。答弁の中でも町長も申しましたとおり、それぞれ福祉団体が今、管理といいますか、設置申請者になりましてしている部分がほとんど多うございます。そういった福祉団体につきましては、それぞれの運営資金として、その販売手数料等を恐らく収入をされておるのかなと。平成19年の集中改革プランにおきまして、各団体、あるいは町の補助金につきましては、3年かけて20%から30%を一律にカットした経緯がございます。そういった中で、それぞれの団体がその活動資金としてその活路を見出されておるところもございますので、一概に町がここでまた一括して一般競争入札にかけてしますよとなった場合に、その財源自体を取り上げてしまうことにもなりかねませんので、そこら辺は十分にそういった団体との話をしながら、もし制度として遂行するのであればしなければならないというふうに考えておりますし、確かに御意見いただきましたので、今後の取り扱い、それぞれの各課で取り扱い方がばらばらでございますので、統一した方向性を検討しながら、十分、そういった対応できる部分については対応していきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そういった福祉団体、あるいは教育的な団体の方が設置されて、その中の収益をその運営費に充てておられるということでありましたら、なおさらその団体さんが競争をしていただいて、仮に今10%なら10%を、その売上げの10%をその収益を団体の運営費に充てられるということでありましたら、それはその団体の収益として今までどおり、そして、その中で競争をしてもらって、さらに10%を20%、20%を25%、こういった方向で多くの収益を見

込めるような方向にすべきだと思いますけども、別にそれは町の収入に充てるとか何とかやなくて、恐らく団体に対して、その用地なり場所を使用許可されているはずでしょうから、その中で、その団体さんがそれについて自動販売機を設置されて、そして公平性と、それから競争によって、少しでも率のいい収益を上げられるような方策、そういった方向ができないものかというのが、いうことでございます。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

公平公正の観点で、その自動販売機を設置する業者に対しての公平公正なのか、あるいは申請許可を出している福祉団体、あるいはほかにもたくさんの団体がございますので、そちらとの公平性をとるのかという問題もございますので、議員御指摘のほうは、そういった自動販売機を設置する業者からとれる、とれるといたしますか、納めていただく使用料が高ければ、よりその運営に助かるんじゃないかというような御指摘かと思っておりますので、そういったものについて、使用許可を出していますそういった団体に対して、こういったことができますよというふうなアドバイスなりはしていけるのかなというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

私が申すのは、今、企画財政課長が言われたとおりでございます、別に今の団体さんをどうこうするというわけではないわけです。その団体さんが設置されている自動販売機、これについて、入札なり、そういったことをしていただいて、そして恐らく何社か応募があるかと思っておりますので、応札があるかと思っておりますので、その中から率のよい自動販売機の業者さんを選んでいただければ、より以上に、今まで以上に収益も確保できるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それぞれにとってどちらがいい方法なのかも十分お話し合いしながら進めさせていただければというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そうしますと、あと一つ、町が独自にされているのが4台ですかね、あろうかと思ます

が、これについては今までどんな方法をとられているんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、業者が直接置いておりますのは、役場に1台、それから、あと文化会館ですかね、と体育センターの、合わせて全部で4台でございますが。そうか、陶芸の館も1台ありますが、それぞれ形態が違っておまして、陶芸の館については、定額、電気料相当額の定額プラス売り上げの15%ですかね。と、それから役場につきましては、これも売り上げの15%を頂戴しております。あと、体育センターなり、あるいは文化会館に設置しておりますのは、売り上げに応じて、社会福祉団体じゃなくて、体育協会だとか、あるいはそういった教育団体に対して、売り上げに応じた寄附をされていると、それで運営費を支援されているということをお伺っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

予算書の貸付料等に諸収入の雑入の中にありますけども、平成31年度予算で、先ほど町長は65万円と言われたわけですが、この中、恐らくこれは電気代等も含まれているかと思えます。実際の使用料に相当する部分ですね。電気を除いた部分、これはおよそどのくらいですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、販売手数料として頂戴しますのが31万1,000円と、それから財産の貸付料として収入しておりますのが1万8,000、それから都市公園の使用料として収入しておりますのが3万6,000円と8万4,000円ですか。失礼いたしました。4万8,000円。4万8,000円を計上しているところでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そうしますと、この予算書に記載してあるその使用料相当分ですね。これは1万8,000円と、それから4万8,000円、10万円未満ですかね、そういったことになりますよね。それで、売り上げの一部を仮に町で、団体さんが使っておられる以外の使用料の使用許可ということでされている部分についても、その売り上げの15%か、いろいろあるわけですが、体協に寄

附という形をとられたり、それから別の寄附というふうなことで処理してあるようでございますけれども、本来でしたら、私は、団体さんが使われている、いわゆる施設使用料ですか、使用許可料、これについてはここの中に諸収入の雑入の1節に施設使用料というのがあるわけですが、ここに計上すべきだと、この金額をですね、そういうふうに思うわけですよ。それで、ほかのことに持って行って、それで今までずっとその寄附金相当額も予定しながら執行されてきておる向きもありますので、そういったことで、従来どおりということがずっと働いてきたかと思えますけれども、この際、一つの基準をつくっていただきまして、そして、3年に一遍なり、5年に一遍なり、一般競争入札をして、公平性を保って、なおかつ収益を上げると、そういうふうな方向で研究のほうをぜひやってもらいたいと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

御指摘のとおり、その取り扱い方の統一、これも何度も答弁しておりますけど、統一等について検討させていただいて、おっしゃるとおり、本来であればもう少し、例えば財産貸付収入として計上すべき、あるいは雑収入じゃなくて財産貸付収入とするのか、使用料として計上するのか、そこら辺、予算の計上の仕方はいろいろございますけれども、十分検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

私が今この時期に質問をしましては、来年度は難しいとしまして、1年間置いて2020年度から進めてもらいたいという思いで、1年間の研究期間と申しますか、そういったことで今回質問をいたしたわけでございます。

ちょっと繰り返しになりますけれども、まず、統一した基準が必要ということで、面積による貸付料も一つの方法ではありますけれども、面積でいくと、売れない場所と売れる場所とありまして、同じ貸付料、あるいは使用料の1万円では、100倍も200倍も場所によっては差があるわけでございます。したがって、その辺の不公平をなくすためには、もうこの際、原則として一般競争入札をするというふうなことがベストじゃないかと、そのように思っております。設置を希望される自動販売機の関係業者も、恐らくそれを望んでおられるだろうと思っております。

最近のホームページを見ますと、これはちょっと古い資料ですけども、平成25年度の国の中国財務局が調査した資料で、1台当たりの平均が約58万円というふうな金額が上がっております。県内でも100万とか、県外のもっと多いところでは300万、400万、こういうふうな入札がっておりますので、一つ、この辺も考慮していただきまして、1年間かかって、来年度からこういった方向で進めていただければと思いますが、町長、済みませんが、答弁のほどをお願いします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今までの慣例で、やはり弱者救済という、そういう面もあって、ある面ではそういう福祉団体、そして教育関係での利益追求ができないような団体、そういう人たちの運営活動がやっぱりスムーズにいくようにということが重点的な、重要なものになっていたんじゃないかなど。その関係で、今までそれを活用して、本当に活動がうまくいったという皆さんはそういうふうにしてもらっていますし、その気持ちは大事にしていかないかんだろうと。変えたことによって、その人たちが不利益のことになるようなことではいけないんじゃないかと、今までのですね。だから、ある面では公平性を保ちながら、そういうふうなことにも配慮しながら、そして統一的な様式といいますか、そういうふうな設置条項を1年でできればいいと思います。

以上です。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

私も弱者救済は大いにやっていただきたいと思っておりますので、その辺はよろしく願いしたいと思いますが、今の参考例、こういったモデル的なことは、もうホームページに幾らも載っておりますので、その辺をちょっと研究していただければ、そう時間もかからんでできるかと思っております。

続きまして、庁舎の建て替えについて質問をいたします。

まず、外部検討委員会の答申を先ほど大きな項目で五つほどお伺いしましたけども、この答申の内容については町長の意図される場所だったのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

私は意図はしていません。白紙の状態、やはり全面的に、一口も言っておりませんし。しかし、一番妥当な、やっぱり大所高所から検討されて、そして手順よくきちっとやっていただいて、最終的にはこの答申を最大限尊重しながら、そして町民の皆さんに理解、協力をしていただきたいというような思いをいたしております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

続きまして、場所ですね。場所はもう答申では現在地というふうなことでございましたけれども、この現在地は大きく言えば、この現在庁舎が建っているところと、駐車場部分ということになりますけれども、これについては、いわゆるこの建物を一たん壊して建てるとか、そういったことやなくて、例えば、現庁舎と決まった場合の話ですけども、例えば駐車場部分を、まずそちらに庁舎を建てて、後からこちらを駐車場に変えるとか、そういった考えができるかと思いますが、その辺はどんなもんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

そういった流れ、方向性を基本計画の中でうたっていきたいと思いますが、常識的に考えれば、現庁舎を取り壊すということから工事を始めれば、仮庁舎も必要になってまいります。そういった二重投資を避けるためには、やはり現庁舎を生かしながら新たな庁舎を建設するということが、通常考えればそういうふうに皆さん行き着く点はなるんじゃないかなと思いますけど、まだまだこれは基本計画の中で明らかにしていきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

一応、その方針というか、そういった基本的なことということで安心はしましたけども、もう一つ、答申の中でも検討してあったのですが、教育委員会事務局ですね。事務局のほうとは距離が離れているわけでございますけども、建て替えに当たって、現在の総合文化会館にある教育委員会事務局、こちらのほうを統一されるのか、される予定なのか、現状どおりということではいかれるのか、その辺はいかがですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

そういった全てを含めて、基本計画の中でこういったものが一番ベストになるのか、それは事業費にも関連しますし、そして、今管理しております総合文化会館の管理を誰がするのかと、そういった経費面も出てまいりますので、そういったものを勘案しながら基本計画を策定させていただきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

先ほどの町長答弁の中で、恐らく建て替え時期は基本設計ができて四、五年かかるだろうというふうなお話でありました。2020年に実施設計ということですが、これはもう2020年に終わらなくても、2020年に実施設計に取りかかれればいいと、そういうふうに解釈してよろしいですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

二、三年前にこの制度ができたときには、2020年度に完了するといいますか、というような情報が入ってきておったのですけれども、やはり全国の自治体から、それでは余りにも期間が短か過ぎるということで、実施設計に着手しておけばよろしいというふうな情報を今いただいているところでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

2020年度の予算に実施設計を盛り込めばいいと、そういうふうなことでございますかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

盛り込むだけで、執行しなかった場合は着手になりませんので、やはり入札、あるいは一般競争入札ですかね。そういったものにして、実際、業者の選定まで取りかかるということは重要かというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

川棚町の場合が、建設基本計画が今年の6月に出されておるようでございますけれども、一応、計画面積が約2,500から3,000平米と、それから本体工事が8億5,000万から10億円、プラスその解体とか外構工事、そういったことで13億円から14億円、財源として基金が7億

7,000万、そして地方債の活用と。それからスケジュールが31年度に実施設計をして、一部着工をするというふうなことで、32年度に本体のほうは建設工事が竣工と、そういったことで基本計画をつくられているようでございますけれども、基本計画の時点まではほぼ1年おくれぐらいで本町が進むと、そういうふうなスケジュールですよ。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

確かに基本計画、基本設計は1年おくれという形になりますが、いざ実施設計に入りますといろいろな問題が出てくるかと思えます。例えば、今の用地だけで大丈夫なのかとか、あるいは、もし裏の駐車場敷地を活用した場合にどうなるのか、そういった問題、いろいろ解決しながら工事を進めることが必要でございますので、流れとしましては、先ほど申されたとおりでございますけれども、実際の工事がかけられるのが財源的なもの等ございますので、そこら辺、十分検討しながら、基本計画の中ではある程度のスケジュールは発表といいますか、策定しなければならないのじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

その辺は起債のほう、起債じゃなかった、基金のほうも、現在の5億6,000万ですか。それからもう少し上積みもできますし、なるべく、この地方債、有利な地方債を使うというふうなことでいけば、一般財源の比率も減るかなと思っております。

最後に、町民に対する公聴会、公聴会と申しますか、パブリックコメントですかね、それをやられるというふうなことでございますけれども、役場の庁舎の建て替えというのは、本町にとりましても世紀の大事業ということになるかと思えます。町民にとって最大の関心事でありますし、場所にしましても、規模にしましても、財源にしましても、町民生活に与える影響は非常に大きいものかと思っております。

まだ、歴史交流館の、歴史文化交流館の建設についてもまだまだ町民の皆さんからは異論が出ておりますし、それから講堂の建築についても、やはり完全に理解が得られていないというところもあります。町民皆さんの考え方は、多くの方が理解を示されていないというふうなところもあろうかと思えますので、庁舎建設に当たりましては、町民の多くの皆さんが必要を理解され、そして、また賛同されるような手続をとっていただきまして進める必要があろうかと思えますけれども、以前、四、五年前まで、各自治会単位で町政懇談会、こう

いったことをされておりましたけども、この地区ごとの懇談会、庁舎の建設、建て替えを前提とした、こういったことは今後考えられませんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まず、ある面では、やはり講堂にしても歴史文化交流館にしても、きちっとした形の中で、やはり説明をきちんと、町民、各地域を回ってやらなきゃいかんというような気持ちは持っております。大方の理解はいただいていると、講堂にしても歴史文化交流館にしても、自治会とかいろんな団体の中ではそういう説明をずっとしてきております。しかし、もうちょっと掘り下げた、そういう説明ができておりません。それはやはりこういう庁舎についても、この基本設計ができた時点において、来年度のある時期ですね、6月、いつも町政報告会をするときには7月の初めぐらいから始めておりますので、そういう時期に含めて庁舎を中心としたそういう説明と、そして歴史文化交流館の必要性ですね。そして、そういうふうなことの説明会、町政報告会を一応もう検討、考えております。それは当然やらにゃいかんだらうと。

その一番の役割で周知を図るのは議員さんとか自治会長さんに一番お願いをせんばいかんところです。だから、そういうふうな面では、わざわざ人を集めてこうじゃなくして、時に触れ、折に触れ、そういう皆さんのお集まりのときには、歴史文化交流館がこういうことよということで、議会の中でも議論をずっと尽くしてきておりますし、庁舎の建設においても、これは一番全町民の衆目的でございますので、こういう答申をもとに、そしてこういう計画で中身はこういうことだと、それがきちんと言えるような、基本設計ができればそれが言えますので、そういう形の中で、来年度の7月ぐらいにはそういう町政報告会を実施をしたいというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

ぜひ今の町政報告会を実施していただきまして、安価で、そしてまたすばらしい庁舎ができますことを祈念をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、6番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。

あすも一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時12分 散会

第16日目（3月19日）（火曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第16日目（3月19日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	城後	光
3番	横山	聖代	4番	三石	孝
5番	北村	清美	6番	脇坂	正孝
7番	百武	辰美	8番	中尾	尊行
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	石峰	実	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中村 和彦 書記 山田 清

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副 町 長	松下 幸人
総務課長	村川 浩記	商工振興課長	澤田 健一
企画財政課長	前川 芳徳	税務課長	朝長 哲也
住民福祉課長	山口 博道	健康推進課長	本山 征一郎
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長 義之	建設課長	楠本 和弘
水道課長	堀池 浩	会計管理者兼 会計課長	宮田 和子
教育長	中嶋 健蔵	教育次長	福田 博治
給食センター所長	林田 孝行	総務係課長	松添 博
企画財政課 財政管財係長	坂本 昌俊		

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成31年第1回波佐見町議会定例会第16日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

昨日に引き続き、一般質問を続けます。順次発言を許します。

11番 太田一彦議員。

○11番（太田一彦君）

皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、以下の3項目につきまして質問をいたしたいと思えます。

1、産業振興について。

(1) 「テーブルウェア・フェスティバル2019～暮らしを彩る器展～」が2月3日から11日までの9日間、東京ドームにおいて開催されました。今回は、十数年に一度しか回って来ない特集企画のブースにも展示する機会を得ました。また、波佐見焼と福島県会津塗とのコラボレーション企画も好評でありました。このブースでお客様に波佐見焼を御紹介し、波佐見焼の販売ブースへ案内、誘導することができ、一定の成果がありました。しかし、この際、波佐見焼を御存じでないお客様が予想以上に多かったことは驚きでありました。それは、このブースのほかの当番の方、担当者に聞いても同じ感想でありました。さらに、波佐見焼を知ってもらう機会をつくる必要があると強く感じました。

そこで、東京ドームにおける波佐見焼の販売ブースをもっと周知する方法等は考えられないか。また、その他の波佐見焼のイベントで周知する方法を強化、推進できないか。このことにより、本町の交流人口の拡大及びふるさと納税の増加にもつながっていくと思えますが、いかがでしょうか。

(2) 鬼木郷の原田製茶さんが、日本茶アワード2018で準大賞及び農林水産省生産局長賞を受賞されました。これを機に、波佐見茶の振興を図るため、ブランド化に力を入れてはどうかと思えます。また、この賞を通じて、波佐見焼とのコラボで波佐見茶をアピールする機

会をつくれなにかをお尋ねしたいと思います。また、東京ドームでのコラボ及びほかのイベントでの計画も考えてみてはどうでしょうか。

次に、防災訓練について。

(1) 2月2日、原子力防災訓練が行われましたが、これは本町の原子力対策計画によると、玄海原子力発電所における原子力災害が万が一発生した場合に備え、初動対応を円滑に実施することを目的としております。今回の訓練はどのような想定規模で行われたのかをお尋ねします。

(2) 本町は、玄海原子力発電所から30キロ圏外に位置しているということで、避難受け入れ町となっておりますが、避難してくる人も町民に対してもこれでよいのでしょうか。

2011年、東京電力福島原子力発電所の原発事故の際、30キロ圏外の飯舘村は放射能汚染により全村避難地域となりました。この理由として、当時の風向きが大きく影響しております。このような事故が起こった場合、最も重視すべきは、初動対応において風向きの的確な情報が必要と思いますが、いかがでしょうか。風向きによっては、本町の住民も避難を余儀なくされることを想定しておくべきと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、施政方針について。

本町は、福祉医療制度について、これまで対象を乳幼児から中学生までとしておりましたが、平成31年度から、さらに高校生まで引き上げ、他市町に先駆けての医療費助成を行う計画であります。現在、小学生からは償還払いとなっておりますが、これを機に高校生までを現物支給に移行できないかをお尋ねしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 太田議員の御質問にお答えいたします。

1、産業振興について。

まず、「テーブルウェア・フェスティバル2019～暮らしを彩る器展～」が2月3日から11日までの9日間、東京ドームにおいて開催された。今回は、特集企画の展示や福島県会津塗とのコラボも好評だったが、波佐見焼を御存じないお客様が予想以上に多かった。さらに、東京ドームで波佐見焼を周知する方法や、その他の波佐見焼のイベントで周知することで、交流人口の拡大とふるさと納税の増加にもつながると思うがどうかという御質問ですが、波

佐見焼の東京ドームテーブルウェア・フェスティバルへの本格的な出展は、平成17年の三川内焼との合同出展から始まり、その後、平成20年度からは波佐見焼単独ブースでの出展となり、現在に至っています。その間、年々、波佐見焼の人気も高まり、先日開催された2019年のテーブルウェア・フェスティバルでも多くのお客様に御来場いただき、大変なにぎわいで十分な波佐見焼のPRができたのではないかと考えています。特に今回は、議員がおっしゃるとおり、特集展示のブースもいただき、波佐見焼のPR、知名度向上に大きな貢献をいただいたと言えます。このように、東京ドームテーブルウェア・フェスティバルへの出展は、波佐見焼躍進のシンボルでもあり、効果も大きいことから、県、町ともに開始時から補助金として支援を続けているところです。

しかしながら、議員御指摘のとおり、まだまだ波佐見焼を御存じでない方も多数いらっしゃることは事実だと思います。現に、長崎県が毎年実施されている首都圏女性を対象とした認知度調査でも、平成30年度が15.5%と低く、波佐見焼は好調とされていますが、情報発信やPRの強化が必要であり、裏返せばまだまだ伸びしろは十分にあると感じているところでもあります。

さて、東京ドームにおける波佐見焼販売ブースの周知の強化をとのことですが、これまでも主催者が発行しているパンフレットやオーロラビジョンへの広告掲載やSNSでの発信など、できることはやられているとお聞きしています。さらに、ブースの見せ方や出展個社の工夫など、どのようなことができるか、少しでも波佐見焼を認知されるよう主催者や関係団体と協議をしていきたいと思っています。

また、首都圏では、いろいろな波佐見焼のイベントも行われていることから、次に行われる波佐見焼のイベントや波佐見町自体のPRもあわせて行うことはもちろん、長崎県のアンテナショップや長崎県東京事務所、東京・波佐見会などを通じて、十分な周知ができるようこれからも努めてまいります。

次に、鬼木郷の原田製茶さんが、日本茶アワード2018で準大賞及び農林水産省生産局長賞の受賞を機に波佐見茶の振興とブランド化に力を入れてはどうかと、また、この賞を通じて、波佐見焼とのコラボで波佐見茶をアピールする機会をつくれぬか、東京ドームでのコラボ及び他のイベントでの計画も考えてみてはどうかと。本町茶業界の歴史の中で、今回のような全国レベルでの受賞は初めての快挙であったということで、その功績をたたえ、関係者による受賞祝賀会が開催されたところです。この日本茶アワードという大会は、専門家による

一次、二次審査を通過したお茶の中から、最終的には全国各地で開催される一般消費者による三次審査の投票数で順位が決定されるというもので、全国から393点が出品された中で、蒸製玉緑茶という品種が東彼杵町で大賞、本町で準大賞という栄冠に輝かれたわけでございます。

この蒸製玉緑茶は、全国の数多いお茶の中でも、わずか2%しかつくられておらず、希少価値の高いお茶でありながらも、この品種がいかに消費者に受け入れられたお茶であったのかということが今回の受賞で実証されたものであります。品種ごとに審査される全国茶品評会では、東彼杵町の蒸製玉緑茶が2年連続、日本一を獲得されており、長崎県においては、このような機会を捉え、さらに高付加価値の県産茶を目指すとともに、全国への発信力を高め、長崎玉緑茶としてのブランド化を強力に推進していこうということが、先般の県茶業大会においても決議されたところです。

町としても、これまで全国各地で開催される棚田サミットや東京でのエコプロなどにおいても波佐見茶をPRしてきましたが、さらに近接産地と連携を図りながら、ブランドの確立に向けて推進してまいります。

また、波佐見焼とのコラボについては、これまでは特に目立った動きはあっておりませんが、議員お説のように、都市部などの大消費地でのPR展開や日本茶アワードなどの審査会場においても、波佐見焼が活用できないか、調査、研究を進めてみたいと思います。

次に、2の防災訓練について。

2月2日、玄海原子力発電所における原子力災害が万一発生した場合の初動対応を円滑に実施する訓練等の想定規模についての御質問ですが、今回の原子力防災訓練は、長崎県及び関係市の地域防災計画等に基づき、緊急時における通信、連絡体制の確立、関係機関相互の協力体制の強化、住民の理解の促進を図る目的で行われたものです。想定は、佐賀県内で発生した地震により、運転中の玄海原子力発電所3号機の原子炉冷却材の漏えいが発生し、全面緊急事態となったものとされています。

参加機関は、内閣府、原子力規制庁、陸海空自衛隊、警察、消防など多様な関連機関70以上が参加しました。

自治体では、長崎県をはじめ、佐世保市、松浦市、平戸市、壱岐市、東彼杵町、川棚町、波佐見町ほか14市町、また、福岡県、佐賀県も合同で行われています。

訓練項目としては、情報収集伝達訓練、災害対策本部の設置、運営訓練、緊急時モニタリ

ング訓練、スクリーニング訓練、除染訓練、原子力災害医療訓練、住民避難誘導並びに住民登録広報訓練、安全用素材予防服用等訓練が行われました。訓練に参加した住民は、30キロメートル範囲内の534人が県外の避難所8カ所に移動避難を実際に行いました。本町には、松浦市の住民75人が体育センターに避難しました。

次に、本町は避難受け入れ町となっているが、2011年、東京電力福島原子力発電所の原発事故の際、30キロメートル圏外の飯舘村は全村避難地域となった。このことから、最も重要視すべきは、初動対応において風向きによっては、本町の住民も避難を余儀なくされることを想定しておくべきと思うがどうかという御質問ですが、長崎県の原子力災害対策防災計画書には、30キロメートル圏内である松浦市の住民約2万4,000人が東彼杵郡3町に避難することになっており、波佐見町にはそのうち約5,600人と想定されています。避難が必要な人数に対して、受け入れる側の許容が足りているかは、さらに検証も必要かと思われま

す。30キロメートル圏外である本町が被害に及ぶ可能性についての質問ですが、長崎県の防災計画書には、放射能が本町まで及ぶ危険性については想定もなく、言及されていません。その理由としては、まず、30キロメートルの根拠が放射能災害の国際基準であること。また、放射能そのものは拡散するもので、玄海町を基準にすれば、風があった場合でも、特定の場所や方向に流れることは想定しがたいのだそうです。福島の原子力災害で30キロメートル圏外に及んだのは、周囲が山脈に囲まれるなど、特定の場所に風がたまる状況によるものと考えられており、実例としても極めてまれなケースとのこと

です。原子力災害は、発電所において、いかにして放射能を外に出さない、いかにして拡散を防ぐかが基本となっていますが、本町に危険が及ぶ確率がゼロとは言えませんので、もしもの場合は、気象情報の収集やモニタリングの実施により現状を分析することは当然必要であり、場合によっては住民の避難を想定していくことも必要と考えます。

次に、3、施政方針について。

本町の福祉医療制度について、他市町に先駆けての医療費助成を行う計画であるが、小学生からは償還払いとなっている。今回、高校生まで引き上げるときに現物給付に移行できないかという御質問ですが、議員お尋ねの現物給付につきましては、本町のみので進められるものではありません。現物給付の開始のためには、各地域を管轄する医師会、歯科医師会、薬剤師会との協定締結と国保連合会、社会保険診療基金との調整が必要となります。仮に、調整の結果、本町医師会等との現物給付に係る協定が締結できたとしても、これを県内

全域で見た場合、一部の市町の医療機関のみ現物給付を扱い、別の市町の医療機関に行くと償還払い扱いといったように、取り扱いのケースが混在してしまう状況となります。受給者としてのメリットは、病院での手続のみで済むということではありますが、同一県内であっても、現物給付扱いと償還払い扱いの医療機関が混在することになりますので、受給者、医療機関それぞれに混乱が生じる恐れがあります。このような状況にならないよう県下で統一した取り扱いになることが望ましいと考えておりますので、現物給付への移行につきましては、国、県及び他市町の動向を踏まえた上で検討を進めていきたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それでは、2番目の防災訓練から再質問をさせていただきたいと思っています。

災害はいつ、どこで、どのように起こるかわかりません。そして、厄介なのは、忘れたころに起こるものが災害であると思われれます。近年、我が国の災害は、台風や集中豪雨による災害、地震による災害などが頻繁に起こっております。もう何か、本当にどこで起きるかわからないし、非常に頻繁に起こっているという印象がございしますが、特に、地震による津波で2011年3月11日、先ほども申し上げました福島第一原発の記憶は皆さんも記憶に新しいと思います。そのときに、メルトダウンとか水爆爆発とかそういう話題が出てきまして、ぞっとするような話でございました。

実際、この飯舘村というのは、地震においては震度6弱の揺れに襲われたものの、その被害というのはわずかなものでした。要するに、この原発の高濃度の放射能に汚染されて、村全域が避難区域に指定されたという流れがあります。先ほどの答弁では、非常に確率が少ないだろうというお話をされてますけども、この飯舘村の事故自体が想定も何もされてなくて起こった事故であります。

私も実はことしの1月20日に飯舘村に行ってみりました。見た目は何も、ちょっといえば、風景はどうもしてません。ただ、非常に痛々しいといいますか、それを物語るものは、深いブルーシートがものすごい広さで汚染土を覆ってあるそのシートを見ると、やはりここは汚染されてるんだと。今、全村避難が解かれまして、長泥地区というところだけが入れないんですけども、それでも今、帰ってきている村人たちは全体の16%ぐらいと聞いております。もともと、6,500人ぐらいの村でしたから、人数はそういう比率ですね。もし、もうこれは、要はどういう事故が起こるかわかりません。例えば、2月18日には佐賀県警と陸上自

衛隊が実動訓練を行っています。これは、玄海原発へのテロ攻撃を想定した実動訓練を実施しております。ですから、このテロ攻撃って一体何なのかと考えると、某国の攻撃によるものとか、そういう人たちが例えば玄海原発を狙った形で、非常に危機的な事故が、あるいは爆発が起きたとかいうことも想定されます。その場合、先ほど、町長が最後のほうに言われました、もし風向きが波佐見は危ないとなった場合、先ほど言われましたように、山に囲まれて風向きがぱーっと来たら、こちらに来る可能性だってあります。飯館村は大体、福島第一原発から40キロから60キロぐらいの間にある村なんですね。ですから、30キロ圏外なんですよ。ですから、この事例を私、申し上げているわけですけど、ですから、そういう場合のことも想定しておかなければいけないと思いますが、ちょっとこの辺までのところでどうにお考えなのかをお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

いわゆる30キロ圏外の想定をどの程度の確率でしておくべきなのかということなんですが、飯館村をある図面で見ってみましたところ、ちょうど30キロ圏をちょっと過ぎたところぐらいの位置になります。ちょうど波佐見町が位置するような場所というようなことになるんですが、一番最後のほうで答弁申し上げておりますけれども、もしものことはとにかく可能性はゼロではないということでもありますので、当然、確率は低いにしても、放射能がこちらのほうに来るとするのは当然想定しておくべきで、そういった場合については、当然、国の指示なり、県の指示なりというのがありますから、そういったものに基づいて総出の避難をするとかということになっております。

ただし、町長の答弁の中にもありましたとおり、県に確認をしてみましたところ、非常にまれなケースなんだそうです、30キロ圏外に行くというのはですね。これは国際機関、いわゆる I A E A が基準として定めております30キロというのがまずありますので、そういったものは非常に考えにくいということなんだそうです。そういったものをもとに、長崎県のいわゆる原子力災害対策の防災計画の中には盛り込まれていないという状況があるそうですが、基本的には可能性はゼロではないということなので、当然、そういった事態に陥った場合のことは想定しておくべきだという考えだということですよ。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

その少ない想定部分をちょっと考えてもらいたいんですけど、いわゆる風向きがこっちに来てますよという情報はどのようにしてわかるんでしょうか、まず。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

そういった気象の情報あるいは原子力のその事故の発生の起点となる場所、そういったものの情報については、まず原子力の機関が規制庁を通じて国に入ります。そして、国から県、県から町にという情報が来ます。現在のところの防災計画書の中でも、気象情報が直接、市町村に来るという想定にはなっておりませんので、そういった気象情報とか原子力に関する事故の情報は国、県を通じて、市町に入ってくるということになっております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

非常に残念な対応だと私は思うんですね。この原発の場合はもう非常事態なので、もっと早く知らせられる形をとってもらいたいなと私は思うんですけど、これは国のことなので、ここでどうのこうのできることではないと思いますが、例えば、町は放射線量をはかるべきというのはあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

国のほうから支給をされております線量計が今のところ波佐見町には4基はあります。これは移動式で、職員が直接、線量を計測するというものでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そうしたら、その線量計というのは今まで使ったことがあられるのか、定期的にやられてるのかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

線量計の使い方につきましては、担当の職員の研修も行われておりまして、職員の派遣、研修への参加をいたしております。線量計を使う訓練そのものについては、毎年行われてはおりませんが、この原子力防災訓練が毎年行われておりますので、それに合わせて、職員が実際にその訓練に参加するということがあります。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

はい。そうしましたら、先ほどの答弁で、もし事故が起こった場合、避難民を收容するという形になっておりますが、基本的にこの5,600人を收容する能力は波佐見町にあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

長崎県が想定しております避難者の数と、それから、この県の防災計画書がつくられた当時の避難所のデータそのものが少し、その後動きがありまして、松浦からの避難をされる数に対して、波佐見町の地域防災計画書の中に想定をしております收容可能な人数は若干差がございます、避難をされる数に対しては、うちの避難防災計画書の中で想定をしている数では不足をしているという状況にあります。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そうですね。この收容所の一覧表を見ますと、3,720と合計なっておりますので2,000人ばかりの開きがあるんですけども、この辺の何か計画の立て方も県主導でやってらっしゃるんでしょうけども、現実的ではないなというのが非常にあって、確率的に少ないからというような状況が非常に見えてるなと思いますね。この辺は今、答弁ではなかなか難しいでしょうけども、通常のそういう受け入れという部分に対してもなかなか難しい、無理な計画じゃないのかなという気がいたします。

もうちょっと戻って、実際に、これは放射能汚染が危険視されると、波佐見町が危ないとなった場合に、私は思うのは、これは町長判断で、町が優先的に、例えば何歳以下の人たちはすぐに逃げてもらおうような形をとるとか、避難をさせるとか、ある程度の年齢の上の人たちはもう、変な話、皆さんおわかりのように、要するに将来のある人を最優先的に避難させようというようなところの意識は持っていたほうがいいような気がするんですね。例えば、何歳以下は速やかに保護者と一緒に退避させるとか、避難させるとか、そういうようなところを町独自で私はもう決めててもいいんじゃないのかなと。本当に確率的には少ないですよ。そういう意味で、いきなりお話を持っていきましたけども、町長の考えとかそういうものがもしあられましたら、ちょっと今、言いましたんでなかなか難しいかもしれないんですけど、

やっぱり確率は少ないけど今は本当に何が起こるかわからない時代なので、私、例えばそういうことで何歳以下の人たちは速やかに避難させようと、どの辺まで避難させればいいのかはわかりませんが、そういう部分を含めて想定をしておいたほうがいいと私は思ってるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やっぱり町民の皆様方に今、そのようなお話をしても、やはり関心は非常に薄いんじゃないかと、だから、ある面ではそのとき突発的に今おっしゃったように、ここの地域とこの地域、そして、できるだけ若い人とはというような、そういう意識を持つとく必要があると思っております。だから、極めてまれなとか起こらない可能性が大であるのに緊張感を高めていこうとしても、これは無理なことがあると、だから、万全のときにはそういうふうな処置を、ある面では万一はこういうことを考えてるということで、ことしの防災の計画っていいですか、そういうときに、例えば消防団とか自治会長さんにはそういうふうな意識を、あってはならないこと、しかし万一あった場合には、このような形がベターじゃないかというような感じの中でお伝えをしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

この訓練のことについては、この程度にして、そういう意識を持っていただけだと私も思っております。

次に、施政方針についてですが、先ほど御答弁にもありましたように、そうですね、これについてはなかなか、私も質問を書いてからいろいろと調査もいたしましたけども、例えば、今現在、乳幼児から小学生未満は現物給付であります、これに係る経費というのは町はどれぐらいでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

現在、乳幼児に対しまして現物給付を行っておりますが、これに係る経費につきましては約1,300万でございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

済みません、ちょっと1,300万というのはどういう内訳できますかね。ざっと大ざっぱな内訳がわかれば教えていただきたいんですけど。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

内訳といいますと、乳児、幼児ぐらいでしか分けることができませんけどもよろしいでしょうかね。

乳児だけでいいますと、280万ぐらいですね。幼児でいいますと、これが約1,000万になります。細かくいうと、こちらではじいている金額は、乳児で279万5,000円、幼児で1,053万2,000円、合わせて1,332万7,000円という金額です。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

この金額は、人件費等は入ってるんでしょうか。お願いします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

これは、人件費は入っておりません。給付額のみです。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

わかりました。給付額のことであつたんですね、これね。じゃなくて、給付額ではなくて、給付額はこれで結構です。これに係る手数料とかがありますよね、これ以外に。その金額はどれぐらいなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

失礼しました。この手数料につきましては、国保連合会のほうに支払っておりますけれども、その国保連合会の支払い手数料につきましては、約73万です。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それ、平成29年度決算で、いわゆる乳幼児福祉医療費審査支払手数料、73万3,808円というのが手数料としてかかると。現物給付は半額負担ですよ。どうなんですかね。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

負担というのは、町民の方が支払っておられる負担ということでしょうか。医療機関での負担ということでしょうかね。そうですね、負担額については医療機関が請求される金額そのまま全部一旦納めてもらって、後で800円もしくは1,600円の一部負担を除いた金額を町で、済みません、これは現物給付だったですね、800円もしくは1,600円を除いた分ということになります。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

これを中学生から、今現在は小学生からは償還払いということなので、一旦、医療機関にお支払いをして、その領収書を町に持ってきて、町でその分の還付を受けるという形で今、やっていたらっしゃるわけですね。これは、その場で現金での還付なんですか。どういう形での還付なんですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

これは、役場の窓口で領収書を持って来られて、それを役場の職員が手計算をするような形となります。そして、そこではじき出された還付額が、当月の支払いにはなかなか難しいものがありまして、翌月に支払っているような状況もあります。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

やはり相当手間がかかりますよね、職員さんの手間、それから、住民の皆さんがなかなか領収書を持っていく時間とか手間とか、中には忘れられる方もいらっしゃるかもしれませんね。そういう部分でいうと、先ほどの御答弁の中での、早く足並みがそろってこの仕組みが定着できればいいなと思いますが、なかなか先駆けてせっかくやられるのに、何か先駆けじゃないようなところもあるので、今後、私、これは一つの事例として、定住人口を増やすとか住みたい町とか、住みよい町とかというものを目指すならば、より早く、他市町よりもよい、住みやすい環境をつくってあげること、そして、住民サービスをもっと向上させるということが必要だと思いますので、それに値するような施策をとってもらいたいと思います。

これについては先ほどの御答弁でありましたように、なかなか足並みがそろっていくということですけども、これ、全体をそろえる風潮みたいなものはあるんでしょうか。どうなん

でしょうか、その辺は。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

全体の風潮といいますと、県下の課長会議というのがありまして、その中でこの福祉医療費についても、るる協議がなされておりますけれども、現在、小学生以上の福祉医療分については、どこの市町も一般財源を使っているというところで、この分についても現物給付と同じような国の補助ができないかということで、そこら辺は話をまとめて県から国に言ってもらおうということで要望はしております。ですけれども、この現物給付への移行について、県内の医療機関で全て一斉に踏み切るために、声をそろえて県の医師会あたりに要望していこうというようなことは、現在のところはなされていないという状況です。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

この件は今後の推移を見守りたいと思いますけれども、なるべく早く、全体が現物給付の形に持っていければいいなと思っております。

次に、ドームのほうに移りたいと思います。

今回、テーブルウェア・フェスティバル2019は、9日間の入場者数が27万5,061人ということで、昨年対比でいいますと95.5%だったそうです。要するに、これをそのまま売り上げに反映するという事は、全体は落ちてるという考えで大丈夫といえますか、そういう判断ができます。というのが、これに先立って行われた、らん展とキルト展、これも軒並み入場者数が減ってるそうですね、東京ドームでずっと続けて行われるんですけども。そういう情報もあります。

その中で、昨年入場者数よりも95.5%になったにもかかわらず、波佐見ブースは売り上げが8%増になったということで、先日、反省会があったわけですけども、レジの件数が7,444件、そのうち現金払いが60%ぐらいを占めて、クレジット払いは40%を占めるようになったそうです。クレジットも昨年からすると5%ぐらい増えてきているそうです。売り上げもレジのシステムもうまく機能してて、非常に今回、そういう形でレジのさばき方もよかったということで、大行列ができる形が大分減ったと、でも、売り上げはちゃんと上がっているということで、非常にそういう売り場のシステムも整ってきたような形になってるそうです。

そういう中で、先ほども申し上げましたように、御答弁でも言っていただきましたように、まだまだ東京ドームのお客様さえも波佐見焼を知らない方がたくさんいらっしゃるということがわかりました。今回の特集企画ブースで展示させていただいたことは、物すごい収穫だったと思います。

ちょっと長くなりますけども、お買い上げいただいた方は、前も誰かが言ったかもしれませんが、このピンクの袋を皆さんに、これに焼き物を入れてお帰りいただくと、ですから、ドームの中でこれを下げてる人は波佐見で買っていただいたんだなというのがすぐわかるようになってます。

今回というか今までもそうなんですけど、この袋の中に、お買い上げいただいた方にアンケート用紙、長崎のやきもの波佐見焼と書いてあります。この波佐見焼だけでいうと、何かお菓子の焼き物かとかって思われる場合があるらしいですね。だから、長崎のやきもの波佐見焼って書いてあります。これに、アンケートに答えて波佐見焼をゲットということで、この裏に会社名、18社出してるわけですけども、18社の中で一番お気に入りはこの窯元ですか、会社ですかっていうのが書いてあって、これに答えると18社のそれぞれの厳選された焼き物セットを抽選でプレゼントするというものでございます。

さっきの7,444件のうち、アンケートが返ってきたのが744件、だから10%が返ってきてるわけですね。普通、こういうアンケートというのは6%返れば物すごくよかったって言われるデータらしいんですけど、10%返ってきたと。それから、その中身ですけども、非常に我々に励みになるようなことが書いてありますし、これも官民一体となってやっていただいたドームの成果だと思います。

少し読ませていただきます。これは東京の60代の方ですが、「テーブルウェア・フェスティバルには毎年行ってますが、いつもどきどきします」と。40代の男性の方は「男性でも使いやすいモダンな食器でした。料理がワンランクアップして見えます」と。30代の女性、「一度にたくさんの窯元さんの作品を実際に見ることができて、毎年楽しみにしています」というようなことがつらつらと本当にコメントがいっぱいしてありまして、さらに多くの方が、ここに実はイベント情報で波佐見陶器まつりの期間も書いてあります。そうすると、ほとんどのところ、結構な数でぜひ波佐見に行ってみたくて、長崎に行って波佐見を見てみたいという方がしょっちゅう出てきます。中には、波佐見焼を知ったのは、去年、ふるさと納税の返礼品で波佐見焼をいただきましたと、それで波佐見焼のファンになりましたというよ

うなことも書いてあります。ここには、そういうことで、東京ドームのお客様からの広がりが二重にも三重にもあるんだなということがすごくわかるデータなんですね。ですから、今後もこのデータに従ってといいますか、この住所録というのが実は波佐見焼振興会にあるんですけども、このデータを利用されるようなことを考えたことがありますか。まず質問させていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

そのアンケートのとり方によりまして、そういった二次利用といった部分がちゃんと承諾を得られているようであれば、当然ながら、そういったデータも活用しながらダイレクトメールを送るとか、そういったPRの手段には活用できるんじゃないかというふうに考えます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

この点、一応確認しておりますが、恐らく大丈夫だろうと。というのが、波佐見に関する事なので、例えば波佐見焼のイベント、波佐見町のイベント、あるいはふるさと納税のこと。かなりお聞きしたところによると、ふるさと納税を昨年していただいた方にはそういう郵便物を差し上げてるということをお聞きしたんですけども、こういう方々にもそういう周知といいますか、お知らせというのをすべきではないかと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

郵便でそういったドームへの優待券等を送るという方法はありますし、ただ郵送料もかかりますので、この744件のアンケートの中で548件はメールでの回答ということでありましたので、メルマガといいますか、メールでの御案内というのも非常に有効かというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

その辺をよく検討していただいて、今、大体1,500ぐらいはしっかりとこのドームのお客様のデータがあるそうなので、これを有効活用していただきたいと。個人情報に触れるようなことは避けていただきながら、ぜひ有効活用していただきたい。特に、ふるさと納税

に關しましては、昨年12月末まではキヤノンのカメラの返礼品がありましたけども、この分の返礼品収入というのが若干減るおそれがありますので、あるいはまた、昨年度を上回るということがなかなか難しいかもしれませんけども、やっぱり今以上に情報発信、それから波佐見というのをアピールしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

こういう認知度等を見ても、まだまだ低いデータもありますし、そういう情報発信は今後もやっていかなければならないと思ってます。また、特に東京での情報発信というのは非常に難しいものがありまして、まともにやったら莫大なお金がかかるということですので、東京で幸いいろいろな催事が行われております。例えば、東京ドームでの催事が2月にあったら、その前の秋口にあるイベントのときに東京ドームのPRをすとか、ずっと何カ月か前倒して、次のイベント、次のイベントということでPRできるようにしていけば、非常に経費も少なくPRができるというふうに思ってますので、そういうところを活用しながらいろいろ広めていきたいというふうに考えます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今、おっしゃったとおり、効率よくしていただければ、最大限に生かしていただきながら、本当に担当課の職員さんは一生懸命やっていたいただいて、その一つの成果でもありますので、さらにそこを充実させていただきながらやっていただきたいと思えます。本当に7月にはテーブルウェアEXPOとか、昨年度のあれですけども、サクセッサー養成講座、それから波佐見焼フェア in 吉祥寺、それからグリーンスカイフェスタ、はかたdeはさみ、そして、このテーブルウェア・フェスティバルと、いろいろな形で御支援いただいておりますことには本当に感謝をいたしております。さらに、これをもっともっと生かせるようにしていただきたいなと思えます。

次に、原田製茶さんの件なんですけども、先ほど町長がおっしゃったように非常にすばらしい賞なわけですね。急にこの賞を取られたわけではなくて、前年度、2017年にはファインプロダクト賞、2016年にはプラチナ賞という賞をとられてきてますので、もう常連みたいな形でされてますので、実力を兼ね備えた賞でございました。ただ、御本人とも連絡をとると、なかなか生産量について、例えば彼杵のお茶とかにすると生産量が若干落ちるんですね。ふ

るさと納税あたりもこういう形でアピールできると思うんですけども、やっぱり生産量の拡大も必須かなと思うんですね。この辺のところをどうやったらいいのかというのは、そういう話をされることがあるのかどうか、お茶生産組合の方とか、そういう方のお力もかりないといけなくなってくるのではないかなと思うんですけども、この辺のところはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

非常に希少性が高いお茶でございます。全国に多くある中で2%ほどしかこの蒸製玉緑茶というのが生産されていない状況でございますが、御承知のとおり、いろんな高齢化であったりとか耕作放棄地の拡大等で年々茶畑も減少傾向にあります。そういった中で、こういった全国レベルの賞に輝かれたということは、非常に産地としても祝福ムードで、議員も先般、出席されましたけれども、そういった祝賀会が開催されたところです。

生産量につきましては、町がどうこう言える立場ではございませんので、そういった生産者ともいろんな協議をしながら、産地の拡大が可能かどうかを含めて検討していきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ぜひ、これについては、ちょっと力を入れていただきたいなと思っております。波佐見焼と一緒に波佐見茶も知名度が上がって行って、そして、次は波佐見焼の、町長、ブランド化というのをしっかり位置づけて、ブランドとしての波佐見焼というのを確立するときに来たんじゃないのかなと思っておりますが、私は21世紀が波佐見焼の時代になるように、そしてまた、教科書にでも載って小学生のみんなが波佐見焼をすぐわかるようになってもらいたいなという願いがあります。波佐見焼のブランド化について、町長から御見解をいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

ブランド化については、ずっと前からそういうふうな思いはですね。しかし、実際の全国の焼き物の産地のレベルっていいですか、10年前ぐらいはそういうふうな機運はほとんどなかったような感じがいたします。しかし、やっぱり波佐見焼という有田焼の何か隠れた存在

が今やっと表に出てきて認知をされたということは非常に大事なことじゃないかなと。これを機会にそういうふうな形で前向きに取り組んでいこうというような思いはいたしております。

しかし、今、先ほども大変すばらしい提案をいただきました。限られた人間、限られた人材です。あっちこっち動いております。東京ドームじゃなくして焼き物以外でも商工のほうはですね。だから、民でできることは民で、地域でできることは地域でというのが僕はいつもずっと持論です。だから、そういう面で先ほどの御提案もいいなというようなことです。

しかし、やっぱりあんまり商工に負担をかけては潰れてしまいます。だから、そういうふうな中で、業界としてこれを一緒にやろうじゃないかと、自分たちこれだけのことをやろうじゃないかと、そのことによって、そういう話し合いができてくると、その結束力もまたチームワークもですね。今、産地のチームワークが非常にいいんですね。だから、そういう面でのお手伝いといいますか、僕は当事者、地域、業界主導型で行政はバックアップをして、そして、いろんな補助金をやりながら、行政が得意とするところの分野をやっていくという、これが一番ベターじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○11番（太田一彦君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、11番 太田一彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4番 三石孝議員。

○4番（三石 孝君）

皆さん、おはようございます。通告に従いまして、次の質問をいたします。

今回は特に町民の方々が一番関心をお持ちの歴史文化交流館（仮称）の問題や、ふるさと納税について質問をいたします。

1、歴史文化交流館（仮称）について。

平成29年3月に補正予算が否決されて約2年、その際、当初計画されていた建設継続費の約2億5,000万円は町当局自らが撤回された。このことを踏まえ、次のことをお伺いします。

- (1) 2年間でどのような見直しを行いましたか。
- (2) 予算軽減のために、コンパクト化等の見直しをどのように行いましたか。
- (3) 建設後のランニングコスト等はどうなりますか。
- (4) 建設財源と返済計画はどのようにされてますか。
- (5) 町民の理解は得られていますか。

2番としまして、ふるさとづくり応援寄附金の取り扱いについて。

ふるさとづくり応援寄附金は12月の議会で補正が行われ、約9億円の寄附が見込まれています。このことは、担当者の努力に対し大いに敬意を払うものであります。しかし、この寄附金が寄附者の希望する使い方が実行されているか、いないか、また、財源確保ができないことを理由に実行できていなかった事業にどのように充てられているのか、以下の点をお伺いします。

- (1) 寄附金の基本的流れはどうなっていますか。
- (2) 使い方に制限はあるのでしょうか。
- (3) 財源確保ができなかった事業への予算化は実行されていますか。
- (4) 予算的配分や計画をどのように考え、また、実行していますか。
- (5) 今後、ふるさとづくり応援寄附金の展開や展望をどのようにお考えになっていますか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 三石議員の御質問にお答えいたします。

歴史文化交流館については、教育委員会より答弁があります。

2番のふるさとづくり応援寄附金の取り扱いについて。

この寄附金が納税者の希望する使い方が実行されているのか否か。また、財源確保ができ

ないことを理由に実行できなかった事業に対して、どのように充てられているのかという御質問ですが、まず1番の寄附金の流れはどうなっているかということですが、現在、波佐見町は五つのポータルサイトでふるさとづくり応援寄附金、いわゆるふるさと納税の受け付けを行っており、寄附者にはこれらのサイトにアクセスして、寄附額に応じた返礼品や支払い方法、寄附の使い道等を選んでいただいております。

寄附金の流れについては、選んでいただいた支払い方法にもよりますが、全体の約9割を占めますクレジットカード決済を事例にして申し上げます。町は事前にクレジットカード決済の取りまとめ機関を第二納付者に指定をしており、寄附者には申し込み直後に各代理収納サービスを使って支払いの手続を行っていただきます。これをまとめた指定代理納付者は、半月や一カ月など一定期間分を一括して波佐見町の口座に振り込みます。そのため、寄附を受けた分は全額、波佐見町に支払われるということになります。その後、いただいた寄附金を原資として返礼品代、ポータルサイトの使用料、クレジットカード決済手数料、返礼品の送料、事務委託料などを各事業者を支払っております。こうして、最終的に残った金額を年度末に基金として積み立て、翌年度以降の事業の財源として活用するようにしています。

(2) 使い方に制限はあるのかという御質問ですが、特に制限はありませんが、ふるさと納税はその性質上、経常的かつ確実に確保されたものではない臨時的収入であるため、経常的な支出につながる事業や経費の財源とすることは適切ではないと考えております。

(3) 財源確保できなかった事業への予算化は実行しているのかという御質問ですが、特定財源である補助金対象とならない事業や起債が認められないソフト事業などの単独事業については、貴重な財源として活用して実行しております。また、補助事業であっても、100%補助ではありませんので、残りの部分に充当することで事業の進展を図るように努めているところであります。

(4) 予算的配分や計画をどのように考え、また、実行しているのかという御質問ですが、当初予算においては、前年度積立額のおよそ半分を繰り入れる計画でその編成に臨んでいます。事業については、11月に行います振興実施計画で、次年度の事業費の把握を行っており、これをもとにした予算編成では、ふるさとづくりに資すると思われる事業に対して、緊急性や重要性を鑑みながら、ふるさと納税対象事業として予算配分を行っております。

(5) 今後、ふるさと納税の展開や展望をどのように考えるかという御質問ですが、御存じのように、政府は今国会に6月からのふるさと納税の規制強化を盛り込んだ地方税法改正

案を提出していますが、これを見越して、改正前の駆け込み寄附を狙った過度な返礼率や豪華ギフト券などで多額の寄附を集めた一部自治体がマスコミなどで注目を浴びることにより、一部ではふるさと納税廃止論まで飛び出すようになっていきます。

改正案では、返礼品は調達価格が寄附額の3割以下で地元産品に限るという条件で、駆け込み寄附をあおるような行為も規制の対象とするようです。加えて、ふるさと納税の特典である寄附額が税額控除対象となる自治体かどうかの指定を国が行うため、過去の寄附の集め方についても審査対象とされています。国は、4月には対象自治体となるための基準公表と自治体からの指定申請を受け付け、5月には基準に適合した自治体の指定を行う予定と聞いております。このようなことから、これまでのような過度な獲得競争は落ちつき、統一されたルールのもとの知恵の絞り合いになってくるのではないかと思います。

本町では、昨年、国が示す基準に基づく返礼品の取り扱いを行っておりますので、指定から漏れることはないかと判断いたしますが、今年度、ある程度の寄附を集めた返礼品を基準に基づき除外したことやブームの沈静化も考えられることから、今年度の9億円に迫るのは厳しいと判断し、当初予算では5億円を計上しているところです。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

おはようございます。三石議員の質問にお答えをいたします。

1、歴史文化交流館（仮称）について。

平成29年3月補正予算が否決されて約2年、その際に、当初計画されていた建設継続費の約2億5,000万円は町当局自ら撤回された。これらを踏まえての次に問うということで、

(1) 2年間でどのような見直しを行ったのかについてですが、歴史文化交流館（仮称）の見直しについては、平成29年3月末から着手し、展示内容と交流のあり方について、建設検討委員会の内部に展示部会、交流部会を設け、基本構想の見直しを行いました。

まず、展示内容については、波佐見町が国内、国外との交流によって大きく発展してきた歴史的背景があることから、交流をキーワードに整備することとしたところです。また、波佐見町の歴史について内容が不足しているとの指摘がありましたので、寄贈品ゾーンを大幅に縮小し、戦史から中世、近世、近代と幅広い内容を展示する波佐見町通史ゾーンとして拡大し、火縄銃、武具、古文書等の実物展示を増やすとともに、先人の偉業や伝統、文化も体系的に展示することとしています。

一方で、特別展示室については、歴史的、美術的に価値がある波佐見焼を展示することで、波佐見焼が発展した経過もあわせて展示いたします。

次に、交流のあり方については、この施設が本町の歴史・文化・伝統の発信と町内外の交流の拠点となるよう親しみやすい施設を目指すことで、建物の前庭については、以前は日本庭園的な整備を計画していましたが、休憩も兼ねて気軽に訪れることができるよう、現在の地形や樹木を生かす形で広場的な整備を行うことで、正門の撤去や芝生化を行うよう変更しました。さらに、建物内部の休憩スペースについては、カフェと縁側が一体的に使用できるよう間にあった壁の撤去と、カフェについて前庭から直接入室できるように変更するとともに、縁側に隣接する南側和室で飲食できるようにし、指定文化財等の映像視聴ができる北側和室と一体となった交流ゾーンとして活用できるよう変更を行いました。

また、駐車場についても不足との御指摘もありましたので、前庭の東側を駐車場に変更したところです。

なお、これらの変更内容については、歴史文化交流館（仮称）整備基本構想の変更として取りまとめています。

(2) 予算軽減のために、コンパクト化等の見直しをどのように行ったかについてですが、この歴史文化交流館（仮称）は、既存民家を最大限活用し、改修することで、総事業費を抑えるとともに、貴重な発掘品や古文書等の収蔵を中心とする新棟を増築することで、全体的な施設の機能を持たせています。一方で、設計内容の見直しについては、正門の撤去や敷地周辺の塀を安価な木柵等に変更し、前庭についても日本庭園的な整備から、現在の地形や樹木を最大限利用した芝生広場的な整備に変更を行いました。また、既存建物については、北側の棟は瓦ぶきからガルバリウム鋼板とするとともに、収蔵庫内部についても現在の分室の集積棚を最大限、再利用するなどの事業費見直しを行ったところです。

(3) 建設後のランニングコスト等はどうなるのか。施設本体に係るランニングコストについては、電気料金、上下水道料、火災保険料、機械警備委託料等に、休日時間外の開館に対応する臨時職員の賃金を合わせて、年間約750万円と試算しています。

(4) 建設財源と返済計画はどうかということについてですが、建設財源は交付税措置がある起債を借り入れることを基本に、基金からの繰り入れを組み合わせる財源としており、起債対象となるものは、事業費の90%の借り入れとしています。

また、返済計画については、償還期間を20年としています。

(5) 町民の理解は得られているかについてですが、今回、約2年間にわたり基本構想の見直し、実施設計の変更業務を予算に計上の上、行ったところであり、その内容はこれまでの答弁のとおりであります。また、基本構想の変更については、平成30年6月の町広報誌で特集を組むとともに、町のホームページで町民皆様にお知らせをしています。この歴史文化交流館（仮称）については、以前から、町史談会をはじめ、文化協会や多くの町民の皆様から建設の要望もあっており、平成25年度に策定した第5次波佐見町総合計画で建設計画を掲げ、議会においても平成26年8月の福岡県八女市岩戸山歴史文化交流館を調査され、歴史資料館建設の必要性も御提示いただいたところです。

一方で、文化財行政を担う教育委員会分室は築50年を超え、老朽化が著しく、この歴史文化交流館（仮称）に移転、統合することで行政機能の効率化も図ることとしています。

この波佐見町歴史文化交流館（仮称）は、本町が有する貴重な歴史文化資産を保存、活用し、未来に継承するとともに、町民皆様や子供たちが本町の歴史、文化、伝統に直接見て、触れて、学び、郷土波佐見に誇りを持つ場としてその必要性は高く、本町の歴史的価値を高める施設であります。また、波佐見町がさまざまな交流を通じて発展してきた歴史的背景を踏まえ、交流をキーワードに、波佐見町の歴史を町内外に公開、情報発信するとともに、町内外の交流の拠点となることで、町の活性化に寄与し、町民皆様の理解と期待に応える施設となることを確信しております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

まずは、今回、二つほど大きなテーマ、関心事例を質問させてもらっておりますけれども、順序を入れかえまして、ふるさとづくり応援寄附金の取り扱いについてのほうから先に御質問させていただくことをお許してください。

ふるさとづくり応援寄附金制度は、財政に窮する全国的な地方自治体にとってはありがたい制度であると思っております。本町においても例外ではございません。本年度は過去最高額の寄附を頂戴したということで報告がっておりますが、全国的な寄附者への返礼品の多くは食べ物ということをよくお聞きしますけど、本町の場合は、そのほとんどが地場産業の焼き物であることを考えれば、すばらしい取り組みであると言わざるを得ません。そこで、担当部署を中心に、中間の業者、また、返礼品の出店等をなさいます地元の関係各位に改めて敬意を表するものでございます。

また、その寄附金の使い方については、寄附者の希望等を考慮した政策に充当されるとお聞きしますが、どのような政策にどのような分配で予算化されているのか、今後のふるさとづくり応援基金の展望についてお聞きいたします。この中で、先ほど町長のほうから説明がございましたけども、特別、寄附者からの意向に従った使い方に限るわけではないということで御答弁がありました。ということは、寄附者が寄附するに当たって、大体5項目に寄附金の活用事業ということを一覧として挙げておられますが、これにそれぞれの方たちが希望をチョイスしまして、寄附金をお納めになるということでございますが、これは、先ほど町長がおっしゃった中身については、寄附者の希望がいろんな形で偏った項目に集まっても、その寄附者の希望された項目だけに拘束されることはないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

基本的には寄附者の意向を最大限尊重いたします。寄附者の中には、町長にお任せをするという意向もございますので、そういった取り組みの中で取り組めればいいのかというふうに思いますし、必ずしも限定されたものではございませんけれども、解釈によっては、例えばふるさとを元気にする活動と、それから、懐かしい、あるいは未来に伝えたい伝統文化、どちらにもとれるなという判断はこちらに任せていただくということになるかというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

確かに、そういうふうに、ここに挙がっている5項目というのが、どっちかにすみ分けがしっかりしてるかというところとそうでもなく、また、全体的に捉えますと、波佐見町全体にやっぱり寄附をしたいというふうな思いの方々が寄附を積極的にされてるという理解もできます。

一番最後に書いてあります町長が必要と認める事業、これについては、どういうふうな判断でどういう予算立てをされてるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これは、例えば1番、ふるさとを元気に楽しく、それから、2番の未来に伝えたい伝統・文化、3番の懐かしい景観・新しいまちなみ、4番、次世代の子供たち、これにどうしても当てはまらないのかなど。当てはまっても、例えば、道路改良だとか、あるいは地方創生に

つながるもの、そういったものがあれば、どうしても今の波佐見町にとってつけなくてはいけない予算だなということがあれば、町長の判断のもとに充当しているというところがございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

31年度の予算には、この町長が必要と認める事業というのはございましたか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

きのう、北村議員が御質問になられた際に答弁したかと思いますが、町長が必要と認める事業には8,600万円を充当しております。

○4番（三石 孝君）

どのような事業って言いましたですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

メニューにつきまして簡単に申し上げますと、例えば、今度、庁用車にドライブレコーダー一等を購入いたしますが、そういったものの費用、それから、字が小さくて済みません、コンビニ収納のシステム改修のための経費、それから、一番大きいのは給食センターがかなり傷んでおりますので、ボイラーの改修であったり空調設備の改修工事、これらにかなり多額の経費を充当をしているところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

そういうふうなことで、今回は町長が必要と認める事業ということでございますが、中身については、ほかの項目に当たる内容も今、おっしゃってますよね。4番の次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業とか何とか、学校施設等々ですよ。そういうことであるならば、先ほど言われたような形で、このすみ分けがしっかりしていないという部分を今、考慮してお話されてると思います。だから、ある程度、その辺については、もっとはっきりわかる形で寄附者のほうに提案できるような形の分け方をされてもいいんじゃないかというふうに思います。

あと、先ほど、今回の寄附金の流れのほうを町長が御説明されましたが、年間通しての寄

附金がそれぞれの諸費用を引かれた後を基金に積み立てて、次年度以降、それを使った形で一般財源の中に繰り入れて使用すると。そういう中では、今回、2億2,400万円のほうを一般財源のほうに組み入れてされております。

同僚議員の質問にもございましたが、ある意味、地域の要望等に関する予算に関して、なかなか予算づけが難しい、財源不足だというふうなことで、ついつい後回しになってしまう分については、当初、予定された事業にこのふるさと納税で集められた寄附金を基金にし、それを後、次年度以降に繰り入れることで、ちょっと通常予定されている一般財源の余裕が出た分について要望書に充てるというふうなお話もあっておりますが、その辺については間違いございませんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これまでできなかった事業に対して、ふるさと納税で対応できたと。あるいは、今までやってきた分についても、対応できなかった分についても幾らか充当している分もございます。そういった部分の中で、今までは一般財源を充てなくてはできなかった事業をふるさと納税でできたということは、その分、一般財源に幾らか余裕が出てきてまいりますので、そういった部分について対応可能であれば、事業に取り組めるという趣旨の説明をしたところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

今、おっしゃった内容は、私が申し上げた内容と同じということを解釈して次に進みますが、このふるさとづくり応援寄附金はことしの1月から電化製品、キャノンさんのほうの商品の返礼品は返礼品として使わない方向でいってるということをお聞きしております。ということで、大体約1億円を超える返礼品の寄附行為があった中にですが、こういう形で、ある意味、同僚議員もおっしゃっていましたが、寄附金額が少なくなると予想されます。そういうことに関して、佐世保市とか平戸市がやってます返礼品等の商品開発、こういうことについてはお考えになることはないでしょうか。またそれにあわせて、商品開発に伴う補助金等の創設というふうなことはお考えになってませんか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

現在、担当しております企画財政課のほうでは、このふるさと納税の業務委託をしております業者と毎月1回、前月の振り返りを行っております。こういった返礼品に対して寄附金が集まっているのか、あるいはこういったランキングに本町がおおのかと、そういったものを打ち合わせしながら、こういったものを全面的に打ち出せば寄附額が出てくるのかというふうな協議も行っております。議員御指摘のような商品開発についても、業者のほうとか、あるいはそういった商品を提供したいという事業者のほうから申し出があれば、そういったものを行っておりますし、中にはこちらからこういったものを提案できないかと協議の中ではしております。そういった取り組みの中で、ふるさと納税の寄附額の拡大には努めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ということは、そういう商品の開発、返礼品含めて、直接、このふるさと納税というのは先に納税、寄附行為があつてのことですけれども、そういうことに関する補助金制度に関しても行く行くは考えているという理解をしてよろしいんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

ふるさと納税を提供いただける事業者からのいろいろな商品の提案する場合の補助金というのは、現在のところは考えてはおりません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ある意味、電化のほうが返礼に使われないということになれば、それはそれぞれの産業とか地場産の出店者の考えによるんでしょうけれども、その辺も一応考えて、今後の取り組みの中の予定に入れていかれると、ある意味、出店をされてる皆さん、また、地域の産業等も活気が出てくるんじゃないかと思っておりますので、御検討・御研究のほうをよろしく申し上げます。

もう一つなんですけれども、今回、ふるさと納税、毎年のことだというふうにおっしゃってございましたけれども、12月に駆け込みといいますか、多額の寄附行為があると。昨年も4億5,000万ほど1カ月の間に急に寄附行為があつたということを伺っております。その際に、11月に合わせてこういう雑誌、大体インターネットで申し込まれる方がほとんどなんですけれども、こういう紙面、ペーパーに関する雑誌をつくられたと伺っておりますが、これは何部

つくられて、どういう活用をされたんでしょうか。それと、予算はどれぐらいですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

やはり各自治体のふるさと納税の獲得合戦というのが年末にかけて非常に激しくなっています。本町におきましても、11月に入りましてから、電話で、紙面による返礼品の紹介はできないのかと。特に、インターネットを使ってらっしゃらない方から、あるいは、使っておっても、もっと見やすいやつはないのかという問い合わせが非常に増えました。そういったことで、委託業者のほうと話し合いをしまして、先ほど言われたように、平戸や佐世保が行っておりますようなカタログをつくって出そうじゃないかと。

ただし、そこにあまりお金はかけたくないと。恐らく、佐世保市と平戸市等の話を聞きますと、そのカタログの制作費だけで何千万というふうなお金を使っているらしいので、そういったお金はかけたくないということで、業者のほうと話をしまして、そういった販路拡大といいますか、そういったPR事業も委託をしている範疇ということで、そのカタログ品の印刷費については、先ほど御質問がありましたけれども、全部で2万部ほどつくっております。その制作費は、封筒、やはり特徴のある、手に届いても即捨てられては意味がございませんので、波佐見って何だろうかというふうな興味を引くような封筒まであわせて一緒につくっていただきました、デザインしてですね。それを2万部ほど作りまして、大体、その制作費が何と126万円ほどできております。これはインターネットを活用したところでお安く上がった感じがいたします。

それをじゃあ、どれぐらい送ったのかと。これまで波佐見町に寄附をしていただいた方はデータをとっておりますので、そういった方約1万8,000人に対してお送りをいたしました。そういった経緯でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

これ、昨年の12月の議会で5億円の補正をされたときか、その前のふるさと納税に関する質問があったときか、お答えになってることなんですけども、どうしてこういうふうなるふるさと納税寄附行為が増えたんですかということに御回答された言葉が、ラインナップが増えた。あくまでも1個1個じゃなくて、1社で幾らも出されたりしまして、ラインナップが増えたということを答弁されてます。ある意味、これは当然のことながら、行政のあり方と

返礼品の出店者と、また中間にある業者さん含めて一緒になって取り組まないと、こういう大きな行為が発生しないと思う。その中で、これは大体80社をちょっと超えるぐらいの波佐見町の出店者がいらっしゃるようですが、ここに上がってるのは約20社です。上がっていない方たちというのは、これができてることも知らない人もいる。こういうふうには、ある意味、絞り込んだカタログをつくっておられる。確かに、緊急に動き出されたということも伺っておりますが、ある意味、80社のうちの20社分載って、さらにこれで寄附行為の上乗せがあったということはありますが、こういうふうな分に関しては、事前に全出店者のほうに、80社ぐらいですから、できないことはないですね、お知らせをして、載せますよと。都合ができたなら、今回は数がたくさん載せられないので、こういうふうなカタログをつくりませんが、次回に回る可能性もありますよと、こういうふうには公平な扱いをしていただきたかったんですけど、これはできてない。これについてはどうですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

確におっしゃるとおりかもしれませんけれども、先ほど申しましたとおり、11月から12月にかけてがふるさと納税のピークでございます。そういった時間的な余裕もなかったということと、それから、やはり獲得競争の中では立ちおくれてはいけないと。スピード感が求められますし、また、どのようなターゲットを狙ったほうが寄附金が集まるのかということは、データを持っている業者が一番わかっております。そこで、カタログ製作に当たっては、業者に対して、まずプロジェクトをつくっていただいた若い女性陣がそのカタログをつくるプロジェクトチームをつくっておられます。どういったカタログをつくったほうが全国の皆さんにアピールするのかということを行政ではなかなか判断がしにくいので、そこはおたくに一任しますよということでしたところでございます。

今、議員がおっしゃったように、七十、八十業者の全てを、載せるか載せないかは別にしまして、載せれば、恐らくこの百何十万というふうな金額でのカタログはできなかったと思いますし、逆に、町内のいろいろ年末大売り出しとか、いろいろお店がチラシを出しますよね。そうしたときに、自分が納入している商品を全部チラシに載せますかね。そういったことはしませんよね。ある程度、獲得をしなくちゃいけないというときには、どういった商品が一番人気があって寄附が集まっているのか、そういったことを考えながらチラシをつくったところでございますので、これは一つの戦略でございます。

今後は、先ほど言われたように、今回チラシに載らなかった方を拾い上げるようなPRの仕方も方法としては考えていければと、今回の切り口としましては、とにかく注目度を浴びる、それから寄附額を集めることに集中しておりましたので、今、御指摘をいただきましたことについては、今後の対策の中でそういった、例えばきらっと光る商品がございますよとか、そういった方法もあるのかなというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

そういう形で進めていただければ、多くの人たちが波佐見町に寄附をしてもらいたいというところで頑張っていると思います。その人たちを公平な扱いで行政はやっていただかないとね。そこら辺を気をつけて、今後やってください。

続きまして、歴史文化交流館のほうに移りますが、町民の皆さんも御存じのとおりですね、この歴史文化交流館（仮称）の予算は平成28年度に3カ年の計画で継続費として2億4,972万円が計上されておりました。ところが、平成29年の3月の議会に、外壁の工事費として3,500万円を増額の補正予算を提出されましたが、議会は多くの質疑の後、否決し、再度の見直しを迫りました。結局、この結果を受けて、町長は予算化されていた歴史文化交流館（仮称）の継続費2億4,972万円を取り下げ、再度検討し、時期を見て提出すると公言されました。それから2年という月日がたち、十分な検討を踏まえた予算が今回、新年度予算として計上されました。

今回、新年度予算として、その内容なんですけど、一般会計に1億3,461万9,000円と32年度分の債務負担行為、大体支出を予定しますよという内容に1億9,496万6,000円、合計3億2,958万5,000円が計上されています。

これから2年前の質疑内容や一般質問の回答などをもとに、今回の予算にどのように反映されているかを可能な限り検証したいと思います。

先ほど、教育長のほうから説明がありましたが、見直しについてということで、答弁の中には、展示部会、交流部会等々の話がありまして説明がありましたけども、検討をどうやってますか、見直しをどうやってますかって、この一般質問だけじゃなくて予算のときも含めて何度となく質問しております。まず、検討や見直しのお話を持ち出しますと、待ってましたとばかりに、この二つの検討委員会の話が出ます。2年前の補正予算の否決決定の中心にあったものは何なのか、教育長はおわかりになりますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

私自身、教育長になって1年とちょっとになりますが、今言われたことについては十分まだ把握できておりません。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、議会の否決についてでございますが、まずは事を急ぎ過ぎたという反省がございます。継続費そのものも予算立てをして、実施設計を走りながら行ったということで、その辺を踏まえて3,500万円の補正が必要になったということを我々は深く反省をし、そこで継続費を取り下げ、または平成29年度の当初予算も取り下げて、一から見直したということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

これはもう2017年3月16日の新聞、何度も皆さん方にお見せしますが、町長が長崎新聞の取材を受けて、今回の否決から次回までのことに関して書いてます、後半に。町は今後、地元の窯業関係者でつくる建設検討委員会で改修費や展示内容、運営年などを改めて精査していく方針ですと。この方針です、町の。今、お答えをされた部分なんですけども、2年前の補正予算の否決決定の中心にあったのは、こういうことですよ。いとも簡単に外壁工事に3,500万円を計上してきたこと、すなわち、このまま歴史文化交流館の工事費がどこまでも膨らんでいくかわからないという不安です。ここが前回の否決につながってるわけです。実際、ここに町長が、今、読みました新聞の中に書いてある中身を今、申し上げましたように、展示部会、交流部会、本来であれば、ここにやっぱり予算とかそういうふうに設計とか、財政とかの見直し部会を持つべきだったんです。何度も私、言いましたよ。じゃあ、歴史文化交流館については、展示部会と交流会の話ばかりされます。これはどういうことですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

予算とか財政計画については、私たち行政職員が専門家でございますので、私たちが全体を見渡しながら御提示をいたしました。特に、平成29年度の当初予算では、建物2億7,500万、展示設備5,000万、3億2,500万という基準があります。私たちはそれを精いっぱい守る

ということで、その枠内で展示部会、交流部会の中でその内容を十分に論議していただいた
ということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

いやいや、今、3億2,000万の話をされてましたけども、前回、28年度に上げてらっしゃ
いましたかね、3年間の計画で取り下げられた金額というのは2億5,000万ちょっと切る金
額ですけども、これで今回、3億2,000万に計上されて上がっておりますね。この辺に関し
ては、当初の設計から大幅に内容変更があったんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

はい。先ほども申したとおり、平成29年度の当初予算に総額3億2,500万で計上いたしま
した。一方で、平成28年度の予算については、建物のみを先行して上げておりましたが、そ
れが2億4,000万でございます。差し引き3,500万の乖離がございますので、その補正をかけ
たところ、実施設計の段階でもっと論議ができなかったのかということで厳しい御指摘をい
ただきましたので、先ほど言ったとおり、全額を落としたということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

2年前の3月に議論をされとる中においては、ある意味、2億4,000万でしっかりやりま
すと、この枠内で必ずやりますから、3,500万を認めてくださいという答弁が各所に出てき
ます。こういう中身の中において、今回、予算的には債務負担行為と合わせて増額したよう
な形で出てきてるんですよ。それは、ある意味、2億4,000万の継続費を取り下げられた時
点で一切合財なくなってしまったわけですよ。その中で、また改めて、同じ取り組みをし
て、3億2,000万の数字を上げて来られてます。この辺についてもですが、実際問題、物件
の取得費からあわせて、でき上がるまでの間に、予算的にはどの数字が決定というか、予測
されるんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

用地取得、設計とかもろもろ合わせて今回、当初予算にハード面も合わせますと、総額4
億1,287万7,000円でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

びっくりして、ちょっと声が出ませんでした。大体、お知らせをする中においては、2億幾らで建物ができますよという部分が最初に出てきて、次は3億2,000万、トータルをする
と4億1,000万、これはびっくりです。こういう大きな金額でこの建物をつくる予定で、当初からそういう金額でいらっしゃったんですか。いろんな形で増額に関して予算特別委員会での話の中にも、労務費とか資材の高騰等々で上がっておりますということを強く主張、説明されてますが、ここまで上がってしまうと、全然私たちが聞いている範囲以上の数字になってますが、ここら辺に関しては、当初からこの4億円というものを予測して組み立てられているんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

これらについては、平成28年度の4号補正で大変厳しい御指摘を受けたところです。ですので、一旦全て取り下げをして、一から基本構想の見直しを行って、その結果に基づいて今回、改めて予算を計上したところでございます。その額については先ほど言ったとおりでございますが、この施設は既存施設を用いて総事業費をかなり抑えております。同じ規模の朝倉市の秋月博物館に比べても半分近くの総事業費でできてると思っておりますので、そういった意味で総事業費は抑えているというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

結局、そうはおっしゃいまして、基本的に物はできました、さて、ランニングコストだ
どうだといったときに、前の教育長が御説明をされてます。そのときにはこういうふうにお
っしゃいました。電気代、水道代もろもろ入れて300万だと、ランニングコスト、1年間。
で、今お聞きしますと700万。そして、職員さんが一人増えるんですよね。それもその700万
には入ってるんですか、入ってないんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど教育長が答弁した750万には、臨時職員の2名分が増加した分でございます。電気代は300万のとおりでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

職員を一人入れますと、前の教育長はおっしゃってありました。37.2歳の予算の中の平均した給与、賞与を加えた給与の流れは360万ぐらいあるわけです。けども、運転資金に毎年1,000万。90%は借り入れとおっしゃいますので、20年間の返済としても、これはこれは、毎年2,000万を超える費用が今後、発生していくということですよ。4億円かけてつくって2,000万。こがん施設がありますかね。いろんな形で物をつくられて、教育、学校とか何とかの教育に携わる施設はともかく、それがずっと計上していく、続いていく、こういうのが認められていいんでしょうか。なかなか町民の理解は得られるものじゃないと思いますが、教育長、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほど答弁でも申しましたように、まず、分室の建て替えの問題もあります。その分室と交流館の併設の状況、それから、子供たちの学習の新たな場、そして町民の皆さんの学習の場、また、先生方の研修の大きな場としても大いに活用できるものというふうに私は期待しております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

そもそも学芸員がおって、波佐見町の文化財を継承をしております。これをしっかり継承するという業務がそもそも行っているところでございます。今回、この施設をつくり、分室を移転・統合いたします。その行政効果は大きなものがあります。また、教育長が申したとおり、この歴史文化交流館のそもそもの意義、価値というのがあります。そういうのを組み合わせると、この施設は波佐見にとって大変すばらしい施設になるものだと確信しております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

回答は一人で結構でございます。

町長も12月の議会でこの件を少しお話ししましたら、今、歴史文化が必要なんだと、町にはやっぱりそういう施設が必要なんだと、将来に向けて、今、布石を打たないでどうします

かと力を込めて主張されていました。私も調べますと、長崎市から日本の各地に出ていく人は、一番多いそうです、市町村の中で。長崎市の交流人口は307万人、35万人前年度から増えているそうです。これだけ交流が進んでるのに、やっぱり調べてみますと、定住者は少ないというふうなことなんです。確かに波佐見町は100万人達成、150万に向かって頑張っておられます。かといって、歴史文化交流館をつくるのが定住者促進に向かっているかって、そうでもないんです。そこら辺は真摯に受けとめて、この問題と定住者促進の問題をがっちゃにしないようによろしく願いいたします。

あらためて申し上げますけども、そもそも、この歴史文化交流館の建設の予定地の取得なんですけど、これは平成27年に行われまして、当初は舞相の分室が老朽化と手狭になったために、出土品の収蔵のためにあったと私は伺っております、当時の議員さんから。ところが一転して、歴史文化交流館建設の予定地として、るる進められてきました。建物取得の正当性をここに求めてきたと思わざるを得ません。それからというもの、建設検討委員会を中心に緊急に立ち上げて、一目散に現在に至っているのが現状ではないでしょうか。

しかし、今までの答弁や行動のありさまを見てわかるように、実施設計を待たずに予算の急仕上げを行いました。そのツケが2年前の外壁の工事の3,500万円の補正予算の否決なんです。

また、今回の大幅な増額予算での再提出は、町民の期待とは大きくかけ離れたものが顕著にあらわれています。一方、町民の切なる要望は財源不足により見送られ、いつになったら実現できるか見通しも立たないでいるのが現状です。莫大な税金を投入して、一時的には集客があるでしょうが、町長がおっしゃるように、うまくいくでしょうか。近隣の同様の施設の現状から判断すれば、大変厳しい状況が待ち受けると言っても過言ではないでしょう。

今までの答弁で、この歴史文化交流館建設が後々に町民に過度な負担を強いることになることになるのがよくおわかりになったと思います。今、本当に求められていることは、ライフラインの徹底した整備です。防災の面からも強く言えることです。だからこそ、耐震的に不備な庁舎を建て替えようと今、計画が進められているじゃないですか。歴史文化交流館では町民の生命と財産は守れません。安心・安全なまちづくりとは大きくかけ離れるものです。何はさておき、一番にやることは町民の身近な道路や河川等の整備です。町民の要望に応え、しっかりライフラインの整備をしてから歴史文化のことを考えても遅くはないでしょう。順番が逆ですよ。今が大事なんです。今現在が。そういう意味で、今回の歴史文化交流館はど

うぞ白紙に戻したらどうでしょうか、町長。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

波佐見の歴史文化、これが今から存在感を現すと。すぐには効果は出てきません。やはり観光交流にしても、いろんな町の住民の皆さんの誇りにしても、波佐見の歴史、先人がこういうことを積み重ねて初めて今があるわけですね。だから、そういう歴史を知りながら、文化をわかりながら、そして後世に伝えていくというのが我々の役目だというふうに思っております。やはりそれは直面する課題に対しては、可能な限りやってきました。

しかし、この歴史文化交流館をつくるということには、それは町民の皆さん、そしてまた文化的な歴史的な皆さん方、何回も陳情においでになりました。陳情があったからしたんじゃないです。やっぱり陳情と同時に我々もこの波佐見町の歴史文化を残していかないかと。町民の誇りにもなると。そして、よそから見ても、ああ、波佐見にはこういう歴史、こういう人物、こういう産業、こういうことがあったんだというようなことをきちんと見ていただく。やっぱりそこに、よそに行く人へ、歴史文化が何か、そこを見に行くわけですね。景観だけじゃないと思います。

だから、そういうふうなことにおいて、最小の経費で最大の効果を出すと。それは何かと。大体、次長も言いましたけど、議員さんも見に行ったところも、大体あのぐらいの規模だったら10億前後かかるわけですよ。そして、そういう新しいのをコンクリートでつくるような今の時代じゃないわけですね。やはり、昔懐かしいそういうふうな民家を活用して、そして、場所的にもそういう屋敷的にも、それに一番ふさわしい状況じゃないかなと。

だから、そういうふうなことでは、平成28年に6月20日から8月4日までの町政懇談会をしました。そのときに、やっぱり一番柱になるのは、旧講堂の活用と歴史文化交流館、そして、課題とするのが庁舎建設やったんです。通常の産業育成とかライフラインとあって、毎年可能な限り、そういうふうに緊急性、重要性を踏まえながら、ちゃんとそういうふうな予算はついていっとるわけですね。だから、そういうことを踏まえて、白紙には戻しません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

やはりそういうことをちゃんとした形で町民のほうにもお知らせをしていただき、また、そういう形で金額的にもしっかりした金額を伝えながら、こういう状態なんだと。なぜその

順番を、歴史文化交流館を先にやらんばいかんかということも含めて、説明をちゃんとやっ
てもらいたいと思います。

○議長（今井泰照君）

以上で、4番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で、通告がありました一般質問が全部終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了します。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後0時10分 散会

第17日目（3月20日）（水曜日）

諸報告

- 1 諸般の報告
- (1) 議長報告

議事日程

- 第 1 提案要旨の説明
- 第 2 発議第1号 「消費税率10%への引き上げ中止」を求める意見書
- 第 3 議案第1号 平成31年度波佐見町一般会計予算
- 第 4 議案第2号 平成31年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第3号 平成31年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第4号 平成31年度波佐見町介護保険事業特別会計予算
- 第 7 議案第5号 平成31年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算
- 第 8 議案第6号 平成31年度波佐見町上水道事業会計予算
- 第 9 議案第7号 平成31年度波佐見町工業用水道事業会計予算
(以上7件 予算特別委員長報告)
- 第 10 議案第17号 波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第18号 波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第19号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第20号 波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第21号 波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第22号 波佐見町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び

に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

第 16 議案第23号 波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

第 17 議案第25号 東小学校空調機設置工事請負契約の締結について

第 18 議案第26号 中央小学校空調機設置工事請負契約の締結について

第 19 議案第27号 南小学校空調機設置工事請負契約の締結について

第 20 議案第28号 波佐見中学校空調機設置工事請負契約の締結について

第 21 閉会中の継続調査申出について

(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

第17日目（3月20日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 書 記 山 田 清

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 松 下 幸 人
総 務 課 長 村 川 浩 記	商工振興課長 澤 田 健 一
企画財政課長 前 川 芳 徳	税 務 課 長 朝 長 哲 也
住民福祉課長 山 口 博 道	健康推進課長 本 山 征 一 郎
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 朝 長 義 之	建 設 課 長 楠 本 和 弘
水 道 課 長 堀 池 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 官 田 和 子
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 林 田 孝 行	総 務 課 長 松 添 博
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長 坂 本 昌 俊	

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成31年第1回波佐見町議会定例会第17日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

これから諸般の報告を行います。

議長報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

日程第1 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。追加議案の説明をいたします。

本定例会に議案4件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明申し上げます。

議案第25号 東小学校空調機設置工事請負契約について、議案第26号 中央小学校空調機設置工事請負契約の締結について、議案第27号 南小学校区空調機設置工事請負契約の締結について及び議案第28号 波佐見中学校空調機設置工事請負契約の締結についての4件は、去る3月14日に実施した指名競争入札の結果、それぞれ落札業者が決定しましたので、工事請負契約を締結するため、地方自治法の規定により議会の同意を求めます。

以上で提案要旨の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折、御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第2 発議第1号

○議長（今井泰照君）

日程第2. 発議第1号 「消費税率10%への引き上げ中止」を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者の三石孝議員に内容説明を求めます。

○4番（三石 孝君）

発議第1号

平成31年3月20日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

提出者 波佐見町議会議員 三石 孝

賛成者 波佐見町議会議員 横山 聖代

「消費税10%への引き上げ中止」を求める意見書（案）

標記について、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由。

消費税の10%の引き上げは、単に消費税の引き上げだけにとどまらず、複数税率制やインボイス制などが採用されるものである。本町には地場産業の分業制に伴う個人小規模事業者多数存在する。

今回の増税は、町が推し進める産業支援事業と逆行するものであり、事業経営をさらに圧迫しかねない。そこで、町民の代表である議会が、政府に対し、意見書を提出するもの。

別紙

「消費税10%への引き上げ中止」を求める意見書

安倍首相は、臨時閣議で2019年10月に消費税を10%に引き上げることを表明しました。

しかし、前回8%への増税後、経済への深刻な影響は続いており、さらなる増税は日本経済にとって大きな打撃になることは必至です。しかも、社会保障負担は増すばかりで、多くの国民から悲鳴が上がっています。

増税と同時に、「複数（軽減）税率」の導入が予定されていますが、事業者などにおいて事務作業の混乱を招くおそれがあり、国民にとっても非常にわかりにくい税率となっています。さらに、「軽減」とは名ばかりで、食料品や新聞など一部を8%に据え置くだけであり、

1世帯当たり8万円ほどの増税となり、また「適格請求書」(インボイス)の導入により約500万の免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。日本税理士会連合会や日本商工会議所をはじめ多くの業者団体がインボイスに対応するには、自ら課税事業者を選択することになり、実施反対の声を上げています。

特に、波佐見町においては地場産業の分業制に伴う個人小規模事業者が多数存在し、今回の増税は事業経営を圧迫する可能性が憂慮されるところです。

消費税は、生活費非課税・応能負担というあるべき税制の原則から最も離れた税であり、低所得者ほど負担が重い税金です。私たちは、地域住民の暮らしや中小企業者の経営、地域経済に深刻な打撃を与える消費税率10%への引き上げを中止することを求めます。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

長崎県東彼杵郡波佐見町議会

以上です。

○議長(今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(今井泰照君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

百武議員。賛成ですか、反対ですか。

○7番(百武辰美君)

反対です。

私は反対の立場から、「消費税10%の引き上げ中止」を求める意見書(案)に対して反対討論を行います。今回は中身に対しての、文章の中身に対しての反対でございますので、よろしく願いいたします。

意見書によりますと、中ほどに、日本税理士連合会や日本商工会議所をはじめ多くの業者団体がインボイスに対応するには自ら課税業者を選択することになり、実施反対の声を上げていますという表記がありますが、これが非常に誤解を招くような表記になっております。

商工会議所並びに日本税理士連合会は、昨年の10月18日及び19日に日本会議所会頭及び税理士連合会の会長の名前でコメントを出されております。その中には、消費税に対しては安定した社会保障、財源確保のために必要不可欠な措置であるというような肯定的なコメントを出されておりますので、非常にその点からいきますと、この意見書の内容を見れば、非常に誤解を与え兼ねないような内容になっております。その点におきまして意見書としては適正じゃないと思い、考え、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

「消費税10%の引き上げ中止」を求める意見書について、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、この意見書に対しては、インボイス制度、軽減税率、消費税10%にかかわる部分にいろんな部分、制度変更されていますので、その辺に対して賛否両論があることは事実です。それを踏まえて意見書を提出しているんですけども、現実、消費税10%と、それらを別々に考えられることは難しいと思います。消費税10%が行われるからこそ軽減税率を導入されますし、インボイスの導入が進められる状況ということがございます。

なので、当然、私も消費税10%に対しては、ちょっと社会保障の拡充を求めるためには必要不可欠じゃないかとは思っているんですけども、制度自体、いろいろな部分で社会からおかしいんじゃないかという声がありますので、それを、きちんと波佐見町議会としてもおかしいんじゃないかという声を上げるために、今回の意見書については賛成をする立場から討論させていただきます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号「消費税率10%への引き上げ中止」を求める意見書を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手少数であります。したがって、発議第1号は否決されました。

日程第3～9 議案第1号～議案第7号

○議長（今井泰照君）

日程第3. 議案第1号 平成31年度波佐見町一般会計予算から日程第9. 議案第7号 平成31年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

石峰委員長。

○予算特別委員長（石峰 実君）

おはようございます。予算特別委員会委員長報告を行います。

平成31年3月20日、ただいま一括議題となりました議案第1号 平成31年度波佐見町一般会計予算から議案第7号 平成31年度波佐見町工業用水道事業会計予算の7件につきまして、予算特別委員会における審査結果を報告いたします。

各予算案は、去る3月5日に本委員会に付託され、3月6日、7日、8日の3日間にわたり委員会を開き、町長及び副町長並びに各管理職等の出席を求め、慎重かつ精力的に審査を行いました。

採決の結果、全て原案可決するものと決定しました。

内閣府の月例経済報告によると、我が国の経済は、個人消費は持ち直し、設備投資は増加している。生産は一部に弱さを見られるものの緩やかに増加しているなどの判断により、景気は緩やかに回復しているとの基調判断であります。地方経済への波及効果については、その影響がまだ十分に感じられない状況であります。

本町の財政事情は、子育て支援や障害者支援など、政策的要因による扶助費の増加、あるいは複雑多様化する行政事務に対応するための電算管理費の膨張などで一般財源が圧迫され、また、歳入では、ふるさと応援寄附金の見込みはあるものの、町税は若干の減少が見られます。抜本的な改善とはなっておらず、全体の予算に占める自主財源の割合が低く、依然とし

て地方交付税や国、県支出金などに依存する財政基盤となっています。

このような中で、人口減少社会に立ち向かい、波佐見らしさを発揮しながら持続可能なまちづくりを進めるため、雇用の創出と定住促進、地場産業の振興、交流人口の拡大、安心安全なまちづくりと生活環境基盤の充実、社会保障と子育て支援、学力向上と豊かな心、スポーツ・文化の推進などを重点施策として掲げ、推進するための平成31年度波佐見町一般会計予算案と各特別会計予算案及び企業会計予算案が提案されました。

これを受けて、予算特別委員会は、真の住民福祉の向上につながる効果的な予算であるのかに主眼を置き、予算の議決権は議会の権限の中で重要なものであるとの認識のもとに、多岐にわたり終始積極的かつ慎重に審査を行いました。予算審議をする委員の方々も細心の注意と大胆な洞察力が要求されますので、審査に当たられました各委員の御苦勞は大変なものであったと思います。

また、今回の予算特別委員会には、総括質疑方式から一問一答方式での審査を行いました。各委員の活発な意見に感謝いたしますとともに、説明いただきました執行部の皆様に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

なお、詳細につきましては、13人の委員で構成する委員会の審査であり、各委員ともその内容は十分承知されておりますので、省略をいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（今井泰照君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第1号 平成31年度波佐見町一般会計予算の討論を行います。討論はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

私は、議案第1号 平成31年度波佐見町一般会計予算に反対する立場から討論を行います。

今回の一般会計予算の総額は68億9,700万の過去最高の予算額であります。その中に歴史文化交流館（仮称）の予算が計上されております。この歴史文化交流館の予算は、平成28

年度から30年度までの3年間の継続費で2億4,972万円の予算が計上されていましたが、平成29年の3月議会に提出された外壁工事の工事分の3,500万円の補正予算が否決され、継続費そのものが町長自らに取り下げられたものでございます。

議員の皆さんが、平成29年の3月議会で補正予算を否決されたが理由の一つは、継続費の補正に3,500万円という大金をいとも簡単に計上してきた行政のあり方に疑問を持たれ、また、このままでは歴史文化交流館の建設費がどこまで膨らむかという危機感をお持ちになったことに違いありません。

その後、2年という歳月の中で十分検討されたとのことですが、果たしてそうなのでしょうか。疑問でなりません。今回計上されている予算は1億3,461万9,000円と、債務負担行為に32年度分として1億9,496万6,000円で、合計3億2,958万5,000円であります。平成28年度に計上された3年間の継続費2億4,972万円から7,986万5,000円の増額になっています。説明では、2年間に資材や労務費等の高騰を理由に上げておられますが、31%の増額は納得できるものではありません。その上、完成までの総予算は4億1,000万を超える莫大な予算になるとのこと。私をはじめ、議員の皆さんも初めて耳にした金額ではなかったでしょうか。

2年前に補正予算否決の際の質疑に立たれた5人の議員さん、皆さんも異口同音に過度な予算の投入は問題であることを指摘されております。3,500万円の比ではないこの数字を見て何とも思われませんか。このような、どこまでも膨らみ続ける予算額は、議員各位が指摘した内容を真摯に受けとめて検討を行っていない証拠ではないでしょうか。私たち議員はこのような行政の暴走を食いとめることも大きな仕事であります。

今なぜ歴史文化交流館なのか。ほとんど借金で建設され、毎年1,000万を超える返済が20年続きます。新たな職員の配置をはじめ、もろもろの経費が毎年1,000万以上発生します。すなわち、建設費のほかに毎年2,000万円以上の税金を投入しなければならない施設なんです。このような施設を果たして町民は求めているのでしょうか。町長はこれまで古民家改修で安上がりであるかのように主張を行ってまいりましたが、後の修繕費はかえって高くつくことを考えてください。後世に過度な負担がかかることは目に見えているではありませんか。

また、町の存在は歴史文化にあり、交流人口の増加が定住人口の増加ということで、布石を今打たなければどうしますかと主張を力説されておりますが、長崎市の場合は交流人口の多さでは突出していますが、流出人口が日本一多い都市であり、定住者の減少に歯どめがか

けられていないことを考えれば、町長のこれまでの主張は全般的を得ていないものと言わざるを得ません。今やるべきこと、町民が今求めていることは手をつけずに山積みされたままです。そのままでもいいのでしょうか。後世に負担を強いることになる歴史文化交流館をつくることになれば、町民の要望の実現は遠のくばかりです。それでもいいんですか。議員の皆さん、よく考えて判断してください。

以上、歴史文化交流館の予算が計上された議案第1号 平成31年度波佐見町一般会計予算に反対する討論といたします。

○議長（今井泰照君）

次に、賛成討論はありますか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

議案第1号 平成31年波佐見町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

まず、歴史文化交流館に関してなんですけれども、確かに賛否両論あると思います。昨年9月に行われた町長選挙におきましては、3,777人の投票者の方が一瀬町長以外の候補に投じられました。47.3%ですね。もちろんほかの理由もあると思うんですけども、一つに歴史文化交流館に対する議論があったのは事実だと思っています。ただ、52.7%の方はそれでも一瀬町長に投票されまして、今の施政についてはおおむね賛成の立場と考えています。もちろん賛否両論あると思います。

例えば、一般会計予算については、歴史文化交流館以外にもふるさと納税を活用した多数な事業等、これまでなかった事業もたくさんございます。もちろん今現実の町民が求められていることを十分にやっていかないといけないのは、町全体としての課題として当然のことなんですけれども、ただ、今後に向かって、10年、20年、30年先を見据えた事業もやっていかなければ、波佐見町の将来はほかと比べて、例えば長崎市なんですけれども、歴史的な建物をたくさん壊しています。今現実ですね。そういう部分を、ほかと違う波佐見町ならではの役割を担うべきものとして、私は、歴史文化交流館は必要なものと考えています。もちろん、ただ予算の使い方とか、まだまだ懸念される部分がたくさんございますので、今回決定をされたとしても、町民の方に説明責任が求められることは今後も当たり前のことなんですけれども、それを踏まえても必要な事業という形で認識されている町民の方もたくさんいらっしゃいますので、その御意見を踏まえて、今回の一般会計予算が妥当なものと考えまして、

賛成の立場から討論をさせていただきます。

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号 平成31年度波佐見町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手多数であります。したがって、議案第1号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成31年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号 平成31年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第2号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成31年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号 平成31年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第3号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成31年度波佐見町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号 平成31年度波佐見町介護保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第4号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成31年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号 平成31年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第5号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成31年度波佐見町上水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号 平成31年度波佐見町上水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第6号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成31年度波佐見町工業用水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号 平成31年度波佐見町工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第7号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号

○議長（今井泰照君）

日程第10. 議案第17号 波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それでは、議案第17号について御説明を申し上げます。

波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例。

波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年波佐見町条例第11号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月4日提出。

提案理由でございますけれども、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行に伴い、改正するものでございます。

別紙をお開きください。

波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

3枚目に新旧対照表をつけておりまして、右が現行条例であります。左が改正案となっておりますが、第10条第3項第5号の一番下の部分ですね。下線の部分を追加しております。学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、専門職大学等が制度化されたということから今回の追加をしたものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号 波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号

○議長（今井泰照君）

日程第11. 議案第18号 波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

続きまして、議案第18号について御説明申し上げます。

波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年波佐見町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月4日提出。

提案理由でございますけれども、災害弔慰金の支給に関する法律及び災害弔慰金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴い、保証人、貸付利率及び償還期間について、所要の改正を行うものでございます。

別紙をお願いいたします。

波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正をします。

第14条の見出し中「利率」を「保証人及び利率」に改め、同条第1項を次のように改める。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

続いて、第14条に次の2項を加える。

2、災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5%とする。

3、第1項の保証人は、災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包括するものとする。

第15条第1項中「（又は半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行し、改正後の第14条、第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるものでございます。

3枚目に新旧対照表をつけております。

下線部分が今回ちょっと変更している部分でございますけれども、この災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸し付けに係る運用を改善しまして、被災者支援の充実を図る観点から所要の見直しを行ったものでございます。

まず、第14条でございますけれども、保証人の要件緩和ということで、連帯保証人の必置義務を撤廃をいたしております。被災等により保証人を立てられない被災者が災害援護資金の貸し付けを受けられるように、災害援護資金の貸し付け条件の一つであった連帯保証人の必置義務を撤廃しております。

二つ目に貸し付け利率の引き下げでございます。これまで貸付利率等について、一律、保証人が必須でありまして、年3%と定められていましたが、法令改正によりまして、31年4月以降、保証人の有無を含め、年3%以内で市町村が条例で定めることができるということになりましたので、今回、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付利率を参考に、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%と貸付利率の引き下げを行うものでございます。

それから、第15条です。償還方法の拡充ですね。月賦償還による償還方法を追加ということでございますが、被災者の災害援護資金の円滑な償還に資するため、被災者が選択できる災害援護資金の償還方法として、これまでの年賦償還、または半年賦償還に月賦償還による償還方法を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号 波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第19号

○議長（今井泰照君）

日程第12. 議案第19号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第19号について御説明申し上げます。

議案第19号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月4日提出。

提案理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

別紙のほうをごらんください。

波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

これにつきましては、今回、概要のほうを用意しておりますので、本日お配りいたしました議案第19号説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。なお、改正箇所につきましては、別紙並びに新旧対照表で御確認いただければと思います。

まず、この条例につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令によりまして、国民健康保険法施行令が改正されたことにより、それに準じている条例の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、保険料の軽減措置に係る見直しということになりますが、次の2点の改正が行われております。

一つ目は、保険料の賦課限度額の引き上げでございます。保険料は、医療分、後期分、介護分で構成されておりますけれども、そのうちの医療分の保険料において、賦課限度額が58万円から60万円に3万円引き上げとなっております。（「61万円」と呼ぶ者あり）失礼しました。61万円引き上げになっております。

二つ目ですが、保険料軽減の所得判定基準におきまして、被保険者数に乗すべき金額、これが5割軽減対象世帯において5,000円増の27万5,000円から28万円に、2割軽減対象世帯で1万円増の50万円から51万円の引き上げになっております。この引き上げによりまして、軽減対象世帯の範囲が拡大をされております。

この条例につきましては、平成31年4月1日から施行するものとし、この条例によりまして改正後の波佐見町国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の保険料につきましては従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号

○議長（今井泰照君）

日程第13. 議案第20号 波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、引き続き御説明を申し上げますが、その前に議案第20号並びに21号につきましては、今回字句の修正がございました。謹んでおわび申し上げます。

それでは、議案第20号の説明に参ります。

波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由といたしまして、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。

別紙。

波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては以下のとおりとなりますが、別紙は11ページにわたりまして、新旧対照表は36ページにわたりまして、ちょっと長うございますので、今回、またお配りしました概要のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、議案第20号説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、この条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令第3条により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、それに準じております条例の改正を行うもの

でございます。

主な改正内容といたしましては、大きく分けて五つになっております。

まず、一つ目といたしまして、共生型地域密着型サービスの基準の追加でございます。障害者が65歳になって介護保険の被保険者となった場合、通常であれば、介護保険優先の原則が発生しまして、使いなれた障害福祉サービス事業所が利用できなくなる場合があります。そういったことから、同一の事業所でサービスを受けやすくするための位置づけがここに盛り込まれております。条項で申しますと、第1条、第2条第1項第4号、59条の20の2、3で基準を設けております。

次に、二つ目でございますが、介護医療院の創設でございます。これにつきましては、長期にわたって療養が必要な要介護者に対して、医療や看護、介護、生活上の世話をを行うことを目的とした施設でございます。こういう部分の中身が今後必要になってくる、医療と介護の連携が今後出てきますので、その分に対するこういった介護医療院の創設ということで行われておりまして、今回この条例に対しましては、第6条第5項第12号に始まり、第194条までの16カ所に追記をしております。

続きまして、三つ目ですが、利用定員等の人員及び運営基準の見直しでございます。これは幾つかのサービスに対しまして、それぞれ基準が、人員及び運営の基準が見直されておりますので、順次説明をしたいと思っております。

まず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、まず、オペレーターに係る基準の見直しでございます。

3、サービス提供責任者の経験年数。これまで3年とされておりましたが、これが条件によりまして1年以上に緩和されております。これは第6条第2項によるものです。

次に、同一敷地内の事業所職員。この兼務時間帯が、これまで深夜帯に限るものでございましたが、今回、その時間の部分が削除されておりまして、24時間可能になったものでございます。これは6条第5項、第7項、第8項に記載しております。

次に、介護医療連携推進会議の開催回数の緩和ということになっておりまして、事業所負担の軽減も含み、これまで3カ月に1回の開催とされておりましたが、6カ月に1回、年に2回の開催に回数が緩和されております。これは第39条第1項になります。

次に、夜間対応型訪問介護でございますが、これも先ほど説明したものと同じになりますが、オペレーターに係る基準の見直しということで、同様に経験年数を3年以上が1年以上

に緩和されております。これは第47条第3項に記載しております。

次に、地域密着型通所介護でございます。療養通所介護の定員の引き上げということで、これまで9人以下というふうに定められておりましたが、これが18人以下ということで引き上げが行われております。59条の20号に記載をしております。

次に、認知症対応型通所介護でございますが、共用型認知症対応型通所介護における利用定員数の変更ということで、この中のユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、1施設当たり3人以下から、1ユニット当たり、ユニットの入居者に合わせて12人以下に見直すということでございます。通常、1ユニットの場合は9人の定員となっておりますので、これに3人を足しますと12となるものですが、ここに上げてあります施設におきましては、例えば9人利用が8人利用、7人利用となったときに、その差分で4人とか5人とかの利用が可能ですよということで、枠での設定というふうな形で捉えていただければと思います。第65条に記載をしております。

2枚目に行きまして、地域密着型介護老人福祉施設でございます。緊急時等の対応ということで、入居時の急変時におきまして、医師との連携や、緊急時の対応方法を定めておくことの義務づけがなされております。166条の2に記載をしております。

次に、看護小規模多機能型居宅介護でございます。指定に関する基準の緩和ということで、診療所である場合、支障がなければ、病床を宿泊室として兼用することが可能であるということがうたわれております。196条第2項でございます。

次に、サテライト型事業所の基準の追加でございます。本体事業所の管理者、介護従業者、介護支援専門員との兼務等により、職員を配置しないことができる。これは緩和ですね。そして、サテライト型における登録数及び利用定員数がここで設けられております。これは192条、193条、195条、200条でそれぞれ記載がされております。

次に、大きな4番目になりますが、身体的拘束等の適正化ということで、これにつきましては三つの項目が改めて明示されたものでございます。身体的拘束等の適正化の対策検討委員会を3月に1回以上開催し、その結果を介護従業者、その他の従業者に周知徹底を図る。身体的介護等の適正化のための指針の整備、介護従業者、その他従業者に身体的拘束等の適正化のための定期的な研修の実施をすると、これがうたわれております。これにつきましては、第117条第7項、第138条第6項、第183条第8項になります。

そして、大きな5番目になりますが、療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換す

る場合の特例ということでございます。地域密着型特定施設入居者生活介護の施設へ転換を行う場合、サービスが適切に提供されると認められた場合には、生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者の兼任を認める。また、上記転換を行う場合、サービスに支障がない限り、浴室、便所、食堂の兼用を認めるということでございます。これにつきましては、附則第12条の2、第12条の3に記載しております。

なお、先ほど説明をいたしました1から5番の中で、本町で実際に施設として存在しますのは4番目の部分でございまして、4番目の身体的拘束の適正化が実際には今該当するもので、それ以外は本町に移行をするような施設はございません。

以上で、議案第20号 波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

ここでしばらく休憩します。11時5分より再開いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第20号 波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号 波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第21号

○議長（今井泰照君）

日程第14. 議案第21号 波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、引き続きまして、議案第21号について御説明申し上げます。

議案第21号 波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月4日提出。

提案理由でございますが、先ほどの20号と同様に、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。

別紙。

波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。これにつきましても、先ほどと同様に、条例の変更等につきましては別紙として新旧対照表に記載されておりますが、中身につきましては、また概要のほう

で説明をいたしたいと思いますので、恐れ入りますが、議案第21号説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。

この条例におきましても、指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令第6条により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことによりまして、それに準じている条例の改正になります。

今回の主な改正内容につきましては、主に3点でございます。

先ほども20号にて出てきましたが、介護医療院の創設でございます。これも同様に、長期にわたって療養が必要な要介護者に対して、医療や看護、介護、生活等の世話をを行うことを目的とした施設でございます。本条例におきましては、5条から始まり、第83条第3項までの8カ所にこれを追記させていただいております。

次に、2番目ですが、利用定員等の人員基準の見直し、これも先ほどの20号と同様に行われておりますが、認知症対応型通所介護におきまして、共用型認知症対応型通所介護における利用定員数の変更ということでございます。補助においても、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を1施設当たり3人以下から、1ユニット当たり、ユニットの入居者に合わせて12人以下に見直すということになっております。これは第9条第1項に記載をしております。

次に、三つ目でございます。これも先ほどと同様に、身体的拘束等の適正化ということで、介護予防認知症対応型共同生活介護の部分におきまして、身体的拘束等の適正化の対策検討委員会を3月に1回以上開催し、その結果を介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る、身体的拘束等の適正化のための指針の整備、介護従業者、その他従業者に身体的拘束等の適正化のための定期的な研修の実施ということでございます。これは第78条第3項に記載をしております。

その他といたしまして、基準の改正に伴い、指し示す条項のずれ、字句の改正を行っております。

以上で議案第21号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号 波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第22号

○議長（今井泰照君）

日程第15. 議案第22号 波佐見町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

引き続きまして、議案第22号 波佐見町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月4日提出。

提案理由でございます。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。これも先ほどと同様の形になっておりますが、別紙をごらんください。

別紙。

波佐見町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これも同様に、中身の修正、改正箇所及び新旧対照表につきましてはこの後に記載しておりますが、内容につきまして、また概要のほうで説明をしたいと思っておりますので、議案第22号説明資料のほうをお願いいたします。

この条例におきましても、指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令第5条により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正をされたことにより、それに準じております条例を改正をするものでございます。

主な改正点といたしまして、大きく3点を上げております。

これにつきましては、要支援のほうの部分でございまして、主にうちの包括支援センターの対応になるところでございますが、まず、一つ目で、医療と介護の連携の強化ということになります。入院時における医療機関との連携におきまして、担当者の氏名、連絡先を医療機関へ提供するように依頼することの義務づけ。利用者に対して、もし入院とかをされる場合には、医療機関のほうに自分たちの名前とかを、必ず連絡先を伝えてくださいということになっています。これを必ずこちらから伝えるということですね。

次に、介護予防サービス事業所から利用者情報を得たとき、必要と認められる場合は、利用者の同意を得て、主治医等に対し情報提供を行うということになっております。

次に、利用者が訪問看護や訪問リハビリなどの医療サービスの利用を希望された場合、これは主治医等の意見を求めてそれを作成するようになりますが、それにより作成した介護予防サービス計画書は、今度はその主治医のほうにまた返すと、意見を求めた主治医のほうに交付することの義務づけ、こういったものがなされております。こういったことで連携の強化を図るということになっております。

次に、二つ目でございます。

公正中立なケアマネジメントの確保ということで、介護予防サービス計画を作成するに当たって、複数の介護予防サービス事業者がある場合、そういった紹介を求めることはできるということの説明を、居宅サービス事業者が利用者及びその家族に対して、こちらからそのことの説明をすることの義務づけということになっております。ここにつきましては、複数の事業者が使えますよという紹介を必ずしなければならないというところが我々のところに求められておまして、そういったものを義務づけるということになっております。

次に、三つ目でございます。障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携ということで、担当職員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定介護予防事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要があるということの部分の明確化が追加されているところです。

その他、ちょっとここには記載はありませんが、第32条第11号の2におきまして、介護予防サービス計画に位置づけられた介護予防サービス事業者等に対して、基準で位置づけられた計画書の提出を求めることもここにうたわれております。あと、字句、条項、今回の基準の改正に伴います字句の訂正、字句の修正、条項のずれ等を今回の条例改正では反映させてもらっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号 波佐見町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第23号

○議長（今井泰照君）

日程第16. 議案第23号 波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

議案第23号 波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。学校教育法の一部を改正する法律により、専門職大学の制度が創設されることに伴い、本条例を改正するものです。

次ページ、別紙をお願いいたします。

波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第6号中「による」を「に基づく」に改める。

第4条第2号中「した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第4号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程の修了を含む。次号において同じ。）」を

加える。

附則。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

なお、次ページに新旧対照表を添付していますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号 波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第17～20 議案第25号～議案第28号

○議長（今井泰照君）

日程第17. 議案第25号 東小学校空調機設置工事請負契約の締結についてから日程第20. 議案第28号 波佐見中学校空調機設置工事請負契約の締結についてまでの4件を一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それでは、議案第25号 東小学校空調機設置工事請負契約の締結について。

平成31年3月14日、指名競争入札に付した東小学校空調機設置工事について、別紙のとおり

り請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

別紙をごらんください。

契約の目的、東小学校空調機設置工事。

契約の方法、指名競争入札による契約。

契約金額、4,558万6,800円。

契約の相手方、波佐見町折敷瀬郷1705番地、株式会社ダイニチ。

なお、入札結果につきましては、次のページにつづっておりますのでごらんください。

それでは、引き続きまして、議案第26号 中央小学校空調機設置工事請負契約の締結について。

平成31年3月14日、指名競争入札に付した中央小学校空調機設置工事について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

別紙をごらんください。

契約の目的、中央小学校空調機設置工事。

契約の方法、指名競争入札による契約。

契約金額、5,613万3,000円。

契約の相手方、佐世保市白岳町50番地1、トノカワ電業株式会社。

なお、さらに次のページには入札結果一覧を添付しておりますので、ごらんください。

続きまして、議案第27号 南小学校空調機設置工事請負契約の締結について。

平成31年3月14日、指名競争入札に付した南小学校空調機設置工事について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

別紙をごらんください。

契約の目的、南小学校空調機設置工事。

契約の方法、指名競争入札による契約。

契約金額、4,939万9,200円。

契約の相手方、波佐見町折敷瀬郷1705番地、株式会社ダイニチ。

別紙には入札結果一覧票を添付しておりますので、御参考にごらんになってください。

続きまして、議案第28号 波佐見中学校空調機設置工事請負契約の締結について。

平成31年3月14日、指名競争入札に付した波佐見中学校空調機設置工事について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

別紙をごらんください。

契約の目的、波佐見中学校空調機設置工事。

契約の方法、指名競争入札による契約。

契約金額、7,364万880円。

契約の相手方、波佐見町折敷瀬郷1705番地、株式会社ダイニチ。

別紙には入札結果一覧表を添付しております。

本町の入札執行事務処理要綱では、1件4,000万円以上の工事につきましては、指名業者数は8社以上となっております。これにより4件の工事全てについて、同一業者10社を指名し、入札を行った結果、ごらんとおり、東小学校、南小学校、波佐見中学校は株式会社ダイニチが、中央小学校はトノカワ電業株式会社がそれぞれ落札したものであります。そのうち東小学校及び南小学校では、契約しようとする工事請負費が5,000万円未満でございますけれども、入札前の予定価格が5,000万円以上であったことにより、議会の承認を必要とするものでございます。

なお、工事の概要につきましては、所管の教育委員会から御説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、お手元に配付をしています参考資料に基づきまして御説明をいたします。

昨日の議会全員協議会の資料と同一でございますが、改めてここで御説明をいたします。

まず、工事の概要でございますが、室内機は天つり式で、教室後方に1機設置をいたします。寸法は記載のとおりでございますが、昨日の議会全員協議会で質問を受けました、埋め込みタイプ等ができなかったかということでございますが、天井の取り回しがそもそも埋め込みタイプを設置するようになっておりません。したがって、後づけのタイプは全国的に見てもこの天つり式になっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、室外機は、教室の反対側、廊下向こうの地上に原則1教室1機の対で設置いたしま

す。寸法は記載のとおりでございますが、安全面を考慮して、囲いフェンスを設置するよう
にしております。

それぞれの室内機、室外機の設置例については写真のとおりでございますので、よろしく
お願いをいたします。

次に、設置教室数の内訳でございますが、普通教室、特別教室、その他の教室については
文科省の基準で分類がされておりますので、その基準に基づきまして分類しております。

ここに記載のとおりでございますが、総合計95教室に設置をいたします。なお、特別教室
は、理科室、家庭科室、音楽室、ICT教室、その他の教室は、相談室、児童会・生徒会室
等がありますので、よろしくをお願いをいたします。

なお、重複いたしますが、契約金額、そして契約の相手方についてはここに記載のとおり
でございます。

その他として、室内機は左右のルーバー機能つきでございますので、風が左右に振り分け
られるというものでございます。

なお、運用については、今後、学校側と協議を行います。

最後になりますが、契約工期については9月末日としております。ただし、ただちに議決
をいただいたら、商品の、商品というか機材の発注をかねまして、国が示しております梅雨
前の設置稼働を目指したいと思っておりますので、お伝えをしておきたいと思っております。

以上で、議案第25号から28号の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

それぞれ、ちょっと入札結果がこう出ているんですけども、ちょっとこういう決まり方を
しているのを私は余り見たことがないような気がするんですけども、その辞退の方も3件、それ
から失格の方は結構いらっしゃるような、その入札結果があるんですけども、主な理由を
これは聞かせていただきたいと思っておりますのと。

また室外機の件なんですけど、室外機はやはりメンテナンスや故障の際にフェンスをされ
るということなので、そういう故障に対応できるようなスペース、あるいは処置等をしっか
りとっていただきたいと思っておりますので、ここでもう一度確認をしたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、入札結果についてのお尋ねでございます。

まず、入札結果一覧表を見ていただきまして、辞退というふうに最初から印字しておる業者が3社あるかと思えます。これは指名後に入札そのものを辞退すると、要件は深くは尋ねておりませんが、例えば、大村であれば、既に工事がたくさん発注されて、とても請け負えないと、もしとった場合、工事が完成できないという不安から辞退をされた。ほかもそういうことであろうかと思えます。ただ、九電工さんにつきましては、他県でですが、不祥事を起こされた関係で、自粛という意味で辞退をされたようでございます。これは、実は本日といいますか、県のほうから指名停止の通知が参っておりまして、本町ではまだその処置をしておりませんが、きょう、この議会が終わり次第、指名委員会を開きまして、その処分は決定するようにしております。

それから、まず失格の理由でございますけれども、これは最低制限価格以下の入札ということで、最低制限価格に到達していないことから、失格になっておるということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

室外機については、小学校、中学校でございますので、安全面を考慮して囲いフェンスをつくっております。確認したところ、メンテナンスはできるということで設計業者から確認をとれたところでございますが、施工中もそういったことがあれば、再度確認をして万全を期したいと思っております。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

申しわけございません。一つ漏れておりました。南小学校、それから中学校の入札で、印字の辞退でなくて、手書きで辞退と、トノカワ電業さんが辞退されておりますが、これは1件受注したことにより、以後の入札については施工管理等が厳しいということで辞退を、辞退と入札書に記載されて応札されたものでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

済みません、ちょっとお尋ねいたします。

このエアコンというのは、やっぱりその出力、メーカー、ここあたりによって違うと思うのですよね。やっぱり皆さん御存じのとおり、家庭用のクーラー等を買わしたときに、そのメーカーによって安い、ちょっとコロナさんの例を挙げては、安いと。ダイキンさんは結構高いと。しかし、故障が来にくいという、いろいろなやつがあると思いますが、その今回のこの入札に関しましては、出力、そのつけられるエアコンのメーカー、ここあたりもきれいにしてされたのでしょうか。

というのは、今回、予定基本価格というのがございますが、今回これに関しての最低制限価格、ランダム、これをいたしまして、最低制限価格というところがある程度決まっていると思うのですよね。しかし、そうした場合に、この失格、この金額まで行かない失格というのが3件、4件とか、ずっところあるんですよね。というのは、そのメーカーあたりをちゃんと指定していなくてこれだったのか。それとも、そもそもこの予定基本価格というのが今回高過ぎたのかなということもありますけど、私たちからしてみれば、少しでも安いほうがいいんですけど、しかし、この最低予定価格というのはわかりはするんですよ。やっぱりそれだけの工事をぴしゃってしてもらわないといけないというのはわかっているんですけど、そこあたりのほうの見解をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、最低制限価格、まず予定基本価格はあくまでも設計額でございます。それに対しまして、最低制限基本価格を設けておりますが、これは90%で基準になっておりまして、全て公開をしております。それから、ランダム係数につきましては、以前のいろいろな不正を、官製談合の防止の観点からランダムを導入するということで運用しておりますので、その辺については特に問題はないか、あっておりませんということを申し上げておきます。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

設計においては、それぞれの教室の面積に応じて規格を定めております。ちなみに小学校

では1教室当たり64平米が基本でございますので、その面積に合うようなエアコンの出力というのが業界で定めていらっしゃいますので、それをもとに出力をそれぞれ定めております。

議員お尋ねのとおり、設計においては国内のメーカーの参考見積もりをとって、その中でそれぞれのメーカーの代表的な型番を提示をして、同等製品ということで入札にかけているところでございます。そこで、実際各メーカーさんが入られる機種によって安いものがあるかもしれませんが、そもそも最低制限価格は品質の保持、ダンピングの防止というのがございますので、下回る場合は、ちょっと言葉は過ぎるかもしれませんが、安かろう悪かろうという可能性もありますので、やはり制限価格があるものでしっかりしたものを、内容を確認した上で落札業者を決定しているところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号 東小学校空調機設置工事請負契約の締結についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号 東小学校空調機設置工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 中央小学校空調機設置工事請負契約の締結についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号 中央小学校空調機設置工事請負契約の締結についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 南小学校空調機設置工事請負契約の締結についての討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号 南小学校空調機設置工事請負契約の締結についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 波佐見中学校空調機設置工事請負契約の締結についての討論を行います。
討論はありませんか。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号 波佐見中学校空調機設置工事請負契約の締結についてを採決しま
す。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第21 閉会中の継続調査申出について

○議長（今井泰照君）

日程第21. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、今定例会において議決されました案件について、字句、数字、その他整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

よって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成31年第1回波佐見町議会定例会を閉会します。

午前11時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員